

金沢市子どもの貧困対策基本計画
金沢市ひとり親家庭等自立促進計画

金沢市子ども生活応援プラン

令和4年度 ▶ 令和8年度



基本理念

「すべての親と子が安心して暮らし、
子どもたちが夢や希望を持てるまち金沢」

令和4年3月
金 沢 市

はじめに

未来を担う子どもたちは、家族にとってはもちろん、社会にとっても大切な宝であり、子どもたちが夢と希望を持って成長していく姿を見守りつつ、より良い環境をつくることは私たち大人の責務でもあります。

このため本市では、家庭の経済的事情や生活事情などに関わらず、すべての子どもが健やかに成長できるよう「金沢市子どもの貧困対策基本計画」及び「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、取り組んできました。

これまで、アウトリーチ等の充実のため、子どもソーシャルワーカーの配置や子どもの生活支援団体のネットワーク化などを実施し、一定の効果は表れていますが、今回実施した子どもの生活実態調査の結果からは、生活に困難を抱える子どもの現状や課題があらためて明らかになりました。

特にひとり親家庭は、仕事、子育て、家事等をひとりで担わなければならない、さらにはその半数が貧困の状況にあると言われており、その精神的、肉体的負担は非常に大きいものとなっています。

一方、近年のコロナ禍の影響で、支援を必要とする人が孤立し、必要な支援が届きにくくなるなど、経済的に困難を抱える人の増加が危惧され、さらなる問題の深刻化が懸念されるところです。

このような状況を踏まえ、今回、本市が取り組むべき施策の方向性を明確にし、総合的に施策を推進するため、前記の2つの計画を統合した「金沢市子ども生活応援プラン」を策定いたしました。

この計画では、「すべての親と子が安心して暮らし、子どもたちが夢や希望を持てるまち金沢」を基本理念としており、子どもが貧困に陥ることなく、安心して心豊かに成長できるよう効果的な施策を展開してまいります。

また、子どもたちが置かれている状況に関わらず、自分の将来を切り拓くことができるまちをめざし、子どもに関わるさまざまな個人や団体からの持続的な支援をはじめ、本市全体ですべての子どもの育ちを支える取り組みをより一層推進していきたいと考えています。市民の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力いただいた市民・関係団体の皆様、多くの貴重なご意見・ご助言をいただきました「金沢市子ども生活応援プラン策定委員会」の委員の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後の施策推進にあたりましても、どうぞ幅広いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年（2022年）3月

金沢市長 村 山 卓

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の対象.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画期間.....	2
第2章 本市の子どもの貧困の現状と課題.....	3
1 本市の子どもの貧困の現状.....	3
2 本市の子どもの貧困の課題.....	26
第3章 金沢市子ども生活応援プラン.....	28
1 計画の体系.....	28
2 基本理念.....	30
3 基本方針.....	30
4 施策の方向性とその展開	
施策の方向性1 すべての子どもの健やかな育ちを支える生活支援.....	31
(1) 子どもが安心できる居場所づくりの推進.....	31
(2) 基本的な生活習慣の定着に向けた支援の充実.....	33
(3) 配慮を要する子どもへの支援の充実.....	35
(4) 子どもの自立支援に向けた取組の推進.....	37
施策の方向性2 すべての子どもが能力や可能性を伸ばすことができる教育支援..	38
(1) 幼児教育・保育施設や学校等との連携強化.....	38
(2) 地域等での学習支援の促進.....	40
(3) 子どもの進学を支援する取組の推進.....	41
(4) 子どもの創造力の育成.....	42
施策の方向性3 生活基盤の安定と向上を図るための保護者への支援.....	43
(1) 生活困窮家庭等への就労支援の充実.....	43
(2) 妊娠期からの切れ目ない子育て支援の充実.....	46
(3) 生活の安定を図るための支援の充実.....	50

(4) ひとり親家庭の養育費の確保等の推進.....	53
施策の方向性4 地域から切れ目なくつながる重層的な支援体制の推進.....	54
(1) 子どもの貧困を早期発見するための取組の推進.....	54
(2) 子どもに関する専門的な相談窓口の充実.....	56
(3) 子どもの生活を支援する団体等のネットワークの連携強化.....	58
(4) ひとり親家庭の相談支援体制の強化.....	59
施策の方向性5 施策・制度の周知及び子どもの貧困に関する意識啓発.....	60
(1) 子どもの生活に関する施策・制度の周知の推進.....	60
(2) ひとり親家庭に関する施策・制度の周知の推進.....	61
(3) 子どもの貧困に関する意識啓発.....	62

第4章 計画の推進体制..... 63

1 計画の推進.....	63
2 計画の進行管理.....	64

資料編 65

1 金沢市子どもの生活実態調査報告.....	65
2 統計からみる本市の現状.....	186
3 子どもの貧困対策の推進に関する法律.....	194
4 子供の貧困対策に関する大綱（概要）.....	197
5 金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定委員会設置要綱.....	198
6 金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定委員会委員名簿.....	199
7 金沢市子どもの貧困対策チーム設置要領.....	200
8 金沢市子ども生活応援プランの策定経過.....	201



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもの状況を把握し、今困っている子どもたちはもちろん、今後そのような状態にならないような環境を作るため、また、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、支援が確実に届く仕組みを作るため、平成30年度に「金沢市子どもの貧困対策基本計画」を策定し、「すべての子どもたちの育ちを守り、一人ひとりが未来を切り拓けるまち金沢」の実現に向けた各種施策に取り組んできました。

また、ひとり親家庭に対しては、子どもたちの健やかな育ちが保障されるよう、成長に合わせた切れ目のない支援の充実を図るため、平成19年3月「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、平成24年3月と平成29年3月に計画を見直し、各種施策を推進してきました。

その後、国においては令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、子どもの将来だけではなく現在に向けた対策であること、貧困解消に向けて児童の権利条約の精神に則り推進することが目的に明記されました。さらに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、令和元年11月に新たな大綱が策定されました。

一方、平成27年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）においては、「目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」とされており、貧困対策は、国際的にも重要な課題となっています。さらに近年の新型コロナウイルスの感染拡大により、生活に困難を抱える家庭がより深刻な状況に陥っていると言われています。

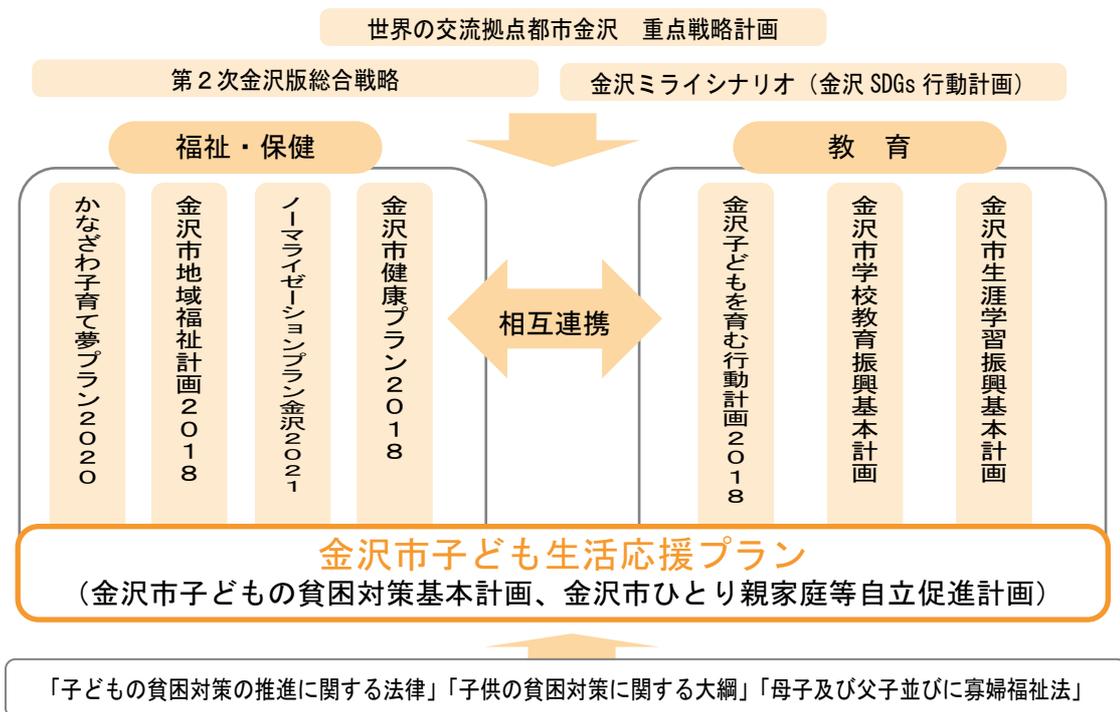
こうした状況を踏まえ、「金沢市子どもの貧困対策基本計画」及び「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画2017」の両計画が、令和3年度に計画期間の満了を迎えることから、両計画を一体化した計画として「金沢市子ども生活応援プラン」を策定し、生活に困難を抱える家庭やひとり親家庭が安心して暮らし、子どもたちが未来に向かって夢や希望を持ち健やかに育つよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

2 計画の対象

本計画では、子どもに関わるすべての市民を対象とします。また、法律及び大綱の趣旨を踏まえ、支援の対象は、原則、0歳から満18歳になった最初の3月31日までの子どもとその家庭とし、ひとり親家庭等については、20歳未満の子どもとその家庭及び寡婦とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」等の趣旨を踏まえつつ、本市の新たな都市像である「世界の交流拠点都市金沢」に基づき、「かなざわ子育て夢プラン2020」、「金沢市地域福祉計画2018」、「金沢子どもを育む行動計画2018」、「金沢市学校教育振興基本計画」等との調和を図りながら、基本理念、施策を体系的に整理し、効果的かつ着実に実行していくための指針を示すものです。また、本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に定める市町村計画で、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に規定する自立促進計画と一体的な計画と位置づけています。



4 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。ただし、計画を推進していく過程において、法律・大綱の改正や社会情勢等の変化により、計画の見直しが必要になった場合には、柔軟に対応していくこととします。



本市の子どもの貧困の現状と課題

1 本市の子どもの貧困の現状

本市における子どもの貧困の現状を把握するため、子どもを養育している保護者と子どもを対象とした子どもの生活実態調査及び困難な状況にある子どもや家庭に日ごろから関わっている支援機関・団体等へのヒアリング調査を実施しました。

(1) 子どもの生活実態調査

子どもの生活実態調査（以下、アンケート調査）は、子どものいる家庭の生活の状況やニーズ、課題を把握することにより、本市における子どもの貧困の状況を分析することを目的に実施しました。

区分	内容
調査対象	4～5歳、小学2年生の保護者 小学5年生、中学2年生、16～17歳の子どもと保護者 各1,200件、6,000世帯 (内、ひとり親世帯1,297世帯)
調査方法	郵送配布、無記名郵送回答無作為抽出（保護者の重複なし）
調査期間	令和3年7月2日～7月30日
回答率	41.1%

※ひとり親家庭に対する調査の視点が必要であるため、ひとり親世帯については児童扶養手当認定者へ案内を送付しました。（前回調査（平成30年）では、全世帯無作為抽出）

(2) 本調査における生活困窮層の定義

本調査では、本市における「生活困窮」を以下の3つの要素に基づいて分類しました。

区分		内容
①	低所得	世帯所得が厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」から算出される基準 (世帯所得の中央値を平均世帯人数の平方根で除した値の50%未満=127万円)の世帯
②	家計のひっ迫	・通信費(固定電話・スマートフォン料金等を含む) ・光熱水費 ・家賃 ・住宅ローン ・税金、国民健康保険、国民年金 ・保育料、学費、給食費 ・その他の債務 の7項目のうち1項目以上該当する世帯
③	子どもの体験や所有物の欠如	・海水浴・プールに行く ・博物館・科学館・美術館などに行く ・キャンプやバーベキューに行く ・スポーツ観戦や映画館に行く ・遊園地やテーマパークに行く ・毎月お小遣いを渡す ・毎年新しい洋服・靴を買う ・習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる ・学習塾に通わせる(又は家庭教師) ・お誕生日のお祝いをする ・1年に1回くらい家族旅行に行く ・クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる ・子どもの学校行事などへ親が参加する の13項目のうち3項目以上該当する世帯

※1 本調査における生活困窮層については、以下の2点に該当した世帯としました。

- ・①に該当した世帯 (「生活困窮層の割合」の表 低所得層A)
- ・②又は③にのみ該当した世帯については、所得が①の1.5倍の190.5万円未満の世帯 (「生活困窮層の割合」の表 低所得層B)

※2 ①に加えて、②、③の項目に該当する世帯を加え、①の所得データだけでは捕捉できない生活困窮層を捉えようとしてきました。

※3 ①の低所得は、厚生労働省が用いている指標ですが、本調査では、回答者が回答しやすいよう世帯所得の単位を広くとっていること、所得の記入については本人が正確な金額を把握せずに記入している可能性もあることから、あくまで概算になります。

※4 前回調査は「相対的貧困層」と記載していましたが、国の定義する相対的貧困層の算出方法と異なっており、名称の混同を避けるため、今回調査より「生活困窮層」に記載を変更しています。

(3) 関係団体等ヒアリング調査

関係団体等ヒアリング調査（以下、ヒアリング調査）は、困難を抱える子どもや家庭の現状と課題を支援者の視点から捉えることで、困難に陥ってしまう背景や今後求められる方策等を把握することを目的に実施しました。

区分	内容
調査対象	保育所・認定こども園等、小学校、中学校、高等学校、社会福祉協議会、児童養護施設、放課後児童クラブ、ひとり親家庭への支援を行う団体、地域で子どもを支援する団体・グループ 計12か所の代表者、管理者、職員等
調査方法	対面による聞き取り
調査期間	令和3年7月14日～8月6日

(4) 調査結果

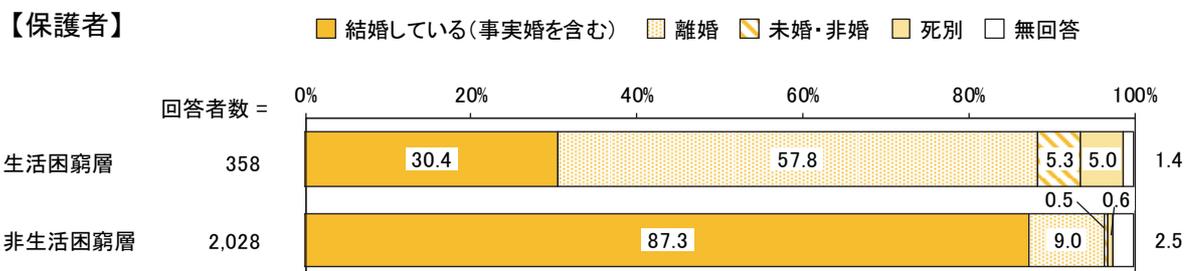
I 世帯の状況

①生活困窮層の割合【保護者】

子どもの年齢区分		生活困窮層（低所得層 A + 低所得層 B）		非生活困窮層	不明	合計
		低所得層 A	低所得層 B			
4～5歳	有効回答数	67	14	532	55	654
		10.2%	2.1%	81.3%	8.4%	100.0%
小学2年生	有効回答数	73	13	531	66	670
		10.9%	1.9%	79.3%	9.9%	100.0%
小学5年生	有効回答数	66	14	371	56	493
		13.3%	2.8%	75.3%	11.4%	100.0%
中学2年生	有効回答数	70	13	321	46	437
		16.0%	3.0%	73.5%	10.5%	100.0%
16～17歳	有効回答数	82	17	273	32	387
		21.2%	4.4%	70.5%	8.3%	100.0%
合計	有効回答数	358	71	2,028	255	2,641
		13.6%	2.7%	76.8%	9.7%	100.0%

②ひとり親家庭の割合

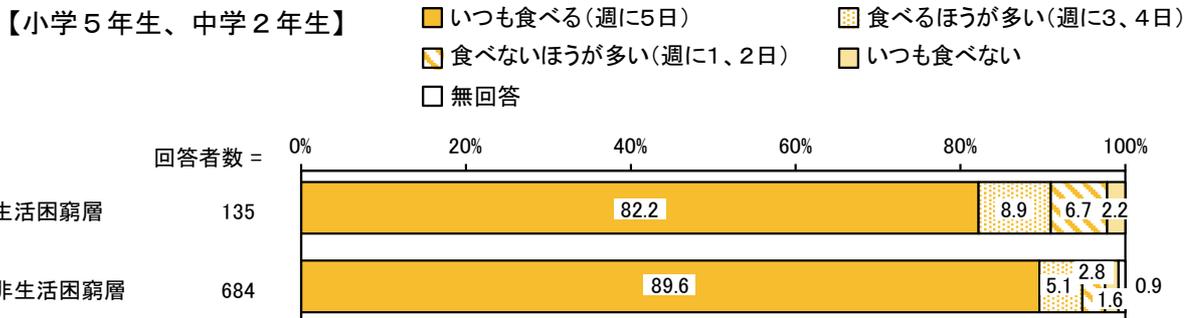
生活困窮層でひとり親家庭（保護者が「離婚」、「未婚・非婚」、「死別」）の割合が高くなっています。



Ⅱ 日常生活の状況、親と子の関わり

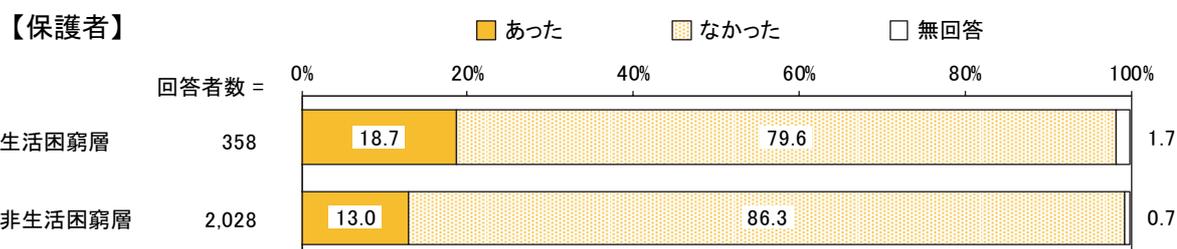
①平日毎日朝食を食べるか

アンケート調査結果では、小学5年生、中学2年生の、平日(月曜～金曜日)に朝ごはんを食べるかについて、生活困窮層で「いつも食べる(週に5日)」の割合が82.2%と非生活困窮層の89.6%に比べ低くなっています。



②過去1年間に、子どもを医療機関に受診させた方が良かったが、実際にはさせなかった割合

保護者が過去1年間に、お子さんを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあったかについて、生活困窮層で「あった」が18.7%と割合が高くなっています。



その理由については、「最初は受診させようと思ったが、子どもの様子を見て、受診させなくてもよいと判断したため」の割合が54.1%と最も高く、次いで「多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため」の割合が18.8%となっています。また、「公的医療保険に加入していたが、医療機関で自己負担金を支払うことができないと思ったため」と回答した割合を年齢別にみると、4～5歳・小学2年生の保護者で1.0%、小学5年生・中学2年生の保護者で1.7%であったのに対し、16～17歳の保護者で10.2%と割合が高くなっています。

(複数回答可) 単位：%

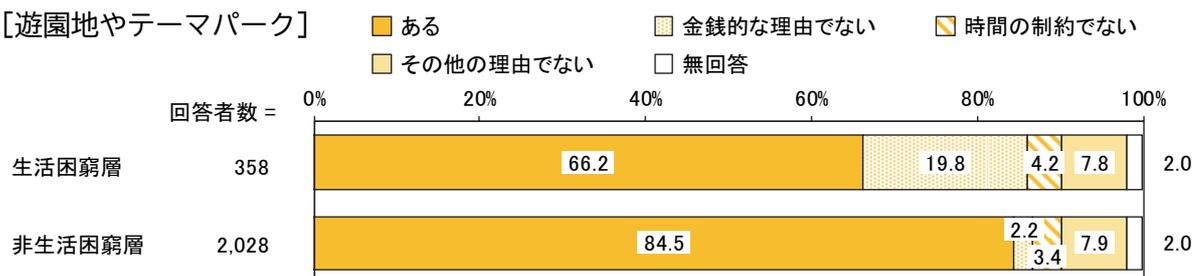
区分	回答者数(件)	公的医療保険に加入してはいるが、医療機関で自己負担金を支払うことができないと思ったため	公的医療保険に加入してはいるが、医療機関で自己負担金を支払うことができないと思ったため	子ども本人が受診しなかったため	医療機関までの距離が遠く、通院することが困難であったため	多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため	最初は受診させようと思ったが、子どもの様子を見て、受診させなくてもよいと判断したため	自分の健康状態が悪かったため	受診させるのが面倒だったため	その他	無回答
全体	362	—	2.5	14.4	0.6	18.8	54.1	1.9	0.3	11.9	0.6
4～5歳・小学2年生	194	—	1.0	6.2	0.5	14.9	65.5	—	—	13.9	0.5
小学5年生・中学2年生	119	—	1.7	21.8	—	23.5	43.7	4.2	0.8	8.4	0.8
16～17歳	49	—	10.2	28.6	2.0	22.4	34.7	4.1	—	12.2	—

③子どもとの外出(コロナ以前)

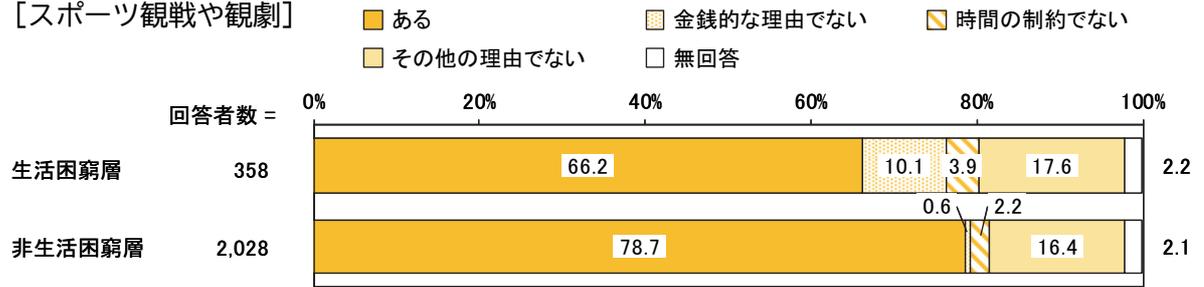
子どもとの外出については、生活困窮層は非生活困窮層よりも外出する機会が少なく、「金銭的な理由」や「時間の制約」によってできない割合が高くなっています。

【保護者】

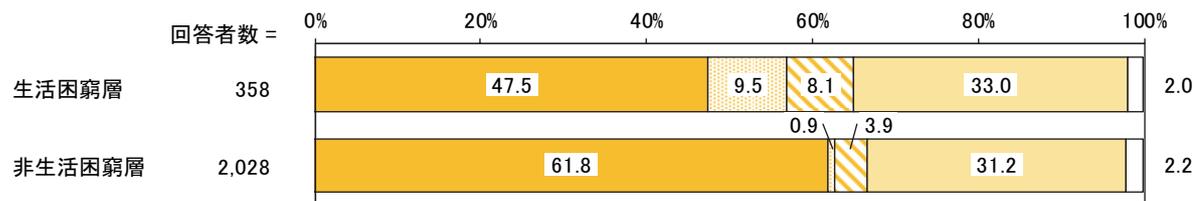
[遊園地やテーマパーク]



[スポーツ観戦や観劇]



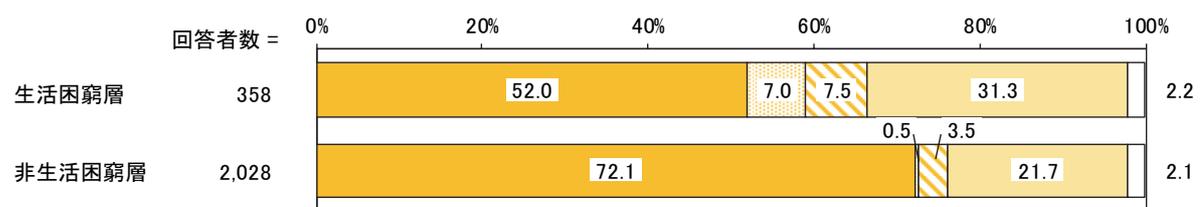
[キャンプ・バーベキュー]



[海水浴・プールに行く]



[博物館・科学館・美術館などに行く]



④経済的理由で家庭に不足しているもの

経済的理由で家庭に不足しているものについては、生活困窮層で「急な出費のための貯金（5万円以上）」「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」「子どもの年齢に合った本」「子ども用のスポーツ用品・おもちゃ」「インターネットに接続できる環境（Wi-Fi等）」の割合が高くなっています。一方で、非生活困窮層では、「あてはまるものはない」の割合が高くなっています。

【保護者】

(複数回答可) 単位：%

区分	回答者数(件)	子どもの年齢に合った本	子ども用のスポーツ用品・おもちゃ	子どもが自宅で宿題をすることができる場所	洗濯機	炊飯器	掃除機	暖房機器	冷房機器	電子レンジ
生活困窮層	358	13.1	8.4	14.2	0.3	—	0.3	1.4	3.4	0.3
非生活困窮層	2,028	1.0	0.9	1.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.7	0.2

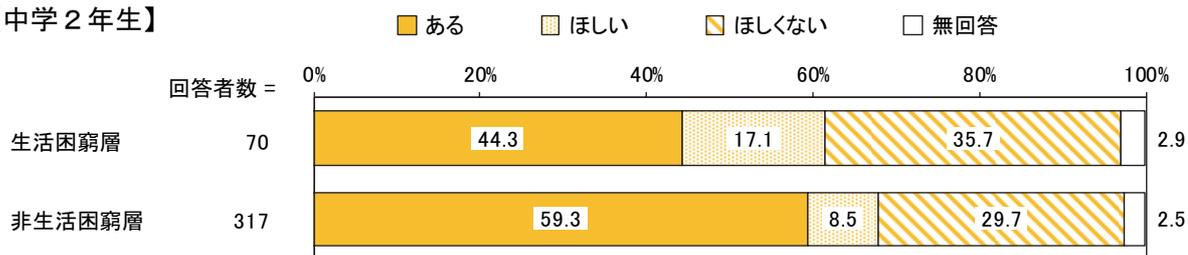
区分	電話（固定電話・携帯電話を含む）	インターネットに接続できる環境（Wi-Fi等）	新聞の定期購読（ネット含む）	世帯専用のお風呂	世帯人数分のベッドまたは布団	自動車	急な出費のための貯金（5万円以上）	あてはまるものはない	無回答
生活困窮層	3.1	6.4	33.5	1.1	9.5	7.8	31.6	30.4	7.5
非生活困窮層	0.7	1.3	10.4	0.2	1.5	0.4	5.7	71.5	11.9

⑤自分用のものがなく、欲しいもの

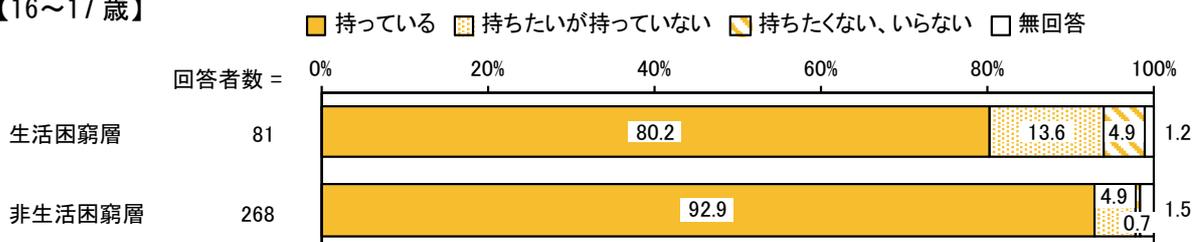
自分用のものがなく、欲しいものについて、「友達が着ているのと同じような服」では、中学2年生、16～17歳の生活困窮層で「ほしい・持ちたいが持っていない」の割合が高くなっています。また、「2足以上のサイズのあった靴」では、中学2年生の生活困窮層で、「ほしい」の割合が高くなっています。

○友達が着ているのと同じような服

【中学2年生】

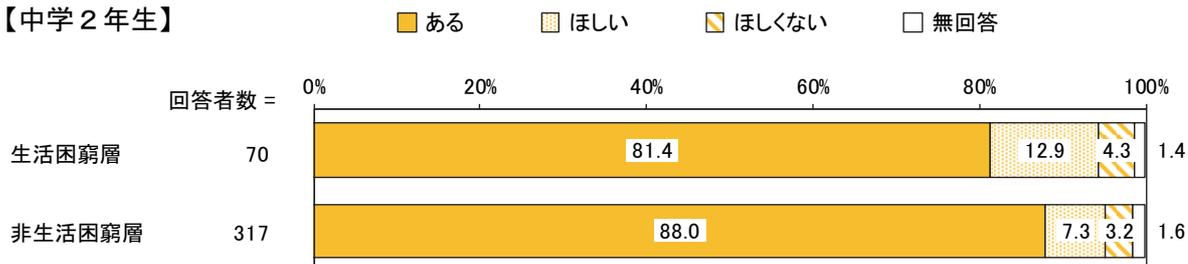


【16～17歳】



○2足以上のサイズのあった靴

【中学2年生】



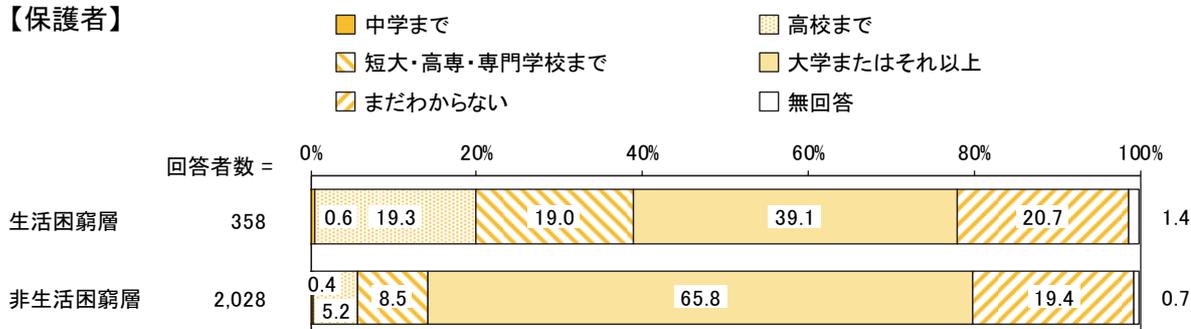
ヒアリング調査結果では、困難な状況にある家庭ほど、親子の関わりが少ない傾向があり、衣食住など基本的な生活習慣が定着していない、高校生が対象となる居場所がない、親子でのイベントは仕事で参加できないため、子どもだけでも安心して参加できるイベントがあるとよい等の意見がありました。

Ⅲ 子どもの教育の状況

①保護者が子どもにどの段階まで教育を受けさせたいと考えているか

アンケート調査結果では、保護者が子どもにどの段階まで教育を受けさせたいと考えているかについて、非生活困窮層で「大学またはそれ以上」の割合が65.8%と生活困窮層の39.1%と比べて高くなっています。非生活困窮層では「短大・高専・専門学校まで」が8.5%、「高校まで」が5.2%に対し、生活困窮層では、「短大・高専・専門学校まで」が19.0%、「高校まで」が19.3%と高くなっています。その理由について、「お子さんがそう希望しているから」との回答が非生活困窮層で23.8%、生活困窮層で33.3%、「家庭の経済的な状況から考えて」との回答が非生活困窮層で6.7%、生活困窮層で19.7%と、非生活困窮層に比べ、生活困窮層での割合が高くなっています。

【保護者】



①の回答理由

【保護者】

単位：%

区分	回答者数(件)	お子さんがそう希望しているから	一般的な進路だと思 うから	お子さんの学力から 考えて	家庭の経済的な状況 から考えて	その他	特に理由はない	無回答
生活困窮層	279	33.3	40.1	13.3	19.7	9.7	7.2	1.1
非生活困窮層	1,619	23.8	55.7	14.9	6.7	10.7	8.5	0.7

②今後通いたい学校

16～17歳の子ども本人は、今後通いたい学校について、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「専門学校」「高等専門学校」の割合が高くなっています。一方、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「四年制大学」の割合が高くなっています。

【16～17歳】

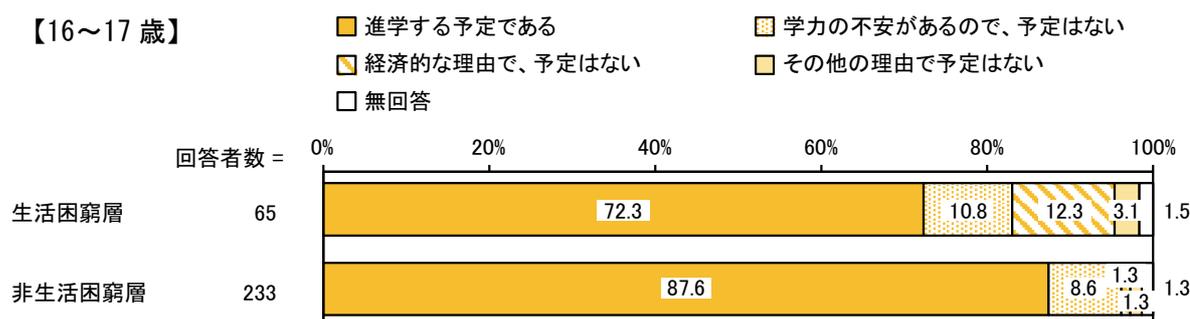
(複数回答可) 単位：%

区分	回答者数(件)	高等学校(全日制)	高等学校(定時制・通信制)	高等専門学校	専修学校(高等課程)	専門学校	短期大学	専修学校(専門課程)	四年制大学	大学院	その他	今後、進学したいとは思わない	無回答
生活困窮層	81	1.2	1.2	7.4	—	23.5	7.4	1.2	51.9	6.2	3.7	14.8	4.9
非生活困窮層	268	3.4	1.5	1.1	—	14.9	6.7	1.9	64.6	4.5	2.6	11.2	1.9

③今後の進学予定について

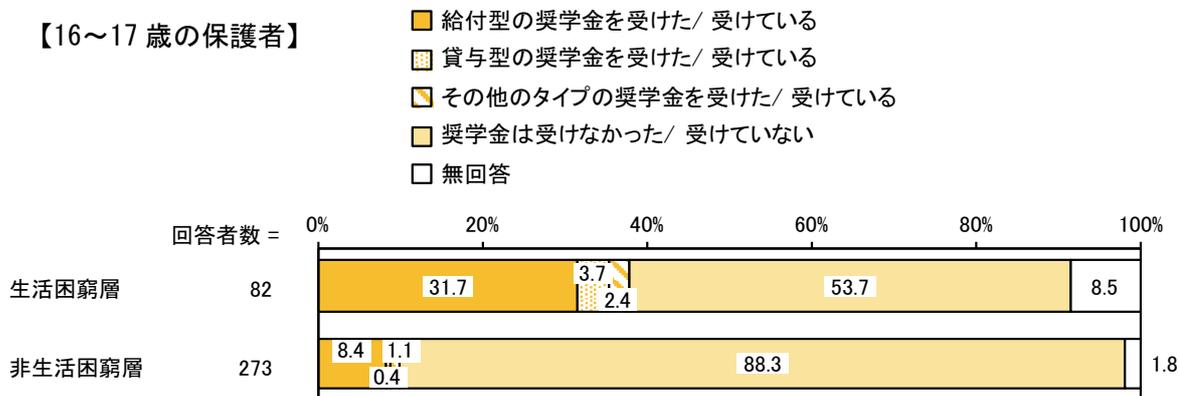
今後の進学予定については、「進学する予定である」との回答の割合が非生活困窮層で87.6%、生活困窮層で72.3%と生活困窮層に比べ非生活困窮層で割合が高く、「経済的な理由で、予定はない」との回答の割合が非生活困窮層で1.3%、生活困窮層で12.3%と生活困窮層での割合が高くなっています。

【16～17歳】



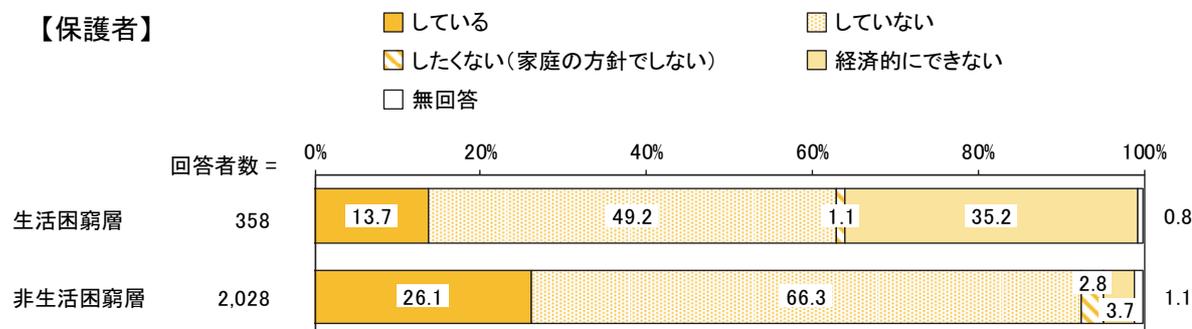
④奨学金を受けたか

奨学金を受けたかについては、生活困窮層において「受けた、受けている」の割合が高くなっており、そのうち給付型の奨学金を受けた割合が貸与型よりも高くなっています。



⑤学習支援（塾や家庭教師の利用）について

学習支援（塾や家庭教師の利用）については、生活困窮層において「経済的にできない」の割合が高くなっています。



⑥勉強がわからないときは、誰に教えてもらうか

勉強がわからないときは誰に教えてもらうかについては、小学5年生、中学2年生では「塾や習い事などの先生」が生活困窮層で11.9%、非生活困窮層で26.0%、「親」が生活困窮層で55.6%、非生活困窮層で72.7%、16～17歳では「塾・予備校や習い事の先生」が生活困窮層で12.3%、非生活困窮層で23.5%、「親」が生活困窮層で9.9%、非生活困窮層で17.2%と、いずれの項目、年齢層においても生活困窮層で低くなっています。

【小学5年生、中学2年生】

(複数回答可) 単位：%

区分	回答者数(件)	親	親以外の家族(兄弟姉妹や、おじいちゃん、おばあちゃんなど)	学校の先生	塾や習い事などの先生	児童館や放課後児童クラブ(学童保育)などの先生	その他の大人	友だち	教えてもらえる人がいない	無回答
生活困窮層	135	55.6	26.7	34.1	11.9	2.2	5.2	48.9	5.9	1.5
非生活困窮層	684	72.7	25.0	36.5	26.0	1.3	2.2	49.1	1.3	1.5

【16~17歳】

単位：%

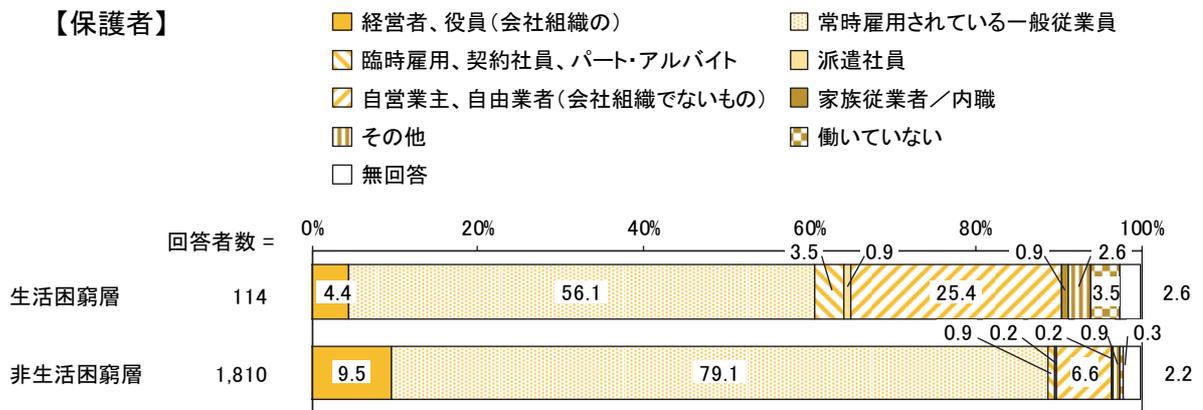
区分	回答者数(件)	親	親以外の家族(兄弟姉妹、祖父母など)	学校の先生	塾・予備校や習い事の先生	その他の大人	友達	い	教えてもらえる人がいない	無回答
生活困窮層	81	9.9	9.9	48.1	12.3	3.7	64.2	12.3	1.2	
非生活困窮層	268	17.2	14.9	54.5	23.5	2.6	75.7	2.6	0.4	

ヒアリング調査結果では、小学校低学年の基礎学力が定着できていない、ひとり親家庭では親が子どもの勉強をみる余裕がなく第三者による学習支援が必要などの意見がありました。

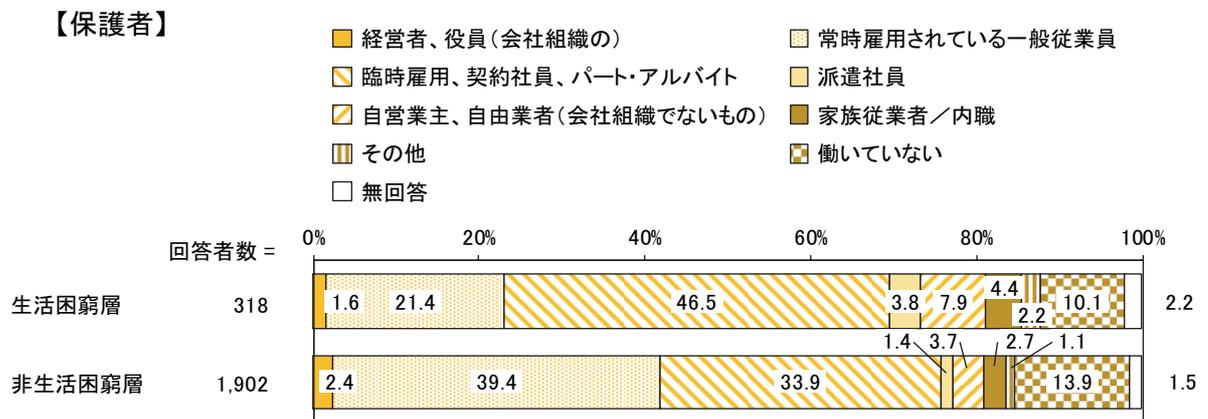
IV 就労の状況

アンケート調査結果では、保護者の就労状況について、「常時雇用されている一般従業員」の割合は、生活困窮層で父親56.1%、母親21.4%と非生活困窮層の父親79.1%、母親39.4%に比べいずれも低くなっています。また、母親が「臨時雇用・契約社員、パート・アルバイト」の割合は、生活困窮層で46.5%と非生活困窮層の33.9%に比べて高くなっています。

○父親の就業状況



○母親の就業状況



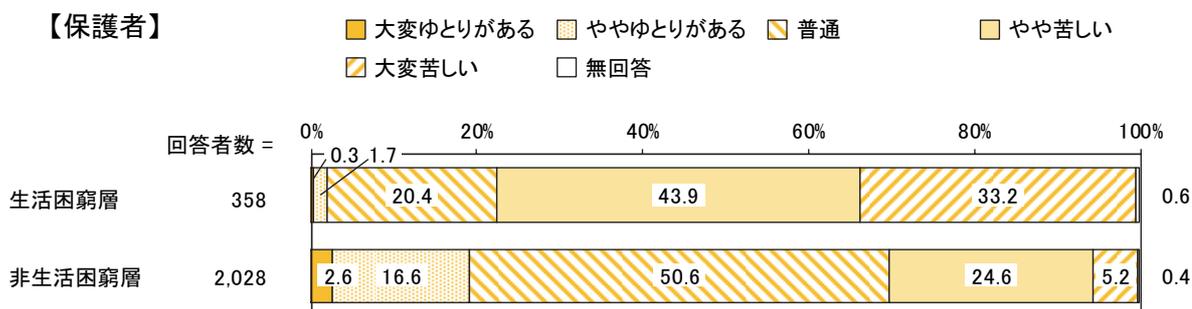
ヒアリング調査結果では、労働環境が不安定で低賃金であること、また、賃金が低くダブルワークをするが身体が持たずに辞める、子育てや家事の時間を確保するため、正規雇用を望めない方もいるなどの意見がありました。

V 世帯の経済状況

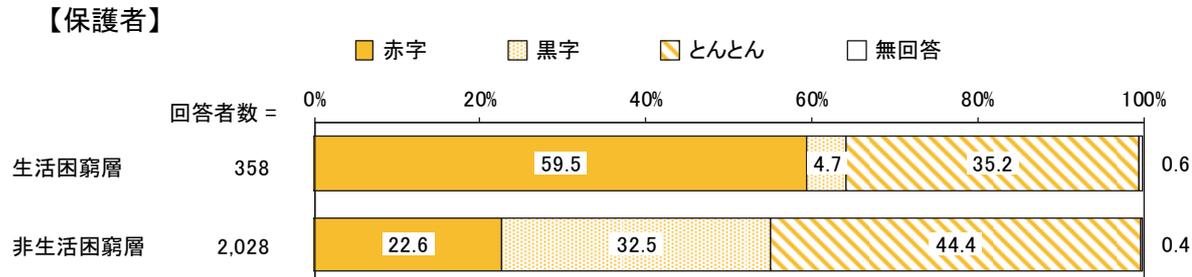
① 現在の暮らしの状況について

アンケート調査結果では、現在の暮らしの状況について、保護者全体では生活困窮層において「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた割合が77.1%と高く、非生活困窮層の29.8%と大きな開きが見られます。また、月々の収支について「赤字」が生活困窮層で59.5%、非生活困窮層で22.6%と生活困窮層で高くなっています。

○現在の暮らしの状況について

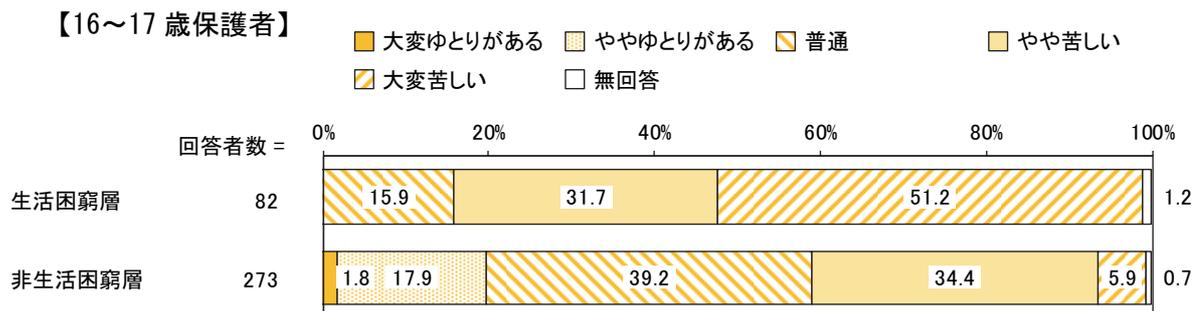


○月々の収支について



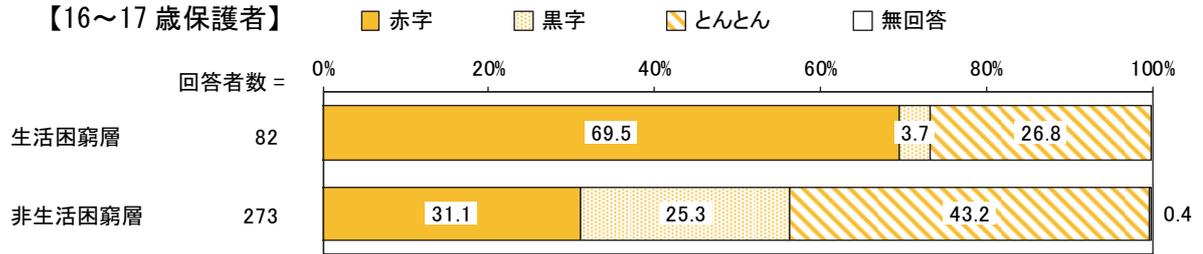
16～17歳の保護者では現在の暮らしの状況について、生活困窮層において「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた割合が82.9%と高く、非生活困窮層の40.3%と大きな開きが見られます。また、月々の収支について「赤字」が生活困窮層で69.5%、非生活困窮層で31.1%と生活困窮層で高くなっています。

○現在の暮らしの状況について



○月々の収支について

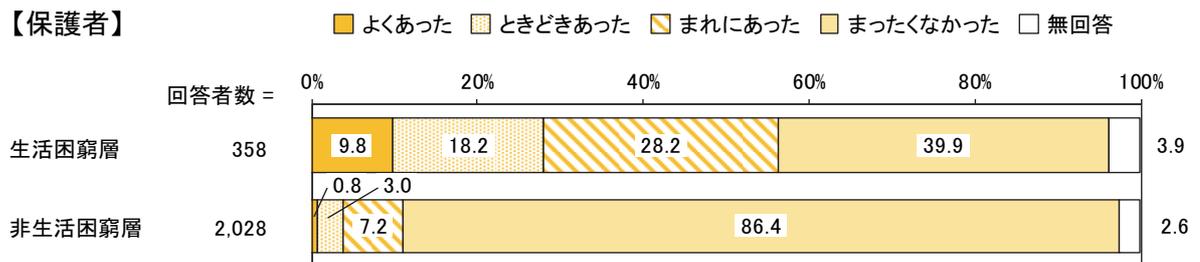
【16～17歳保護者】



② 過去1年間にお金が足りなくて、家族が必要とする食料・衣類を買えないことがあったか

過去1年間にお金が足りなくて、家族が必要とする食料・衣類が買えないことがあったかについても「よくあった」「ときどきあった」を合わせた割合が、非生活困窮層の3.8%に比べ、生活困窮層では28.0%と高くなっています。

【保護者】

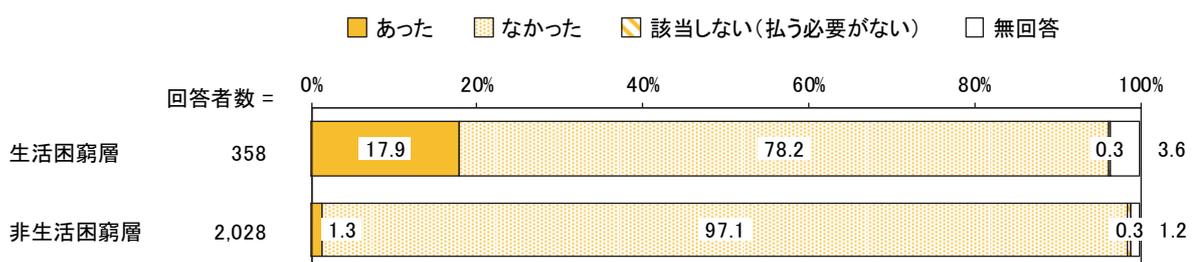


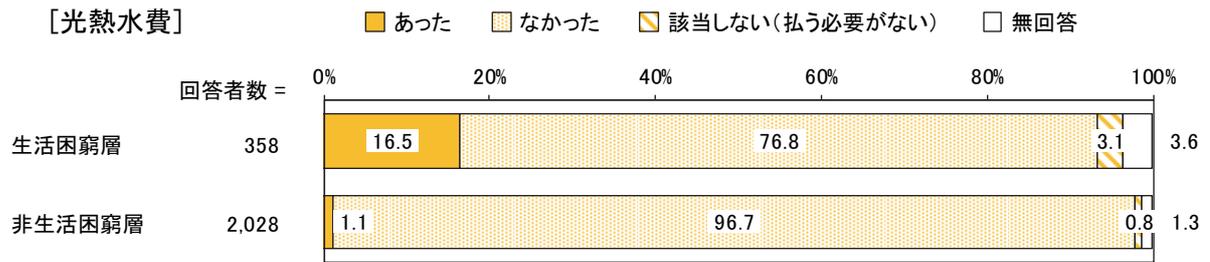
③ 過去1年の間に経済的理由でサービス・料金について支払えないことがあったか

過去1年間の間に経済的理由でサービス・料金について支払えないことがあったかについては、いずれの項目においても、生活困窮層で「あった」の割合が高くなっています。

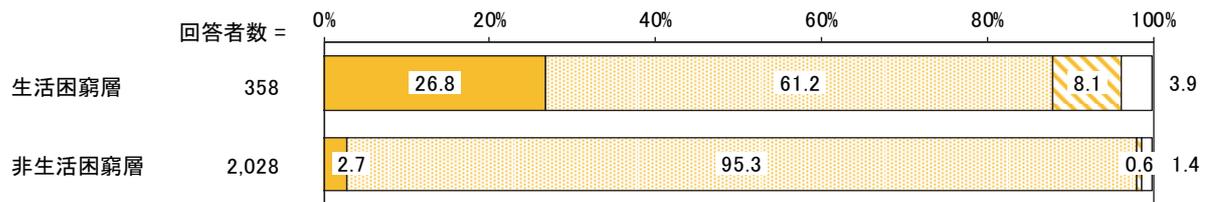
【保護者】

[通信費]





【税金、国民健康保険、国民年金】

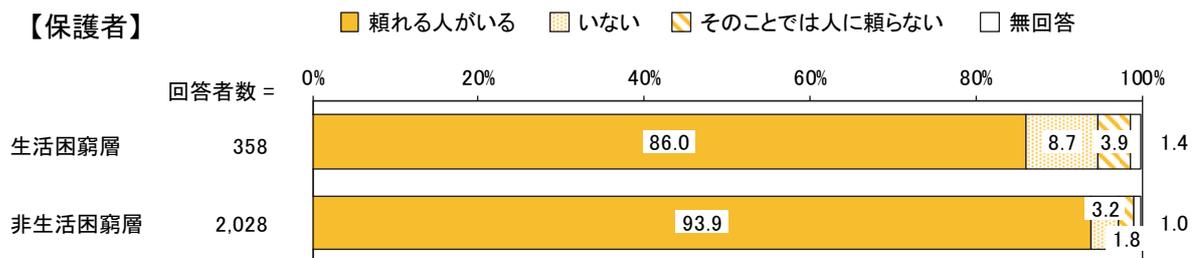


VI 周囲の人や支援者との関わり

① 子育てに関する相談相手

アンケート調査結果では、保護者の子育てに関する相談について、「頼れる人がいない」の割合が非生活困窮層の3.2%に比べ、生活困窮層では、8.7%と高くなっています。

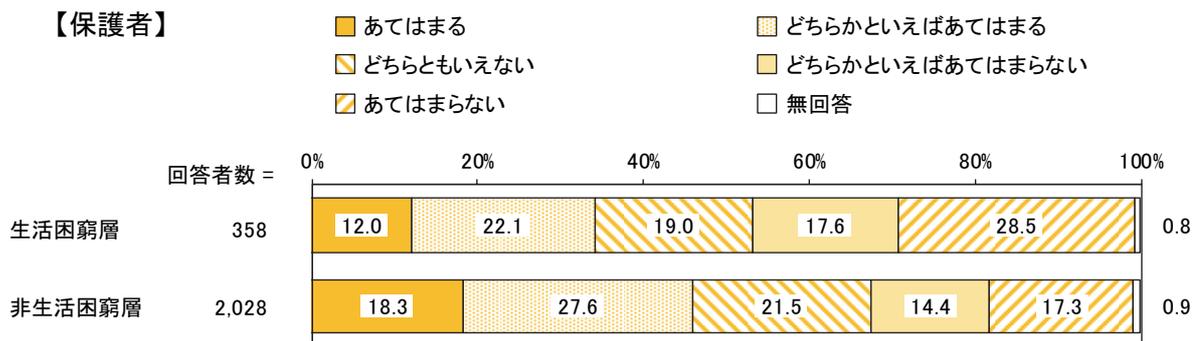
【保護者】



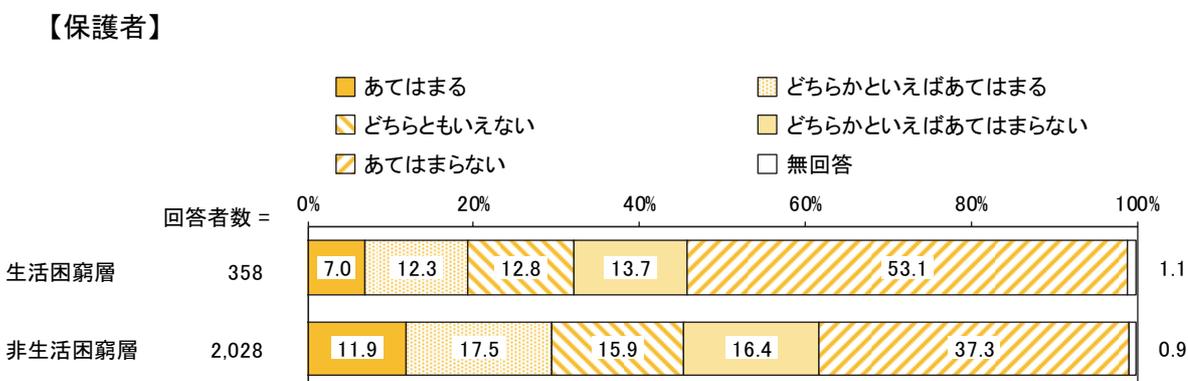
② 町会等への行事の参加について

保護者が町会の行事にはよく参加するかについては、「あてはまる」・「どちらかといえばあてはまる」が生活困窮層で34.1%と非生活困窮層の45.9%に比べ低くなっています。町会以外（婦人会、子ども会、趣味のサークル等）へよく参加しているかについては、「あてはまる」・「どちらかといえばあてはまる」が生活困窮層で19.3%と非生活困窮層の29.4%に比べ低くなっています。

○町会の行事にはよく参加するか



○町会以外（婦人会、子ども会、趣味のサークル等）へよく参加しているか



ヒアリング調査結果では、精神的に頼れる人がいない、支援や制度を利用できていない人がいるなどの意見があり、家庭全般の問題を総合的に助言できるアドバイザー、コーディネーターの存在が重要視されています。

Ⅶ 制度利用、支援への要望

① 保護者が現在必要・重要だと思う支援

アンケート調査結果では、保護者が現在必要・重要だと思う支援について、生活困窮層において、「離婚のことや養育費等の法的相談」「一時的に必要な資金を借りられること」「就職・転職支援」「食料品・日用品の支給」「学用品の支給」などが高くなっています。また、非生活困窮層・生活困窮層ともに「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が高くなっています。

【保護者】

(複数回答可) 単位：%

区分	回答者数(件)	子どものことや生活のことなど悩みことの相談ができること	同じような悩みを持った人同士で知り合えること	離婚のことや養育費のことなどについて法的な相談ができること	病気や障害のことなどについて専門的な相談が受けられること	病気や出産、事故などの事情があった時に一時的に子どもを預けられること	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	一時的に必要な資金を借りられること	就職・転職のための支援が受けられること	食料品・日用品の支給が受けられること	学用品の支給が受けられること	その他	無回答
生活困窮層	358	29.6	19.8	15.6	19.0	20.9	75.7	20.1	27.9	37.4	51.7	9.2	5.6
非生活困窮層	2,028	32.7	20.6	7.7	17.3	20.3	55.9	4.8	13.5	9.9	21.0	6.1	14.1

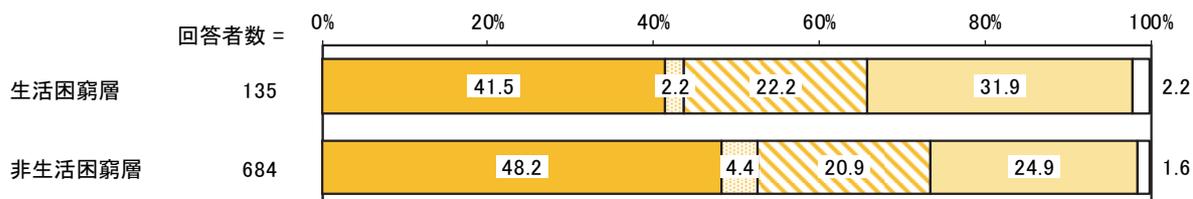
② 子どもが利用してみたい支援・サービス

小学5年生・中学2年生の子どもが利用してみたい支援・サービスについて、「放課後や休日を過ごすことができる場所（児童館・放課後児童クラブなど）」では、生活困窮層に比べ、非生活困窮層で「利用したことがある」の割合が高くなっています。「夕ご飯を無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）」では、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「利用したことがある・利用したことがないがあれば利用したいと思う」の割合が高くなっています。「勉強を無料でみてくれる場所」では、生活困窮層、非生活困窮層共に、約3割の子どもが利用を希望しています。

[放課後や休日を過ごすことができる場所（児童館・放課後児童クラブなど）]

【小学5年生・中学2年生】

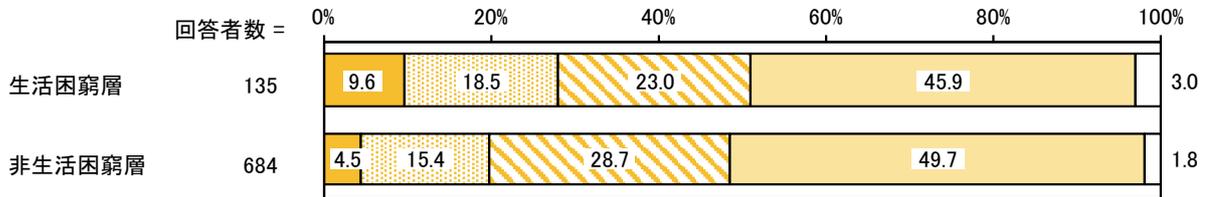
- 利用したことがある
- 利用したことがない(あれば利用したいと思う)
- 利用したことがない(今後も利用したいと思わない)
- 利用したことがない(今後利用したいかどうか分からない)
- 無回答



[夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）]

【小学5年生・中学2年生】

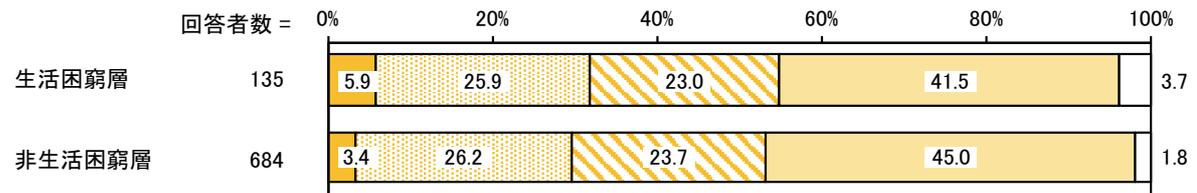
- 利用したことがある
- 利用したことがない(あれば利用したいと思う)
- 利用したことがない(今後も利用したいと思わない)
- 利用したことがない(今後利用したいかどうか分からない)
- 無回答



[勉強を無料でみてくれる場所]

【小学5年生・中学2年生】

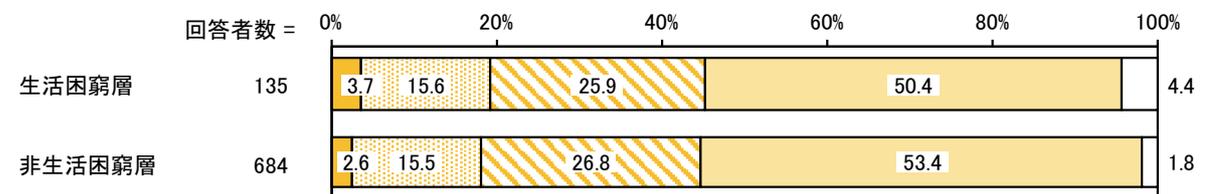
- 利用したことがある
- 利用したことがない(あれば利用したいと思う)
- 利用したことがない(今後も利用したいと思わない)
- 利用したことがない(今後利用したいかどうか分からない)
- 無回答



[何でも相談できる場所（電話やネットの相談をふくむ。）]

【小学5年生・中学2年生】

- 利用したことがある
- 利用したことがない(あれば利用したいと思う)
- 利用したことがない(今後も利用したいと思わない)
- 利用したことがない(今後利用したいかどうか分からない)
- 無回答



③ 施策等の情報の受け取り方法

保護者が施策等の情報をどのように受け取っているかについては、生活困窮層・非生活困窮層ともに「学校からのおたより(紙)」「学校からのメール」の割合が高く、今後どのように受け取りたいかについても、「学校からのおたより(紙)」「学校からのメール」の割合が高くなっています。その他、「SNS」を希望する割合は現在の状況よりも高くなっています。

○施策等の情報をどのように受け取っているか

【保護者】

(複数回答可) 単位：%

区分	回答者数(件)	行政機関の広報誌	行政機関のホームページ	SNS (Facebook、LINE、ツイッターなど)	学校からのおたより(紙のもの)	学校からのメール	家族や友人からの情報	その他	無回答
生活困窮層	358	13.1	13.1	22.1	76.0	52.5	40.5	2.8	3.4
非生活困窮層	2,028	24.3	17.9	24.0	84.6	52.3	44.0	3.1	2.6

○今後どのように受け取りたいか

【保護者】

(複数回答可) 単位：%

区分	回答者数(件)	行政機関の広報誌	行政機関のホームページ	SNS (Facebook、LINE、ツイッターなど)	学校からのおたより(紙のもの)	学校からのメール	家族や友人からの情報	その他	無回答
生活困窮層	358	14.2	18.2	39.1	57.3	52.5	24.9	5.0	13.4
非生活困窮層	2,028	20.2	20.6	39.0	59.4	52.8	28.8	2.4	12.0

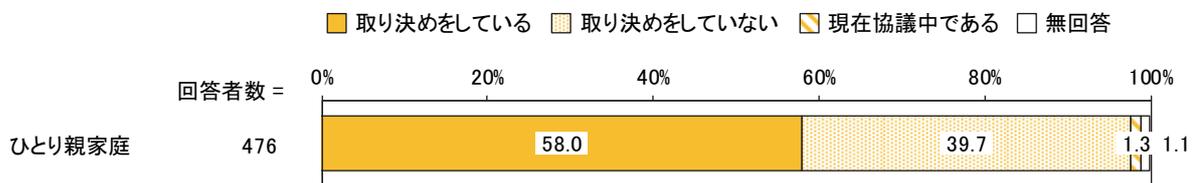
ヒアリング調査結果では、施策や制度についての周知方法を対象者によって変えていく必要があること、内容を具体的でわかりやすいものに工夫するとともに、できる限り手続きを簡潔にしていく取組が必要であるという意見がありました。

Ⅷ ひとり親家庭の状況

アンケート調査結果では、ひとり親家庭の58.0%で養育費の取り決めをしています。また、取り決めをしている場合、養育費がきちんと支払われているかについては、「毎月または定期的に受け取っている」の割合が62.3%であったものの、「以前は支払われていたが、現在は支払ってもらえない」の割合は17.4%となっています。面会交流については、「している」の割合は41.6%となっています。

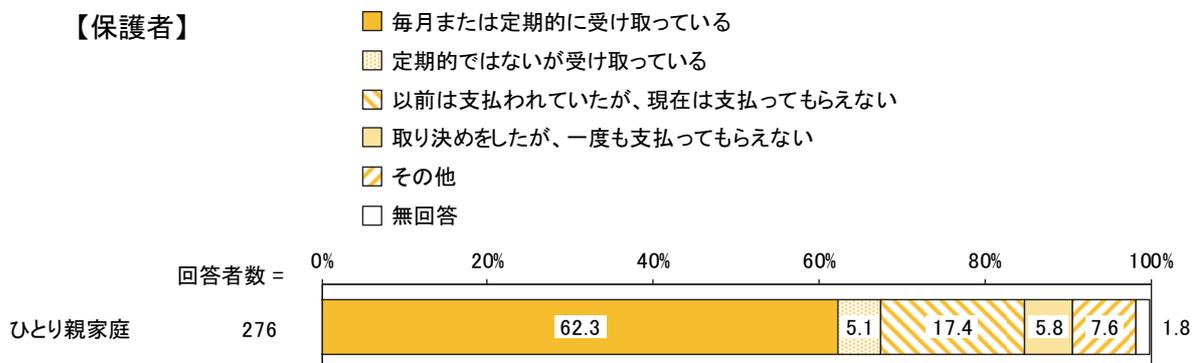
○養育費の取り決めについて

【保護者】



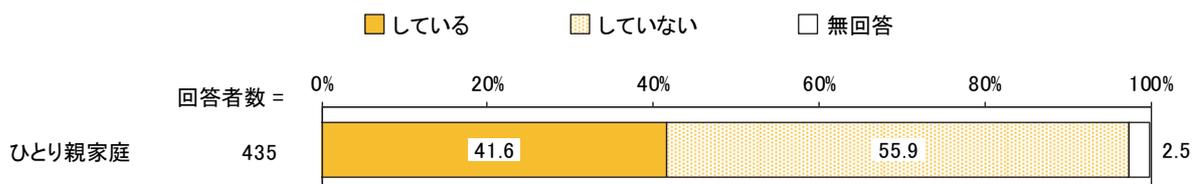
○養育費の支払いについて

【保護者】



○面会交流について

【保護者】



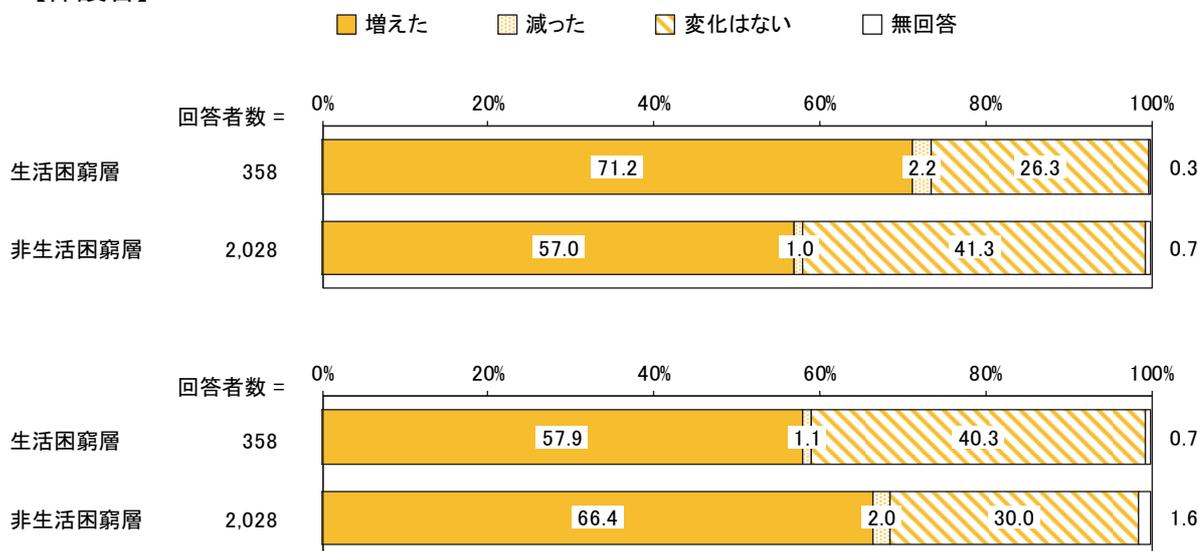
ヒアリング調査結果では、ひとり親家庭への学習支援や、保護者が病気になった時の支援体制が求められています。

IX 新型コロナウイルスの影響

アンケート調査結果では、新型コロナウイルス感染症により、ストレスや不安な気持ち「増えた」保護者が生活困窮層において71.2%、収入が「減った」が49.2%、支出が「増えた」が62.3%と非生活困窮層に比べて高くなっています。また、今回調査における生活困窮層のうち約7割がひとり親家庭であり、ひとり親家庭においても、新型コロナウイルス感染症により、ストレスや不安が「増えた」、収入が「減った」、支出が「増えた」の割合が高くなっています。

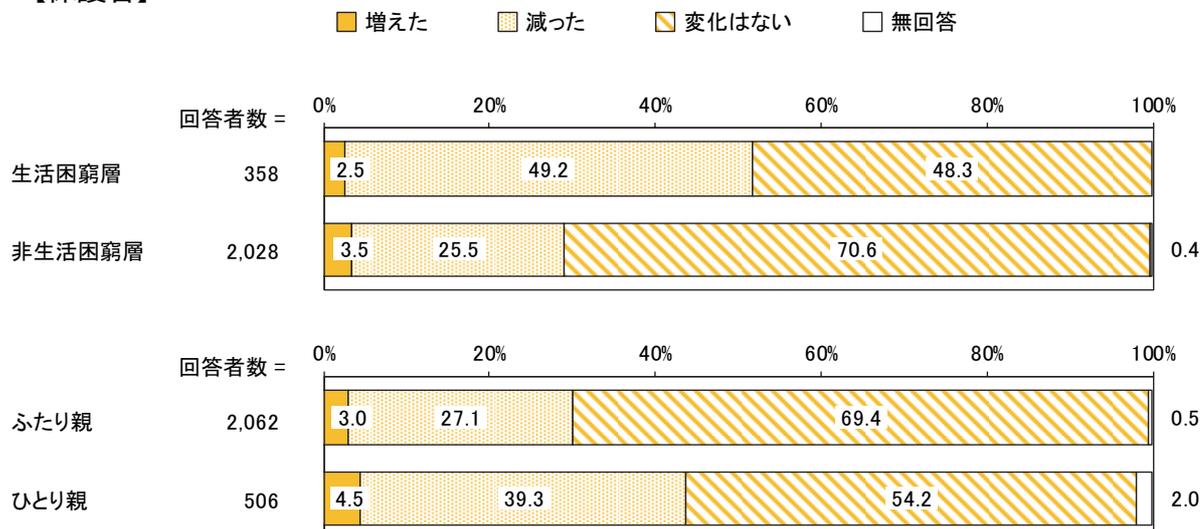
○ストレスや不安な気持ちについて

【保護者】



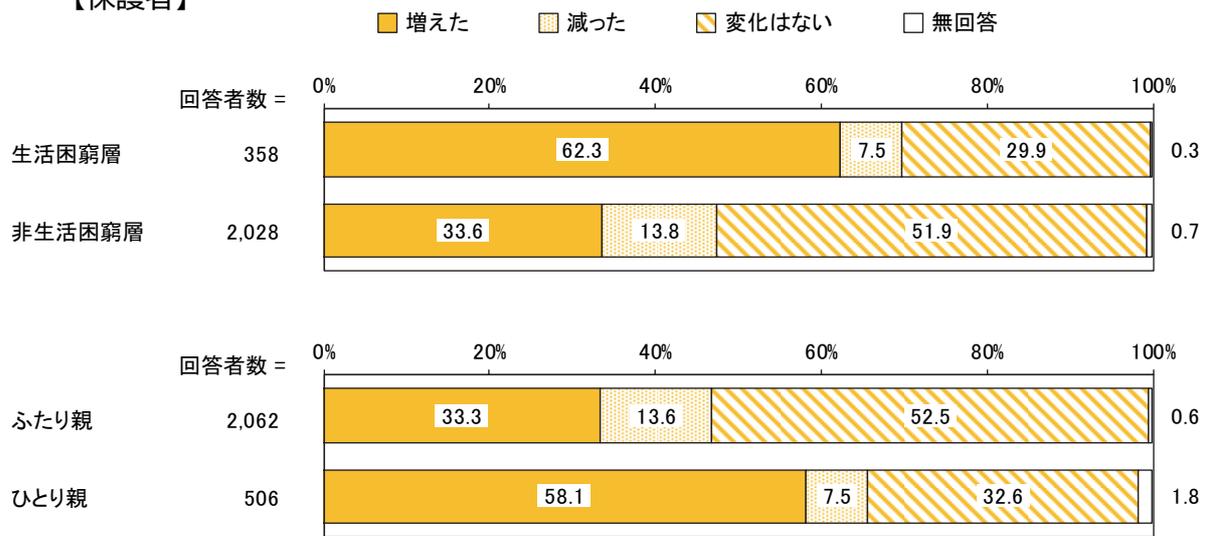
○収入について

【保護者】



○支出について

【保護者】



2 本市の子どもの貧困の課題

(1) 子どもの生活に関する課題

子どもたちが、安心して健やかに成長するためには、親子ともに社会的に孤立せず、安定した生活環境が整っていることが重要ですが、生活困窮層では、親子の関わりが少ない傾向があり、衣食住など基本的な生活習慣が身につけていないとの指摘があります。子どもが安心して過ごせる居場所の確保や、生活習慣を定着させるための取組を進める必要があります。

(2) 子どもの教育に関する課題

生活困窮層では、基礎学力が身につけていない、ひとり親家庭では親が子どもの勉強をみる余裕がないなどの状況があります。また、塾や家庭教師の利用などの学びの機会についても、経済的にできないとの声があります。

すべての子どもが能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦するには、学が意欲を持ち続けられる環境を整えることが必要です。

また、子どもたちが様々な人と関わりをもち、自己肯定感を育み、創造力を伸ばすことができるよう、家庭や学校だけでなく、地域での居場所づくりを進め、地域全体で子育てを支援できる体制づくりが必要です。

さらに、子どもの健全な成長を阻害する問題が次の世代に連鎖していかないよう、またすべての子どもが将来に夢や希望を持って成長できるよう、子どもの現在及び将来を見据えた対策を実施することが重要です。

(3) 世帯の経済状況や保護者の就労に関する課題

生活困窮層においては常時雇用の割合が低く、労働環境が不安定なため低賃金になりやすい状況があります。そのため、暮らしの状況についても、生活困窮層においては「やや苦しい、大変苦しい」の割合が高く、非生活困窮層と大きな開きが見られ、月々の収支について赤字の割合が高い傾向があります。

子どもが安心して育つためには、保護者の経済的な安定が必要です。就労支援や職業訓練の促進を行うほか、経済的な支援制度の効果的な周知によりその利用を促進し、子どもたちが安定した生活のなかで成長できる環境を整えていくことが求められています。

また、子どもが生まれた環境に左右されずに育つことは重要です。各種手当や助成制度等が子どもの生活環境の向上にしっかりと結びつくよう、関係機関と連携し周知や支援を行っていく必要があります。

(4) 相談支援体制の課題

生活困窮層は、非生活困窮層と比べて困ったときに頼れる親族・友人や、子育てに関する相談相手が少ないという結果が出ており、孤立している可能性があります。子どもたちの健やかな成長のためには、子育て家庭を地域で支えていく必要があります。安心できる相談先や居場所の確保等、包括的な相談支援体制の強化が必要です。

(5) 制度の周知・市民への啓発に関する課題

生活困窮層では就職・転職支援、養育費等の法的相談、食料品・日用品の支給、学用品の支給などが必要・重要だと思える割合が高い結果が出ています。また、情報の受け取りについて、SNSを希望する割合が高くなっています。

困難を抱える家庭や支援の情報が届いていない家庭が、孤立して不安や悩みを抱えることなく支援のネットワークにつながっていくように取り組んでいく必要があります。また、手軽に情報を得られるようSNS等日常使い慣れているコミュニケーション手段をこれまで以上に活用した情報発信を検討することが必要です。

(6) ひとり親家庭等の支援に関する課題

ひとり親家庭は、仕事、子育て、家事等の負担や責任の比重が大きく、その精神的、肉体的負担は重いものとなっています。将来にわたりひとり親家庭がいきいきと安定した生活を送ることができるよう、養育費の確保や就業支援をはじめとする、ひとり親家庭の自立・生活の安定と向上を図るための支援の充実が必要です。

(7) 新型コロナウイルス感染症による影響

生活困窮層は、新型コロナウイルス感染症により、ストレスの増加など精神的な負担に加え、収入の減少や支出の増加などの経済的な負担が増加しているとの結果が出ています。

子育て支援の取組を進めていく際には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、今後のポストコロナ社会での施策のあり方を考えていく必要があります。



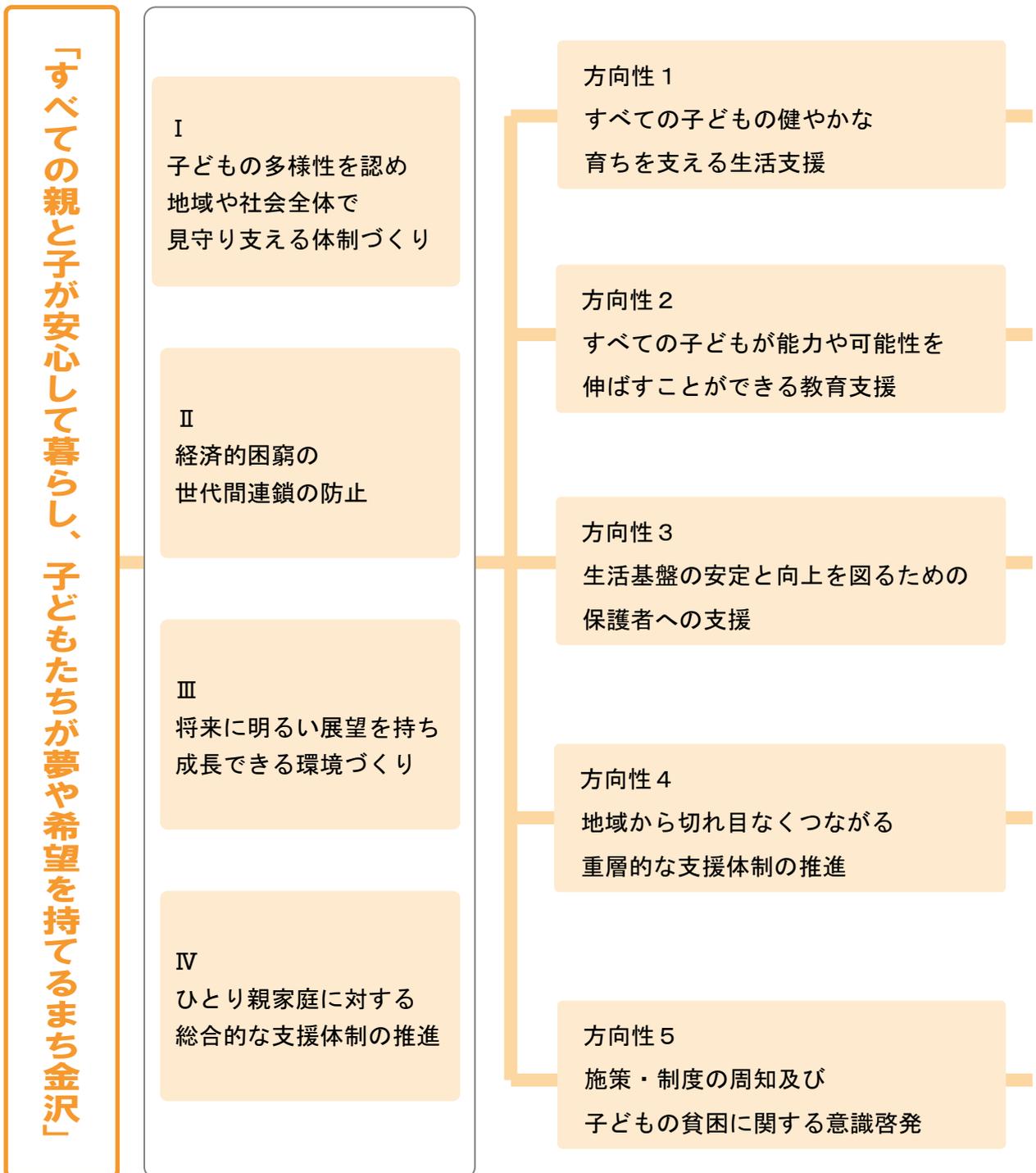
金沢市子ども生活応援プラン

1 計画の体系

[基本理念]

[基本方針]

[施策の方向性]



[重点的な取組]

- 1－（１）子どもが安心できる居場所づくりの推進
- 1－（２）基本的な生活習慣の定着に向けた支援の充実
- 1－（３）配慮を要する子どもへの支援の充実
- 1－（４）子どもの自立支援に向けた取組の推進

- 2－（１）幼児教育・保育施設や学校等との連携強化
- 2－（２）地域等での学習支援の促進
- 2－（３）子どもの進学を支援する取組の推進
- 2－（４）子どもの創造力の育成

- 3－（１）生活困窮家庭等への就労支援の充実
- 3－（２）妊娠期からの切れ目ない子育て支援の充実
- 3－（３）生活の安定を図るための支援の充実
- 3－（４）ひとり親家庭の養育費の確保等の推進

- 4－（１）子どもの貧困を早期発見するための取組の推進
- 4－（２）子どもに関する専門的な相談窓口の充実
- 4－（３）子どもの生活を支援する団体等のネットワークの連携強化
- 4－（４）ひとり親家庭の相談支援体制の強化

- 5－（１）子どもの生活に関する施策・制度の周知の推進
- 5－（２）ひとり親家庭に関する施策・制度の周知の推進
- 5－（３）子どもの貧困に関する意識啓発

2 基本理念

「すべての親と子が安心して暮らし、子どもたちが夢や希望を持てるまち金沢」

将来を担う子どもたちは社会の宝であり、無限の可能性を持つかけがえのない大切な存在であるとともに、豊かな愛情に包まれ、未来に向かって夢や希望を持ち成長していくことが強く求められています。私たち大人には、子ども一人ひとりの幸せを願い、健やかな育ちを保障する責務があります。

一方で、家庭の経済的事情や生活事情などによって、子ども自身の力で克服することが困難な状況を抱えている場合が少なくなく、次の世代に引き継がれる貧困の連鎖が指摘されています。

生活に困難を抱える家庭に関して更なる対策をとらなければ、子どもの明るい未来を閉ざすだけでなく、次世代の社会を担う人材が減少し、結果的に大きな社会的損失をもたらす可能性があります。子育てや貧困を家庭のみの問題とするのではなく、社会全体でこの課題に対応し、子どものことを第一に考えた支援を講じていく必要があります。

本計画では、すべての子どもが夢や希望を持ち、安心して心豊かに育つことができるよう、下記の基本方針を掲げ、社会が一体となって全力で取り組みます。

3 基本方針

I 子どもの多様性を認め地域や社会全体で見守り支える体制づくり

子どもの多様性を認め理解するとともに、本市の地域コミュニティを基盤に社会全体で子どもの育ちを見守り、支える体制づくりを推進します。

II 経済的困窮の世代間連鎖の防止

経済的困窮に至る個々の要因に対してきめ細かに対応する取組を着実に進めるとともに、経済的困窮の世代間連鎖を防止する重層的施策体系を構築します。

III 将来に明るい展望を持ち成長できる環境づくり

子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に明るい展望を持ち成長できる社会の実現を目指します。

IV ひとり親家庭に対する総合的な支援体制の推進

ひとり親家庭の親と子が安心して暮らせるよう、総合的な支援体制づくりを推進します。

4 施策の方向性とその展開

施策の方向性 1

すべての子どもの健やかな育ちを支える生活支援

すべての子どもたちが、生まれ育った環境に関わりなく、心身を健やかに成長するためには、親子ともに社会的に孤立せず、安心して毎日を過ごすことのできる環境が整っていることが重要です。そのためには、家庭だけではなく、保育所・認定こども園等、学校、地域など社会全体で子どもの育ちを支えていく取組が必要です。

子どもたちが、安心して過ごせる環境で健やかに育ち、将来生活していくために必要な基本的な生活習慣が身につくよう、子ども一人ひとりの成長に応じたきめ細かい支援の充実を進めます。

また、子どもの多様性を認めるとともに、誰一人取り残さないというSDGsの視点を踏まえ、障害のある子どもや外国籍の子どもなど、配慮を要する子どもや家庭への支援を充実します。

(1) 子どもが安心できる居場所づくりの推進

○放課後等に安心して過ごすことができる居場所の確保

子どもたちが、放課後や学校休業日等を安心して過ごすことができるように居場所の確保を図ります。子どもが社会的に孤立せず、心身ともに安定した毎日を過ごせるよう遊びと生活の場を提供します。

○地域共生型の居場所づくりの推進

子どもにとって身近な地域において、子どもから高齢者まで参加しやすい地域共生型の居場所づくりを推進します。家族以外の多様な大人との関わりを通して、子どもの自己肯定感を育むことができるよう、世代間交流、遊び、学習、食事提供等さまざまな形の居場所のあり方を検討していきます。

【主な取組・事業】

1	子ども食堂新規開設等事業（令和3年度 新規事業）
<p>無料又は低額で食事を提供する活動を定期的に行うことにより、子どもに地域で安心して過ごすことのできる居場所を提供する「子ども食堂」の実施の促進及び衛生環境の向上を図るため、子ども食堂の新規開設及び既に実施している子ども食堂の衛生環境向上に要する経費に対して、補助金を交付します。</p>	
子育て支援課(児童家庭相談室)	

事業名	事業内容	担当課
2	善隣館いこいの広場事業	福祉政策課
3	児童館	子育て支援課
4	放課後児童クラブ	子育て支援課
5	地域青少年健全育成活動推進事業	青少年健全育成センター
6	放課後子供教室	生涯学習課
改	子どもの学習総合支援事業	子育て支援課 生活支援課
	金沢こども応援ネットワーク事業	子育て支援課 (児童家庭相談室)

(2) 基本的な生活習慣の定着に向けた支援の充実

○子どもの健康づくりに対する支援

医療費の負担の軽減やインフルエンザ・おたふくかぜ予防接種に対する助成など親子が安心して生活できるよう費用面での支援を行います。また、国民健康保険料滞納などにより子どもの受診ができないよう取り組みます。

○子どもの生活習慣の定着に向けた取組の推進

子どもの健やかな成長のためには、十分な睡眠と正しい食習慣、生活のリズムを整えることが必要です。基本的な生活習慣を身につけ、栄養のバランスのとれた食事を規則正しくとれるよう、家庭、学校、行政それぞれの立場から取り組みます。

○健康や生活習慣に関するプランの推進

本市における健康等に関する計画を推進することで、子どもの幸せと健やかな成長を図るとともに、心身の健康な生活習慣の継続のための正しい知識や社会的スキルを身につけ、主体的に生涯にわたって健康づくり等を実践していけるような子どもを育みます。

【主な取組・事業】

事業名	事業内容	担当課
7 子育て支援医療費助成	子ども（出生～中学3年生）の保護者に対し、子どもの医療費の一部を助成します。	健康政策課
8 ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等（公的年金等受給者も含む）の母（父）及び児童（18歳になって最初の年度末まで。ただし、重・中度の障害のある児童は20歳未満）が負担した医療費の一部を助成します。	健康政策課
9 乳幼児期予防接種費助成	0～6歳の乳幼児の保護者に対し、インフルエンザ・おたふくかぜ等の予防接種費を助成します。（1回あたり1,000円、子ども1人につき1年度に2回を上限）	健康政策課
10 ひとり親家庭の児童に対する任意予防接種費助成	ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯の児童に対し、インフルエンザ（0～6歳）、おたふくかぜ（1～6歳）予防接種の助成を行います。対象者には接種券（1回分）を送付します。	健康政策課

事業名	事業内容	担当課
11 乳幼児健康診査	集団健診として3か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を福祉健康センターで行います。個別健診として1か月児、6か月児、1歳児、2歳児の健康診査を乳幼児一般健康診査受診票（母子保健のしおりに添付）を利用して医療機関で受けられます。	福祉健康センター ・ 健康政策課
12 母子保健に関する相談・教室	妊産婦の健康、乳幼児の健康や発育・発達、食事、子育て、予防接種、遺伝などに関する相談に電話や来所、訪問で応じます。教室は、子育て教室（乳幼児の発達、生活リズム、離乳食や食習慣）、父と子とのふれあい教室などがあります。	福祉健康センター
13 保険料の滞納に伴う子どもの保険証交付	特別の事情があると認められる場合を除き、1年以上保険料を滞納している世帯主に対し、世帯に属する被保険者の被保険者証（保険証）の返還を求め、資格証を交付しますが、当該被保険者が子ども（18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者）であれば、短期の被保険者証（短期証）を交付し、子どもの受診の機会を保障します。	医療保険課
14 ひとり親家庭生活支援講習会等事業	専門知識を有する者を講師とし、食育教室やテーブルマナー等、各種生活支援講習会を開催します。	子育て支援課
15 ひとり親家庭情報交換等事業	ひとり親家庭の父母が定期的集まったり、金沢市母子寡婦福祉連合会のホームページ等を通じて、生活物品の交換などの情報交換・伝達を行うとともに、お互いの悩みを相談し、支えあう場を提供します。	子育て支援課
16 健康教育推進プラン実践事業	「金沢市健康教育推進プラン」における7つの重点的健康課題について、保護者（地域）や三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等と連携して講座等を実施し、自ら進んで健康行動を実践する力を持った児童生徒を育成します。	学校指導課
17 家庭教育学びの充実事業	家庭教育学級や家庭教育セミナーなどを開催し、家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育てための8つのすすめ」の浸透を図るとともに、親が家庭教育について学ぶ機会や場を提供します。	生涯学習課

(3) 配慮を要する子どもへの支援の充実

○配慮を要する子どもや家庭への支援

児童養護施設等で暮らす子どもや、障害のある子ども、外国籍の子ども等の配慮を要する子どもや家庭において、個別に抱える状況や課題等に対応して必要な支援につなげていくため、各種相談窓口の充実、関係機関との連携等を推進します。

【主な取組・事業】

新	18	ヤングケアラー支援体制構築事業（令和4年度 新規事業）
	ヤングケアラーについて、本市に必要な施策を構築するための調査・検討を実施します。	
	こども相談センター	

改	19	外国人住民支援ボランティア活動事業
	日本語の習得にサポートを必要としている外国人児童・生徒のための日本語・学習支援教室を、学校の授業とは別に地域コミュニティやボランティアと連携して実施します。令和4年度から教室開催にあわせ、生活相談窓口を設置します。	
	国際交流課	

事業名	事業内容	担当課	
20	障害児相談支援	障害福祉課	
21	障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）	主に6歳～18歳の就学児童・生徒を、学校の授業終了後や長期休暇中などに通わせる事業です。	障害福祉課
22	障害児通所支援事業（児童発達支援）	未就学で障害のある児童の療育を提供する事業です。	障害福祉課
23	障害児通所支援事業（保育所等訪問支援）	保育所等を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う事業です。	障害福祉課
24	障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援）	居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行う事業です。（重度の障害等により外出が困難な障害児が対象）	障害福祉課
25	短期入所（障害児）	保護者等が病気の場合などに短期間、施設で、入浴、排せつ、食事の介護を提供します。	障害福祉課

	事業名	事業内容	担当課
	26 移動支援事業 (障害児)	余暇活動等で円滑に移動できるよう支援します。	障害福祉課
	27 日中一時支援事業 (障害児)	日帰りの預かりを提供します。	障害福祉課
	28 特別児童扶養手当	障害がある 20 歳未満の児童を養育している方に支給します。(20 歳になるまで。障害基準、所得制限あり)	障害福祉課
	29 障害児福祉手当	重度の障害がある児童に支給します。(20 歳になるまで。障害程度の要件、所得制限あり。)	障害福祉課
改 30	児童養護施設等・ 里親への措置	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行います。令和 4 年度からは里親希望者に対する「里親委託開始までの調整期間にかかる費用」及び「里親資質向上研修参加にかかる費用」の支援を行います。	こども相談センター
改 31	親子相互理解 サポート事業	児童虐待の予防・再発防止及び養育不安の解消のため、保護者視点に立った養育支援プログラムを実施します。	こども相談センター
	32 メンタルフレンド 事業	こども相談センター(児童相談所)で相談に応じたひきこもりや不登校の児童を対象にメンタルフレンド(大学生等)を家庭へ派遣し、児童の良き理解者として関わり合うことにより、児童の自主性及び社会性の向上を図ります。	こども相談センター
	33 心の絆サポーター 派遣事業	学校からの要請に応じ、不登校児童生徒の家庭に心の絆サポーター(スクールソーシャルワーカー)を派遣し、必要に応じて学校、児童相談所や警察・家庭裁判所等の関係機関との連携役を果たします。	学校指導課
	34 心と学びの支援員	不登校及びその傾向の児童生徒に対する学力保障の一環として、主に別室登校児童生徒に対し学習支援を行うと同時に、相談相手になって精神的なストレスを和らげるなど、教室復帰までの段階的支援を行います。	学校指導課
改	金沢少年の翼 国内派遣事業	再掲 2 - (4)	青少年健全育成センター
	子ども見守り 支援事業	再掲 4 - (1)	子育て支援課 (児童家庭相談室)
新	児童相談所 ICT 化 推進事業	再掲 4 - (2)	こども相談センター

(4) 子どもの自立支援に向けた取組の推進

○中学生を対象としたキャリア教育の推進

学校・家庭・地域・企業が一体となった職場体験を実施することにより、望ましい職業観・勤労観を身につけるとともに、社会的・職業的自立に向けて、主体的に集団や社会の中で自己を生かす能力を育みます。

○義務教育修了後の子どもへの自立に向けた支援の推進

貧困の連鎖を予防するため、義務教育修了後の子どもに対する就業や就学等による自立に向けた支援や相談先の充実を図ります。

【主な取組・事業】

事業名	事業内容	担当課
35 新規就労援護	生活に困窮している世帯（被保護世帯を除く）の生徒が中学校を卒業し、新規に就労するに際し、限度額内で支度資金を補給します。	生活支援課
改 36 高卒認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び子どもの学び直しの支援を目的として、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講し、その課程を修了した者に給付金を交付します。 令和4年度からは受講開始時における給付制度を設けます。	子育て支援課
37 保護児童自立支援事業	児童福祉施設や里親に措置された児童に対する支援事業をきめ細やかに実施し、その自立を支援します。未成年後見人支援事業、身元保証人確保対策事業、児童自立促進費補助金（運転免許取得補助）、児童育成事業費補助金（クラブ活動補助）等の事業があります。	こども相談センター
38 中学生キャリア体験事業	中学校1・2年生を対象に、学校・家庭・地域・企業が一体となった職場体験、見学、職業人から学ぶ会などを実施することにより、望ましい職業観・勤労観を身につけるとともに、自分の将来について考え、主体的に集団や社会の中で自己を生かす能力を育みます。	学校指導課

施策の方向性2

すべての子どもが能力や可能性を伸ばすことができる 教育支援

子どもたちが家庭環境や経済的状況にかかわらず、それぞれの能力や可能性を伸ばすことができるような教育を受けられる支援を行っていくことが、子どもたちが自らの未来を切り拓いていくための力に繋がります。

そのため、学校をプラットフォームとして、福祉関係機関等との連携を強化し、貧困が連鎖しないよう総合的な子どもの貧困対策を行うとともに、家庭と学校が連携を図りながら、子どもが、基礎学力の定着のため、学習意欲や学習習慣を身につけられるよう支援します。

さらに、地域における学習支援体制の構築、生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもへの学習支援の充実、進学を支援する取組の充実など、子どもの家庭状況に応じた支援を進めるとともに、子どもの創造性を育む様々な体験活動や社会参加の機会の充実に図ります。

(1) 幼児教育・保育施設や学校等との連携強化

○学校と福祉関係機関との連携強化

学校を窓口として、支援を必要とする子どもたちを生活支援や福祉制度につなげていくことで、子どもの適切な教育環境が確保できるよう、児童家庭相談室、児童相談所等の福祉部門及び教育委員会・学校等の専門的知識・技術を有する機関同士の連携強化を図ります。

○幼児教育の充実及び幼稚園・保育所等と小学校の連携推進

質の高い幼児教育を保障するにあたっては、小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、困難を抱える子どもへの対応が小学校へ円滑に引き継がれるよう幼稚園・保育所等と小学校の連携推進に取り組めます。

【主な取組・事業】

39	幼保小の連携強化
<p>幼児教育から小学校教育に円滑に移行できるよう、『かなざわ幼児教育みちしるべ』を活用し幼保小で共有するほか、合同研修会を通して相互理解を深めます。</p>	
幼児教育センター	

事業名	事業内容	担当課
40	<p>金沢こども見守りネットワーク (要保護児童対策地域協議会)</p> <p>要保護児童対策地域協議会「金沢こども見守りネットワーク」の効果的な運営により関係機関の連携を強化し、被虐待児などの要保護児童の見守りと支援に繋がります。</p>	こども相談センター
41	<p>コミュニティ・スクール</p> <p>学校が抱える固有の課題の解決に向け、保護者や地域の方々が学校とともに知恵を出し合い、学校運営に参画し、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する学校運営協議会を開催します。</p>	学校職員課
42	<p>地域学校協働活動の実施</p> <p>地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を各地域学校協働本部に委託します。</p>	生涯学習課
43	<p>地域連携家庭教育支援事業</p> <p>社会全体で家庭教育をサポートする体制の整備に向け、幼児教育施設や学校等の教育機関や公民館などの地域と連携し、社会全体で子育て中の家庭の教育を支援します。</p>	生涯学習課
	<p>心の絆サポーター派遣事業</p> <p>再掲 1 - (3)</p>	学校指導課
	<p>心と学びの支援員</p> <p>再掲 1 - (3)</p>	学校指導課
	<p>子どもソーシャルワーカー</p> <p>再掲 4 - (1)</p>	子育て支援課 (児童家庭相談室)

(2) 地域等での学習支援の促進

○身近な地域での学習支援の促進

子どもの基礎学力定着のため、地域での学習支援を推進します。特に、小学生が通いやすい場所で学校、地域、ボランティア等が連携し、地域で子ども達の成長を支え、育む活動を実施できるよう支援の充実を図ります。

○ひとり親家庭・生活困窮世帯等への学習支援の充実

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもが学習習慣を身につけ、学習に関心が持てるよう学習面でのサポートの充実を図ります。また、世代の近い大学生等が学習指導に参加することで、悩みを相談しやすい環境づくりを行います。多様な家庭の子どもに学習機会を提供できるよう、家庭にボランティアを派遣する学習支援と集合して行う学習支援双方の充実を図ります。

【主な取組・事業】

改

44	子どもの学習総合支援事業
	(派遣型) ひとり親家庭や生活困窮世帯等の小学生から高校生の児童を対象に、大学生等を家庭に派遣し、児童の話し相手や学習支援などを行います。 令和4年度からは高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親家庭の子どもは、20歳未満まで対象にします。(令和3年度までは高校生まで)
	(拠点型) 子どもの学習支援を通じた居場所づくりを行う地域団体等へ費用を支援します。
	子育て支援課
	(拠点型) 生活保護世帯及び生活困窮者世帯の中高生の進学率向上等のため、学習教室を開催します。
	生活支援課

事業名	事業内容	担当課
改 外国人住民支援 ボランティア活動 事業	再掲 1 - (3)	国際交流課
子ども見守り支援 事業	再掲 4 - (1)	子育て支援課 (児童家庭相談室)
金沢こども応援 ネットワーク事業	再掲 4 - (3)	子育て支援課 (児童家庭相談室)

(3) 子どもの進学を支援する取組の推進

○奨学金制度の充実

高校生に対して支給している金沢市育英会奨学金制度をはじめ、就学支援金や奨学金等の制度を知らず、経済的理由で進学を諦めてしまうことがないように、返済不要な給付型の奨学制度等各種制度の周知を図ります。

○就学のための資金確保の支援

進学を目指す子どものために、早い段階で資金計画について考えてもらう必要があることから、家計管理について相談できる機会の充実を図ります。

【主な取組・事業】

45	金沢市育英会奨学資金
保護者が市内に在住する高校生のうち、学業が優れ又は文化・スポーツ活動に熱心に取り組み、経済的に就学が困難な生徒に対し、奨学金を支給します。 令和元年度に文化・スポーツ部門を創設しました。	
子育て支援課	

事業名	事業内容	担当課	
46	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定と、その児童の福祉の向上を図るために、無利子又は低利で各種貸付を行います。	子育て支援課 (児童家庭相談室)
改	高卒認定試験合格支援事業	再掲 1 - (4)	子育て支援課
	保護児童自立支援事業	再掲 1 - (4)	こども相談センター
新	ひとり親世帯制服リユース事業	再掲 3 - (3)	子育て支援課 (児童家庭相談室)
	就学援助制度	再掲 3 - (3)	教育総務課

(4) 子どもの創造力の育成

○子どもの創造力を高める環境づくり

学ぶ意欲がある子どもが、能力・可能性を伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、多様な体験や活動の機会の提供を図ります。

【主な取組・事業】

改

47	かなざわ子育てすまいるクーポン
<p>親子のふれあい支援および子育てにかかる親の負担軽減のため、文化・スポーツ施設・公衆浴場や子育てサービス（ファミリー・サポート・センター、産後ママヘルパー、一時預かり）等の利用料を助成します。また、絵本交換クーポンではお好きな絵本を一冊交換できます。</p> <p>令和4年度からは病児一時保育をクーポン利用対象サービスに追加します。</p> <p>また、クーポンを電子化し、利用者の利便性を向上するとともに、イベント情報を発信し、子育て世帯への支援の充実を図ります。（令和5年度運用開始予定）</p>	
子育て支援課	

改

48	金沢少年の翼国内派遣事業
<p>市内小中学生を自然豊かな研修地に派遣する「金沢少年の翼」について、令和4年度からは児童養護施設の推薦を受けた児童も派遣します。</p>	
青少年健全育成センター	

49	子ども体験活動支援事業（令和2年度 新規事業）
<p>児童扶養手当受給世帯及び生活保護世帯の小中学生を対象に、地元のプロスポーツ観戦及び体験型クーポンを発行・配布することにより、成長・発達の各段階における多様な体験や活動の機会を提供し、子どもの情操を育みます。</p>	
子育て支援課	

事業名	事業内容	担当課
50 ほぼえみ家族事業	親子のふれあいを深めるためにレクリエーションや自立に向けた情報提供の場を設けています。（年1回程度）	子育て支援課
放課後子供教室	再掲 1 - (1)	生涯学習課
ひとり親家庭生活支援講習会等事業	再掲 1 - (2)	子育て支援課
中学生キャリア体験事業	再掲 1 - (4)	学校指導課

施策の方向性3

生活基盤の安定と向上を図るための保護者への支援

保護者が安心して就労できるよう子育て支援や就労環境の充実を図るとともに、保護者の安定した就労につながる支援に加え、各種助成や手当等の家計の安定を図るための支援などにより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

また、養育費はひとり親家庭の子どもの成長において非常に重要であることから、養育費確保に関する相談支援の充実を図ります。

(1) 生活困窮家庭等への就労支援の充実

○生活困窮家庭への自立支援の充実

生活困窮家庭の就労による自立を図るため、就労支援相談員がハローワーク等関係機関と連携を図りながら、相談・助言等を行います。

○ひとり親家庭に対する就業相談支援の充実

母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラム策定員等がハローワーク等関係機関との連携を図り、資格取得支援やセミナー等のキャリア構築を含め、ひとり親家庭の保護者が自分の状況にあった就職の実現や、安定した雇用形態での就職となるよう支援します。

○ひとり親家庭の資格取得等の支援

ひとり親家庭の保護者を対象に、経済的自立に効果的な資格を取得するための支援や、就業に繋がりやすい講習会や資格取得のための講座の開催など、就業のための支援を行います。

○働きやすい職場づくりへの支援

ひとり親家庭の保護者が就労しやすい環境を整えるなど、働きやすい職場づくりに向けた企業の取り組みを推奨します。

【主な取組・事業】

51	生活困窮者自立相談支援
<p>生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業所を設置し、生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。 令和2年度から訪問支援員、家計改善支援員を新たに各1名配置しています。 令和3年度から雇用情勢の悪化により収入が減少した方への相談体制強化のため、相談支援員を2名増員しています。</p>	
生活支援課	

事業名	事業内容	担当課
52	<p>金沢版働き方改革普及啓発プロジェクト事業</p> <p>市内企業における働き方改革推進の機運醸成を図るため、ワーク・ライフ・バランスを推進し成果をあげている優良企業を表彰するとともに、多様な働き方や職場環境の改善など働き方改革に関する市内企業の好取組を発信します。</p>	労働政策課
53	<p>有給休暇の取得・付与の促進</p> <p>有給休暇が取得しやすい環境づくりや、入社6か月以内の有給休暇付与などを行っている企業に対し、表彰制度において評価すること等により推進します。</p>	労働政策課
54	<p>働きたい女性就職活動応援プロジェクト事業</p> <p>就職を希望する女性を対象に、キャリア応援セミナーや企業とのインターンシップを通じたマッチングの場を提供するなど、女性の早期就労を支援します。</p>	労働政策課
55	<p>安定雇用促進奨励金</p> <p>国のトライアル雇用事業を活用し「トライアル雇用助成金」の支給対象とされた人のうち、ひとり親家庭の父母等をトライアル雇用終了後も引き続き常用雇用した事業主に対して奨励金を交付します。</p>	労働政策課
56	<p>ひとり親家庭雇用奨励金</p> <p>国の助成金（特定求職者雇用開発助成金）の支給対象とされた人のうち、ひとり親家庭の父母等を国の支給対象期間の満了後も引き続き雇用している事業主に対して奨励金を交付します。</p>	労働政策課
57	<p>正規雇用転換促進奨励金</p> <p>雇用の安定や労働者の処遇改善のため、55歳未満の非正規雇用労働者を正規雇用（多様な正社員含む）へ転換した事業主に対して奨励金を交付します。</p>	労働政策課
58	<p>正規創出特別奨励金</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇等事業主都合により退職した方を新たに正規雇用した中小企業事業主に対して奨励金を交付します。</p>	労働政策課
59	<p>就業支援講習会（就職に有利な技能修得講習会）</p> <p>就業に結びつく可能性の高い技能・資格等を習得するための技能修得講習会を開催します。</p>	子育て支援課

事業名		事業内容	担当課
60	就職準備・離転職セミナー	就業経験がない人、就業に不安感をもつ人等を対象に、就職・転職に関する基礎的知識の習得のためのセミナーを開催します。	子育て支援課
改 61	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業促進と自立支援を目的として、就職に必要な職業資格を取得するために教育施設に入学し、その課程を修了した人に対して、給付金を交付します。 令和4年度からは専門実践教育訓練を受ける方の給付上限額を引き上げます。	子育て支援課
62	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	母子家庭の母及び父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子・父子福祉団体等に事業を発注している企業など、ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を厚生労働省局長表彰に推薦します。	子育て支援課
63	自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じるとともに、自立支援計画書を策定し、公共職業安定所等と連携のうえ、きめ細かな自立・就業支援を実施します。	子育て支援課 (児童家庭相談室)
改	高卒認定試験合格支援事業	再掲 1 - (4)	子育て支援課

(2) 妊娠期からの切れ目ない子育て支援の充実

○妊娠期からの切れ目ない支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、母親の心身のケアや育児サポート等、妊産婦の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行います。

○妊産婦や親子が気軽に集まり交流できる場の提供

妊産婦や親子が気軽に育児の相談や育児講座の参加、友達作りができる場を設け、併せて、地域のボランティアや主任児童委員らが中心となって、親の育児不安解消のための支援を推進します。

○保護者が安心して就労するための子育て支援の充実

ひとり親家庭で、子どもの保育等の課題から就労できない保護者を支援するため、保育所の優先入所や放課後児童クラブの保護者負担金の軽減など保護者が安心して就労できる環境を整える施策の充実を図ります。

【主な取組・事業】

新	64	保育利用支援窓口オンライン化事業（令和4年度 新規事業）
	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により減少した対面での入所・育児相談を強化するとともに、小さな子どもを連れて直接来庁することが難しい方や県外在住の方などの利便性向上を図ります。</p> <p>また、令和4年度以降、保育所等を含めた三者でのオンライン相談を実施することで、相談から入所までのワンストップ化を目指します。</p>	
保育幼稚園課		
新	65	私立園における年末保育利用料の免除・軽減制度の創設（令和4年度 新規事業）
	<p>年末の12月29日、30日に保育を行う場合の利用料を軽減します。</p> <p>ひとり親やきょうだいが同時に利用する場合の利用料を免除・軽減します。</p>	
保育幼稚園課		
改	66	産後ケア
	<p>産後の母子に対して、母親の心身のケア、育児指導や相談等の育児サポートを、助産師等の専門職がデイサービス型・宿泊型で行います。</p> <p>令和4年度から産後6か月未満を産後1年未満に拡充します。</p>	
福祉健康センター		

67	保育料多子軽減制度の拡充（令和3年度 新規事業）
保護者の所得及び同時入所の有無にかかわらず、第2子を半額、第3子以降を無料とします。	
保育幼稚園課	

68	多胎児家庭紙おむつ給付事業（令和3年度 新規事業）
生後3か月～2歳（3歳になる月まで）の多胎児を育てる家庭へ毎月1回おむつを無料で配送し、併せて見守りの実施及び子育て支援情報の提供を行います。	
子育て支援課	

69	子育て家庭訪問相談事業（令和2年度 新規事業）
育児負担及び不安の軽減並びに親子の孤立防止を図るため、研修を受けたボランティアが、おおむね3歳までの子どもを養育している利用者宅を訪問し、悩みごとの傾聴や外出、家事を一緒に行います。	
子育て支援課	

事業名	事業内容	担当課
70 ベビースペース『hug』	身近に相談できる人がいない妊婦、産後1～3か月頃までの母子を対象に、安心して過ごせる空間を提供。助産師の個別相談が受けられます。	福祉健康センター
71 母子健康手帳・母子保健のしおりの交付	妊娠届出時に母子健康手帳及び金沢市に住民票がある方には、母子保健のしおり（妊産婦・乳幼児の各健康診査受診票、乳幼児期の保健サービスについて記載）を交付します。交付時には、保健師が妊婦の相談に応じたり、保健指導を実施します。	福祉健康センター ・ 健康政策課
72 ほっとライン	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の健康」ほっとライン 女性特有の症状や病気などの電話相談 ・「妊娠・出産」ほっとライン 不妊、妊娠、出産、産後の不安などの電話相談 ・「子育て」ほっとライン 育児の電話相談 	福祉健康センター
73 ショートステイ（短期入所生活援助）	保護者の疾病や出張などにより、養育が一時的に困難になった児童を短期間（7日以内）の宿泊を含めて養育保護します。	子育て支援課
74 トワイライトステイ（夜間養護）	保護者の恒常的な残業などにより、家庭での養育が困難になった児童を養育保護します。	子育て支援課
75 ファミリー・サポート・センター事業	保育所や幼稚園への送迎、小学生の放課後や放課後児童クラブ終了後の預かり、保護者のリフレッシュ等、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）を会員として組織化し、地域における育児の相互援助活動を支援します。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課	
76	ファミリー・サポート・センター利用料金補助制度	(社)石川県労働者福祉協議会が行う働くひとり親家庭の人を対象とするファミリー・サポート・センター利用料金補助制度を広報します。	子育て支援課
77	子育てサロン	乳幼児とその親が学校の空き教室や公民館・児童館等に気楽に集まり、育児の相談や友達を作る場として、子育てサロンを設けます。地域のボランティアや主任児童委員らが中心となって、親の育児不安解消のための支援を行います。	子育て支援課
78	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所施設でサポートします。	子育て支援課
79	産前・産後ママヘルパー	妊娠期や産褥期のため、家事や育児が困難な核家族等の家庭にヘルパーを派遣します。	子育て支援課
80	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が疾病等の理由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合や就業上の理由により定期的な支援が必要な場合に、ホームヘルパーの派遣等を行います。	子育て支援課
81	児童クラブひとり親家庭支援事業	児童クラブが地域の実情に応じて実施しているひとり親家庭に対する保護者負担金軽減相当分を委託料に上乗せ交付し、ひとり親家庭の子育て支援及び児童クラブの財政安定化を図ります。	子育て支援課
82	保育所の優先入所	ひとり親家庭等の親が、就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭等の子どもに対する、入所優先度に加点します。	保育幼稚園課
83	特別保育	就労形態の多様化に対応するため、延長保育、休日保育及び夜間保育を実施するほか、病中・病後に保護者が児童の保育が出来ない場合の一時保育を行います。	保育幼稚園課
84	かなざわ子育て夢ステーション	保育所・認定こども園・幼稚園をかなざわ子育て夢ステーションとし、地域の妊産婦や親子が気軽に育児の相談や育児講座の参加、友達作りができる場とします。	保育幼稚園課
85	ひとり親世帯等保育料の負担軽減	年収約 360 万円未満世帯において、第1子の保育料を半額（平成 29 年度より上限有）、第2子以降の保育料を無料とするとともに、非課税世帯は無料とし、保育料の負担を軽減します。	保育幼稚園課
86	病児保育利用料金軽減制度	病児保育利用料を低所得世帯、多子世帯及びひとり親世帯等について免除します。	保育幼稚園課
87	地域子育て支援センター	地域の子育て支援に関する拠点として、6か所の保育所を指定します。	保育幼稚園課

事業名	事業内容	担当課
88 在宅児童養育支援訪問事業	子育てに対し不安や孤独を抱える家庭や様々な原因で養育支援を必要とする家庭に対して、児童相談所が必要と判断した場合、ヘルパーを派遣し、児童の見守り及び育児・家事援助を実施します。	こども相談センター
89 家庭教育啓発事業	ホームページやSNSなどを通じて、家庭教育に関する情報をわかりやすく発信し、保護者を中心とした市内で子育てに関わる全ての大人に向けて、家庭教育の大切さを啓発します。	生涯学習課
子育て支援医療費助成	再掲 1 - (2)	健康政策課
ひとり親家庭等医療費助成	再掲 1 - (2)	健康政策課
乳幼児期予防接種費助成	再掲 1 - (2)	健康政策課
ひとり親家庭の児童に対する任意予防接種費助成	再掲 1 - (2)	健康政策課
乳幼児健康診査	再掲 1 - (2)	福祉健康センター ・ 健康政策課
母子保健に関する相談・教室	再掲 1 - (2)	福祉健康センター
障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）	再掲 1 - (3)	障害福祉課
障害児通所支援事業（児童発達支援）	再掲 1 - (3)	障害福祉課
障害児通所支援事業（保育所等訪問支援）	再掲 1 - (3)	障害福祉課
障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援）	再掲 1 - (3)	障害福祉課
短期入所（障害児）	再掲 1 - (3)	障害福祉課
移動支援事業（障害児）	再掲 1 - (3)	障害福祉課
日中一時支援事業（障害児）	再掲 1 - (3)	障害福祉課
改 かなざわ子育てすまいるクーポン	再掲 2 - (4)	子育て支援課

(3) 生活の安定を図るための支援の充実

○各種支援制度の充実

就労による収入だけでは十分な収入を得られない家庭に対し、各種手当を支給するほか、各種制度の利用時において、減免等による負担軽減を図ります。

○家計管理の支援

生活に困難を抱える家庭においては、少ない収入の中で支出をまかなっていく必要があるため、特に家計の管理が重要になります。また、生活困窮している家庭が、債務整理や一時的な貸付の支援を受けて生活再建を行っても、家計管理が不十分な場合は、再度生活困窮に陥る可能性が高いことから、経済的支援に併せて、家計や収支の見直しについての助言、相談等の機会を充実させることにより、生活の安定を図ります。

○食料や衣類を確保するための支援

生活に困難を抱える家庭では、普段の生活費は捻出できていても、臨時の出費があると生活が困窮してしまうため、必要な衣類や食料を買うことが出来ない場合があります。そのため、市民団体や関係機関と連携し、食料や衣類、学用品等を確保するための支援を行います。

○住まいを確保するための支援

離婚や離職による生活困窮により住む場所がなくなることがないように、住まいを確保するための支援を行います。

【主な取組・事業】

新

90	ひとり親世帯制服リユース事業（令和4年度 新規事業）
経済的に困窮しているひとり親家庭等を支援するため、不要となった制服を回収し、メンテナンスの上、希望者に無償提供を行います。	
子育て支援課（児童家庭相談室）	

改

91	高等職業訓練促進給付金
<p>母子家庭の母又は父子家庭の父で経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、一定期間、給付金を交付します。</p> <p>令和3、4年度に限りデジタル分野の資格などを取得するために6か月以上養成機関等で修学する場合も対象となります。</p>	
子育て支援課	

92	就学援助制度
<p>経済的理由で就学が困難な児童や生徒に、学用品費・給食費などの学校に関わる費用の一部を支給します。</p> <p>令和2年度からは新入学の学用品の支給額を引き上げています。</p>	
教育総務課	

事業名	事業内容	担当課
93 労働相談	雇用に関する相談（セクハラ含む）・情報提供の窓口機能の充実のため、社会保険労務士による相談を実施します。	労働政策課
94 市民協働型DV被害者支援事業	DV被害者と子どもに対し、本来その人が持っている力を取り戻し、自分らしく心身の調和がとれた生活ができるよう中長期的な支援を市民団体と協働で実施します。	ダイバーシティ人権政策課
95 多重債務問題対策事業	弁護士、司法書士による多重債務専門相談窓口を開設します。	ダイバーシティ人権政策課
96 DV被害者等のための女性弁護士による法律相談	DV被害者等への緊急対応のための女性弁護士相談を行います。	ダイバーシティ人権政策課
97 女性安心生活支え合い支援事業	コロナ禍で生活に不安を抱える女性のつながりをサポートするため、NPO等を通じて、相談の場や女性用品を提供します。	ダイバーシティ人権政策課
98 女性相談支援室	女性の身上相談、離婚等夫婦問題、配偶者等からの暴力について、女性相談員が相談を受けます。	ダイバーシティ人権政策課
99 人権相談啓発活動事業	女性、子ども等の人権にかかる講演会、外部講師による出前講座、イベント等を実施するとともに定期的に相談受付を行います。	ダイバーシティ人権政策課
100 生活保護	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	生活支援課
101 療養援護	医療費の支出に困窮している世帯で、当該世帯の実収入月額が生活保護基準額に1.2を乗じて得た額未満の世帯に対して、年間3か月分を限度として医療費を補給します。	生活支援課

事業名	事業内容	担当課
102 教育援護	生活保護受給世帯と準要保護世帯で中学校3年の生徒の保護者に対し、修学旅行の支度金の一部を補給します。	生活支援課
103 児童手当	児童を養育している人に支給します（15歳になって最初の年度末まで）。	子育て支援課
104 児童扶養手当	父母の離婚などにより、父（母）と生計を別にしている児童（18歳になって最初の年度末まで。ただし、中～重度の障害のある児童は20歳未満）を養育している母（父）、または母（父）に代わって養育している人に支給します（所得制限あり）。	子育て支援課
105 母子生活支援施設	生活上の諸問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母子家庭の母と子を入所保護し、生活支援や施設での援助を行い、自立を促します。	子育て支援課
106 緊急一時保護	DV等により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、母子生活支援施設において保護することにより、その安全を確保します。	子育て支援課
107 市営住宅活用母子世帯生活安定支援金	DV被害母子世帯用の市営住宅に入居したときに、当該母子世帯の生活安定のために住宅使用料（家賃）の一部を支援金として支援します。	子育て支援課
108 ひとり親家庭向け市営住宅優先入居の実施	市営住宅への入居の選考に際し、空室の状況によりひとり親世帯の枠を設け、入居しやすい体制を構築しています。	市営住宅課
109 子育て世帯の市営住宅入居促進	高等学校修了相当までの子どもがいる世帯の収入基準を緩和し、多くの子育て世帯の入居ができる体制を構築しています。	市営住宅課
特別児童扶養手当	再掲 1 - (3)	障害福祉課
障害児福祉手当	再掲 1 - (3)	障害福祉課
金沢市育英会奨学資金	再掲 2 - (3)	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	再掲 2 - (3)	子育て支援課 (児童家庭相談室)
新 拠点型子ども宅食モデル事業	再掲 4 - (1)	子育て支援課 (児童家庭相談室)
子ども見守り支援事業	再掲 4 - (1)	子育て支援課 (児童家庭相談室)

(4) ひとり親家庭の養育費の確保等の推進

○養育費確保等に関する支援

養育費の支払いが適切に行われることは、ひとり親家庭の経済的な安定と子どもの健やかな成長のために重要です。養育費確保に向けた離婚前相談や、取り決めた養育費の支払いが滞ることがないよう債務名義化の相談を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組・事業】

110	養育費確保サポート事業（令和2年度 新規事業）
離婚前から養育費について検討してもらうためのガイドブックを作成し周知します。また、離婚前後の養育費相談に係る弁護士費用の助成や、弁護士資格を有する職員を配置し、養育費等に関する相談体制を充実させます。さらに、既に離婚し、離婚後養育費の取り決めがないひとり親に対し養育費取り決め費用の一部を助成します。	
子育て支援課	

事業名	事業内容	担当課
111 ひとり親家庭 集中相談窓口	8月の児童扶養手当現況届受付と併せて、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる場として各種相談会（児童扶養手当現況届受付、児童扶養手当受給相談、離婚前相談、就労相談、弁護士による無料法律相談）を実施します。	子育て支援課
112 養育費の支払 （取得）に関する 情報提供	養育費取得手続きなどについて、情報提供活動を推進します。	子育て支援課
113 養育費に係る 相談窓口の設置 及び法的手続き等 への利便の確保	金沢市母子寡婦福祉連合会にて、無料法律相談の実施、法的手続き・支援策についての情報を提供し、法的手続き等への利便を確保します。	子育て支援課

施策の方向性4

地域から切れ目なくつながる重層的な支援体制の推進

子どもたちが、健やかに育成するためには、生活に困難を抱えている子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていくことが必要であることから、子どもや家庭にとって身近な地域において困りごとに気づき、支えていく支援体制の充実を図ります。また、切れ目なく制度や支援に確実につなげていく体制を推進するため、地域、学校、関係団体、行政等の連携を強化します。

本市における庁内連携を更に推進するとともに、教育と福祉の連携を強化し、地域や教育現場での気づきが適切かつ円滑に相談支援機関につながる包括的な支援体制づくりに取り組みます。また、ひとり親家庭が適切に各種支援につながるよう相談支援体制の充実を図ります。

(1) 子どもの貧困を早期発見するための取組の推進

○身近な地域での支援ネットワークの構築

生活に困難を抱え、悩みを抱えたまま孤立してしまうことのないよう、学校との連携を図るとともに、困っている子どもや家庭にとって身近な地域において、困りごとに早期に気づき、支えていく地域でのネットワークの充実を図ります。また、個別支援から見えてきた地域の課題に対し、地域や支援団体等が協力し、地域における支え合いや行政における施策化等につなげます。

○0～18歳までの一貫した支援を受けられる相談体制の充実

生活に困難を抱える子どもや家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない等の状況もみられます。こうした子どもたちや家庭を早期に発見し、課題等を把握した上で、適切な支援につないでいく必要があることから、乳幼児期から切れ目のない、子どものライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。

○地域の身近な支援者と専門相談機関をつなぐ体制の整備

困っている子ども・家庭を支援するため、子どもソーシャルワーカーが、電話や来所による相談だけでなく、積極的に地域の子どもがいる場所や家庭に出向いて個別の相談支援を行います。また、地域、学校、市民団体等の身近な支援者が相談を抱え込まず支援していけるよう、子どもソーシャルワーカーと一緒に支援を考えていきます。

【主な取組・事業】

新

114	拠点型子ども宅食モデル事業（令和4年度 新規事業）
<p>課題を抱えやすい子育て世帯の生活課題の重篤化を予防するため、周囲とつながることが難しく支援が届きにくい子どもや家庭へのアプローチ施策として、食材支援をツールに関係性を生み出し、必要な支援につなげることを目的とした「子ども宅食」について、地域等との連携を図りながら金沢型としての取組をモデル事業として実施します。</p>	
子育て支援課(児童家庭相談室)	

115	子ども見守り支援事業（令和2年度 新規事業）
<p>困窮する家庭や支援を要する家庭等に対して、食事・食材の提供や学習支援活動を通して子どもの見守りを実施するなど、子どもの生活支援活動を行う団体等に対して補助金を交付し、子どもたちの見守りと健やかな成長を図ります。</p>	
子育て支援課(児童家庭相談室)	

116	子どもソーシャルワーカー
<p>子どもに関する様々な相談・支援やネットワークづくりを担う子どもソーシャルワーカーを4名配置し、支援が必要な子どもを早期に発見・支援する体制を構築します。令和2年度から2名増員し、4名体制に拡充しました。</p>	
子育て支援課(児童家庭相談室)	

事業名	事業内容	担当課
117 民生委員・児童委員及び主任児童委員	民生委員・児童委員及び主任児童委員は、子育て・福祉に関する相談相手として、福祉制度の案内、関係機関への連絡、地域における見守り等の支援を行います。	福祉政策課 子育て支援課
118 地域の身近な福祉相談窓口	子ども、高齢者、障害のある方に関わらず地域住民が気軽に福祉相談をすることができ、また、深刻な状態に繋がる兆候に気がついた方も相談ができる環境を、引き続き地区社会福祉協議会に開設します。	福祉政策課
児童館	再掲 1 - (1)	子育て支援課
放課後児童クラブ	再掲 1 - (1)	子育て支援課
生活困窮者自立相談支援	再掲 3 - (1)	生活支援課

(2) 子どもに関する専門的な相談窓口の充実

○さまざまな相談に対応できる専門的な相談窓口の充実

子どもに関する相談は多岐に渡り、専門的な知識が必要な複雑な課題も少なくありません。子どもに関するさまざまな相談に対応できるよう相談窓口の充実を図り、本市の子どもとその家庭が安心して生活できる環境を整えます。

【主な取組・事業】

新	119	金沢版重層的支援体制整備事業（令和4年度 新規事業）
	子ども、高齢者、障害のある方などの世帯が抱える複雑・多様な課題に対応するため、相談支援や地域への参加支援、居場所・交流の場づくりへの支援など、包括的な支援体制を構築していきます。	
		福祉政策課
新	120	青少年の健全育成に係るネットパトロール推進事業（令和4年度 新規事業）
	少年育成支援室の補導体制を見直し、ネットパトロール班を設け、非行防止体制強化を図ります。	
		青少年健全育成センター
新	121	児童相談所 I C T化推進事業（令和4年度 新規事業）
	児童相談所と一時保護所に I C T化を推進する機器等を導入し、相談サービス向上や関係機関との連携迅速化等、より一層の児童相談対応機能の充実強化を図ります。	
		こども相談センター
改	122	児童相談所
	児童福祉司、児童心理司、相談員等が、児童や家族に関する様々な問題（児童虐待を含む）について、相談・支援を行います。子育て支援サービスや福祉制度等を紹介・助言するほか、状況に応じて、一時保護、施設入所等の支援を行います。 国の配置基準に対応し、児童虐待防止及び社会的養護に関する相談支援体制を強化するため、段階的に児童福祉司、児童心理司を増員しています。	
		こども相談センター

事業名	事業内容	担当課
123 子育て支援総合 コーディネート 事業	子育て支援サービス情報を一元的に把握し、必要な情報を提供します。	子育て支援課
124 こども家庭支援 センター金沢	相談員、心理療法担当者等が、児童を中心とする家庭の問題（児童虐待を含む）について相談・支援を行います。	こども相談 センター
125 幼児相談室	乳幼児の発育や発達に関して悩みや心配があるときに相談でき、通所指導を行う幼児相談室を3か所設置しています。	幼児教育 センター
126 幼児教育センター 電話相談	一般相談のほか、いじめ相談及びこども専用相談を設定し、匿名での相談に幅広く対応しています。必要に応じて、他の部局の相談事業や医療・教育・福祉の関係機関と連携しています。	幼児教育 センター
127 学校教育センター 教育相談	学校生活や就学、発達、不登校などについて相談に応じ、関係機関等と連携しながら継続的な支援を行います。不登校の小中学生が通室する「そだち」を3か所設置しています。医師、言語聴覚士などの専門家によるアドバイスも受けられます。	学校教育 センター
母子保健に関する 相談・教室	再掲 1 - (2)	福祉健康 センター
障害児相談支援	再掲 1 - (3)	障害福祉課
改 親子相互理解 サポート事業	再掲 1 - (3)	こども相談 センター
心の絆サポーター 派遣事業	再掲 1 - (3)	学校指導課
心と学びの支援員	再掲 1 - (3)	学校指導課
ほっとライン	再掲 3 - (2)	福祉健康 センター
女性相談支援室	再掲 3 - (3)	ダイバーシティ 人権政策課

(3) 子どもの生活を支援する団体等のネットワークの連携強化

○子どもの生活を支援する団体同士の連携強化

子どもの生活を支援する活動を行う団体等によるネットワークにおいて、団体同士の交流や情報交換等を行うことにより、地域から確実に支援をつなげていく体制の強化を図るとともに、団体等の資質向上のため、研修会等を開催します。

○支援団体と行政等の連携強化

支援団体と地域、行政等の専門機関をつなぐためのネットワークを強化し、円滑に支援ができる体制を整えます。

○庁内連携の推進

教育と福祉の連携を強化し、子どもの健全育成を推進するとともに、児童家庭相談室を核にした「金沢市子どもの貧困対策チーム」において、子どもの貧困対策推進のための庁内連携を進めていきます。

【主な取組・事業】

128	金沢こども応援ネットワーク事業（令和2年度 新規事業）
子どもの貧困対策など、子どもの生活を支援する活動を行っている団体等がネットワークを形成して交流をもち、支援情報の発信への協力、情報交換、各団体の活動の充実等を目指します。	
子育て支援課(児童家庭相談室)	

129	児童家庭相談庁内連携推進事業
困難な状況にあるひとり親の家庭や子どもを把握しやすい税務課や企業局などと、各種サービスを提供する部署により構成する貧困対策チームを組織し、部局横断的に子どもの貧困対策に取り組みます。	
子育て支援課(児童家庭相談室)	

事業名	事業内容	担当課
130	福祉ボランティア活動交付金 社会福祉協議会で、社会的養護児童や貧困の状況にある子ども等を対象にしたボランティア団体の活動費の一部を助成します。	福祉政策課

事業名	事業内容	担当課
131 かなざわ育みネットワーク会議	保健・医療・福祉・地域が連携し、各分野の協働により切れ目ない子育て支援を実施するため、相互理解及び連携強化を図ります。	福祉健康センター
金沢こども見守りネットワーク（要保護児童対策地域協議会）	再掲 2 - (1)	こども相談センター
市民協働型DV被害者支援事業	再掲 3 - (3)	ダイバーシティ人権政策課

(4) ひとり親家庭の相談支援体制の強化

○ひとり親家庭の相談支援体制の強化

ひとり親家庭の抱える様々な悩みや課題にきめ細かに対応できるよう、ひとり親の当事者にわかりやすい相談窓口の整備を進めます。また、ひとり親家庭となった親や子どもにおいては、環境の大きな変化に伴う心理的な支援が必要であり、こうした状況に配慮した相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組・事業】

132	児童家庭相談室	
母子・父子自立支援員や子どもソーシャルワーカーなどが、貧困の状況にある子どもやひとり親家庭の相談・支援を包括的に行います。		
子育て支援課(児童家庭相談室)		

事業名	事業内容	担当課
133 金沢市母子寡婦福祉連合会	ひとり親家庭等の福祉向上のために、レクリエーション・講習会等の企画・開催や家庭のホームヘルパー等派遣事業、様々な情報発信を行い、ひとり親家庭等の互助を推進します。	子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	再掲 3 - (2)	子育て支援課
DV被害者等のための女性弁護士による法律相談	再掲 3 - (3)	ダイバーシティ人権政策課
養育費確保サポート事業	再掲 3 - (4)	子育て支援課
ひとり親家庭集中相談窓口	再掲 3 - (4)	子育て支援課

施策の方向性5

施策・制度の周知及び子どもの貧困に関する意識啓発

困難を抱える子どもや家庭に施策や支援制度の情報を提供するにあたっては、家庭状況に応じて効果的な周知方法を工夫するとともに、必要な支援情報が届きやすい体制を強化します。また、子どもの貧困対策を市民全体で取り組む機運を高めるための取組を進めます。

(1) 子どもの生活に関する施策・制度の周知の推進

○ホームページやアプリ、SNS等を活用した子育て情報の充実

子育て世帯が気軽にパソコン、スマートフォン等から情報を確認し、相談できるよう、ホームページやアプリ、SNS等を有効に活用した相談窓口の周知、情報提供の充実を図ります。

○家庭への直接的なアプローチによる情報提供の充実

既存の支援を受けられるにもかかわらず、制度を知らない、又は申請できていないことで支援を受けていない家庭があることから、必要な家庭に必要な情報が確実に届き、積極的に活用できるよう、直接家庭に面接や訪問する機会を活用して、各種制度やサービスについて積極的な情報提供を行っていきます。

【主な取組・事業】

134	金沢子育てお役立ちウェブ
子育てに関する様々な情報を一元化し、インターネットサイト「金沢子育てお役立ちウェブ のびのびビ〜ノ」を通じて幅広く提供します。	
子育て支援課	
135	いしかわ中央子育てアプリ
乳幼児を連れた外出時に利便性の高い授乳施設や多機能トイレ等の施設を検索できるアプリを配信します。石川中央都市圏を形成する4市2町（金沢市、白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町）に対応します。	
子育て支援課	

事業名	事業内容	担当課
136 ヤングケアラー支援に向けた周知・啓発	ヤングケアラーの正しい理解を周知するため、関係機関へチラシを配布し、講演会を開催するほか、市職員向けの研修を実施します。	こども相談センター
改 かなざわ子育てすまいるクーポン	再掲 2 - (4)	子育て支援課
子どもソーシャルワーカー	再掲 4 - (1)	子育て支援課 (児童家庭相談室)
子育て支援総合コーディネート事業	再掲 4 - (2)	子育て支援課

(2) ひとり親家庭に関する施策・制度の周知の推進

○ひとり親家庭に対する広報・情報提供の充実

様々な課題を抱えるひとり親家庭が支援につながるよう、各種支援制度やサービス等について広報や情報提供の充実を図るとともに、ひとり親を支援する団体等との連携による情報発信に努めます。

【主な取組・事業】

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭情報交換等事業	再掲 1 - (2)	子育て支援課
ひとり親家庭集中相談窓口	再掲 3 - (4)	子育て支援課
金沢市母子寡婦福祉連合会	再掲 4 - (4)	子育て支援課

(3) 子どもの貧困に関する意識啓発

○地域における身近な支援者の周知

子育て・福祉に関する相談相手である民生委員児童委員、主任児童委員の周知を行うことで、気になる家庭や困っている家庭を早期に発見し、福祉制度や地域における見守り等の支援につなげます。

○子どもの貧困に対する理解の促進

市民全体で子どもの育ちを支えていくためには、子どもの貧困への理解が必要不可欠です。貧困の連鎖防止に向けた市民一人ひとりの意識醸成のために、出前講座をはじめ、地域や学校等と連携した研修会等を開催し、市民への啓発を行います。

【主な取組・事業】

事業名	事業内容	担当課
137 かがやき発信講座の開催	子どもの貧困に関する基本的な内容と金沢市における貧困対策をテーマに、かがやき発信講座を開催します。	子育て支援課
人権相談啓発活動事業	再掲 3-(3)	ダイバーシティ人権政策課



計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 金沢市子ども・子育て審議会

本計画の進行管理を目的に、計画の進捗状況は、「金沢市子ども・子育て審議会児童福祉専門部会」に報告し、施策推進における評価並びに助言・提言を受けます。

(2) 金沢市子どもの貧困対策チーム

本市では、平成28年6月に関係部局の連携により子どもの貧困対策を総合的に推進するため「金沢市子どもの貧困対策チーム」を設置しました。今後このチームにおいて、計画の進捗状況の確認、計画に基づく施策の推進について協議を進めていきます。

(3) 計画の広報

より多くの市民の方に「金沢市子ども生活応援プラン」を周知するために、市のホームページ掲載や概要版の配布等を行うとともに、各関係機関等との会議などで直接計画の考え方を説明し、理解を求めています。

2 計画の進行管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「金沢市子ども・子育て審議会児童福祉専門部会」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

PDCAサイクルのイメージ





1 金沢市子どもの生活実態調査報告

第1章 調査の概要	66	第7章 世帯の経済状況	135
第2章 回答者の属性	67	1 世帯の収入と暮らし向き	135
第3章 「子どもの貧困」の把握	68	2 経済的貧困の影響	139
1 子どもの貧困	68	第8章 保護者の状況	149
2 生活困窮層	72	1 食事について	149
第4章 子どもの日常生活と満足度	73	2 就労状況	150
1 日常生活の状況（小5）	73	3 最終学歴	152
2 日常生活の状況（中2）	80	4 子育て世帯の介護	153
3 日常生活の状況（16-17歳）	87	5 子どもと過ごす時間	154
4 就労状況（16-17歳）	94	第9章 周囲の人や支援者とのかかわり	156
第5章 子どもの学びと進学	96	1 話し相手や頼れる人	156
1 学校生活の状況（小5）	96	2 地域とのかかわり	158
2 学校生活の状況（中2）	102	第10章 制度利用、支援への要望	159
3 学校生活の状況（16-17歳）	108	1 子どもの立場から（小5、中2、16-17歳）	159
4 進学希望	112	2 保護者の立場から	164
第6章 子どもの健康と医療	116	3 情報の受取り方・希望	173
1 健康状態と子どもの気持ち（小5）	116	第11章 ひとり親家庭の状況	174
2 健康状態と子どもの気持ち（中2）	120	1 ひとり親の回答者の属性	174
3 健康状態と子どもの気持ち（16-17歳）	124	2 養育費と面会交流	175
4 医療へのアクセス	129	3 仕事上の変化について	178
第7章 世帯の経済状況	135	第12章 新型コロナウイルス感染症の影響	179
1 世帯の収入と暮らし向き	135	1 子どもへの影響（小5、中2、16-17歳）	179
2 経済的貧困の影響	139	2 保護者への影響	183
第8章 保護者の状況	149		
1 食事について	149		
2 就労状況	150		
3 最終学歴	152		
4 子育て世帯の介護	153		
5 子どもと過ごす時間	154		
第9章 周囲の人や支援者とのかかわり	156		
1 話し相手や頼れる人	156		
2 地域とのかかわり	158		
第10章 制度利用、支援への要望	159		
1 子どもの立場から（小5、中2、16-17歳）	159		
2 保護者の立場から	164		
3 情報の受取り方・希望	173		
第11章 ひとり親家庭の状況	174		
1 ひとり親の回答者の属性	174		
2 養育費と面会交流	175		
3 仕事上の変化について	178		
第12章 新型コロナウイルス感染症の影響	179		
1 子どもへの影響（小5、中2、16-17歳）	179		
2 保護者への影響	183		

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもやその親（または保護者）の生活実態や課題等を把握し、子どもの貧困対策の在り方を検討するための基礎的データとするために、「金沢市子どもの生活実態調査」を実施するものです。

2. 調査対象

- ・4～5歳、小学2年生、小学5年生、中学校2年生、16～17歳の子ども
- ・小学5年生、中学校2年生、16～17歳の子ども
- 各1,200人（合計9,600人）、全体で6,000世帯（うち、ひとり親世帯は1,297世帯）

3. 調査方法

まず、児童扶養手当認定者のうち調査対象年齢の子どもをもつ保護者とその子どもを全件抽出し、そのあと、令和3年6月時点の住民基本台帳から調査対象年齢の子どもをもつ保護者とその子どもを、各年齢区分ごとに1,200件になるまで無作為抽出しました。

郵送配布、郵送回収で実施しました。調査票は「小学5年生、中学2年生用」「16～17歳用」「保護者用」の3種類で構成され、子どもと保護者はそれぞれが記入し個別に封入したものを、別の封筒にまとめて同封してもらい回収しました。

4. 調査期間

令和3年（2021年）7月2日から令和3年（2021年）7月30日

5. 調査実施主体

金沢市

6. 調査分析

国立大学法人 金沢大学 経済学経営学系 准教授 小澤 裕香

7. 有効回答数・率

単位：件

保護者	4～5歳	小学2年生	小学5年生	中学2年生	16～17歳	合計
配布数 (内ひとと親)	1,200 (150)	1,200 (211)	1,200 (270)	1,200 (315)	1,200 (351)	6,000 (1,297)
有効回答数 (内ひとと親)	654 (74)	670 (96)	493 (100)	437 (106)	387 (130)	2,641 (506)
有効回答率 (内ひとと親)	54.5% (49.3%)	55.8% (45.5%)	41.1% (37.0%)	36.4% (33.7%)	32.3% (37.0%)	44.0% (39.0%)

単位：件

子ども	小学5年生	中学2年生	16～17歳	合計
配布数 (内ひとと親)	1,200 (270)	1,200 (315)	1,200 (351)	3,600 (936)
有効回答数 (内ひとと親)	489 (100)	431 (106)	382 (128)	1,302 (334)
有効回答率 (内ひとと親)	40.8% (37.0%)	35.9% (33.7%)	31.8% (36.5%)	36.2% (35.7%)

8. 本調査における生活困窮層の定義

「生活困窮」を以下の3つの要素に基づいて定義する。

(1) 低所得	世帯所得が厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」から算出される基準（世帯所得の中央値を平均世帯人数の平方根で除した値の50%未満＝127万円）の世帯
(2) 家計のひっ迫	「通信費（固定電話・スマートフォン料金等を含む）」「光熱水費」「家賃」「住みローン」「税金、国民健康保険、国民年金」「保育料、学費、給食費」「その他の債務」の7項目のうち1項目以上該当する世帯
(3) 子どもの体験や所有物の欠如	「海水浴・プールに行く」「博物館・美術館などに行く」「キャンプやバーベキューに行く」「スポーツ観戦や映画館に行く」「遊園地やテーマパークに行く」「毎月お小遣いを渡す」「毎年新しい洋服、靴を買う」「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」「お誕生日のお祝いをする」「1年に1回くらい家族旅行に行く」「クリスマスプレゼントやお正月のお年玉をあげる」「子どもが学校行事などへ親が参加する」の13項目のうち3項目以上該当する世帯

以上の要素から、「生活困窮層」は、以下の2点に該当した世帯とする。

- ・(1) に該当した世帯
- ・(2) 又は (3) のみ該当した世帯でかつ所得が (1) の1.5倍未満の世帯

9. 調査結果の見方

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせて分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

第2章 回答者（保護者）の属性

(1) 保護者の子どもの年齢

		単位：件			
	小学2年生	小学5年生	中学2年生	16～17歳	合計
4～5歳 (24.8%)	670 (25.4%)	493 (18.7%)	437 (16.5%)	387 (14.7%)	2,641 (100.0%)

回答した保護者の子どもの年齢別で見ると、4～5歳の子どもをもつ保護者が24.8%、小学2年生の子どもをもつ保護者が25.4%、小学5年生の子どもをもつ保護者が18.7%、中学2年生の子どもをもつ保護者が16.5%、16～17歳の子どもをもつ保護者が14.7%となっています。子どもたちの年齢が高いほど回答者が少なくなっています。

(2) 子どもとの続き柄

		単位：件							
	母親	祖父	祖母	兄弟姉妹	その他	施設職員・里親	無回答	合計	
父親 (14.6%)	385 (14.6%)	2,206 (83.5%)	0 (0.0%)	5 (0.2)	1 (0.0%)	2 (0.1%)	10 (0.4%)	32 (0.4%)	2,641 (100.0)

回答した保護者の子どもとの続き柄は、父親が14.6%、母親が83.5%、祖母が0.2%、その他が0.1%、施設職員・里親が0.4%となりました。回答者の8割以上が母親となっています。

(3) 婚姻の状況

		単位：件				
	結婚 (事実婚を含む)	離婚	未婚・非婚	死別	無回答	合計
全体	2,062 (78.1%)	435 (16.5%)	41 (1.6%)	30 (1.1%)	73 (2.8%)	2,641 (100.0%)
4～5歳	568 (86.9%)	55 (8.4%)	17 (2.6%)	2 (0.3%)	12 (1.8%)	654 (100.0%)
小学2年生	552 (82.4%)	86 (12.8%)	8 (1.2%)	2 (0.3%)	22 (3.3%)	670 (100.0%)
小学5年生	378 (76.7%)	90 (18.3%)	6 (1.2%)	4 (0.8%)	15 (3.0%)	493 (100.0%)
中学2年生	316 (72.1%)	95 (21.7%)	5 (1.1%)	7 (1.6%)	15 (3.4%)	438 (100.0%)
16～17歳	248 (64.6%)	108 (28.1%)	5 (1.3%)	15 (3.9%)	8 (2.1%)	384 (100.0%)

婚姻状況を見ると、結婚が78.1%、離婚が16.5%、未婚・非婚が1.6%、死別が1.1%となっています。保護者の子どもの年齢があがるほど、離婚が多くなっています。

(4) ひとり親世帯の内訳

		単位：件				
	回答者母親 (母子世帯)	回答者父親 (父子世帯)	その他	回答者不明・ 無回答等	ひとり親世帯計	
全体	456 (90.1%)	37 (7.3%)	7 (1.4%)	6 (1.2%)	506 (100.0%)	
4～5歳	69 (93.2%)	2 (2.7%)	2 (2.7%)	1 (1.4%)	74 (100.0%)	
小学2年生	88 (91.7%)	6 (6.3%)	1 (1.0%)	1 (1.0%)	96 (100.0%)	
小学5年生	96 (96.0%)	4 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	100 (100.0%)	
中学2年生	94 (88.7%)	10 (9.4%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)	106 (100.0%)	
16～17歳	109 (83.8%)	15 (11.5%)	3 (2.3%)	3 (2.3%)	130 (100.0%)	

ひとり親世帯は506世帯で、そのうち、母子世帯が90.1%、父子世帯が7.3%、その他1.4%となっており、圧倒的に母子世帯が多い結果となりました。保護者の子どもの年齢が上がると父子世帯は増えますが、それでも16～17歳の子どもをもつひとり親では83.8%が母子世帯となっています。

(5) 同居の有無

		単位：件			
	父母以外の同居者なし	祖父母と同居	祖父母以外の同居者	不明・無回答等	合計
全体	2,186 (82.8%)	436 (16.5%)	0 (0.0%)	19 (0.7%)	2,641 (100.0%)
ふたり親世帯	1,775 (86.1%)	283 (13.7%)	0 (0.0%)	4 (0.2%)	2,062 (100.0%)
ひとり親世帯	354 (70.0%)	142 (28.1%)	0 (0.0%)	10 (2.0%)	506 (100.0%)
不明・無回答等	57 (78.1%)	11 (15.1%)	0 (0.0%)	5 (6.8%)	73 (100.0%)

全体で見ると、父母以外の同居者なしが82.8%、祖父母と同居が16.5%、祖父母以外の同居者が0%となっています。ひとり親の祖父母との同居率は28.1%で、ふたり親の祖父母との同居率は13.7%より2倍高くなっています。

(6) 世帯構成

		単位：件					
	ふたり親 (結婚・事実婚) と子の世帯	ひとり親 (離婚・未婚・ 死別)と子の世帯	3世代世帯	施設・ 里親世帯	その他 世帯	回答者不明・ 無回答等	合計
1,783 (67.5%)	382 (14.5%)	411 (15.6%)	10 (0.4%)	55 (2.1%)	— (%)	2,641 (100.0%)	

ふたり親と子の世帯が67.5%、ひとり親と子の世帯が14.5%、3世代世帯が15.6%、施設・里親世帯が0.4%、その他世帯が2.1%となっています。

(7) 世帯の人数

人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	無回答	全体		
132 (5.0%)	501 (19.0%)	1,101 (41.7%)	597 (22.6%)	170 (6.4%)	111 (4.2%)	29 (1.1%)	2,641 (100.0%)		

子どもと保護者を含めた1世帯あたりの人数は、2人が5.0%、3人が19.0%、4人が41.7%、5人が22.6%、6人が6.4%、7人以上が4.2%となりました。最も多い世帯人数は4人となっています。

(8) 親の最終学歴

親	中学(中学部)まで	高校(高等部)まで	短大・高専・専門学校(専攻科)まで	大学またはそれ以上	わからない	無回答	合計
母親	64 (2.6%)	555 (22.7%)	1,009 (41.2%)	746 (30.5%)	5 (0.2%)	69 (2.8%)	2,448 (100.0%)
父親	73 (3.4%)	509 (24.0%)	337 (15.9%)	1,133 (53.4%)	7 (0.3%)	61 (2.9%)	2,120 (100.0%)

母親の最終学歴は、中学までが2.6%、高校までが22.7%、短大・高専・専門学校までが41.2%、大学またはそれ以上が30.5%、わからないが0.2%となっています。母親の最終学歴で最も多いのが短大・高専・専門学校までとなっています。父親の最終学歴は、中学までが3.4%、高校までが24.0%、短大・高専・専門学校までが15.9%、大学またはそれ以上が53.4%、わからないが0.3%となっています。父親の最終学歴で最も多いのが、大学またはそれ以上となっています。

(9) 居住地域

居住地域	野田中学校区	城南中学校区	紫錦台中学校区	兼六中学校区	小坪町中学校区	高岡中学校区
泉中学校区	121 (4.6%)	66 (2.5%)	109 (4.1%)	181 (6.9%)	54 (2.0%)	196 (7.4%)
鳴和中学校区	長田中学校区	浅野川中学校区	金石中学校区	芝原中学校区	西南部中学校区	内川中学校区
116 (4.4%)	159 (6.0%)	175 (6.6%)	90 (3.4%)	3 (0.1%)	163 (6.2%)	2 (0.1%)
鷹生中学校区	医玉山中学校区	森本中学校区	額中学校区	高尾台中学校区	緑中学校区	港中学校区
14 (0.5%)	2 (0.1%)	90 (3.4%)	135 (5.1%)	145 (5.5%)	104 (3.9%)	120 (4.5%)
北濃中学校区	大徳中学校区	清鼻中学校区	無回答	合計		
127 (4.8%)	122 (4.6%)	119 (4.5%)	37 (1.4%)	2,641 (100.0%)		

保護者の居住地域では、高岡中学校区、野田中学校区、内川中学校区で0.1%となりました。

第3章 「子どもの貧困」の把握-剥奪指標の観点から

子どもの貧困対策を行っていくために、子どもの貧困の実態を正確に把握することはとても重要です。貧困はどのように把握されるのでしょうか。厚生労働省は「相対的貧困率」を使って子どもの貧困率といるのを公表しています。これは所得の不足(欠如)を貧困と定義して把握しようとしたもので、子どもの保護者の所得をもとに計算します。こうした指標は貧困の量的な推移を観察したり、国際比較も可能で日本の位置をみるのにも有効な指標となっています。

しかし、こうした推計からは、貧困世帯で暮らす子どもの数や割合は把握できても、実際に貧困世帯の子どものような困難に直面しているのか、どのような気持ちを抱え暮らしているのかまで把握できず、把握できません。こうしたことから、貧困とくに子どもの貧困は所得という一面的なとらえ方で把握する方法では正確な実態の把握は困難といえるでしょう。

そこで、近年では「子どもの剥奪」の概念を用いて、多次的な指標で具体的な生活の物質的・社会的な貧困の実態把握が行われるようになってきています。本調査でもこの考え方に基づいて、所得だけではとらえきれない側面として、衣・食・住・健康、教育、文化、余暇、社会参加、所有や体験の欠如など多面的な指標からも子どもの生活実態をとらえることにしました。

1. 子どもの貧困

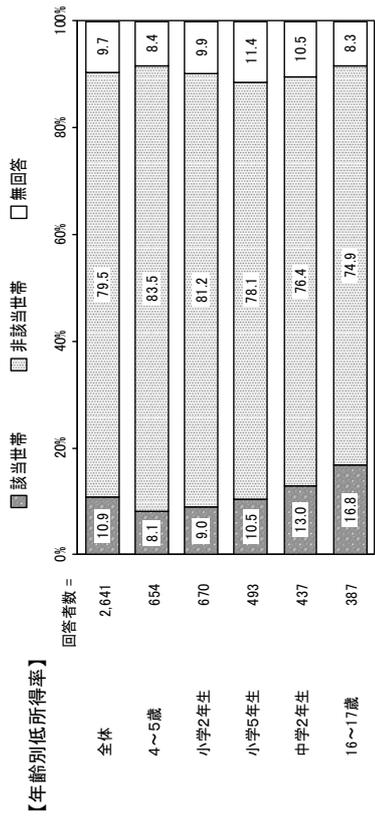
子どもの貧困を剥奪アプローチを用いて把握するために、「低所得」、「家計のひっ迫」、「子どもの体験や所有物の欠如」という生活困難をしめす3つの領域を取り出し複合指標として用います。まず、この3つのそれぞれ指標について説明します。

(1) 低所得

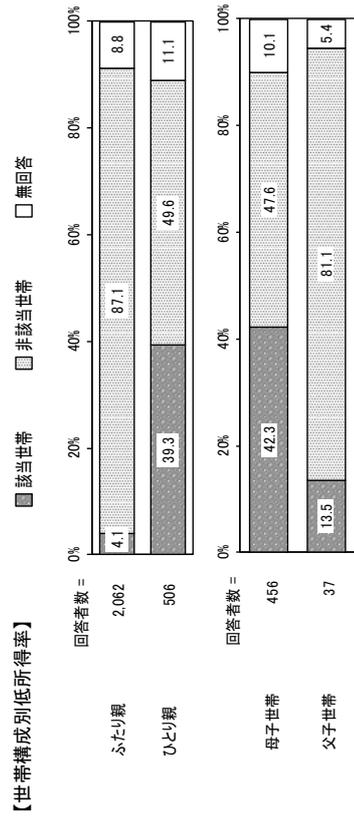
本調査で「低所得」とは、世帯所得が厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」から算出される基準(=貧困ライン：世帯所得の中央値を平均世帯人数の平方根で除した値の50%未満=127万円)の世帯と定義しています。前回の平成30年調査時における基準は140.6万円でしたので、貧困ラインが大幅に下がりました。これは、日本の労働者全体の賃金の低下にともない国民全体の所得が減少しているのと同じ傾向であることを示しています。また、今回調査からはひとり親のサンプルが増え、比較的所得の低い世帯が調査に加えられたため、調査対象世帯の所得が全体的に低くなった可能性もあることも要因の1つと考えられます。

金沢市の子育て世帯で127万円に満たない低所得世帯は287世帯で、全世帯に対する割合(低所得率)は10.9%です。すなわち10世帯に1世帯が低所得世帯となります。次ページにあるように、低所得率は、世帯の子どもの年齢が上がるごとに高くなっています。すなわち4-5歳の子どもがいる世帯では8.1%(35世帯)で、13世帯に1世帯が低所得とみなされます。小学2年生の子どものいる世帯では9.0%(60世帯)、小学5年生の子どものいる世帯では10.5%(52世帯)、中学2年生の子どものいる世帯では13.0%(57世帯)となっています。低所得率が最も高い16-17歳の子どものいる世帯では16.8%(65世帯)であり、およそ6世帯に1世帯が低所得という結果でした。

母親と父親別に就労状況別の低所得率をみると、ひとり親に限らず、女性は「臨時雇用、契約社員、パート・アルバイト」や「派遣社員」などで働く人が多くなくなり、貧困のリスクが働き方と関係していることがわかります。他方で、男性は働いていないことが貧困リスクと大きく関係しています。

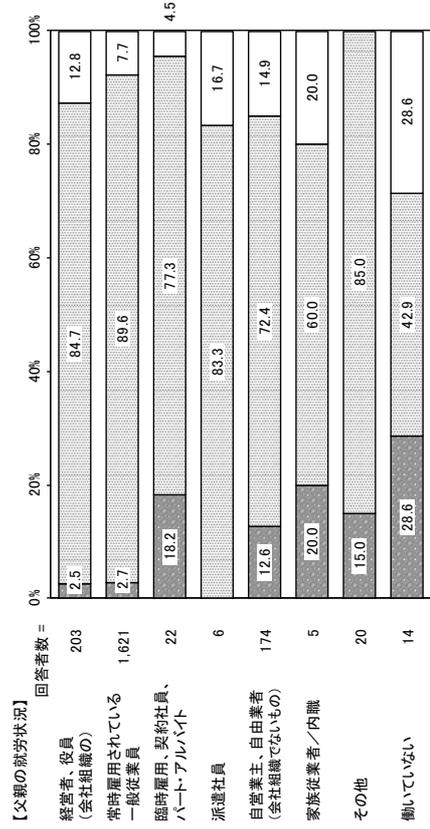
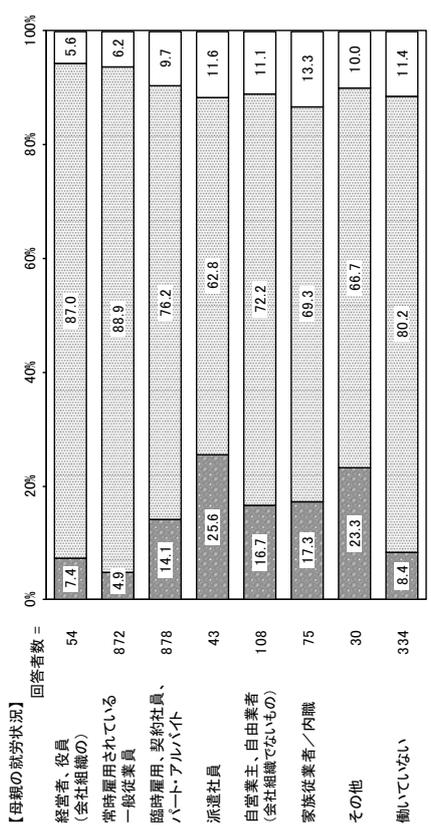


下記のグラフに示したように、低所得率を世帯別で見ると、ふたり親の場合は4.1%であるのに対して、ひとり親のそれは39.3%と約10倍も貧困リスクが高くなります。また、ひとり親をさらに母子世帯と父子世帯と分けて見ると、低所得率は母子世帯で42.3%、父子世帯で13.5%となっています。つまり、父子世帯よりも母子世帯のほうが貧困に陥るリスクが3倍高いということがいえます。



母子世帯が低所得に陥りやすい理由を考えるにあたって、就労の有無からみてみましょう。下記の表によれば、低所得率は非就労母子世帯の場合で68.2%と高いですが、就労母子世帯であっても41.3%となっており、働いても4割の母子世帯が貧困ラインを超える収入がありません。他方で父子世帯は、就労父子世帯の低所得率は13.8%で、就労が貧困脱却の手段としてある程度機能しているといえます。母子世帯は就労しているにも関わらず貧困な生活を余儀なくされていることに鑑みれば、就労意欲の有無よりも労働市場での女性の地位の向上が課題と言えるでしょう。

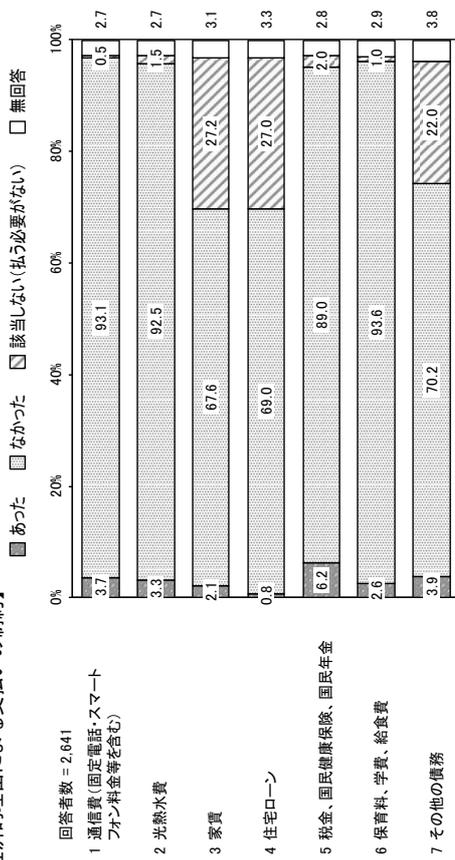
就労状況	就労世帯	非就労世帯	非就労母子世帯	非就労父子世帯
就労母子世帯	152 (41.3%)	15 (68.2%)	15	0
就労父子世帯	4 (13.8%)	(-)	0	(-)



(2) 家計のひっ迫

低所得は基本的なニーズを満たす生活資源へのアクセスを困難にします。生活資源が満たされていない家庭では、子どもの物理的ニーズや精神的ニーズを満たすのが困難になるという悪循環を生み出すことが指摘されています。実際、経済的理由によって生活資源へのアクセスが困難になっている実態を、生活に必要な支払いが制約を受けた経験、すなわち「家計のひっ迫」として把握していきましょう。本調査では、家計のひっ迫を「通信費（固定電話・スマートフォン料金等を含む）」「光熱水費」「家賃」「住宅ローン」「税金、国民健康保険、国民年金」「保育料、学費、給食費」「その他の債務」の7項目のうち1項目以上該当する世帯と定義して把握します。

【経済的理由による支払いの制約】



最も多かった支払いの制約は、「税金、国民健康保険、国民年金」で6.2% (16世帯に1世帯) が経験しています。そして「その他の債務」(3.9%)、「通信費(固定電話・スマートフォン料金含む)」(3.7%)、「光熱水費」(3.3%)、30世帯に1世帯、「保育料、学費、給食費」(2.6%)、38世帯に1世帯と続きます。

【家計のひっ迫にかかわる項目該当の重複性】

該当数	0個	1個	2個	3個	4個	5個	6個	7個	無回答	合計
世帯	2,263	124	35	27	26	24	4	2	136	2,641
割合	85.7%	4.7%	1.3%	1.0%	1.0%	0.9%	0.2%	0.1%	5.1%	100.0%

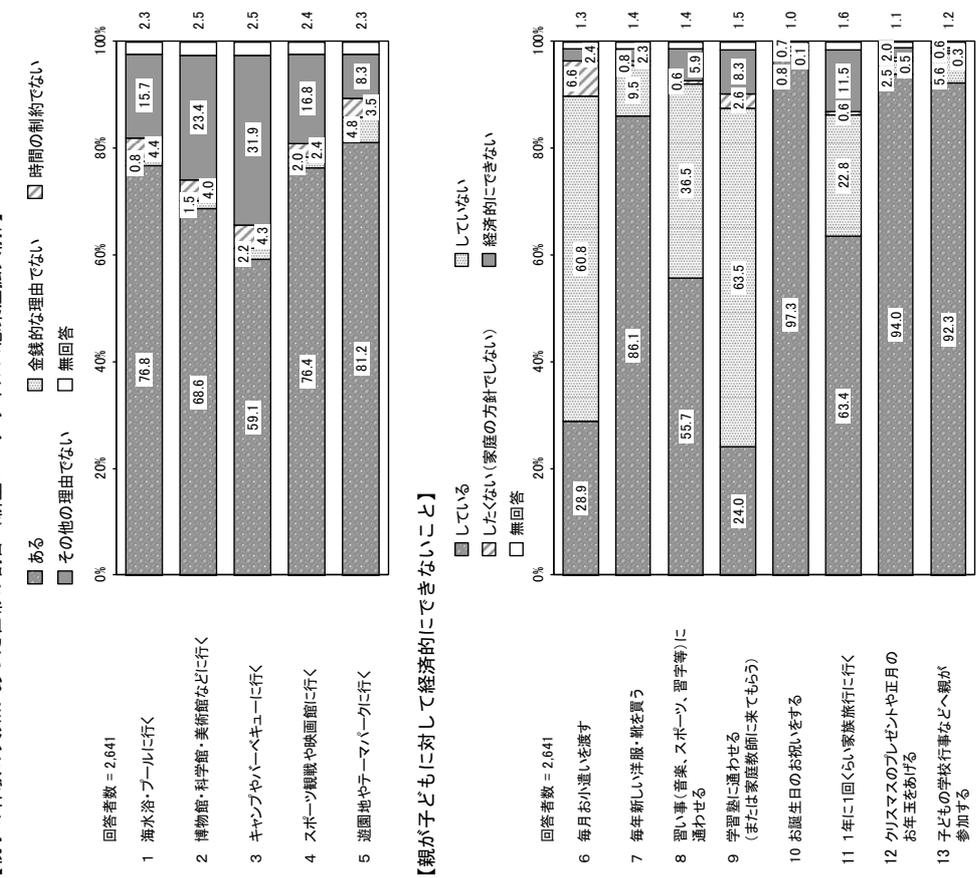
家計のひっ迫をはかる7つの項目において、各世帯がいくつ該当しているかを見たのが上記の表になります。該当する世帯のうち、1個のみ該当する世帯が124世帯(4.7%)と多数である一方で、2個以上の重複該当ケースも見られ、困難がより深刻化している世帯がいます。本調査では1個以上該当する世帯を家計のひっ迫を経験しているとみなすため、242世帯(9.2%)が該当します。

(3) 体験や所有の欠如

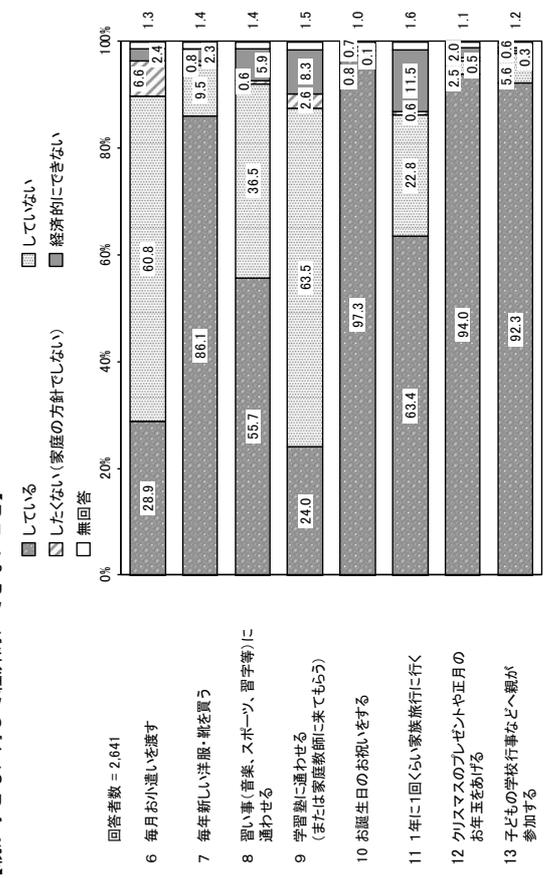
子ども期の生活は、同世代と比べて恥ずかしくない服装をしていることや、話題を共有し得るような活動・遊び等に参加できるかなど、所有や体験そして社会関係のあり方に大きく影響を受けるものとなっています。また、それらは子どもとの感情面での発達にも影響を及ぼします。新型コロナウイルス感染症が拡大する前に家庭で親子がしていた体験について「子どもの発達を保障する生活環境の側面を見ていきましょう。」

子ども期の体験や所有物の欠如を、「海水浴・プールに行く」「博物館・科学館・美術館などに行く」「キャンプやバーベキューに行く」「スポーツ観戦や映画館に行く」「遊園地やテーマパークに行く」「毎月お小遣いを渡す」「毎年新しい洋服・靴を買う」「習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる」「学習塾に通わせる(または家庭教師にまでもらう)」「お誕生日のお祝いをする」「1年に1回くらい家族旅行に行く」「クリスマスのプレゼントやお正月のお年玉をあげる」「子どもの学校行事などへ親が参加する」の13項目のうち3項目以上該当する世帯と定義して把握します。

【親子の体験の欠如があった世帯の割合(新型コロナウイルス感染症拡大前)】



【親が子どもに対して経済的にできないこと】



1 から 5 の各項目では、6 割から 8 割の親が子どもと一緒に様々な余暇を中心とした体験をしていることがわかります。しかし、「金銭的な理由でできない」と「時間的な制約でない」の割合を合計して、体験の欠如を見ると、それぞれ「海水浴・プールに行く」(5.2%)、「博物館・科学館・美術館などに行く」(5.5%)、「キャンプやバーベキューに行く」(6.5%)、「スポーツ観戦や映画館に行く」(4.4%)、「遊園地やテーマパークに行く」(8.3%)となり、一定数が体験の機会を奪われています。体験の欠如の理由としては、金銭的貧困よりも時間貧困が深刻であることがわかります。

6 から 13 の項目では、経済的に親が子どもにしてあげられないものとして、多い順に「1年に1回くらい家族旅行に行く」(11.5%)、「学習塾に通わせる」(8.3%)、「習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる」(5.9%)、「毎月お小遣いを渡す」(2.4%)となっています。

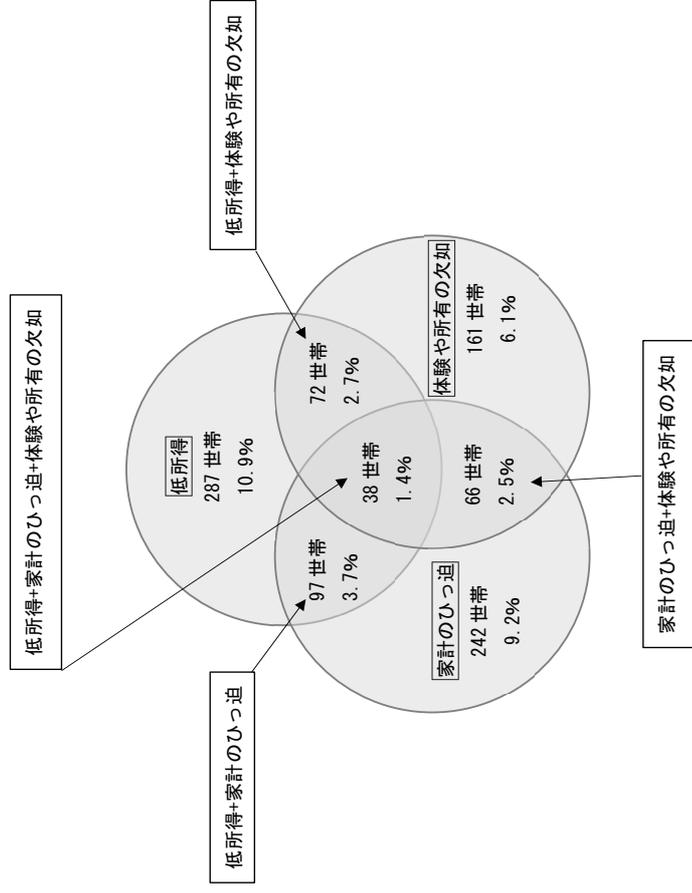
【体験や所有の欠如にかかわる項目該当の重複性】

該当数	0 個	1 個	2 個	3 個	4 個	5 個	6 個	7 個	8 個	9 個	10 個	11 個	12 個	13 個	無回答	合計
世帯	2,095	159	74	52	35	22	21	11	8	4	4	0	3	1	152	2,641
割合	79.3%	6.0%	2.8%	2.0%	1.3%	0.8%	0.8%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	5.8%	100.0%

体験や所有の欠如をはかる上記の 13 の項目において、各世帯がどの程度該当しているかを見たのが上記の表になります。1 個以上該当する世帯は 394 世帯 (14.9%) となっています。欠如が 1 個のみ該当する場合がありますが、2 個以上の複数の項目で該当する世帯も少なくないことがわかります。本調査では 3 個以上該当した世帯を体験や所有の欠如を経験している世帯ととらえるので、161 世帯 (6.1%) が該当します。

(4) 子どもの貧困とは

それぞれに見てきた「低所得」、「家計のひっ迫」、「体験や所有の欠如」に該当する世帯数と割合を、その重なりとして見たのが下記の図になります。



この 3 つの領域に該当する生活環境のもとにいる状態を子どもの貧困とみなします。したがって、子どもの貧困は、経済的困難がその根底にありますが、単に所得が不足しているという「低所得」だけではとらえきれない性格のものとなります。低所得でなくとも家計のひっ迫や体験や所有の欠如を経験している世帯は少なくありません。

そして、子どもの貧困を構成する各領域が重複する世帯は困難が複合的に現れているため、子どもの貧困のなかでもより不利な状況に置かれやすいと考えられます。たとえば、2 つの重複を経験している世帯は、低所得と家計のひっ迫の重複では 97 世帯 (3.7%) になります。また、低所得と体験や所有の欠如の重複では 72 世帯 (2.7%) になります。さらに、38 世帯 (1.4%) は子どもの貧困を構成する要素すべてを経験している世帯となり、困難が集中し不利が蓄積しやすい世帯として総合的な支援を必要とする世帯になります。

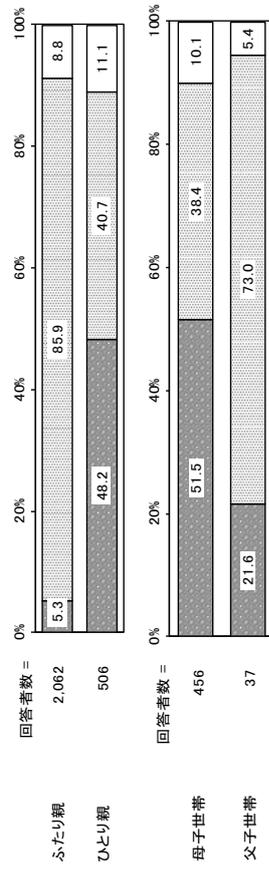
2. 生活困窮層

本調査では、生活困窮層をこれまで見てきた子どもたちの貧困を構成する3つの領域の複合指標として用いて定義をしています。すなわち、低所得にある287世帯（低所得層Aとする）に加え、「家計のひっ迫」の7項目の内1つ以上該当した世帯（242世帯）および「体験や所有の欠如」の13項目のうち3つに直面している世帯（161世帯）のうち、低所得Aで定められた所得基準の1.5倍未満の世帯（低所得層Bとする）の71世帯を合計したものとします。

子どもの年齢区分	生活困窮層（低所得層A+低所得層B）			非生活困窮層	不明	合計
	低所得層A	低所得層B	合計			
4～5歳	67	53	14	532	55	654
	10.2%	8.1%	2.1%	81.3%	8.4%	100.0%
小学2年生	73	60	13	531	66	670
	10.9%	9.0%	1.9%	79.3%	9.9%	100.0%
小学5年生	66	52	14	371	56	493
	13.3%	10.5%	2.8%	75.3%	11.4%	100.0%
中学2年生	70	57	13	321	46	437
	16.0%	13.0%	3.0%	73.5%	10.5%	100.0%
16～17歳	82	65	17	273	32	387
	21.2%	16.8%	4.4%	70.5%	8.3%	100.0%
合計	358	287	71	2,028	255	2,641
	13.6%	10.9%	2.7%	76.8%	9.7%	100.0%

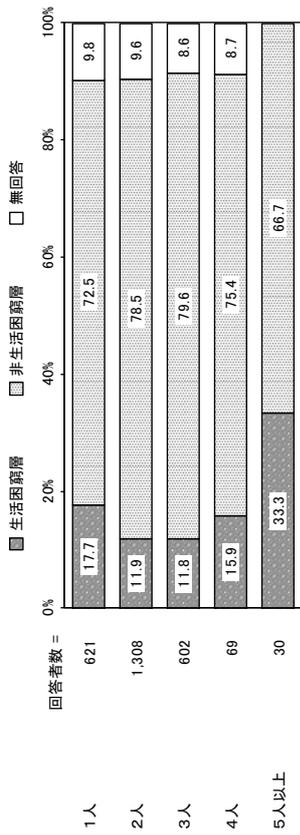
この定義によって推計された生活困窮層（低所得層Aと低所得層Bの合計）は358世帯、全世帯に対する割合は13.6%（生活困窮率）となっており、7.4世帯に1世帯が生活困窮層となります。年齢別に生活困窮層を見ると、子どもの年齢が上がるにつれて生活困窮率が高くなっていきます。4-5歳の子どもがいる世帯では67世帯（10.2%）、小学2年生の子どもがいる世帯では73世帯（10.9%）、小学5年生の子どもがいる世帯では66世帯（13.3%）、中学2年生の子どもがいる世帯では70世帯（16.0%）、16-17歳の子どもがいる世帯では82世帯（21.2%）となっています。以下では、生活困窮層を世帯構成別、子ども数別、最終学歴別、就労状況別に特徴をグラフで示しました。結果は以下の通りです。

【世帯構成別生活困窮率】



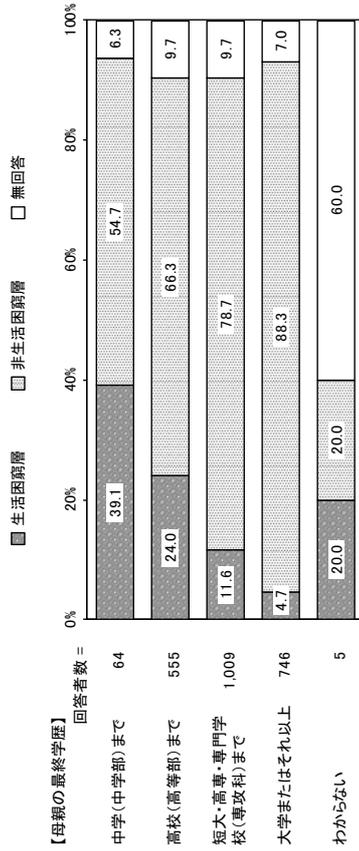
世帯構成別で見ると、ひとり親の半数弱（48.2%）が生活困窮層に該当しています。ひとり親を母子世帯と父子世帯別で見ると、父子世帯（21.6%）よりも母子世帯（51.5%）が生活困窮層に該当しています。

【子どもの数別生活困窮率】

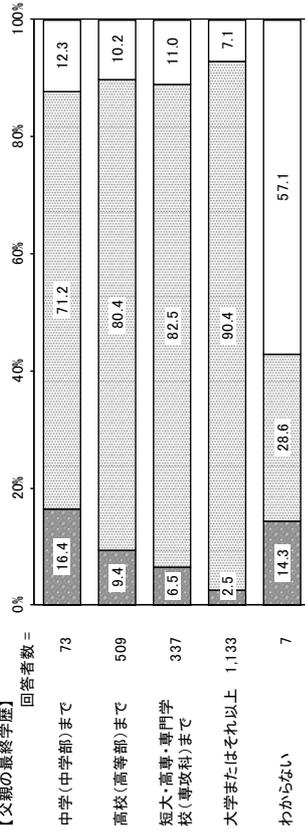


子どもの数別で見ると、5人以上子どもがいる場合は、4人以下の場合と比べて生活困窮層に多く該当しています。

【最終学歴別】

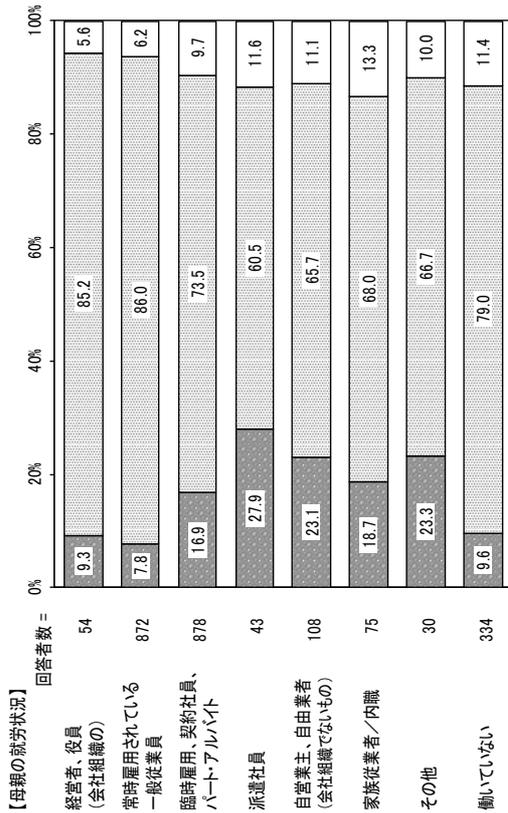


【父親の最終学歴】

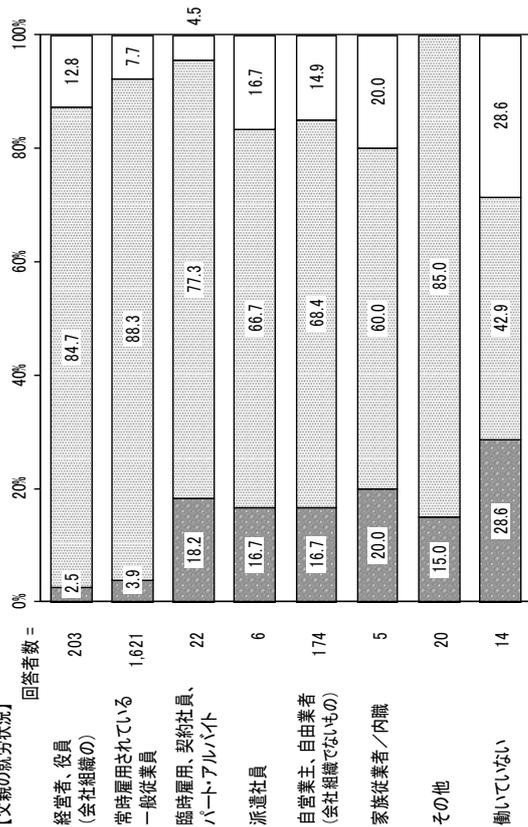


最終学歴との関係で見ると、母親と父親ともに学歴が低いほど生活困窮層に該当しています。

【就労状況別生活困窮率】



【父親の就労状況】



母親の場合、「派遣社員」(27.9%)として働いている人が生活困窮層に多く、「働いていない」(9.6%)と答えた人の生活困窮率よりも高くなっています。他方で、父親の場合、「働いていない人」(28.6%)が生活困窮層で最も多くなっています。

第4章 子どもの日常生活と満足度

日常生活の過ごし方における生活困窮世帯やひとり親世帯の特徴や課題を検討します。小学5年生、中学2年生、16-17歳の回答をそれぞれみていきます。

1. 日常生活の状況 (小学5年生)

小学5年生の日常生活の状況について、結果は以下の通りです。

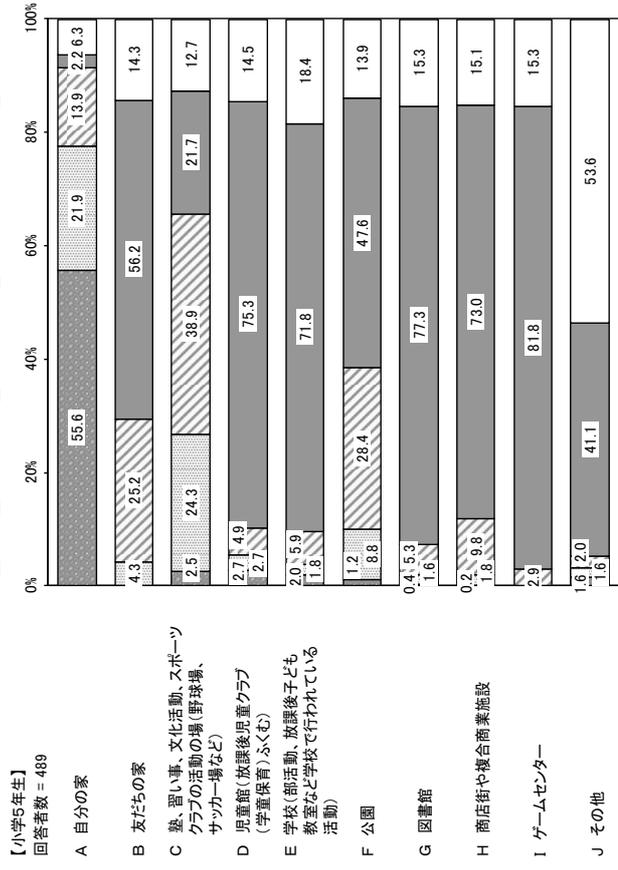
(1) 平日の放課後の過ごし方

平日(学校に行く日)の放課後(夕方6時からいまで)の過ごし方について、結果は以下のようになりました。

全体では、「自分の家」以外で、7割近くの小学5年生が少なくとも1週間に1回、「塾、習い事、文化活動、スポーツクラブの活動の場」に参加しています。すなわち、これらの場所への参加が子どもたちの生活文化の中に浸透していることがうかがえます。

しかし、親別や貧困層別に見た場合には、これらへの参加には格差が生じていることがわかります。少なくとも1週間に1回、「塾、習い事、文化活動、スポーツクラブの活動の場」に参加できるふたり親世帯は70.0%であるのに対して、ひとり親では49.5%と低くなっています。また貧困層別でみた場合、非生活困窮層は69.2%が参加できているのに対して、生活困窮層では55.4%と低くなっています。

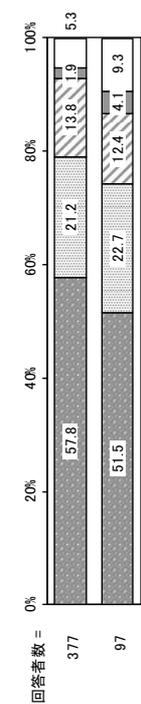
【全体】



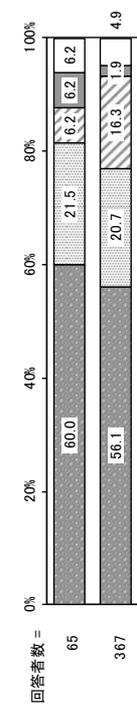
それぞれの過ごし方場所ごとの親別と貧困層別の状況について、結果は以下の通りです。

A 自分の家

【親別】

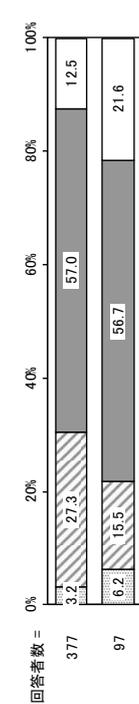


【貧困層別】

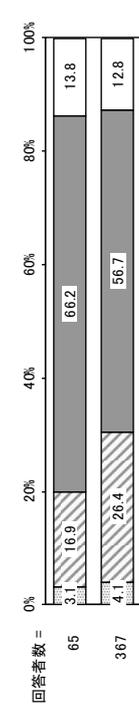


B 友だちの家

【親別】

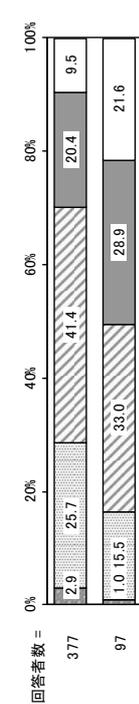


【貧困層別】

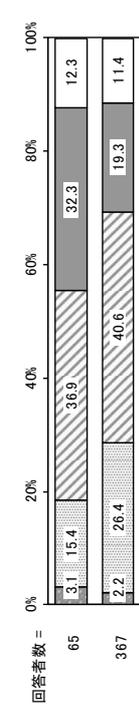


C 塾、習い事、文化活動、スポーツクラブの活動の場(野球場、サッカー場など)

【親別】

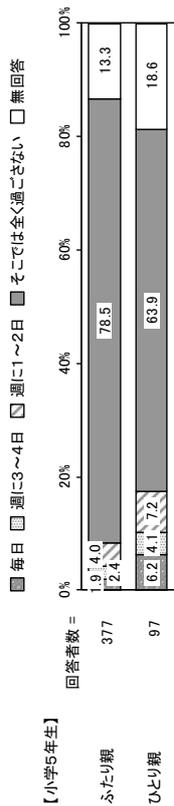


【貧困層別】

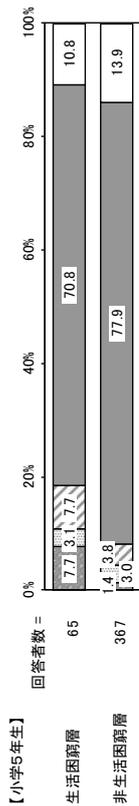


D 児童館(放課後児童クラブ(学童保育)ふくむ)

【親別】

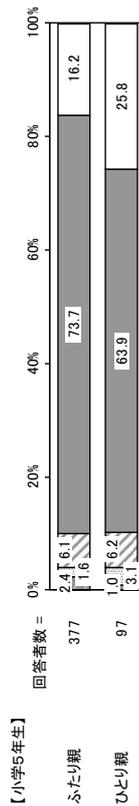


【貧困層別】

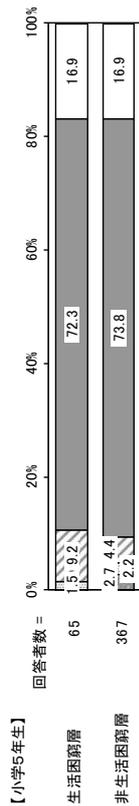


E 学校(部活動、放課後子ども教室など学校で行われている活動)

【親別】

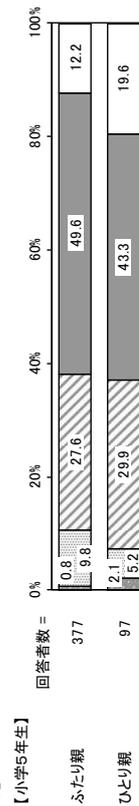


【貧困層別】

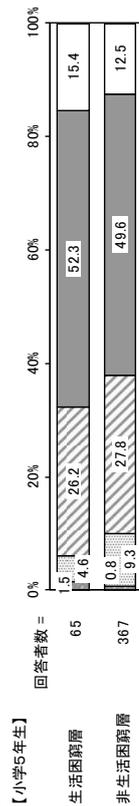


F 公園

【親別】



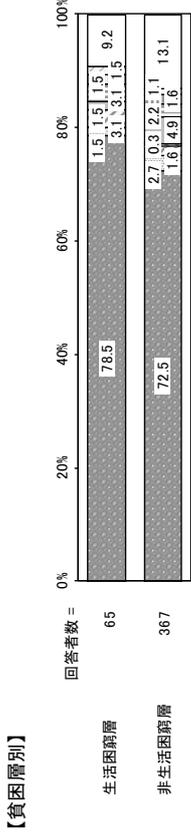
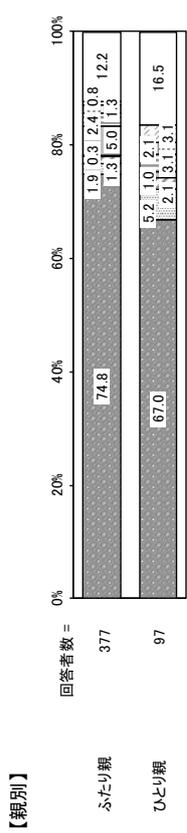
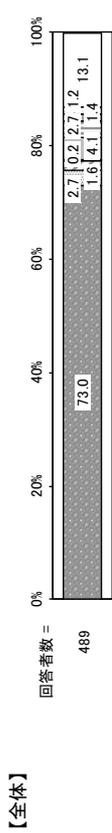
【貧困層別】



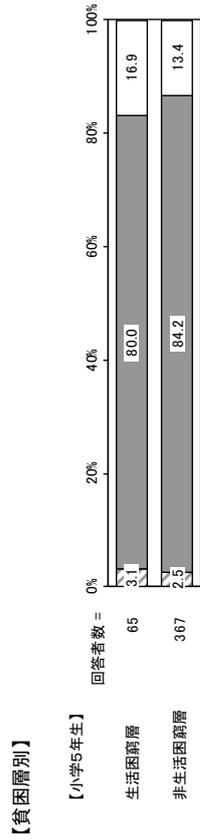
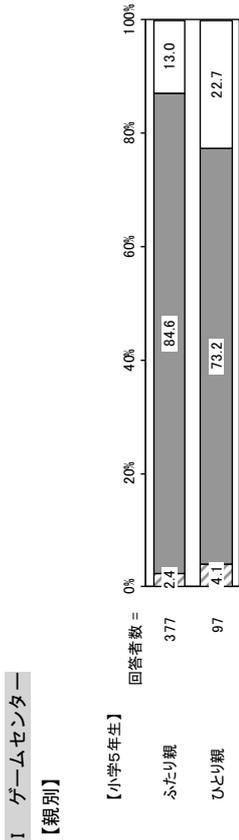
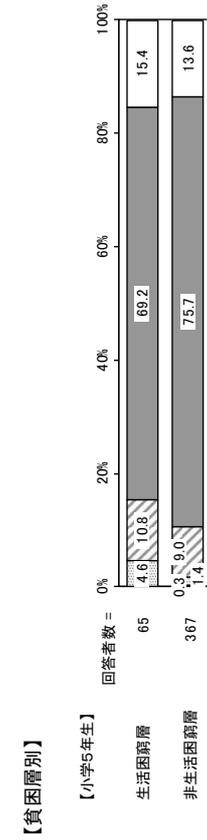
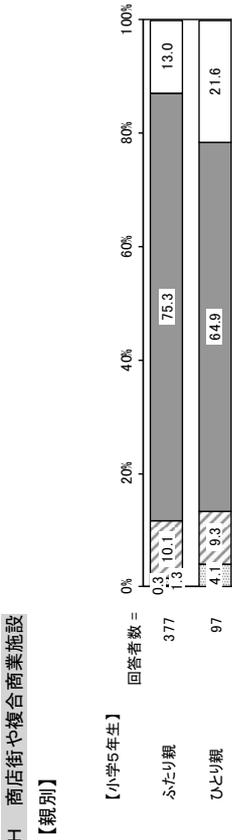
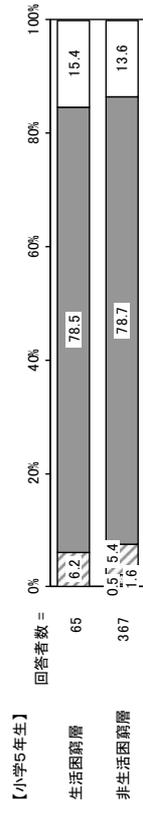
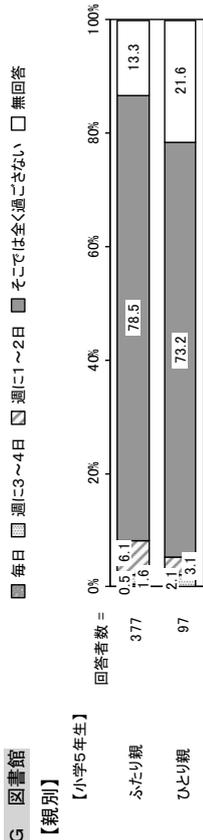
(2) 休日過ごす場所

休日（学校がお休みの日）に一番多く過ごす場所について聞きました。結果は以下の通りです。

- 自分の家
- 友だちの家
- 塾や習い事
- 児童館/放課後児童クラブ(学童保育)をふくむ
- 学校(部活動をふくむ)
- スポーツクラブの活動の場(野球場、サッカー場など)
- 公園
- 図書館
- 商店街や複合商業施設(ショッピングセンターや映画館等を含む施設)
- ゲームセンター
- その他
- 無回答



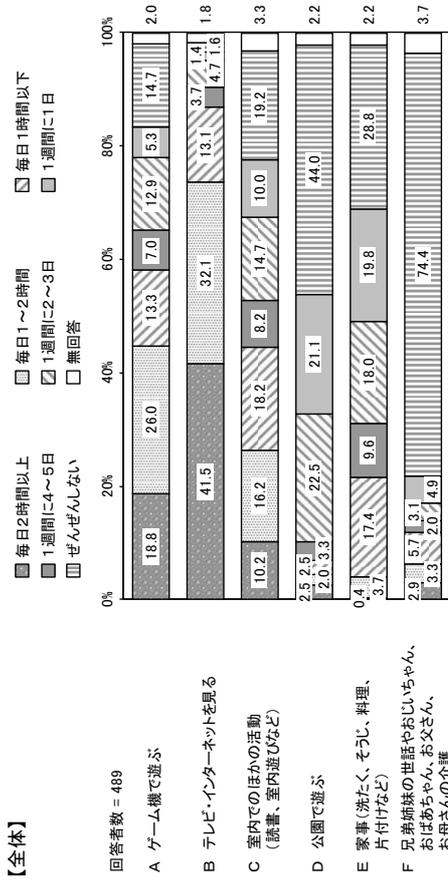
多くの小学5年生が(73.0%)「自分の家」で過ごしていますが、親別で見るとその割合はひとり親では67.0%まで下がり、代わりに「友達の家」(5.2%)で過ごす割合が増えます。貧困層別で見ると生活困窮層のほうが「自分の家」で過ごす割合が多くなっていきます。非生活困窮層では自分の家以外でも「スポーツクラブの活動の場」(4.9%)により多く参加しています。



(3) 普段の活動

小学5年生に、以下のAから6の普段する活動内容と時間について聞きました。結果は以下の通りです。

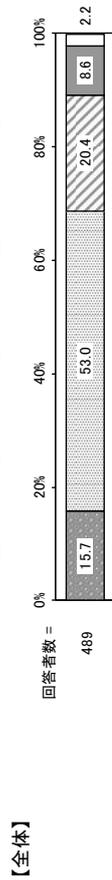
【全体】



時間数にかかわらず、毎日している活動に焦点をあてて分析します。割合の高い順に、「テレビ・インターネットを見る」(86.7%)、「ゲーム機で遊ぶ」(58.1%)、「室内でのほかの活動」(44.6%)、家事(21.5%)、兄弟姉妹の世話や祖父母や保護者の介護(11.9%)、「公園で遊ぶ」(7.0%)となっています。活動の時間数が多いものに着目すると、毎日2時間以上する活動で多いのは「テレビ・インターネットを見る」(41.5%)、前回35.5%)、「ゲーム機で遊ぶ」(18.8%)、前回14.4%)となっています。前回より長時間ゲーム機で遊んだり、テレビ・インターネットを見る活動が増えています。コロナ禍で休校等により自宅で過ごす時間が多くなったことも影響していると思われます。

G 美術館、映画館、外食などに連れて行ってもらう

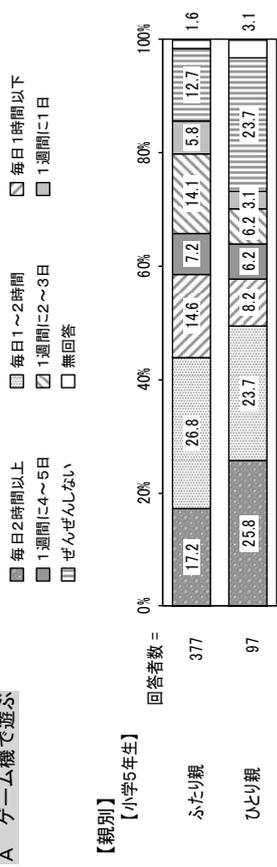
【全体】



「美術館、映画館、外食などに行く」ことがよくある(15.7%)と、時々ある(53.0%)を合計すると7割近くがあると答えています。また、あまりない(20.4%)と、まったくない(8.6%)を合計すると3割ほどがいないと答えています。

それぞれの項目について親別と貧困層別で見た結果は以下の通りです。

A ゲーム機で遊ぶ

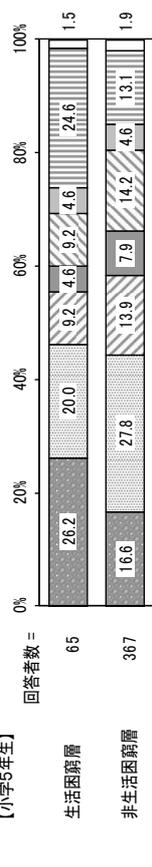


【親別】

【小学5年生】

【貧困層別】

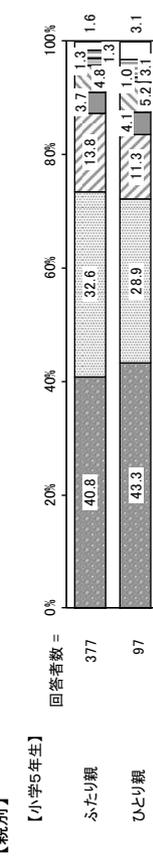
【小学5年生】



6割ほどの小学5年生が毎日ゲーム機で遊んでいますが、親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層は、ゲーム機を2時間以上する割合が高く、長時間化する傾向があります。

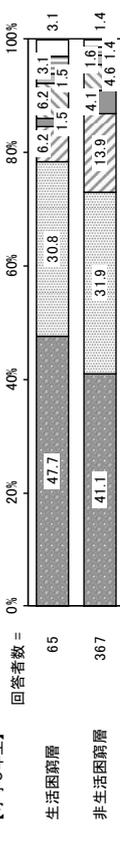
B テレビ・インターネットを見る

【小学5年生】



【貧困層別】

【小学5年生】

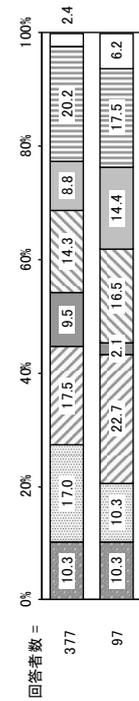


8割を超える小学5年生が毎日テレビを見ていますが、親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層は、テレビ・インターネットを2時間以上見る割合が高く、長時間化する傾向がありますが、「ゲーム機で遊ぶ」でみたほどの差があるわけではありません。

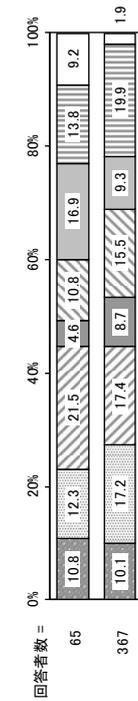
C 室内でのほかの活動（読書、室内遊びなど）

- 毎日2時間以上
- 毎日1～2時間
- 毎日1時間以下
- 1週間に4～5日
- 1週間に2～3日
- 1週間に1日
- ぜんぜんしない
- 無回答

【親別】



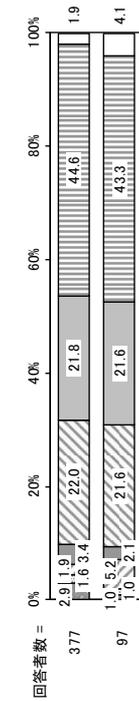
【貧困層別】



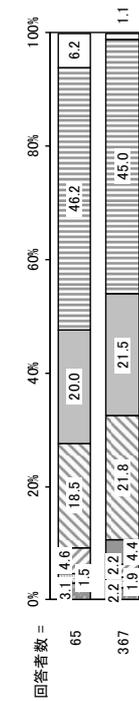
4割ほどの小学5年生が、毎日読書や室内遊びをしていますが、親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層は、「毎日1～2時間」活動する割合が低く、反対に「毎日1時間以下」の割合が高くなっています。

D 公園で遊ぶ

【親別】



【貧困層別】

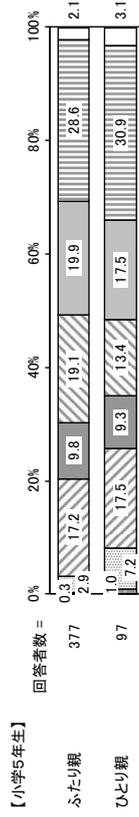


公園で毎日遊ぶ小学5年生は1割以下となっています。親別や貧困層別でも顕著な違いはみられません。

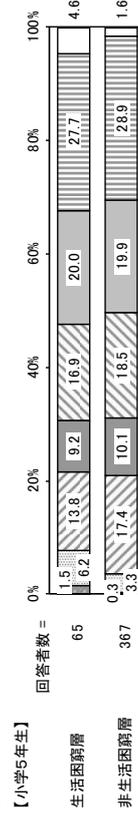
E 家事（洗たく、そうじ、料理、片付けなど）

- 毎日2時間以上
- 毎日1～2時間
- 毎日1時間以下
- 1週間に4～5日
- 1週間に2～3日
- 1週間に1日
- ぜんぜんしない
- 無回答

【親別】



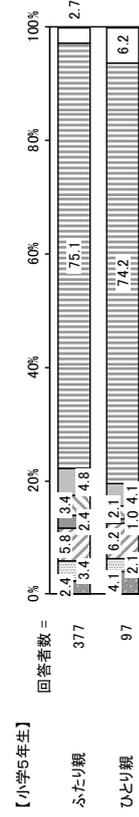
【貧困層別】



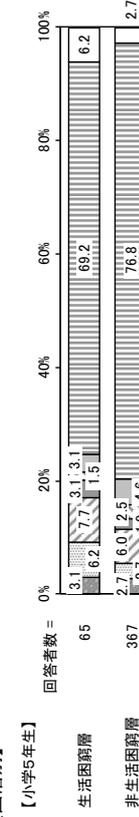
2割ほどの小学5年生が、毎日家事をしています。親別では、ひとり親のほうが毎日家事をする子どもの割合が高くなっています。家事の時間も長い傾向にあります。また、貧困層別でみた場合、毎日家事をする子どもの割合は非生活困窮層も生活困窮層も2割程度で同じですが、生活困窮層の子どものほうが家事をする時間が長くなっています。

F 兄弟姉妹の世話やおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんの介護

【親別】



【貧困層別】

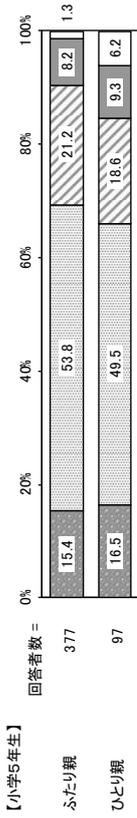


小学5年生で兄弟姉妹の世話や親の介護を1週間に1日以上している割合は2割を超えています。親別で見ると、毎日2時間以上世話や介護をする子どもがひとり親では4.2%と、ふたり親の2.4%よりも高くなっていますが、1週間に1日以上ではふたり親世帯の子どもの割合が高くなります。貧困層別で見ると、1週間に1日以上世話や介護をしている割合は、非生活困窮層より生活困窮層で高くなります。そのうち、時間にかかわらず毎日世話や介護をしている子どもも多く占めています。

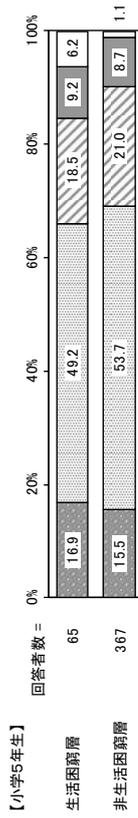
G 美術館、映画館、外食などに連れて行ってもらう

■ よくある □ 時々ある ■ あまりない ■ まったくない □ 無回答

【親別】



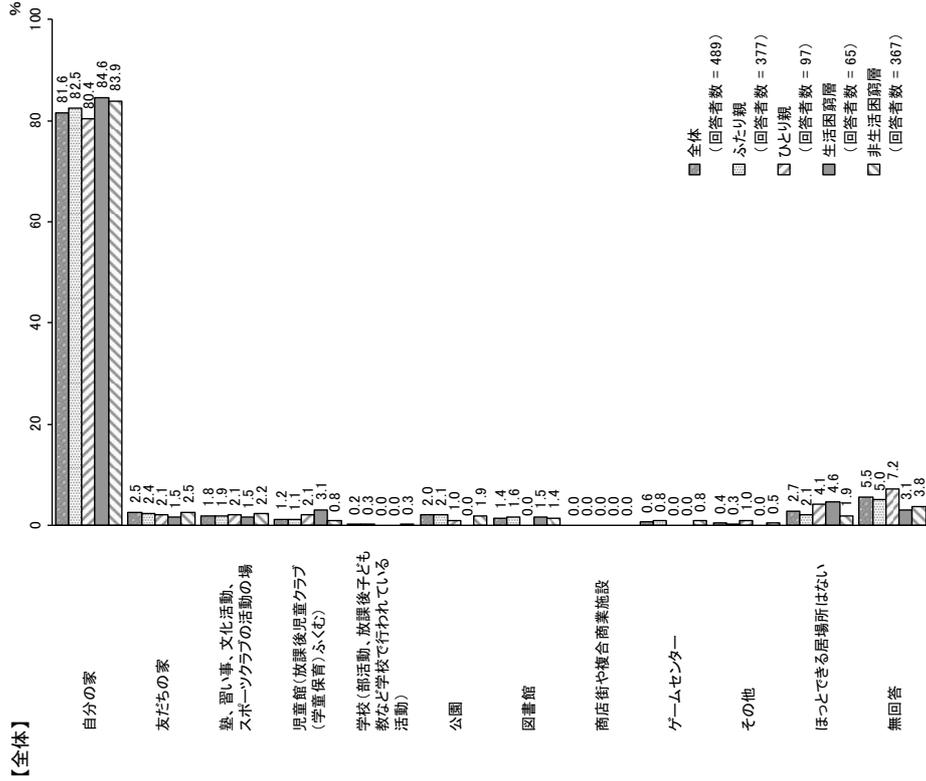
【貧困層別】



「美術館、映画館、外食などに連れて行ってもらう」ことが「よくある」と「時々ある」を合計したものを、親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層で若干低くなっています。

(4) ほっとできる居場所

一番ほっとできる居場所を聞きました。結果は以下の通りです。



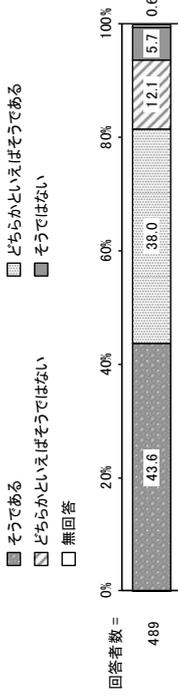
「自分の家」と答える子どもの割合は全体で81.4%となっています。親別や貧困層別の違いは大きくは現れていませんが、ひとり親の子ども(80.4%)においては若干低い割合となっています。

「ほっとできる居場所がない」と答える子どもの割合は全体で2.7%ですが、ひとり親の子ども(4.1%)や生活困窮層の子ども(4.6%)ではその割合は高くなります。

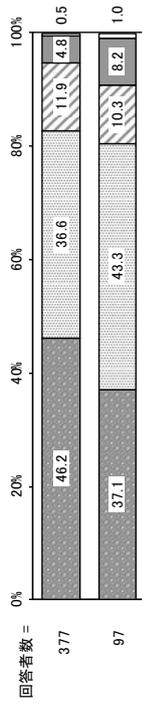
(5) 平日の寝る時間

平日（月～金曜日）の寝る時間がほぼ同じ時間帯かどうか聞きました。結果は以下の通りです。

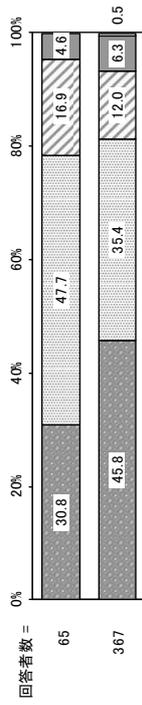
【全体】



【親別】



【貧困層別】



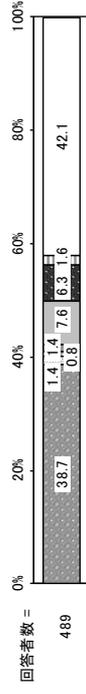
全体で見ると、「どちらかといえばそうではない」と「そうではない」を合わせると17.8%となります。ひとり親の子ども（18.5%）は若干全体より高く、生活困窮層の子ども（21.5%）ではその傾向が強くなります。

(6) 悩み事や楽しいことを話す相手

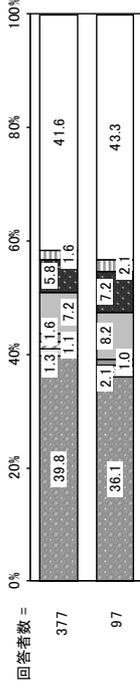
悩みや相談事を誰に相談するかについて聞きました。結果は以下の通りです。

- 親
- 兄弟姉妹
- おじいちゃん、おばあちゃんなど
- 学校の先生
- 児童館（放課後児童クラブ（学童保育）をふくむ）の職員
- 友だち
- その他の大人（地域の人、スポーツクラブのコーチや塾、習い事の先生など）
- 話せる相手はいない
- その他
- 無回答

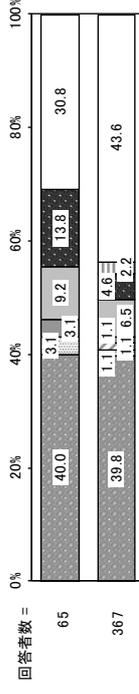
【全体】



【親別】



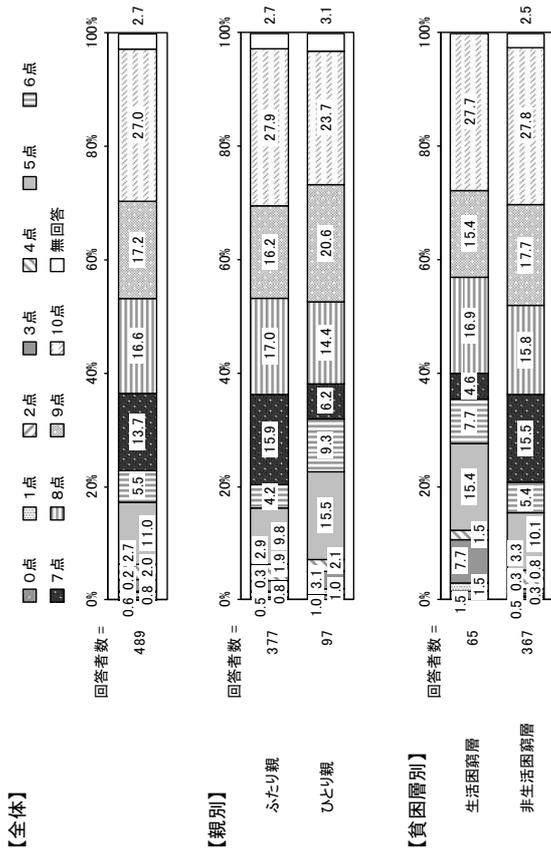
【貧困層別】



小学5年生は「親」（38.7%）に相談することが多いですが「友達」（7.6%）に相談する子どももいます。他方で、「話せる相手はいない」（6.3%）と答える子どももいます。親別で見ると、ふたり親と比べてひとり親では「親」に相談する割合が若干低くなり、また「友だち」（8.2%）や「話せる相手はいない」（7.2%）が若干増えます。貧困層別で見ると、非生活困窮層と比べて、生活困窮層では「話せる相手はいない」（13.8%）が3倍多くなります。

(7) 生活満足度

最近の生活にどのくらい満足しているのかについて聞きました。結果は以下の通りです。



「不満」(0, 1点)、「やや不満」(2, 3点)、「普通」(4, 5点, 6点)、「やや満足」(7, 8点)、「満足」(9, 10点)として分析します。全体で見ると、「不満」は1.4%、「やや不満」は2.2%、「普通」は19.2%、「やや満足」が30.3%、「満足」は44.2%となっています。「やや満足」と「満足」を合わせると7割強(74.5%)が生活に満足しているといえるでしょう。

「やや満足」と「満足」の合計について、親別や貧困層別で見ると、ふたり親(77.0%)と非生活困窮層(76.8%)が6割を超えるのに対して、ひとり親(64.9%)と生活困窮層(64.6%)では満足度が低くなる結果となりました。

2. 日常生活の状況 (中学2年生)

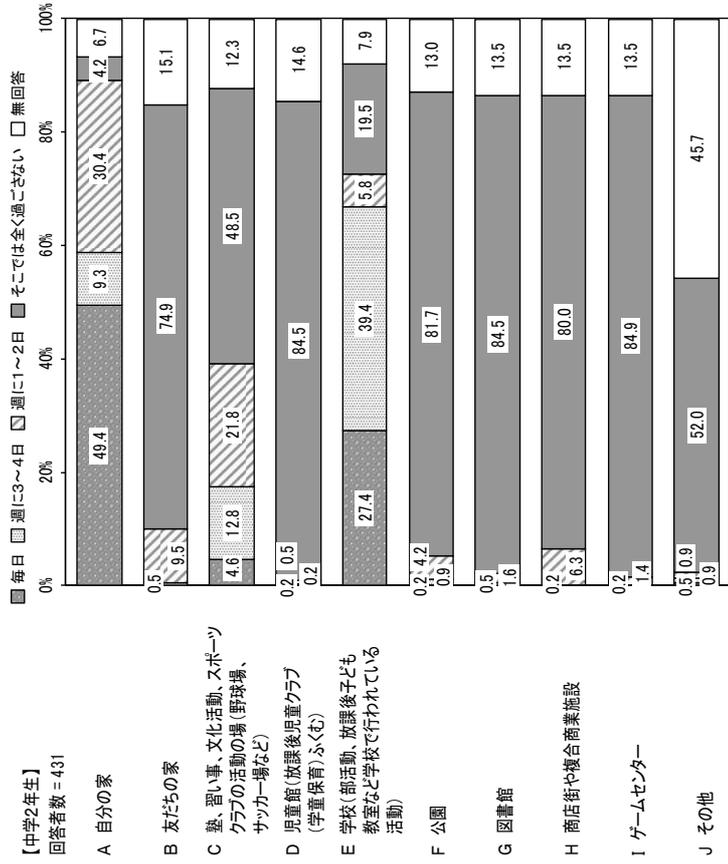
中学2年生の日常生活の状況について、結果は以下の通りです。

(1) 平日の放課後の過ごし方

平日(学校に行く日)の放課後(夕方6時からいまで)の過ごし方について結果は以下のようになります。

全体としてみた場合、小学5年生とは異なり、毎日「自分の家」で過ごす割合が少なくなり、また対的に低くなります。代わりに週の多くを部活動等のため「学校」で過ごす子どもが多くなり、学校の友達との関係性が大きく日常生活で重要な意味を持つようになっていきます。

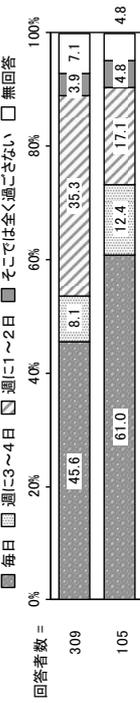
ひとり親や生活困窮層に該当する場合、「学校」で過ごす日数に違いがみられます。「毎日」ではなく、「週に3~4回」が多くなり、その分「自分の家」で過ごしているようです。



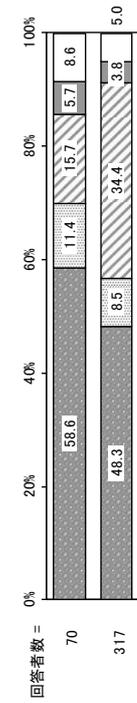
それぞれの項目について親別と貧困層別で見られた結果は以下の通りです。

A 自分の家

【親別】

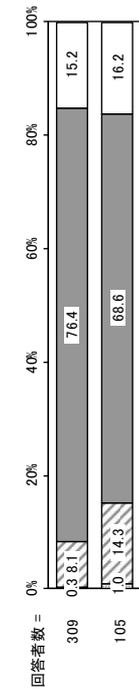


【貧困層別】

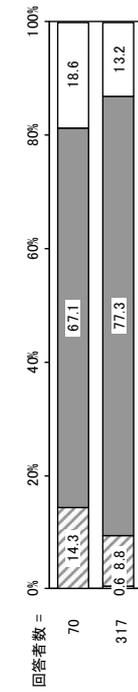


B 友だちの家

【親別】

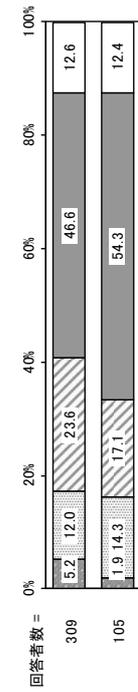


【貧困層別】

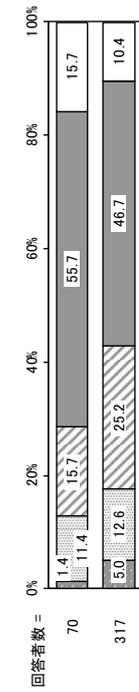


C 塾、習い事、文化活動、スポーツクラブの活動の場(野球場、サッカー場など)

【親別】

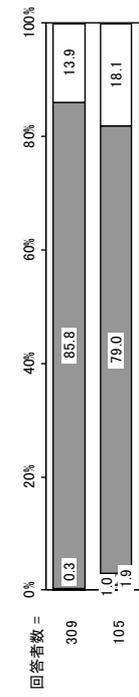


【貧困層別】

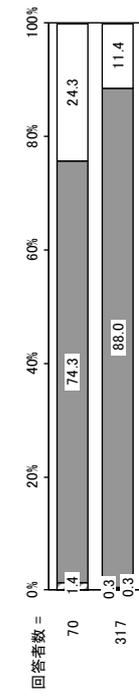


D 児童館(放課後児童クラブ(学童保育)ふくむ)

【親別】

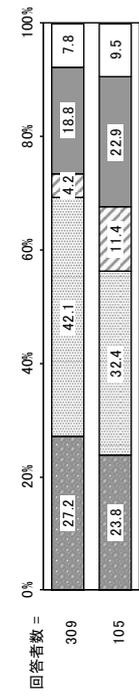


【貧困層別】

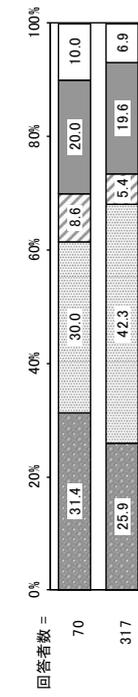


E 学校(部活動、放課後子ども教室など学校で行われている活動)

【親別】

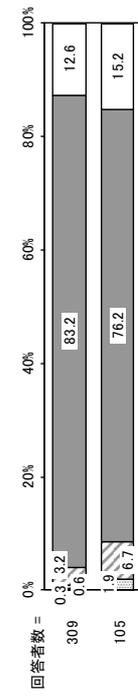


【貧困層別】

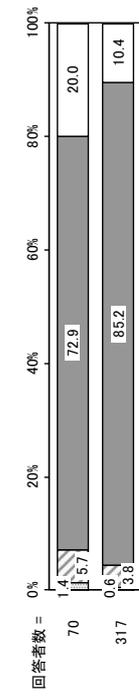


F 公園

【親別】



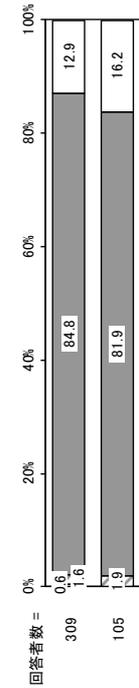
【貧困層別】



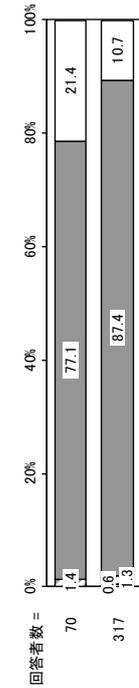
G 図書館

(2) 休日過ごす場所

【親別】 毎日 週に3~4日 週に1~2日 その他は全く過ごさない 無回答

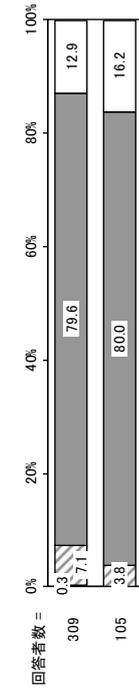


【貧困層別】

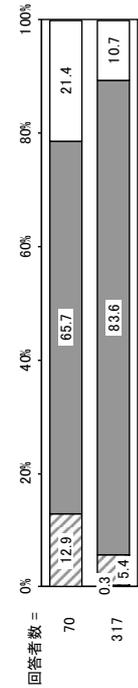


H 商店街や複合商業施設

【親別】

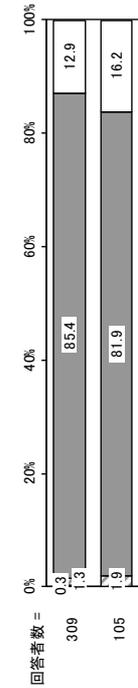


【貧困層別】

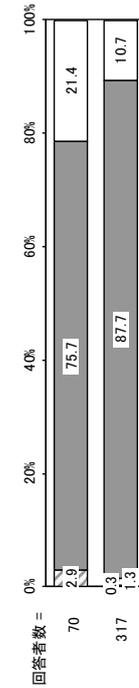


I ゲームセンター

【親別】



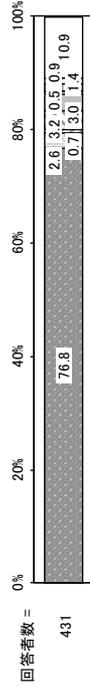
【貧困層別】



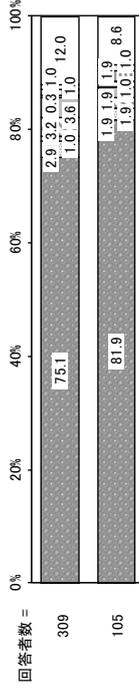
中学2年生が休日過ごす場所は以下の通りです。

- 自分の家
- 友だちの家
- 塾や習い事
- 児童館(放課後児童クラブ(学童保育)をふくむ)
- 学校(部活動をふくむ)
- スポーツクラブの活動の場(野球場、サッカー場など)
- 公園
- 図書館
- 商店街や複合商業施設(ショッピングセンターや映画館等を含む施設)
- ゲームセンター
- その他
- 無回答

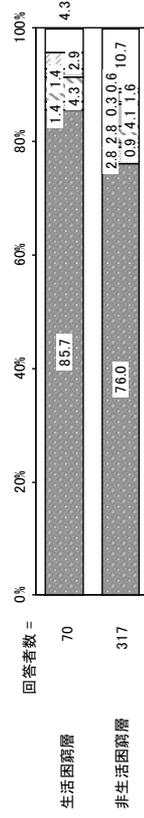
【全体】



【親別】



【貧困層別】

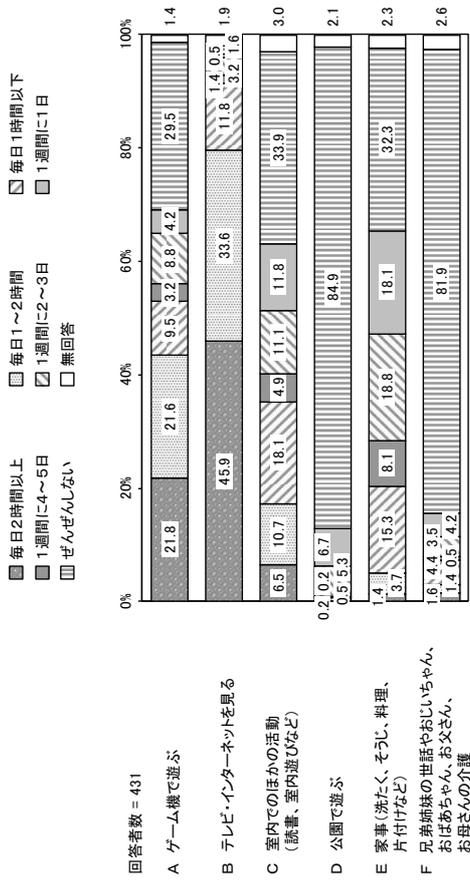


中学2年生が休日過ごす場所として多いのは、「自分の家」(76.8%)となっています。親別で見ると、ふたり親と比べてひとり親では自分の家で過ごす割合が高くなっています。貧困層別で見ると、非生活困窮層と比べて生活困窮層で「自分の家」で過ごす割合が高くなっています。

(3) 普段の活動

中学2年生に、以下のAから6の普段する活動内容と時間について聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】

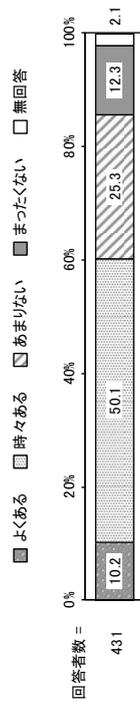


時間数にかかわらず、毎日している活動に焦点をあてて分析してみました。割合の高い順に、「テレビ・インターネットを見る」(91.3%)、「ゲーム機で遊ぶ」(52.9%)、「室内でのほかの活動」(35.3%)、「家事」(20.4%)、兄弟姉妹の世話や祖父母や保護者の介護 (7.4%)、「公園で遊ぶ」(0.9%) となっています。

活動の時間数が多いものに着目すると、毎日2時間以上する活動で多いのは「テレビ・インターネットを見る」(45.9%)、「ゲーム機で遊ぶ」(21.8%) (前回 15.5%) となっています。前回より長時間ゲーム機で遊んだり、テレビ・インターネットを見る活動が増えています。コロナ禍で学校により自宅過ごす時間が多くなっていることも影響していると思われます。

G 美術館、映画館、外食などに連れて行ってもらう

【全体】

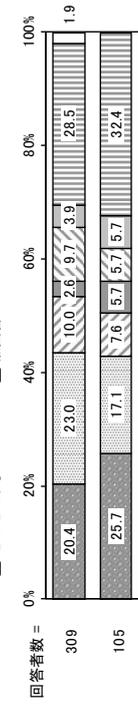


「美術館、映画館、外食などに行く」ことがよくある (10.2%) と、時々ある (50.1%) を含めると 6割があると答えており、また、あまりない (25.3%) と、まったくない (12.3%) を含めると 4割弱がないと答えています。

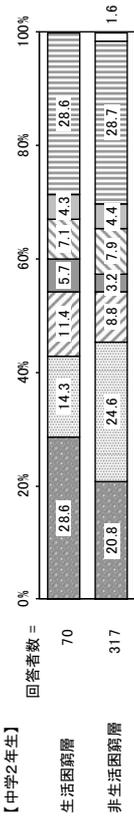
それぞれの項目について親別と貧困層別で見た結果は以下の通りです。

A ゲーム機で遊ぶ

【親別】



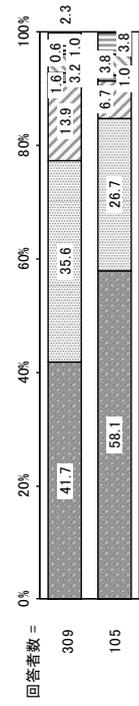
【貧困層別】



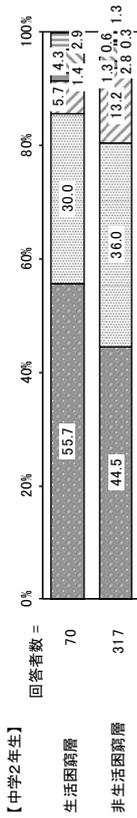
5割ほどの中学2年生が毎日ゲーム機で遊んでいますが、親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層は、ゲーム機を2時間以上する割合が高く、長時間化する傾向があります。

B テレビ・インターネットを見る

【親別】

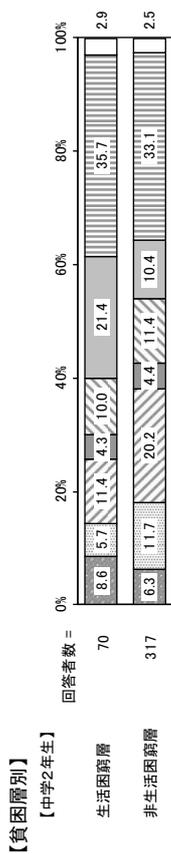
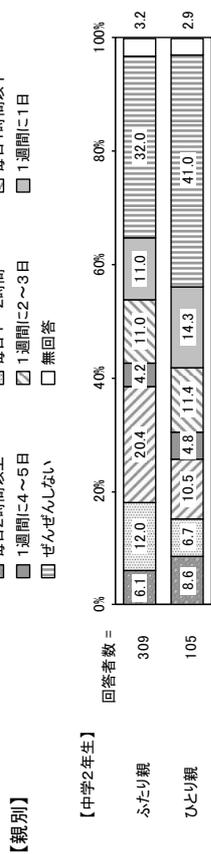


【貧困層別】



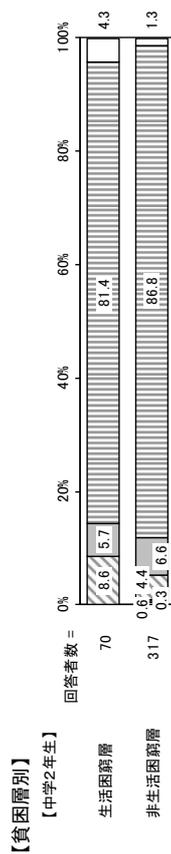
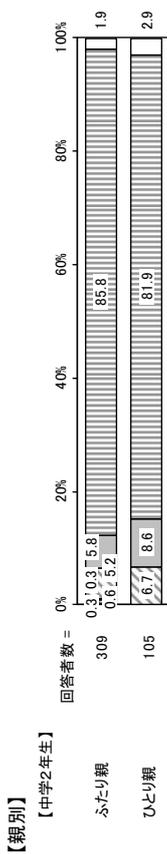
9割を超える中学2年生が毎日テレビを見ていますが、親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層が、テレビ・インターネットを2時間以上見る割合が高く、長時間化する傾向があります。

C 室内でのほかの活動（読書、室内遊びなど）



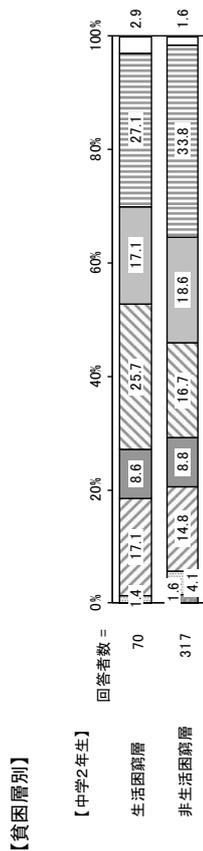
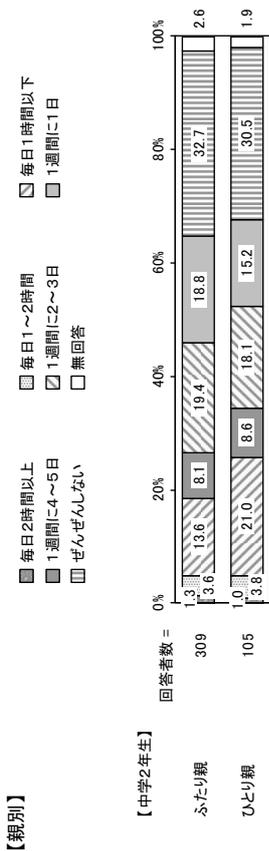
3.5 割ほどの中学2年生が、毎日読書や室内遊びをしていますが、親別と貧困層別で見ると、ひとり親（25.8%）と生活困窮層（25.7%）は、より短い時間しか読書や室内遊びをしていません。

D 公園で遊ぶ



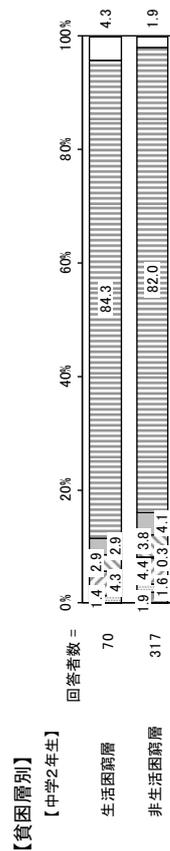
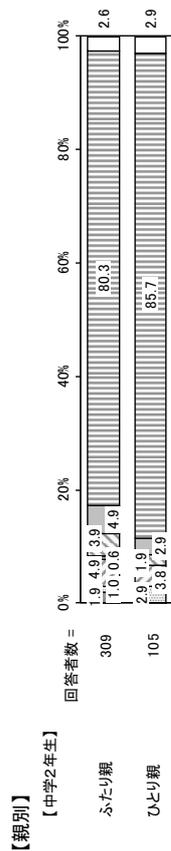
公園で毎日遊ぶ中学2年生は1%以下となっています。親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層は1週間に公園で遊ぶ日数が少なくなります。

E 家事（洗たく、そうじ、料理、片付けなど）



2割ほどの中学2年生が、毎日家事をしています。親別では、ひとり親のほうが毎日家事をする子どもの割合が高くなっています。また、貧困層別でみた場合、毎日家事をする子どもの割合に大きな違いはありませんでした。

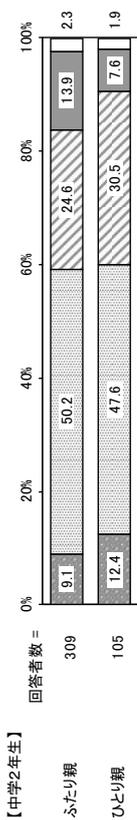
F 兄弟姉妹の世話やおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんの介護



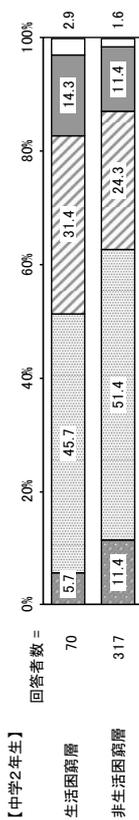
中学2年生で、兄弟姉妹の世話や親の介護を1週間に1日以上している割合は15.6%となっています。親別と貧困層別で見ると、ふたり親世帯（17.2%）と非生活困窮層（16.1%）でその割合は高くなっています。

G 美術館、映画館、外食などに連れて行ってもらう

【親別】



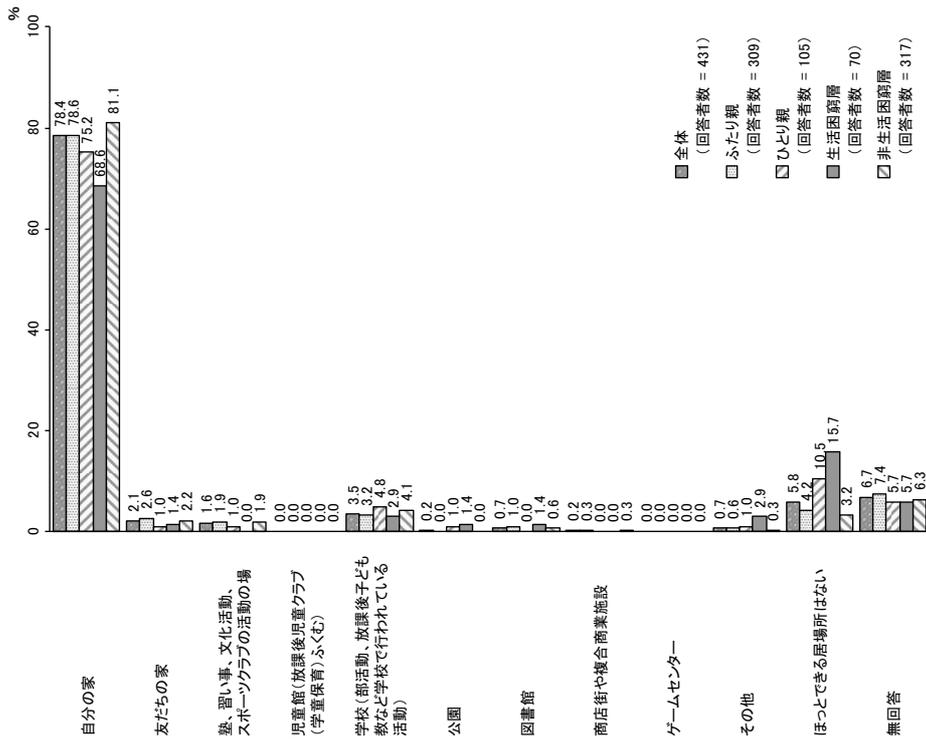
【貧困層別】



「美術館、映画館、外食などに連れて行ってもらう」ことがよくある、時々あるの合計割合は、親別で見ると違いはあまり見られませんが、貧困層別で見ると非生活困窮層より生活困窮層のほうが割合は少なくなっています。

(4) ほっとできる居場所

ほっとできる居場所を聞いたところ、結果は以下の通りになりました。



「自分の家」と答える子どもの割合は全体で78.4%となっています。親別でみた場合、ひとり親の子ども(75.2%)は全体よりも若干低くなっています。貧困層別でみた場合、生活困窮層の子ども(88.6%)ではさらに低くなります。

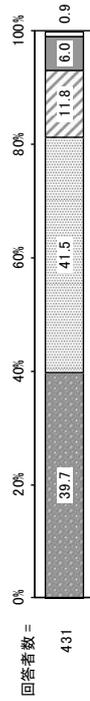
「ほっとできる居場所がない」と答える子どもの割合は全体で5.8%と小学5年生より高くなります。ひとり親の子ども(10.5%)や生活困窮層の子ども(15.7%)ではその割合はさらに高くなります。

(5) 平日の寝る時間

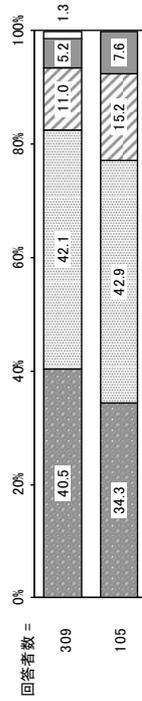
平日（月～金曜日）の寝る時間がほぼ同じ時間帯かどうか聞いたところ、以下のような結果になりました。

【全体】

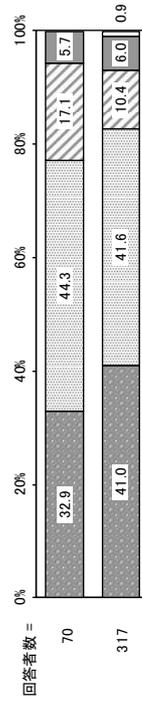
- そうである
- どちらかといえばそうではない
- 無回答
- どちらかといえばそうである
- そうではない



【親別】



【貧困層別】



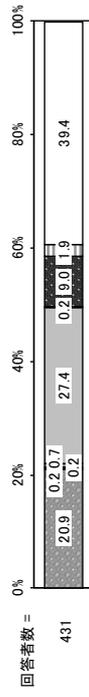
全体で見ると、「どちらかといえばそうではない」と「そうではない」を合わせると17.8%となります。ひとり親の子ども（22.8%）や生活困窮層の子ども（22.8%）ではその傾向が強くなります。小学5年生ではひとり親の子どもは全体の割合とあまり変わらなかったのですが、中学2年生になると全体より寝る時間の規則性が崩れる傾向があるようです。

(6) 悩み事や楽しいことを話す相手

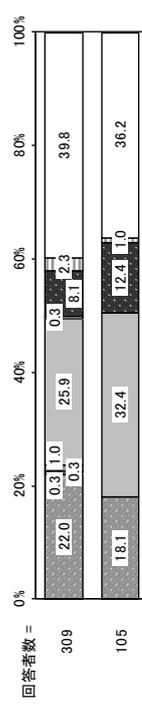
悩みや相談事を誰に相談するかについて聞きました。結果は以下の通りです。

- 親
- 兄弟姉妹
- おじいちゃん、おばあちゃんなど
- 学校の先生
- 児童館(放課後児童クラブ(学童保育)をふくむ)の職員
- 友だち
- その他の大人(地域の人、スポーツクラブのコーチや塾、習い事の先生など)
- 話せる相手はいない
- その他
- 無回答

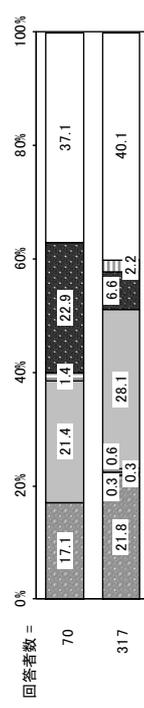
【全体】



【親別】



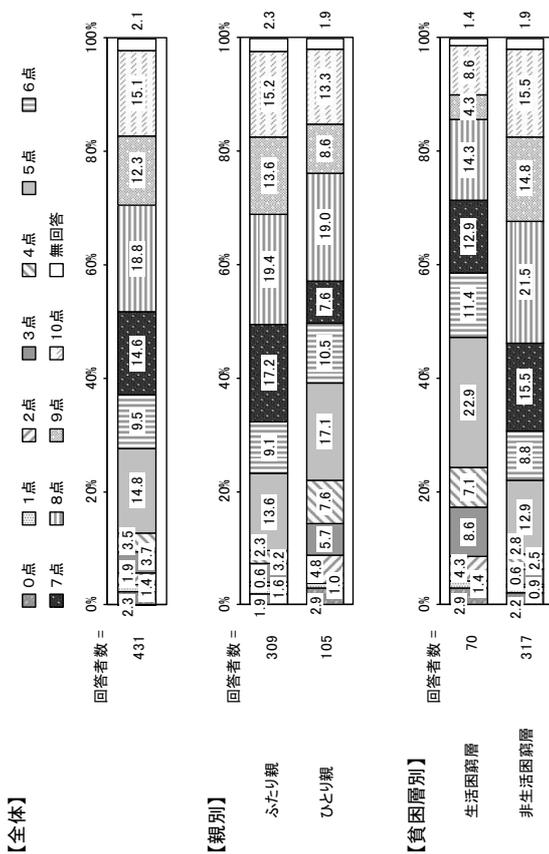
【貧困層別】



中学2年生は、「友だち」に悩みや相談事をしている割合が最も高くなっています。親別と貧困層別で見ると、「話せる相手がない」と答える割合は、ひとり親と生活困窮層でより高くなっています。

(7) 生活満足度

最近の生活にどのくらい満足しているのか聞きました。結果は以下の通りです。



「不満」(0、1点)、「やや不満」(2、3点)、「普通」(4、5点、6点)、「やや満足」(7、8点)、「満足」(9、10点)として分析します。中学2年生では、全体で見ると、「不満」は3.7%、「やや不満」は5.6%、「普通」は27.8%、「やや満足」が33.4%、「満足」は27.4%となっています。「やや満足」と「満足」を合わせると6割(60.8%)が生活に満足しているといえるでしょう。

「やや満足」と「満足」の合計について、親別と貧困層別で見ると、ふたり親(85.4%)と非生活困窮層(67.3%)が6割を超えるのに対して、ひとり親(48.5%)と生活困窮層(40.1%)では満足度が低く5割を割る結果となりました。

3. 日常生活の状況 (16-17歳)

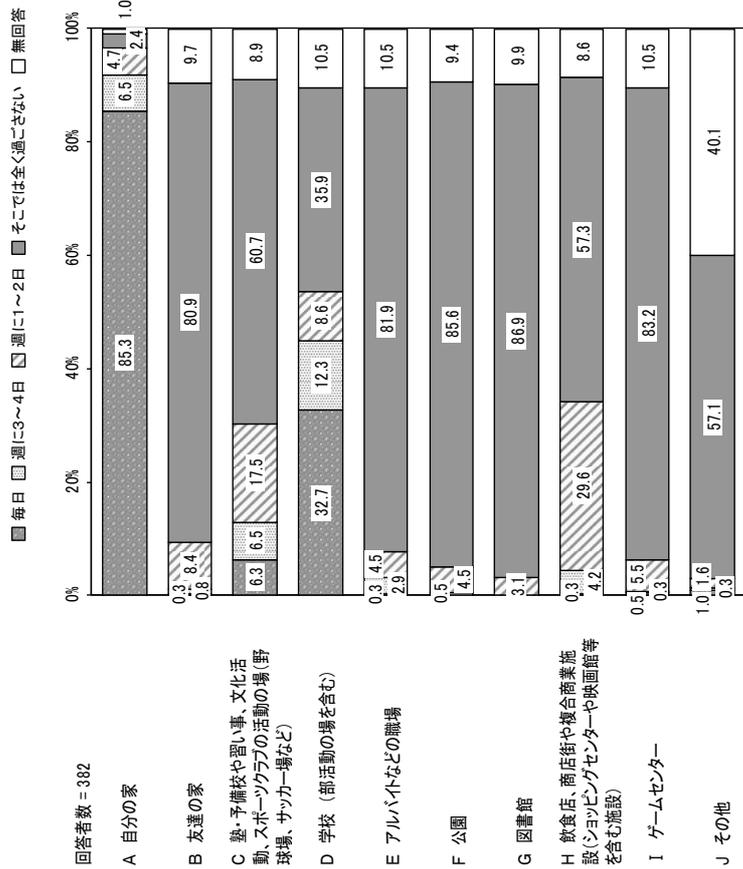
16-17歳の日常生活の状況について、結果は以下の通りです。

(1) 平日過ごす場所

平日に学校や仕事がないとき過ごす場所について、結果は以下のようになりました。

平日に学校や仕事がないとき過ごす場所として、「自分の家」(85.3%)で毎日過ごす割合が高くなっています。また、少なくとも週に1回以上過ごす場所として「学校」(53.6%)、「塾・予備校や習い事、文化活動、スポーツクラブの活動の場」(30.3%)のほか、16-17歳では「飲食店、商店街や複合商業施設」(34.1%)や「ゲームセンター」(6.3%)で過ごす子どもも出てきます。

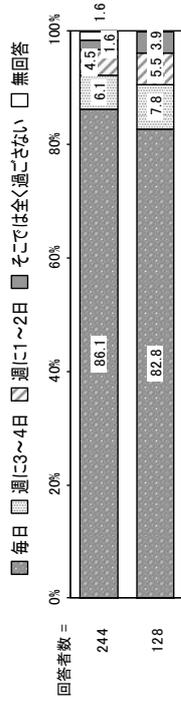
親別と貧困層別に見ると、「学校」や「塾・予備校や習い事、文化活動の場」で過ごす割合は、ふたり親よりもひとり親が、また非貧困層より生活困窮層のほうが低くなっています。



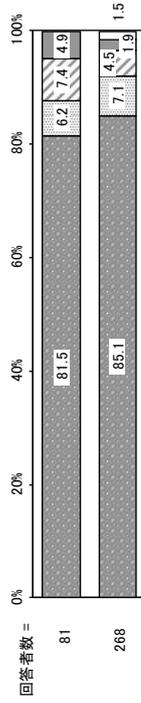
それぞれの項目について親別と貧困層別で見た結果は以下の通りです。

A 自分の家

【親別】

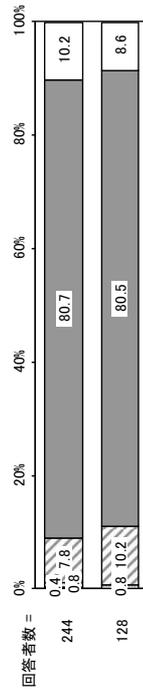


【貧困層別】

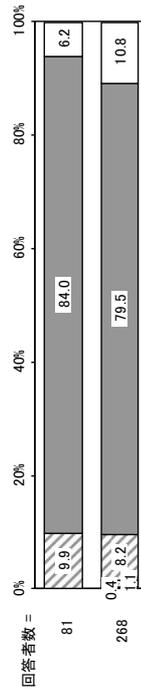


B 友達の家

【親別】

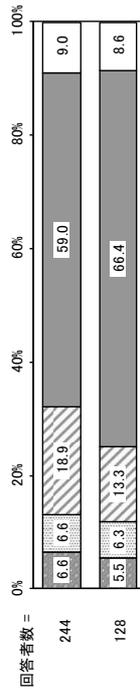


【貧困層別】

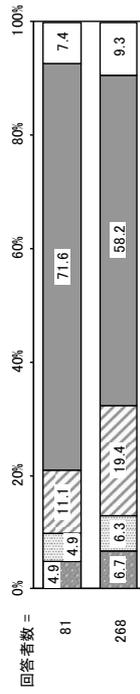


C 塾・予備校や習い事、文化活動、スポーツクラブの活動の場（野球場、サッカー場など）

【親別】

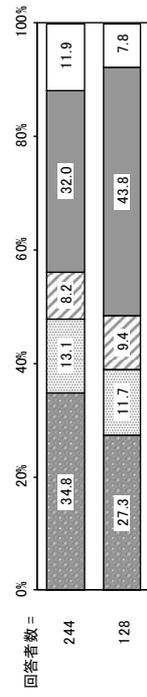


【貧困層別】

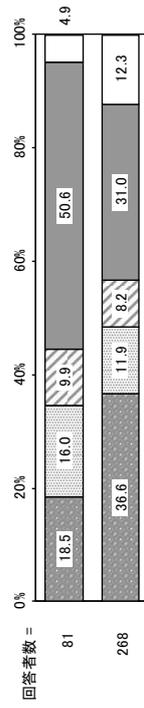


D 学校（部活動の場を含む）

【親別】

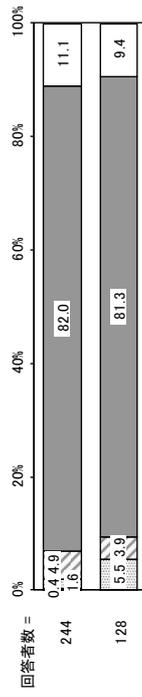


【貧困層別】

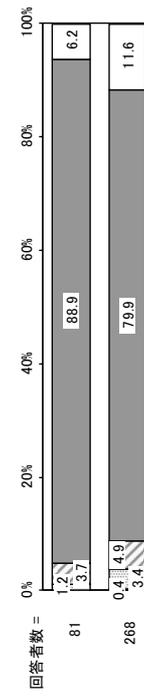


E アルバイトなどの職場

【親別】

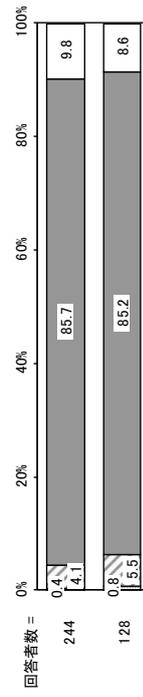


【貧困層別】

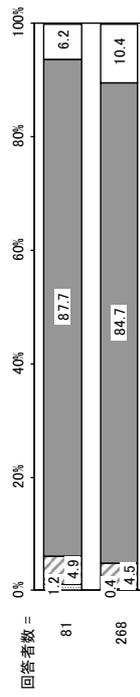


F 公園

【親別】

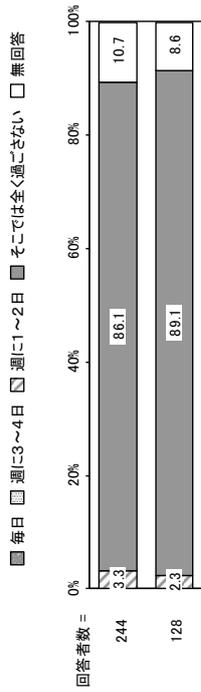


【貧困層別】

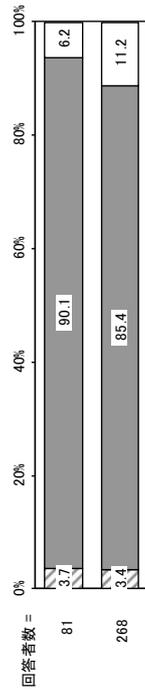


G 図書館

【親別】

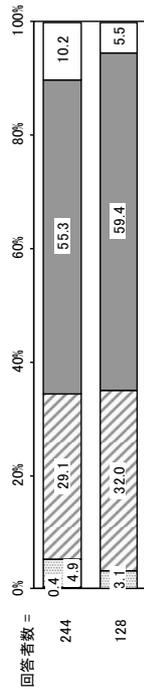


【貧困層別】

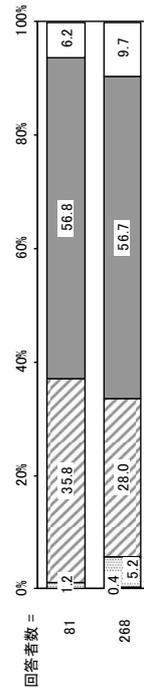


H 飲食店、商店街や複合商業施設（ショッピングセンターや映画館等を含む施設）

【親別】

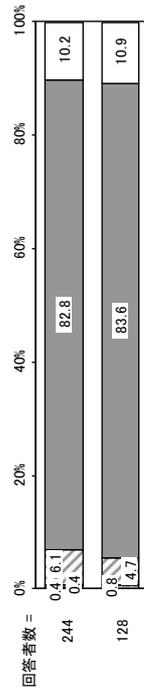


【貧困層別】

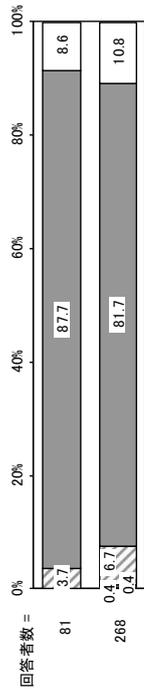


I ゲームセンター

【親別】



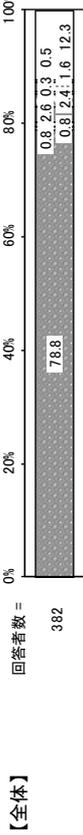
【貧困層別】



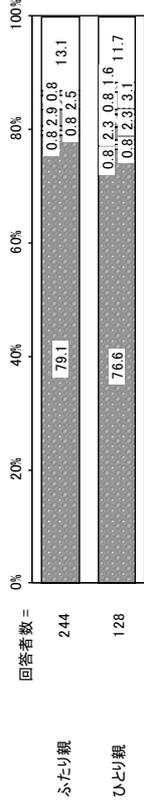
(2) 休日過ごす場所

休日（学校や仕事が休みの時）の一番多く過ごす場所について聞きました。結果は以下の通りです。

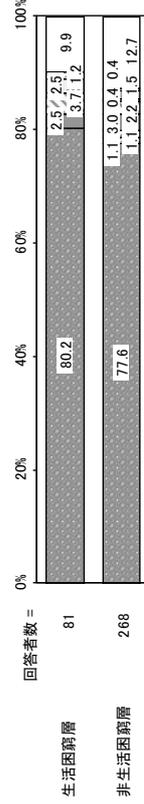
- 自分の家
- 塾・予備校や習い事
- スポーツクラブの活動の場（野球場、サッカー場など）
- 公園
- 飲食店、商店街や複合商業施設（ショッピングセンターや映画館等を含む施設）
- その他
- 友達の家
- 学校
- アルバイトなどの職場
- 図書館
- ゲームセンター
- 無回答



【親別】



【貧困層別】

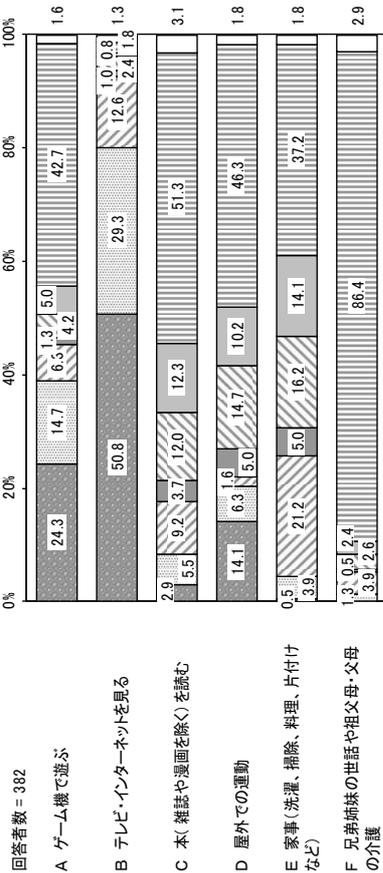


1番多く過ごす場所として8割近くの子どもが「自分の家」(78.8%)と答えています。親別でも貧困層別でも大きな違いはありませんが、ひとり親と非生活困窮層では「自分の家」で過ごす割合が若干低くなります。

(3) 活動内容と時間

普段する活動内容と時間について聞きました。結果は以下の通りです。

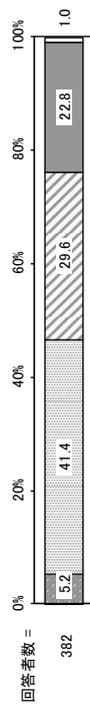
【全体】



時間数にかかわらず、毎日している活動に焦点をあてて分析しましょう。割合の高い順に、「テレビ・インターネットを見る」(92.7%)、「ゲーム機で遊ぶ」(45.3%)、「家事」(25.6%)、「屋外での運動」(22.0%)、「本を読む」(17.6%)、「兄弟姉妹の世話や祖父母や保護者の介護」(5.7%)となっています。活動の時間数が多いものに着目すると、毎日2時間以上する活動で多いのは「テレビ・インターネットを見る」(50.8%：前回12.3%)、「ゲーム機で遊ぶ」(24.3%：前回4.9%)となっています。前回より長時間ゲーム機で遊んだり、テレビ・インターネットを見る活動が大幅に増えていますが、コロナ禍で休校等により自宅で過ごす時間が多くなったことも影響していると思われます。

G 美術館、映画館、外食などに行く

【全体】

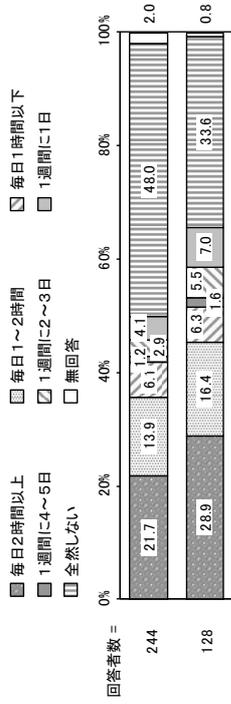


「美術館、映画館、外食などに行く」ことがよくある(5.2%)と、時々ある(41.4%)を含めると半数があると答えており、またあまりない(29.6%)と、まったくいない(22.8%)を含めると半数がないと答えています。

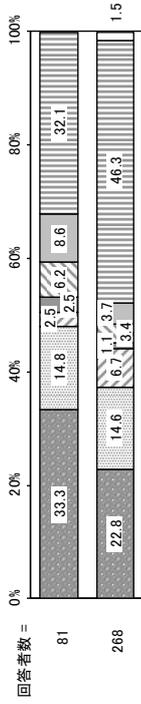
それぞれの項目について親別と貧困層別で見た結果は以下の通りです。

A ゲーム機で遊ぶ

【親別】



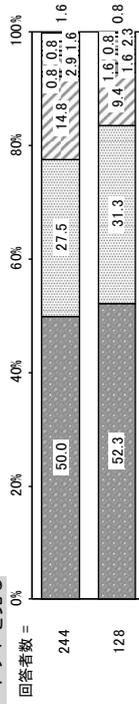
【貧困層別】



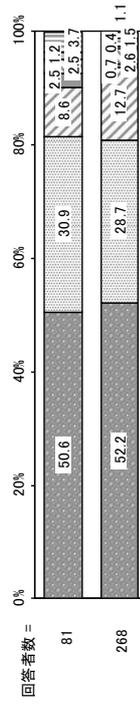
「毎日2時間以上」ゲームをする割合は4.9%から24.3%へと19.4ポイント増大しました。コロナ禍で外出ができず室内で過ごすことが多くなったことと関係していると思われます。特に生活困窮層やひとり親ではよりその傾向が強くなっていきます。

B テレビ・インターネットを見る

【親別】

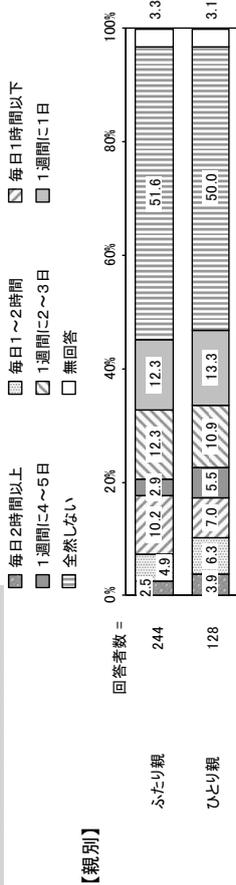


【貧困層別】



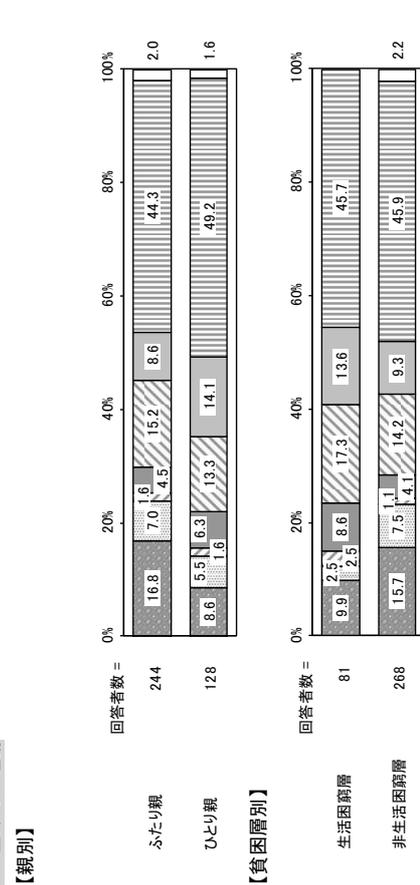
「毎日2時間以上」テレビ・インターネットを見る割合は50.8%で、前回調査と比較して38.5ポイントと大幅に上昇しました。コロナ禍で外出ができず室内で過ごすことが多くなったことと関係していると思われます。

C 本（雑誌や漫画を除く）を読む



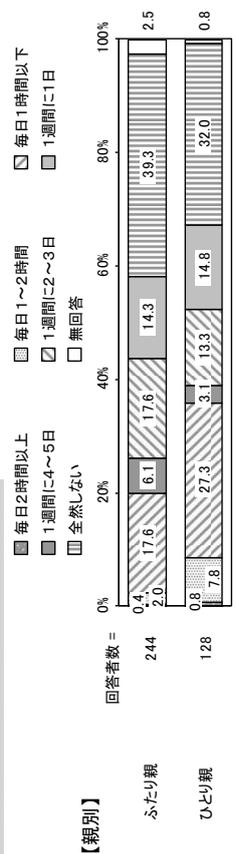
本（雑誌や漫画を除く）を読むことを「全然しない」割合が最も多く51.3%となっています。他方で、毎日読む人もいますが、「毎日1時間以下」が9.2%、「毎日1~2時間」が5.5%、「毎日2時間以上」は2.9%となっています。コロナ禍において室内で過ごすことが多くなったとはいえ、テレビやインターネット、ゲームと比べると本を読む人はあまり増えなかったようです。

D 屋外での運動



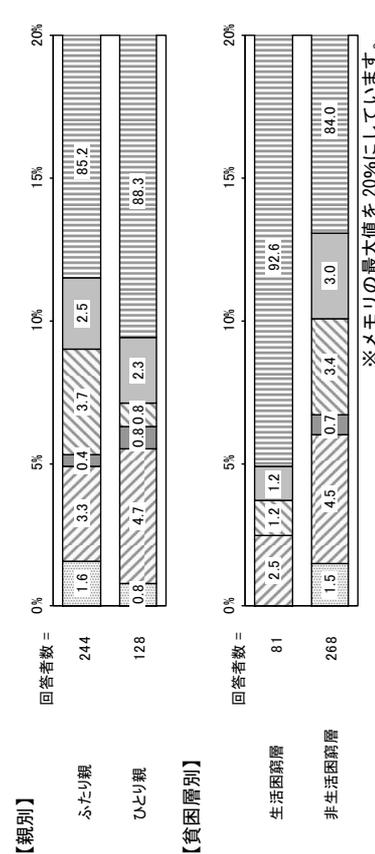
時間を問わず、屋外での活動を「毎日」する割合は、22.0%となっていますが、生活困窮層やひとり親ではその割合よりも低くなっています。「全然しない」と回答する人は前回調査から増えています（38.6%→46.3%）。

E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）



時間を問わず毎日「家事」をしている割合は、全体で25.6%となっています。親別と貧困層別で見ると、ひとり親（35.9%）や生活困窮層（29.6%）ではその割合が高くなっています。同世代の子どもと比べて家事にかかわる時間が長いことがわかります。前回調査と比較して、「家事」を「全然しない」とする割合は減っています（41.8%→37.2%）。

F 兄弟姉妹の世話や祖父母・父母の介護



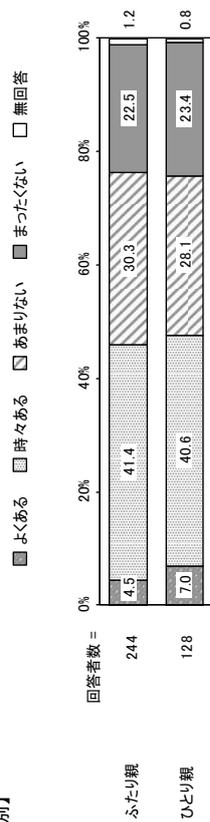
※メモリの最大値を20%にしています。

全体で見えた場合、「毎日2時間以上」介護に携わっている子どもははませんが、「毎日1~2時間以下」は2人（1.3%）、「毎日1時間以下」は15人（3.9%）、「1週間に4~5日」は2人（0.5%）、「1週間に2~3日」は10人（2.6%）、「1週間に1日」は9人（2.4%）います。

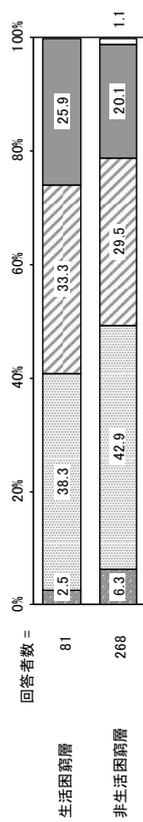
親別と貧困層別で見ると、「全然しない」の割合が、ひとり親と生活困窮層に比べて、ふたり親と非生活困窮層で低くなっています。

G 美術館、映画館、外食などに行く

【親別】



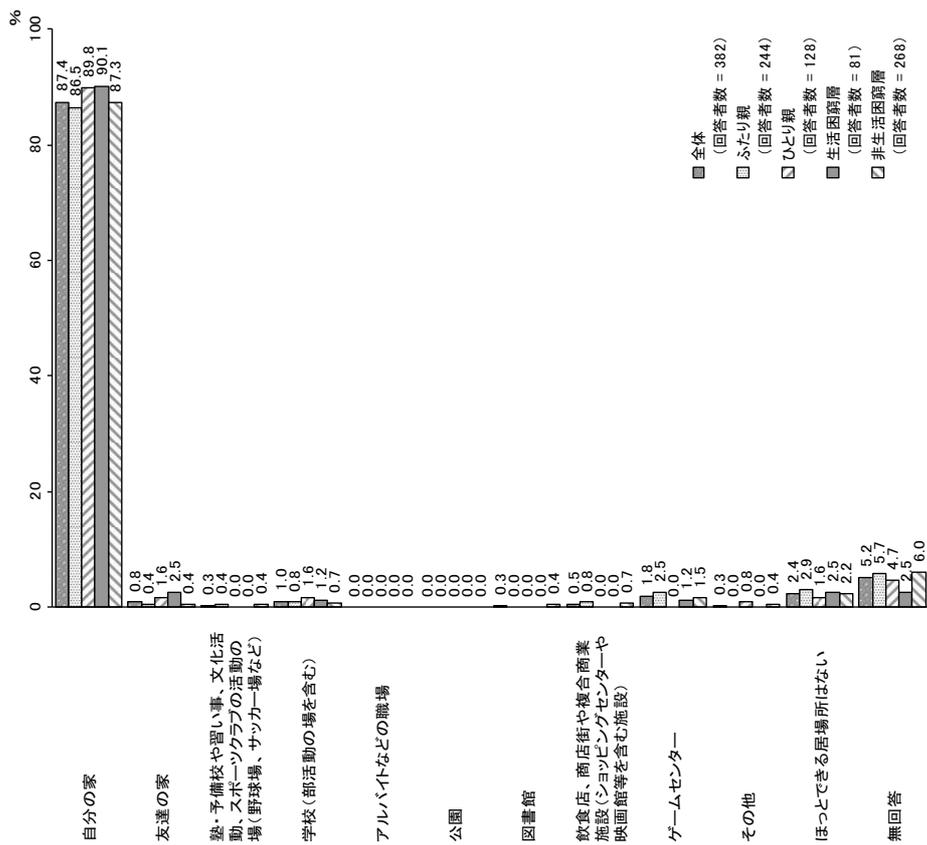
【貧困層別】



「美術館、映画館、外食などに連れて行ってもらう」ことが「よくある」と「時々ある」の合計割合は、親別で見ると違いはあまり見られませんが、貧困層別で見ると非生活困窮層より生活困窮層のほうが割合は少なくなっています。

(4) ほっとできる居場所

ほっとできる居場所を聞きました。結果は以下の通りです。



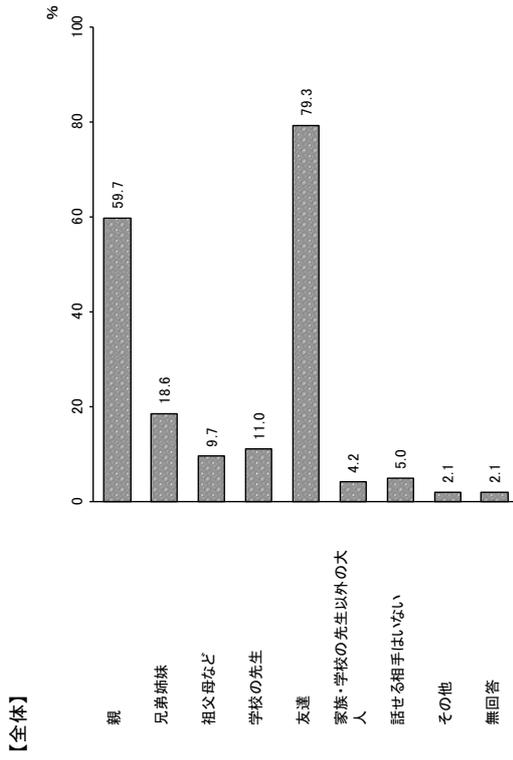
「自分の家」と答える割合が9割近く(87.4%)に上ります。割合は少ないですが、「友達の家」と答える生活困窮層の子ども(2.5%)やひとり親の子ども(1.6%)の割合も相対的に高くなっています。

「ほっとできる居場所はない」と答えた割合を親別や貧困層別に見ると、大きな差はみられませんした。

(5) 悩み事や楽しいことを話す相手

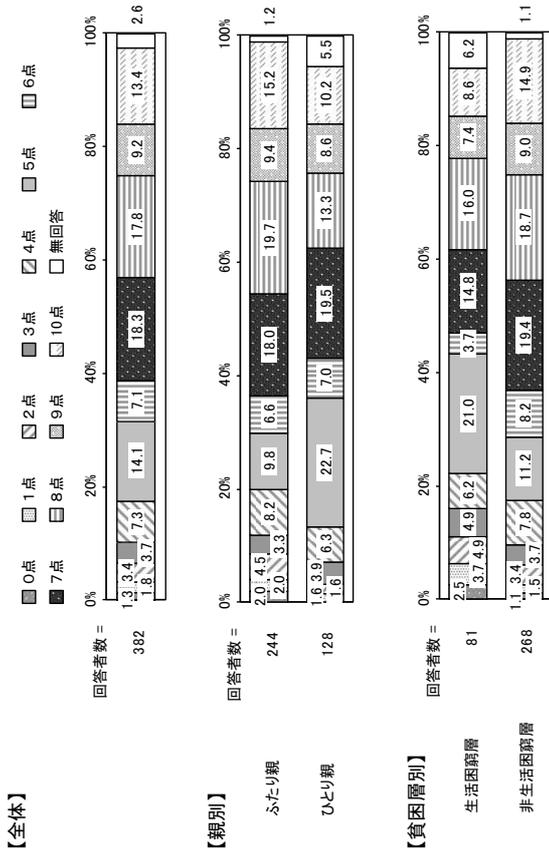
悩みや相談事を誰に相談するかについて聞きました。結果は以下の通りです。

困っていることや悩んでいること、楽しいことや悲しいことを誰に話すかについて、結果は以下のようになります。



(6) 生活満足度

最近の生活にどのくらい満足しているのか聞きました。結果は以下の通りです。



「不満」(0、1点)、「やや不満」(2、3点)、「普通」(4、5点、6点)、「やや満足」(7、8点)、「満足」(9、10点)として分析します。16-17歳では、全体で見ると、「不満」は3.1%、「やや不満」は7.1%、「普通」は28.5%、「やや満足」が36.1%、「満足」は22.6%となっています。「やや満足」と「満足」を合わせると6割近く(58.7%)が生活に満足しているといえるでしょう。

「やや満足」と「満足」の合計について、親別と貧困層別で見ると、ふたり親(62.3%)と非生活困窮層(62.0%)が6割を超えるのに対して、ひとり親(51.6%)と生活困窮層(46.8%)では満足度が低くなる結果となりました。

【親別】【貧困層別】

区分	回答者数 (件)	親	兄弟姉妹	祖父母など	学校の先生	友達	家族・学校の先生以外の人	話せる相手はいない	その他	無回答
ふたり親	244	58.6	20.1	7.8	10.7	84.4	3.7	4.1	2.0	1.2
ひとり親	128	60.2	15.6	14.1	11.7	70.3	3.9	7.0	2.3	3.9
生活困窮層	81	55.6	14.8	11.1	11.1	71.6	3.7	12.3	1.2	1.2
非生活困窮層	288	62.3	19.4	9.0	11.9	82.5	4.1	3.0	2.2	1.9

単位：%

全体で見ると、16-17歳の子どもは楽しいことや悩みを「友達」(79.3%)や「親」(59.7%)に話すことが多くみられます。親別と貧困層別で見ると、「友達」に相談する割合は、ひとり親と生活困窮層では低くなっています。

「話せる相手はいない」子どもも5%いますが、親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層の割合が高くなっていますが、とくに生活困窮層の子どもの割合が高くなっています。

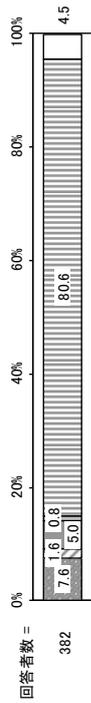
4. 就労状況（16-17歳）

（1）就労状況

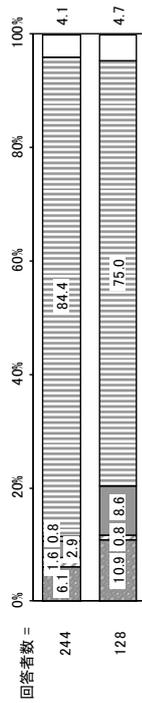
16-17歳の就労・求職状況は以下の通りです。

【全体】

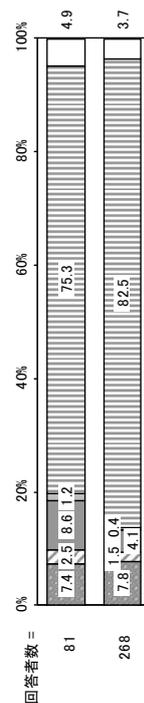
- 働いている(アルバイト・パートタイム・派遣・日雇い・正規雇用)
- 職業訓練生(見習いを含む)
- 家業の手伝い
- 家事(家族の育児・介護を含む)手伝い
- 就労活動中
- その他
- 上記のいずれでもない
- 無回答



【親別】



【貧困層別】



全体で見ると、回答者382人のうち、80.6% (308人)は働いていませんでした。無回答を除くと15%が何らかの就労を行っていました。就労者のうち、「働いている人(アルバイト・パートタイム・派遣・日雇い・正規雇用)」は7.6% (29人)となっていて、残りは収入の有無にかかわらず「家業の手伝い」1.6% (6人)、「家事手伝い(育児・介護を含む)」5.0% (19人)、「その他」0.8% (3人)という状況でした。

いわゆる賃労働として収入を得る仕事に就いている人の全体に占める割合は7.6%と多いとは言えませんが、ひとり親の子ども(10.9%)はふたり親の子どもよりも収入を得るために働いていることがわかります。生活困窮層と非生活困窮層で就労率の違いはありませんでした。

また、「家事(家族の育児・介護を含む)手伝い」として主に働いていると答えた割合が、ひとり親(8.6%)と生活困窮層(8.6%)において全体の5.0%より多いことが特徴です。

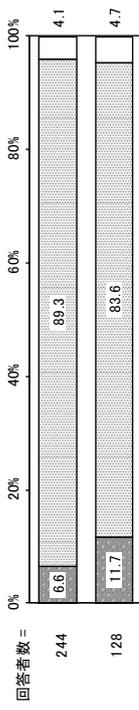
（2）収入を伴う仕事の有無

収入を伴う仕事(学生のアルバイトを含む)の有無についてききました。結果は以下の通りです。

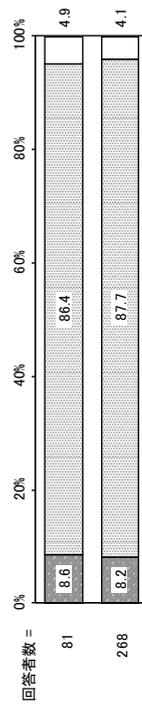
【全体】



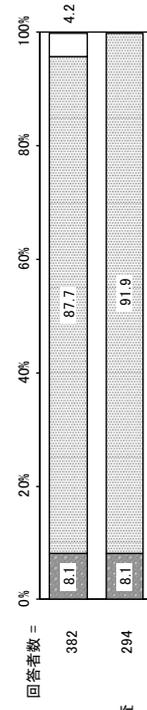
【親別】



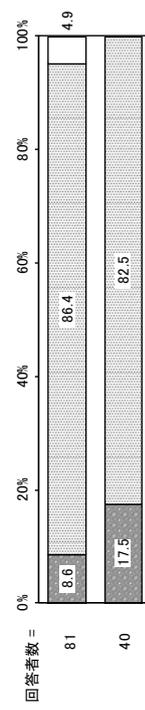
【貧困層別】



【前回比較】



【前回比較(生活困窮層)】



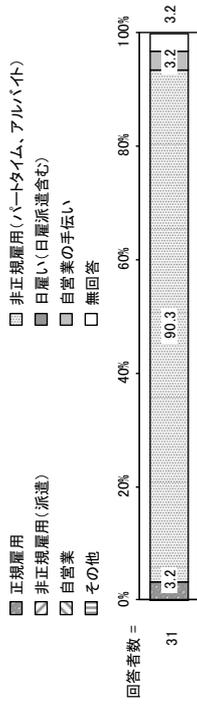
「収入を伴う仕事(学生アルバイトを含む)」をしている子どもの割合は、全体で8.1%となつていますが、ひとり親(11.7%)ではより高くなつています。

前回調査と比べて収入を伴う仕事をしている割合は変わりがありますが、前回の生活困窮層の就労する割合(17.5%)と比べると大幅な低下となつています。非正規雇用かつ飲食・サービス業で働くことが多い世代においては、コロナ禍で雇止めやシフトを入れてもらえず就労できなくなつた子どもが多いのかもしれない。

(3) 就労形態

16-17歳の就労形態は以下の通りです。

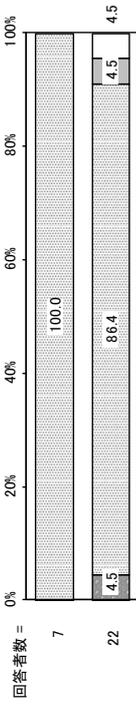
【全体】



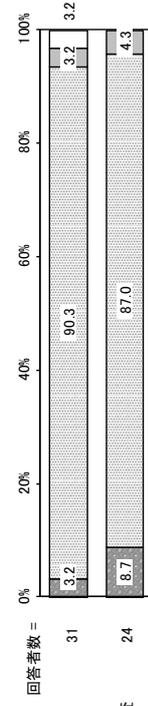
【親別】



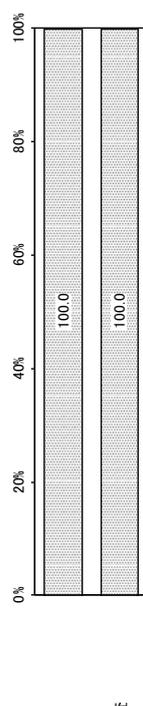
【貧困層別】



【前回調査】



【前回調査(生活困窮層)】

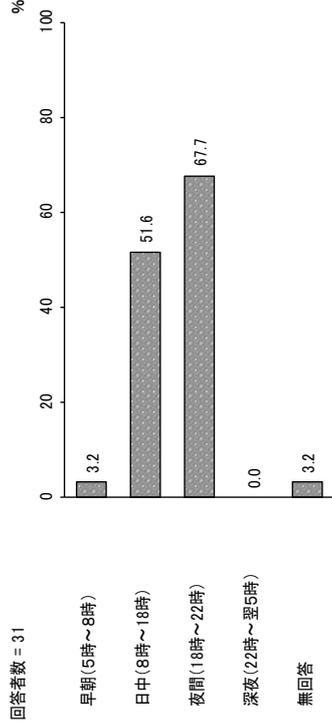


就労者の9割が非正規雇用となっています。今回の調査では正規雇用は1人(3.2%)だけでした。前回調査(8.7%)よりも正規雇用率は低下しました。

生活困窮層に該当する子どもはすべて、前回調査同様に非正規雇用の形態で就労しています。

(4) 就労時間

16-17歳の就労時間と働く時間帯は以下の通りです。



注) 当てはまる時間帯すべてを回答しているため100%にはなりません。

【親別】【貧困層別】

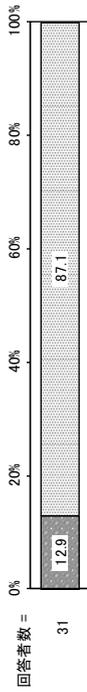
区分	回答者数(件)	時間帯					無回答
		早朝(5時~8時)	日中(8時~18時)	夜間(18時~22時)	深夜(22時~翌5時)	割合 (%)	
ふたり親	16	—	56.3	62.5	—	6.3	
ひとり親	15	6.7	46.7	73.3	—	—	
生活困窮層	7	—	42.9	71.4	—	—	
非生活困窮層	22	4.5	54.5	63.6	—	4.5	

普段働いている時間帯は日中が51.6%、夜間が67.7%と夜間で働く人が相対的に多い実態となっています。親別で見るとその傾向は強くなり、ひとり親の子どもの場合には73.3%が夜間働いています。貧困層別で見ると、同様に生活困窮層の子ども(71.4%)のほうが夜間働く傾向が強くなっています。

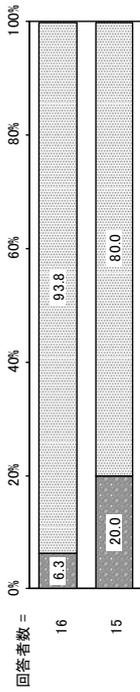
(5) 生活費を渡している子ども

生活費を渡している子どもについても、結果は以下の通りです

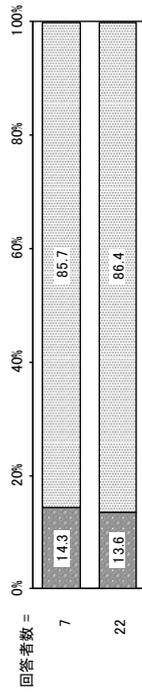
【全体】



【親別】

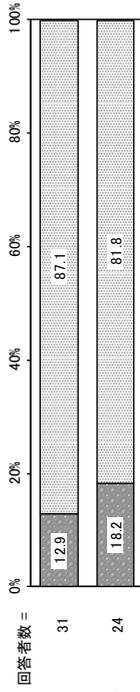


【生活困窮層】

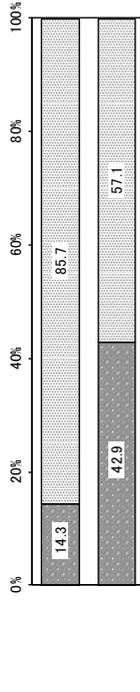


96

【前回比較】



【前回比較（生活困窮層）】



収入のある仕事をしている 16-17 歳のうち、12.9%が家族に生活費を渡しています。この割合はひとり親 (20.0%) でより多くみられます。貧困層別ではその割合はあまり変わりありませんでした。前回調査と比べると、生活費を渡している子どもの割合は全体的に減少していますが (18.2%→12.9)、生活困窮層で生活費を渡している子どもの割合は大幅に低下したことがわかります (42.9%→14.3%)。

第5章 子どもの学びと進学

子どもの貧困は教育格差を生むと言われています。教育格差とは、学習や体験の機会の損失、学ぶ意欲や進学率の低さなどに現れます。親の経済格差が広がる中、教育格差は以前よりも広がりやすくなっています。教育格差が将来の所得格差につながり、貧困が再生産される可能性も指摘されるなか、本章では、子どもの教育をめぐる状況について、とくに貧困の観点から把握することにより、現状を把握し課題を析出します。

1. 学校生活の状況（小学5年生）

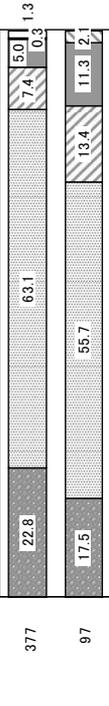
(1) 授業の理解度

学校の授業が分からないことがあるかどうか聞きました。結果は以下の通りです。

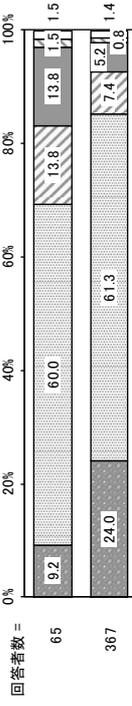
【全体】



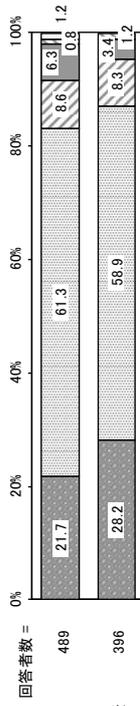
【親別】



【貧困層別】



【前回比較】

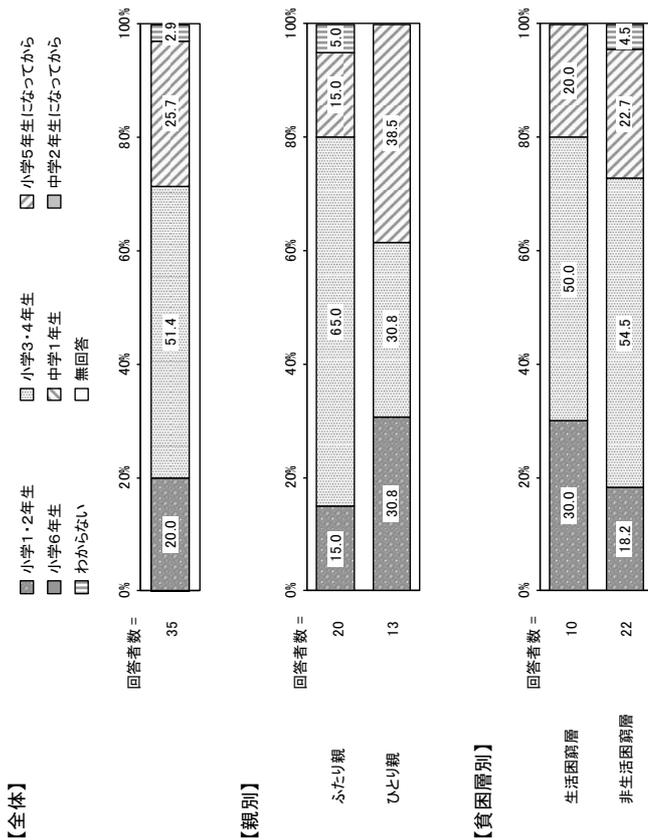


全体で見ると、「あまりわからない」、「わからない」、「ほとんどわからない」を合計すると 15.7%になります。

この合計割合を親別で見ると、ひとり親 (26.8%) と生活困窮層 (29.1%) では相対的に高くなっています。

(2) 授業が理解できなくなった時期

「学校の授業がわからないことが多い」、または「ほとんどわからない」と答えた子どもにいつごろかわからなくなっただかを聞きました。結果は以下の通りです。

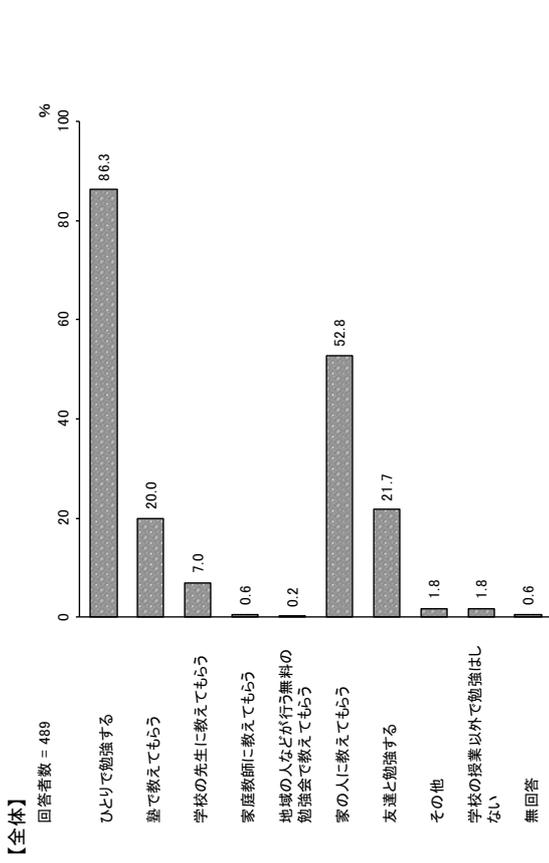


授業が理解できなくなった時期で最も多いのが小学3・4年生 (51.4%) となっています。次いで小学5年生になってから (25.7%) が多くなっています。コロナ禍での学びの苦労があるのかもしれない。

また、小学1・2年生と早い段階から授業についていけなくなっている子どもも5人に1人います。親別で見ると、ひとり親の方が小学校低学年から授業についていけなくなっている割合が高くなります。貧困層別で見ると生活困窮層で小学校低学年から授業についていけなくなっている割合が高くなります。

(3) 学校外での勉強の仕方

学校の授業以外の時間帯は、どのように勉強 (宿題含む) しているか聞きました。結果は以下の通りです。



【親別】【貧困層別】

単位：%

区分	回答者数 (件)	ひとりで勉強する	塾で教えてもらう	学校の先生に教えてもらう	家庭教師に教えてもらう	地域の人などが行う無料の勉強会で教えてもらう	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校の授業以外で勉強はしない以外で	無回答
ふたり親	377	87.0	21.2	5.8	0.8	—	55.2	22.3	1.9	1.3	0.8
ひとり親	97	84.5	12.4	8.2	—	—	43.3	17.5	2.1	4.1	—
生活困窮層	65	81.5	16.9	10.8	—	—	44.6	21.5	—	3.1	—
非生活困窮層	367	87.5	20.7	5.4	0.5	—	53.7	21.8	2.5	1.9	0.8

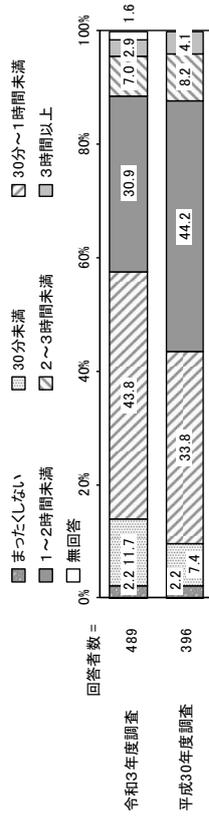
全体で見ると、「ひとりで勉強する」子ども (86.3%) が最も多く、それ以外では「家の人に教えてもらう」子ども (52.8%) が多くなっています。「家の人に教えてもらう」割合を親別と貧困層別で見ると、ひとり親 (43.3%) と生活困窮層 (44.6%) では相対的に低くなります。また、「学校の授業以外で勉強はしない」子どもは、ひとり親や生活困窮層で相対的に多くなっていますが、同時に、「学校の先生に教えてもらう」子どもも、ひとり親や生活困窮層では相対的に多くなっていることもわかります。

(4) 学校外での勉強時間

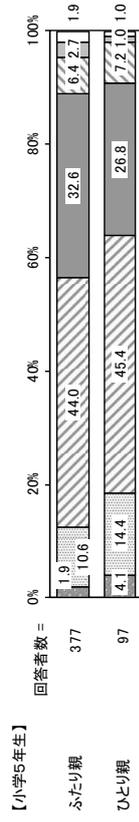
学校の授業以外の1日あたりの勉強時間を聞きました。結果は以下の通りです。(塾などの時間の含む)

A 学校がある日(月～金曜日)

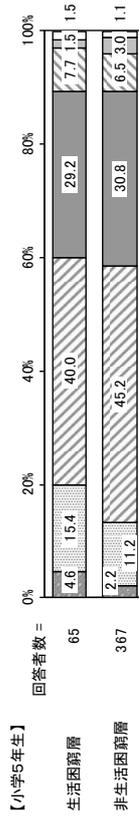
【全体】【前回比較】



【親別】



【貧困層別】

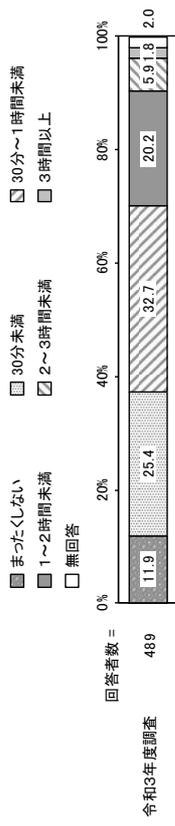


平日に学校外でおこなう勉強時間では、「1時間未満」の割合が6割近く(57.7%)に上り、前回調査の4割強(43.4%)と比較して、短時間の学習者が多くなることがわかります。親別で見ると、1時間未満の割合はふたり親よりひとり親で高くなります。貧困層別で見ると差は大きくありません。

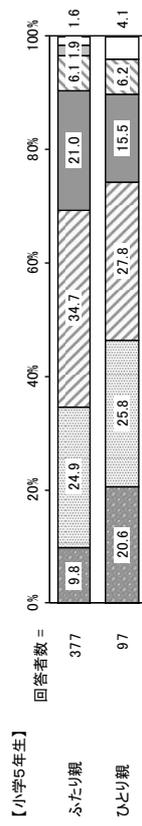
「まったくしない」と答えた子どもも2.2%いますが、ひとり親や生活困窮層でその割合は高くなります。

B 学校がない日(土・日曜日・祝日)

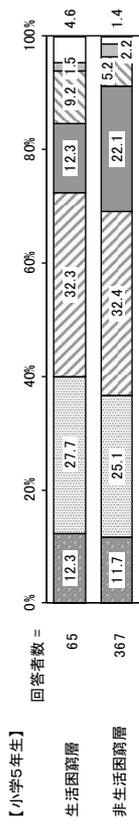
【全体】



【親別】



【貧困層別】

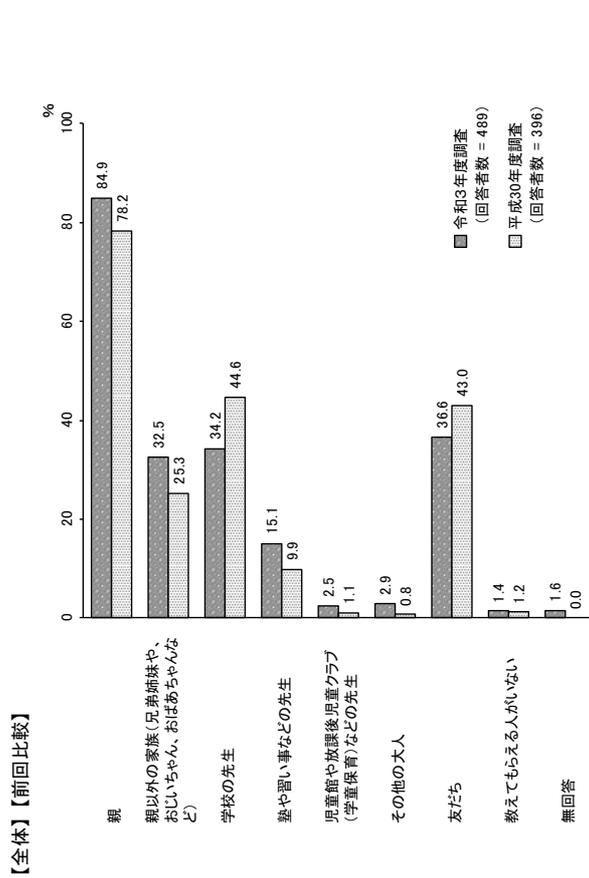


休日や週末に学校外でおこなう勉強時間では、「1時間未満」の割合が7割(70.0%)に上ります。親別で見ると、1時間未満の割合はふたり親よりひとり親で高くなりますが、貧困層別で見ると差は大きくありません。

「まったくしない」と答えた子どもも11.9%いますが、ひとり親ではその割合は高くなります。貧困層別では違いは大きくありません。

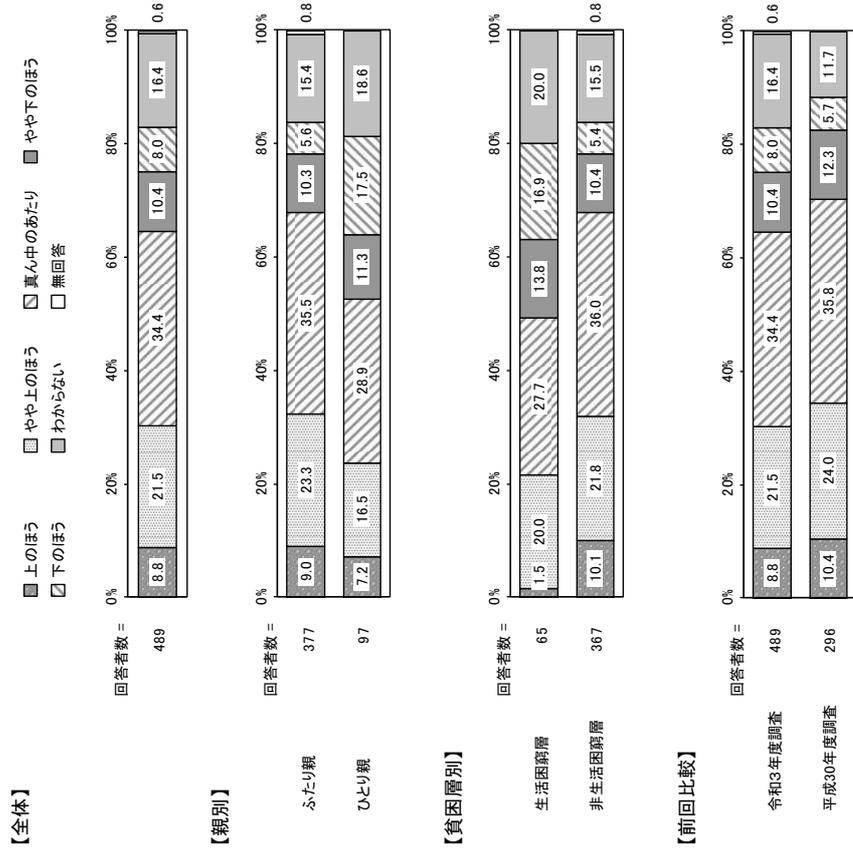
(5) 勉強を教えてもらう人

勉強がわからないとき、誰に教えてもらうか聞きました。結果は以下の通りです。



(6) 学業成績の自己評価

自分の成績を、クラスの中でどのくらいだと思うか聞きました。結果は以下の通りです。

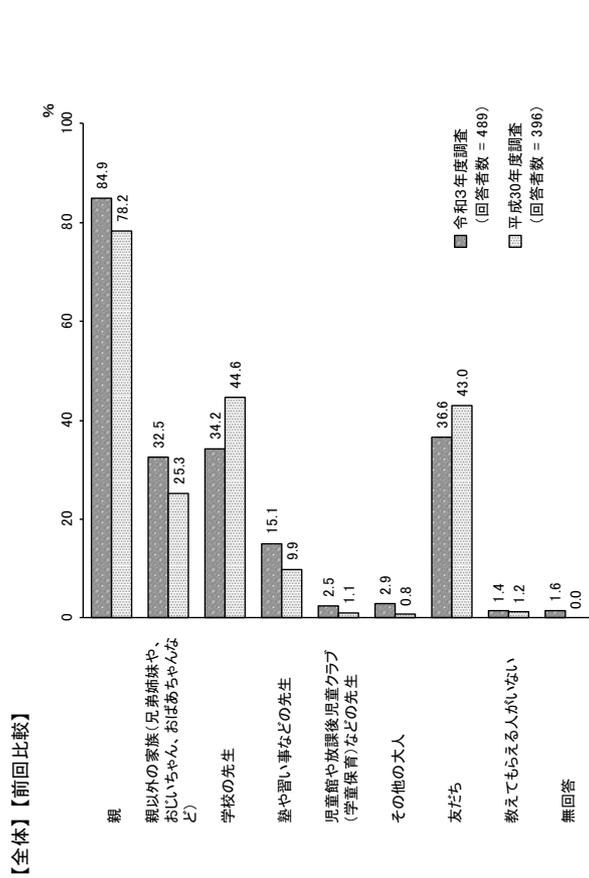


「上のほう」、「やや上のほう」、「真ん中のあたり」の合計で見ると、真ん中以上と答える子どもは64.7%となりました。前回(70.2%)と比較して5.5ポイント低下しました。

「真ん中のあたり」以上と答える子どもとの割合を親別で見ると、ふたり親に比べてひとり親では低くなっています。また、貧困層別で見ると、非生活困窮層に比べて生活困窮層では低くなっています。

(5) 勉強を教えてもらう人

勉強がわからないとき、誰に教えてもらうか聞きました。結果は以下の通りです。



【親別】【貧困層別】

単位：%

区分	回答者数(件)	親	姉妹や以外の家族(おじちゃん、おばあちゃんなど)	学校の先生	塾や習い事などの先生	児童館や放課後児童クラブ(学童保育)などの先生	その他の大人	友だち	教えてもらえない人がいない	無回答
ふたり親	377	88.1	30.5	33.7	15.6	2.1	2.7	36.3	1.3	1.9
ひとり親	97	73.2	40.2	36.1	10.3	4.1	2.1	36.1	2.1	1.0
生活困窮層	65	75.4	30.8	30.8	10.8	4.6	3.1	38.5	4.6	1.5
非生活困窮層	367	87.2	31.6	34.6	16.6	2.2	3.0	37.1	1.1	1.6

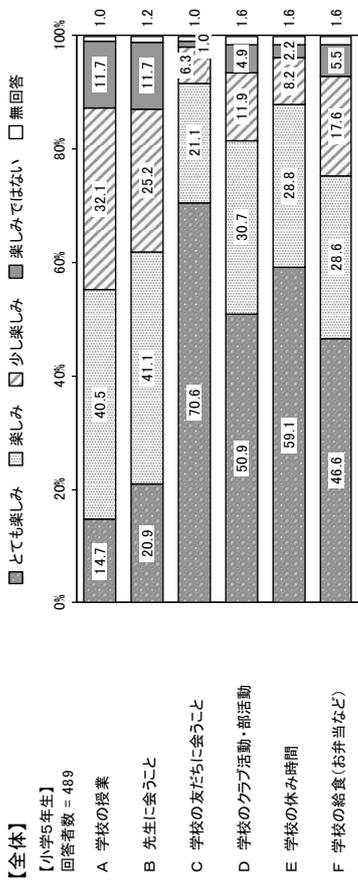
全体で見ると、勉強がわからないときに教えてもらう人は、「親」、「友達」、「学校の先生」、「親以外の家族」の順で多くなっています。前回と比較すると、「親」や「親以外の家族」が増え、「学校の先生」や「友達」の割合は減っています。

親別で見ると、ふたり親と比べてひとり親では、「親以外の家族」、「児童館や放課後児童クラブなどの先生」の割合が高くなり、「塾や習い事などの先生」の割合は低くなります。

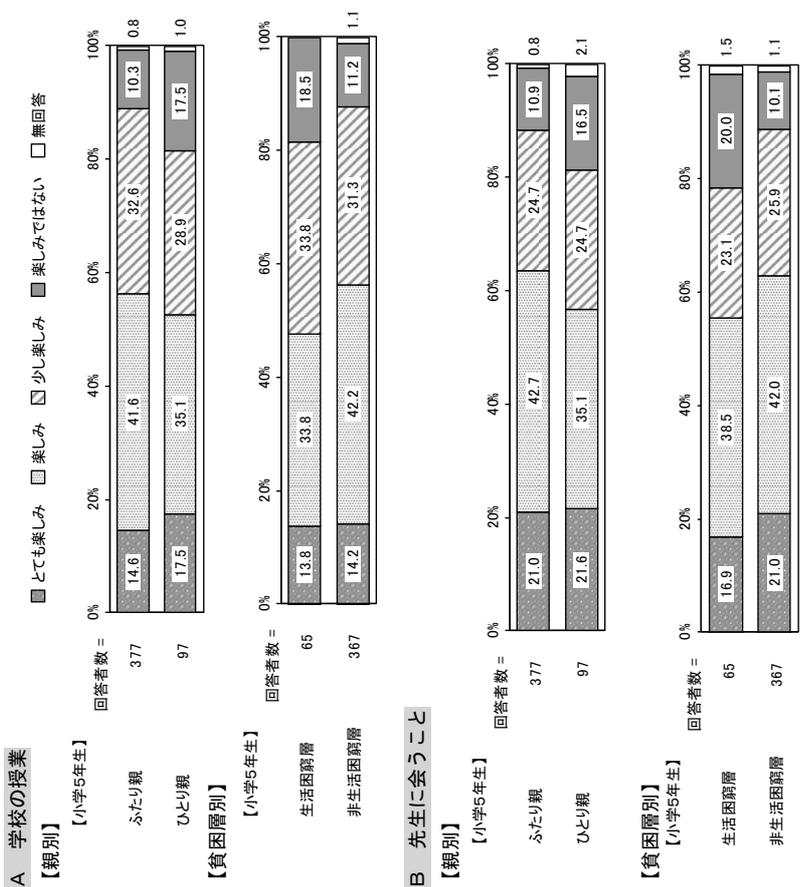
貧困層別で見ると、生活困窮層では「児童館や放課後児童クラブなどの先生」、「教えてもらえない人がいない」が高くなり、「親」が減ります。

(7) 学校生活

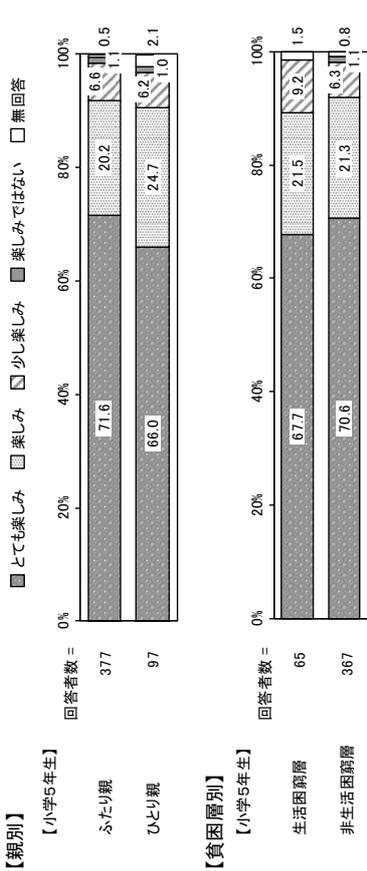
学校生活の内容について聞きました。結果は以下の通りです。



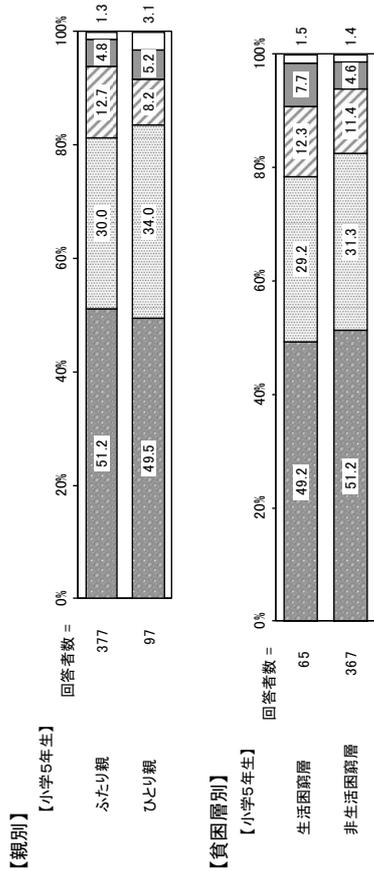
各項目について親別と貧困層別でみた結果は以下ようになりました。



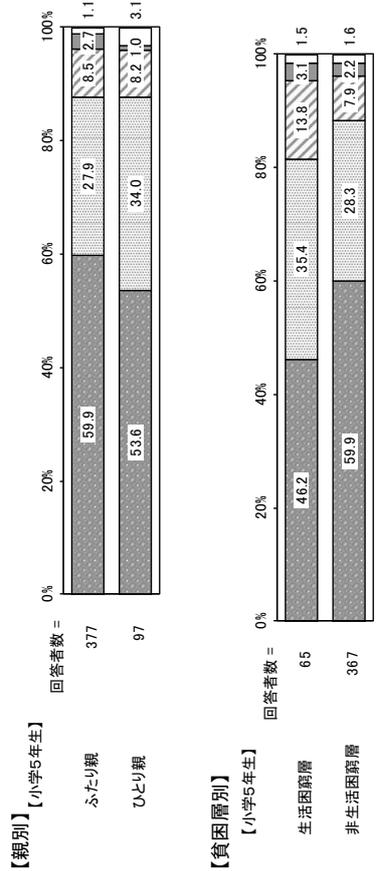
C 学校の友だちに会うこと



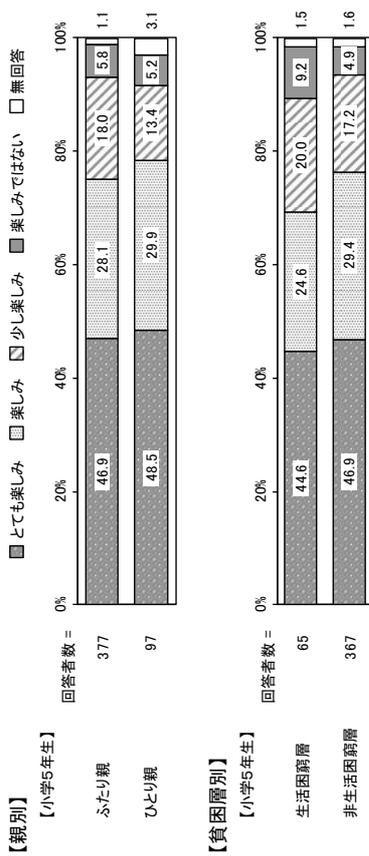
D 学校のクラブ活動・部活動



E 学校の休み時間



F 学校の給食（お弁当など）

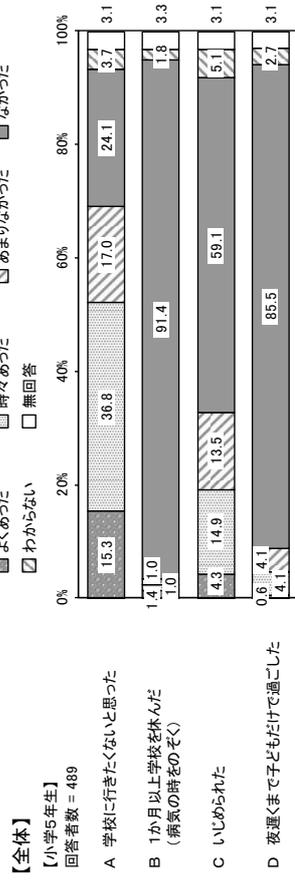


「とても楽しみ」、「少し楽しみ」、「少し楽しみ」を合計すると、多くの子どもたちが、すべての項目の学校生活を楽しみにしていることがわかりますが、「学校の授業」「先生に会うこと」を「楽しみではない」と答えた子どもも1割程度います。この2つの項目について、「楽しみではない」と答えた子どもを親別と貧困層別で見ると、ふたり親よりひとり親で「楽しみではない」と答えた割合が高くなっていきます。貧困層別で見ると生活困窮層でその割合が高くなっていきます。

また、「学校の給食」が「楽しみではない」と答えた子どもは、非生活困窮層より生活困窮層で多くなっています。

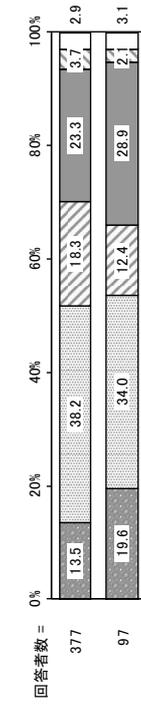
(8) 学校への思いやできごと

小学校に対する思いやできごとを聞きました。結果は以下の通りです。

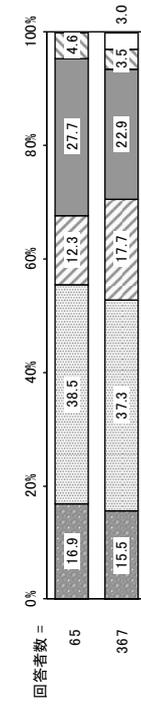


A 学校に行きたくないと思った

【親別】

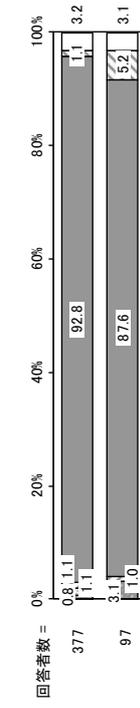


【貧困層別】

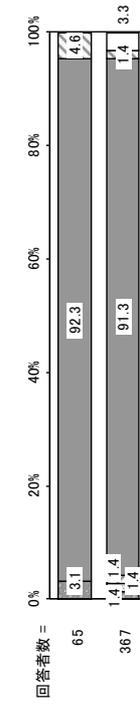


B 1か月以上学校を休んだ(病気の時をのぞく)

【親別】



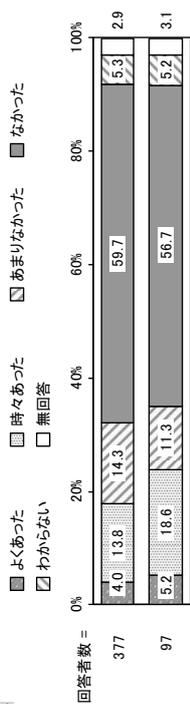
【貧困層別】



C いじめられた

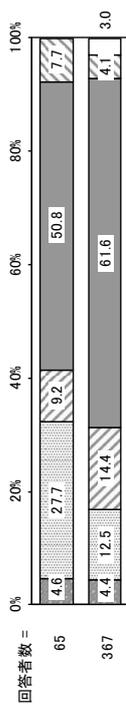
【親別】

【小学5年生】



【貧困層別】

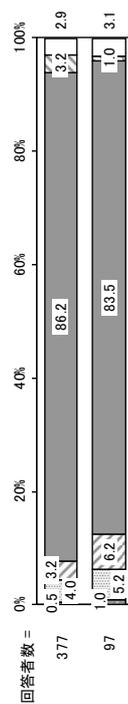
【小学5年生】



D 夜遅くまで子どもだけで過ごした

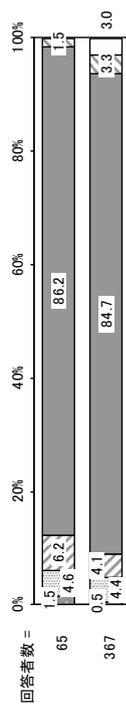
【親別】

【小学5年生】



【貧困層別】

【小学5年生】



「学校に行きたくないと思った」と「時々あった」(15.3%)と「時々あった」(36.8%)を合計すると半数強が学校に行きたくないという経験をしています。親別や貧困層別でも顕著な差はみられませんでした。

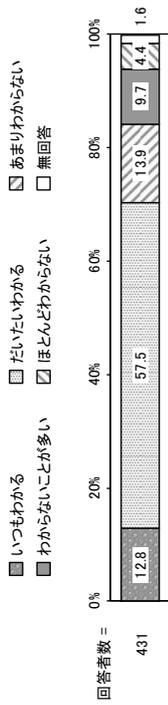
また、「いじめられた」ことが「よくあった」(4.3%)と「時々あった」(14.9%)を合計すると2割の子どもがいじめを経験しています。いじめられた経験はひとり親と生活困窮層で多くなっていますが、とくに生活困窮層で多くみられることがわかります。

2. 学校生活の状況 (中学2年生)

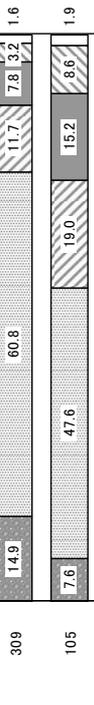
(1) 授業の理解度

学校の授業が分からないことがあるかどうか聞きました。結果は以下の通りです。

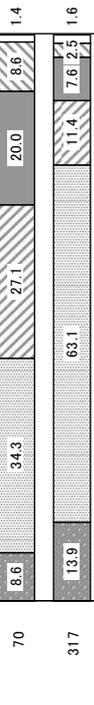
【全体】



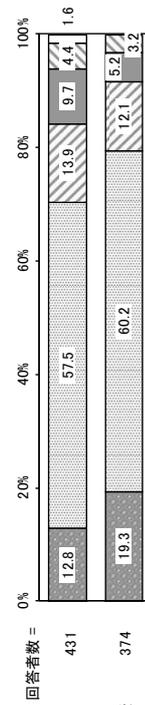
【親別】



【貧困層別】



【前回比較】

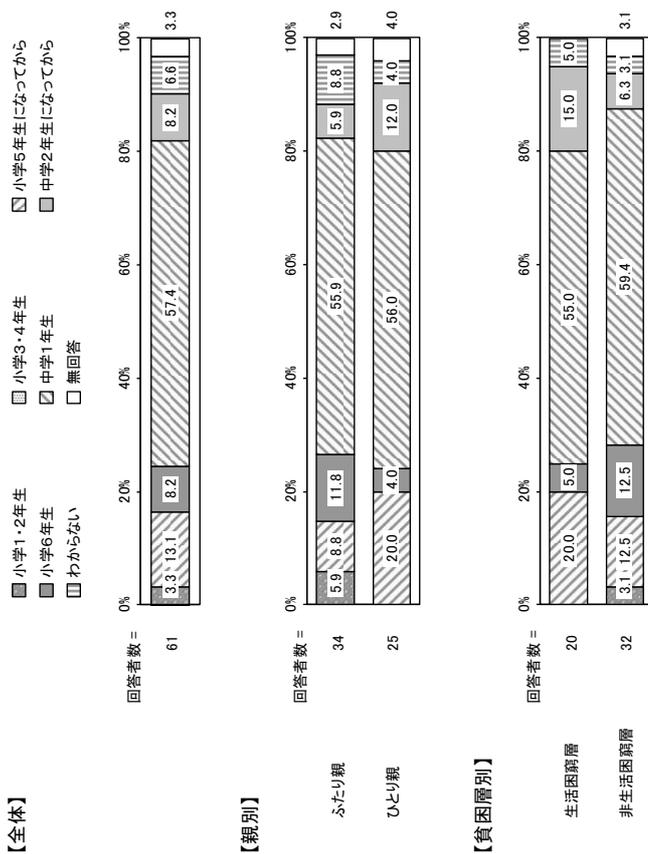


全体で見ると、「あまりわからない」、「わからない」、「ほとんどわからない」と答えた子どもを合計すると28.0%になります。

この合計を親別で見ると、親別では、ひとり親(42.8%)が全体よりも高くなっています。貧困層別ではより深刻で、生活困窮層(55.7%)が全体の2倍ほど高くなっています。

(2) 授業が理解できなくなった時期

「学校の授業がわからないことが多い」、または「ほとんどわからない」と答えた子どもに、いつごろからわからなくなったかを聞きました。結果は以下の通りです。



全体で見ると、授業が理解できなくなった時期で最も多いのが小学1年生(57.4%)となっています。

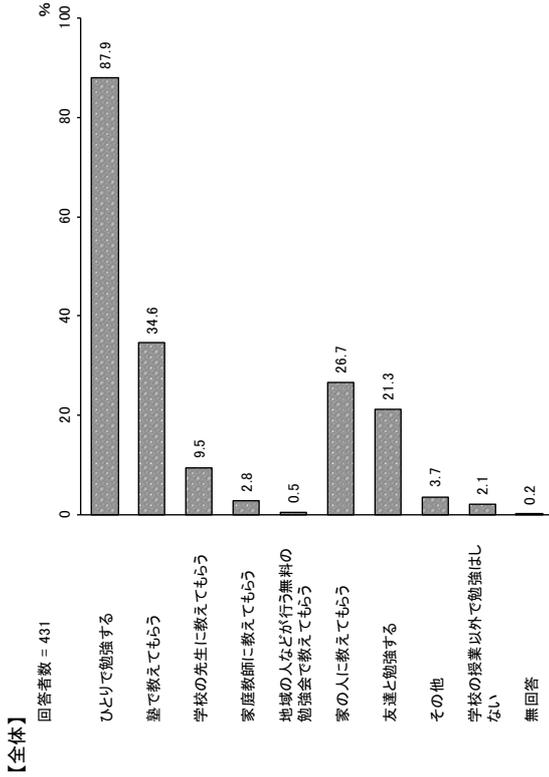
コロナ禍での学びの苦労があるのかもしれませんが、

次いで小学5年生になってから(13.1%)が多くなっていますが、小学5年生から授業についていけなくなる割合を、親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層で多くなっています。

ただ、小学1・2年生の早期から授業の理解が追いつかなくなつたふたり親世帯(5.9%)や非生活困窮層(3.1%)もいることにも注意が必要です。

(3) 学校外での勉強の仕方

学校の授業以外の時間帯は、どのように勉強(宿題含む)しているか聞きました。結果は以下の通りです。



【親別】【貧困層別】

単位：%

区分	回答者数(件)	ひとり勉強する	塾で教えてもらう	学校の先生に教えてもらう	家庭教師に教えてもらう	地域の人などが行う無料の勉強会で教えてもらう	家に人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校の授業以外で勉強はしない以外	無回答
ふたり親	309	89.3	39.2	9.1	2.3	0.3	28.2	21.0	3.2	1.6	0.3
ひとり親	105	83.8	21.9	10.5	3.8	1.0	21.9	20.0	5.7	3.8	—
生活困窮層	70	88.6	12.9	11.4	2.9	1.4	18.6	20.0	7.1	4.3	—
非生活困窮層	317	89.3	39.7	9.5	2.5	—	28.4	21.1	2.8	1.6	0.3

全体で見ると、「ひとり勉強する」子ども(87.9%)が最も多く、次いで「塾で教えてもらう」(34.6%)、「家に人に教えてもらう」(26.7%)となっています。「塾で教えてもらう」と「家の人に教えてもらう」割合は、ひとり親と生活困窮層では相対的に低くなります。

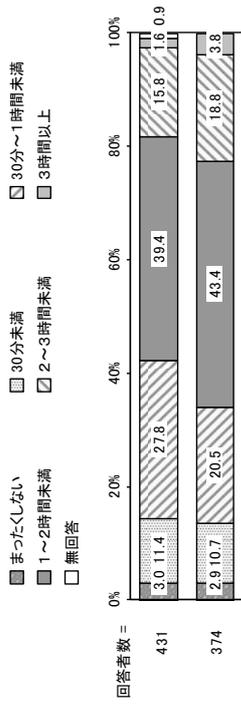
また、「学校の授業以外で勉強はしない」子どもは、ひとり親や生活困窮層で相対的に多くなっています。

(4) 学校外での勉強時間

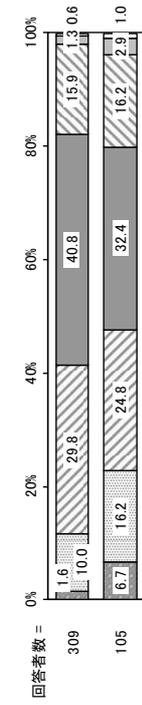
学校の授業以外の1日あたりの勉強時間を聞きました。結果は以下の通りです（塾などでの時間も含む）。

A 学校がある日（月～金曜日）

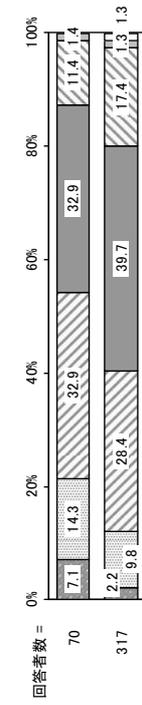
【全体】【前回比較】



【親別】



【貧困層別】

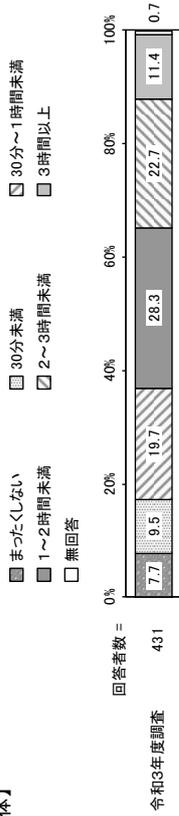


平日に学校外でおこなう1日あたりの勉強時間では、「1時間未満」の割合が4割強（42.2%）になり、前回調査の3割強（34.1%）と比較して、短時間の学習者が多くなることがわかります。親別で見ると、1日あたりの勉強時間が「1時間未満」の割合はふたり親よりもひとり親で高くなります。貧困層別で見ると、小学5年生で差は大きくありませんでしたが、中学2年生では生活困窮層の方が高くなります。

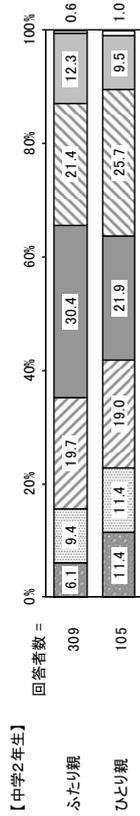
また、「まったくしない」と答えた子どもも1.6%いますが、前回調査よりも減っています。親別や貧困層別の差はありません。

B 学校がない日（土・日曜日・祝日）

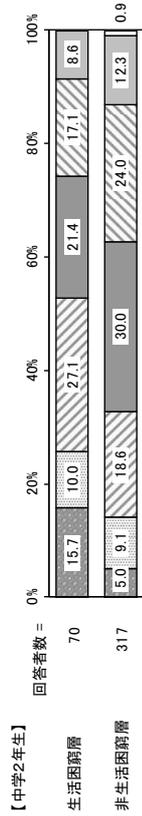
【全体】



【親別】



【貧困層別】

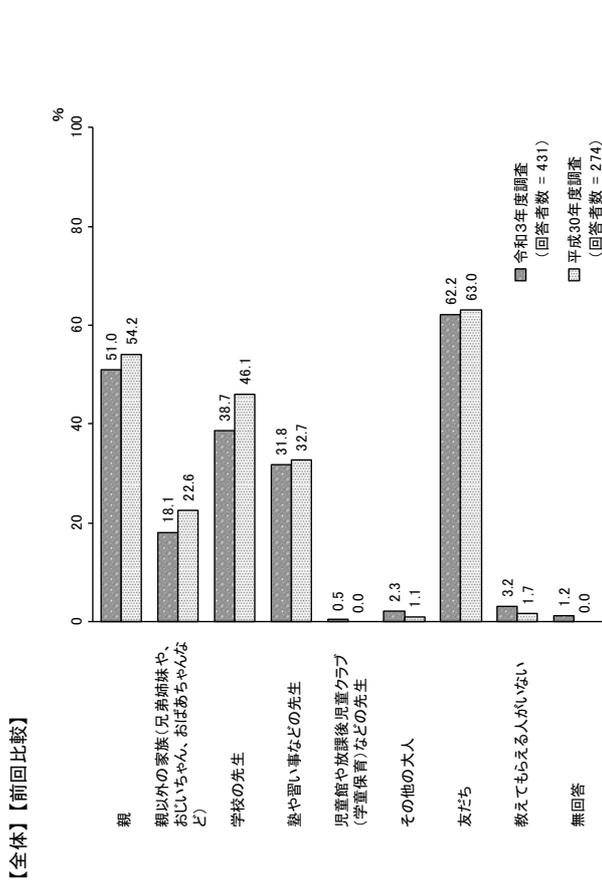


休日や週末に学校外でおこなう勉強時間では、「1時間未満」が36.9%となっています。親別で見ると、場合、「1時間未満」の割合はふたり親よりもひとり親で高くなり、貧困層別で見ると、小学5年生の時には差がありませんでしたが、中学2年生になると生活困窮層と非生活困窮層の差は大きく表れます。

「まったくしない」と答えた子どもも7.7%いますが、ひとり親（11.4%）ではその割合は高くなります。貧困層別では、小学5年生では差が大きく出ていきましたが、中学2年生では生活困窮層（15.7%）と非生活困窮層（5.0%）との差は大きく表れます。

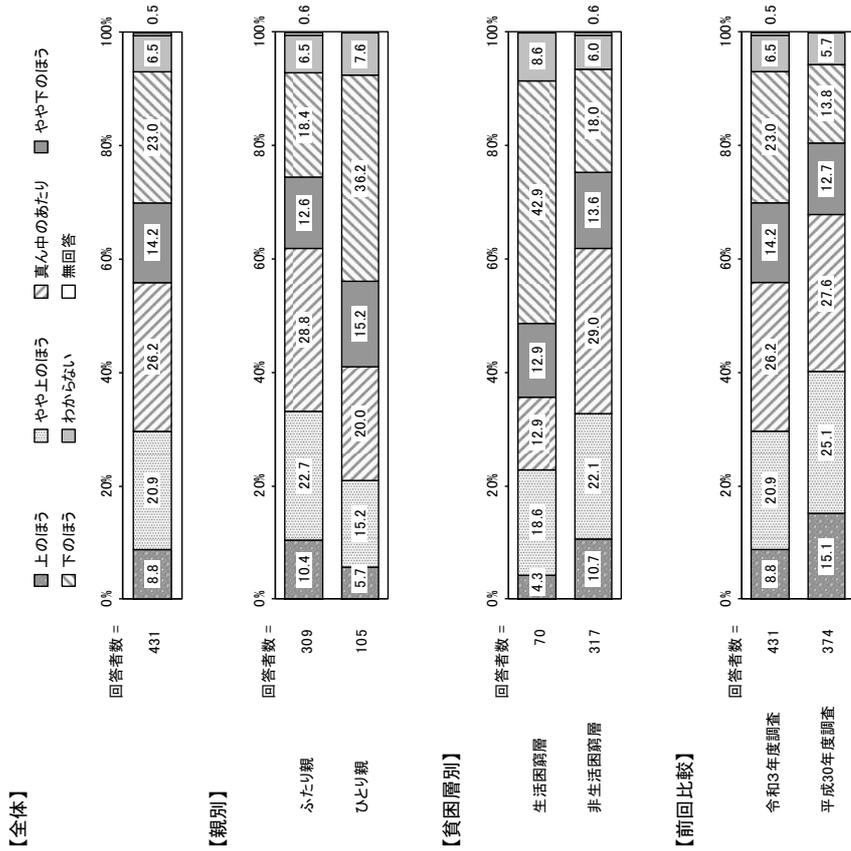
(5) 勉強を教えてもらう人

勉強がわからないとき、誰に教えてもらうか聞きました。結果は以下の通りです。



(6) 学業成績の自己評価

自分の成績を、クラスの中でどのくらいだと思うか聞きました。結果は以下の通りです。



「上のほう」、「やや上のほう」、「真ん中のあたり」の合計で見ると、真ん中以上と答える子どもは55.9%となりました。前回では7割が真ん中以上と答えていましたので、大きく低下しました。真ん中以上と答える子どもの割合は、ひとり親と生活困窮層では相対的に低くなります。

【親別】【貧困層別】

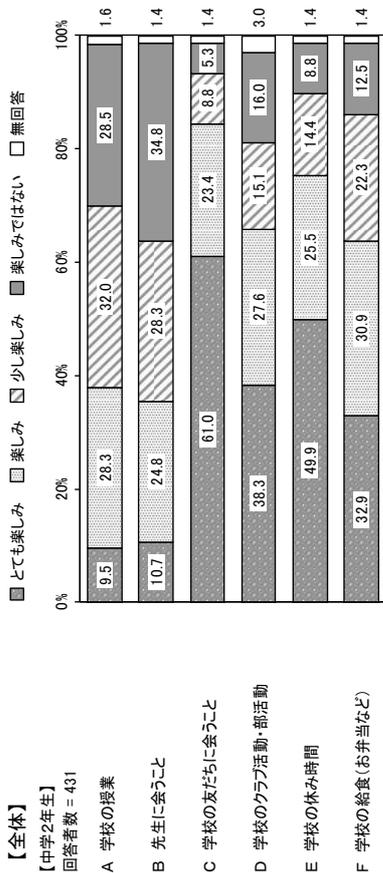
単位：%

区分	回答者数(件)	親	姉や兄以外の家族(おじちゃん、おばあちゃん、お兄ちゃん、お姉さん)	学校の先生	塾や習い事などの先生	児童館や放課後児童クラブ(学童保育)などの先生	友だち	その他の大人	教えてもらえない人	無回答
ふたり親	309	55.0	15.5	37.9	35.9	0.6	62.5	0.6	2.3	1.0
ひとり親	105	41.9	26.7	40.0	20.0	-	60.0	6.7	6.7	1.9
生活困窮層	70	37.1	22.9	37.1	12.9	-	58.6	7.1	1.4	1.4
非生活困窮層	317	55.8	17.4	38.8	36.9	0.3	63.1	1.3	1.6	1.3

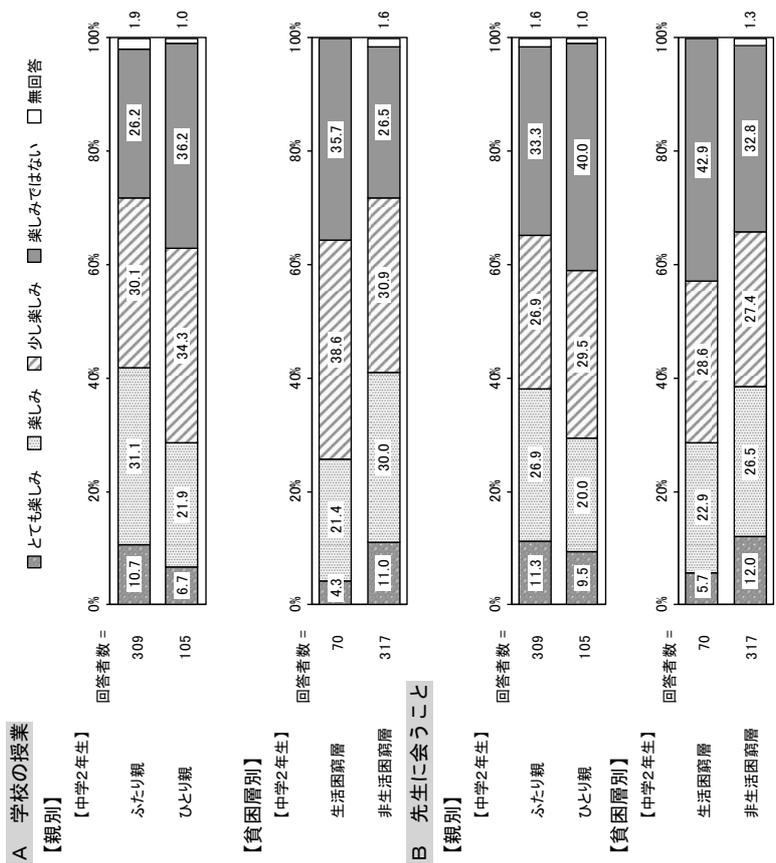
勉強がわからないときに教えてもらう人は、全体で見ると、「友達」(62.2%)や「親」(51.0%)、「学校の先生」(38.7%)、「塾や習い事などの先生」(31.8%)の順で多くなっています。前回と比較すると、「教えてもらえない人」が増え、「学校の先生」や「親以外の家族」は減っています。親別で見ると、ひとり親では、「その他の大人」「親以外の家族」「教えてもらえない人」の割合が高くなり、「親」、「塾や習い事などの先生」の割合は低くなります。貧困層別で見ると、生活困窮層では「その他の大人」、「教えてもらえない人」が高くなり、「親」「塾や習い事などの先生」が減ります。

(7) 学校生活

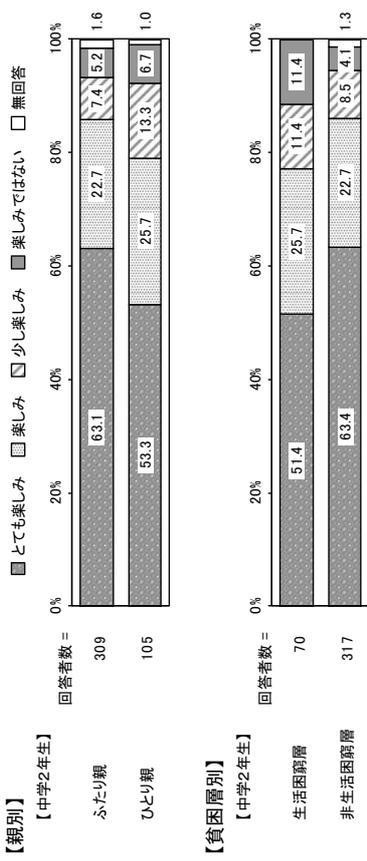
学校生活の内容について聞きました。結果は以下の通りです。



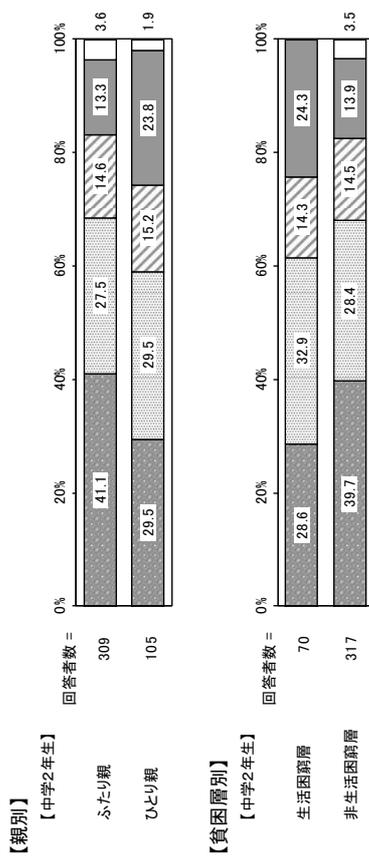
各項目について親別と貧困層別での結果は、以下のようになりました。



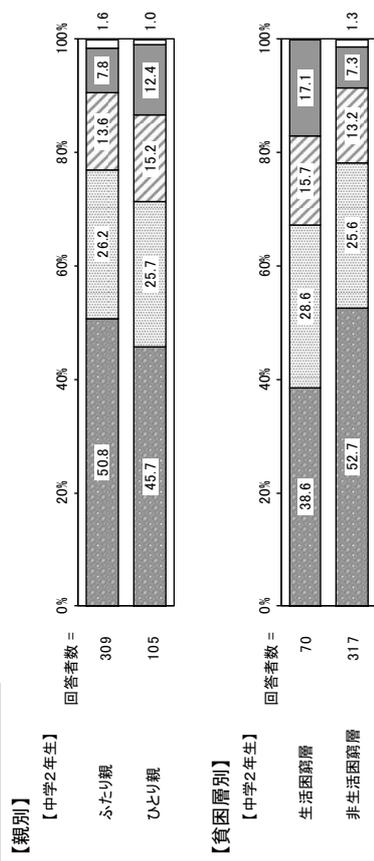
C 学校の友だちに会うこと



D 学校のクラブ活動・部活動

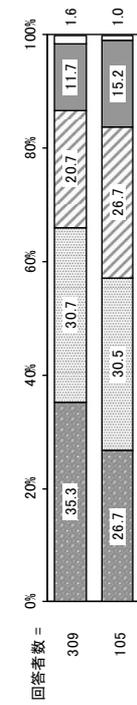


E 学校の休み時間

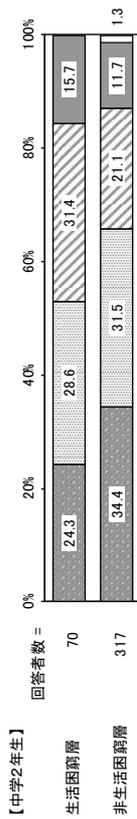


F 学校の給食（お弁当など）

【親別】



【貧困層別】



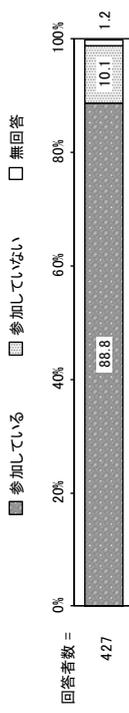
「とても楽しみ」、「楽しみ」、「少し楽しみ」まで含めると多くの子どもたちが、すべての項目の学校生活を楽しみにしていることがわかりますが、「学校の授業」「先生に会うこと」の2つの項目は、他の項目と異なり、楽しみにしている割合が下がります。この2つの項目について、「楽しみではない」と答えた子どもを親別と貧困層別で見ると、ふたり親よりもひとり親で割合が高くなっています。貧困層別で見ると生活困窮層で割合が高くなっています。

また、「学校のクラブ活動・部活動」「学校の給食」「学校の休み時間」を「楽しみではない」と答える子どもが小学5年生よりも増えています。この3つの項目を親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層でより割合が高くなっています。

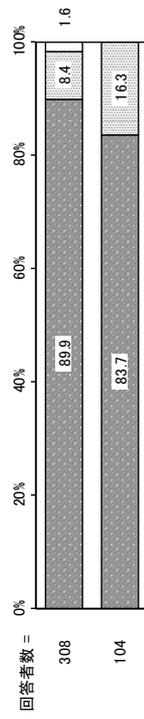
(8) 部活動やスポーツへの参加

地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加しているか聞きました。結果は以下の通りです。この項目は中学2年生のみになされた質問です。

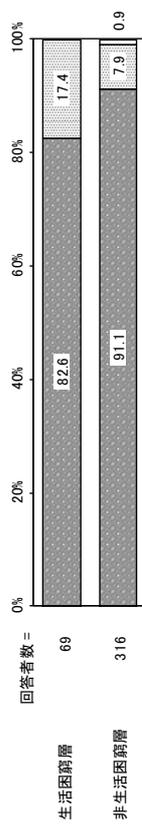
【全体】



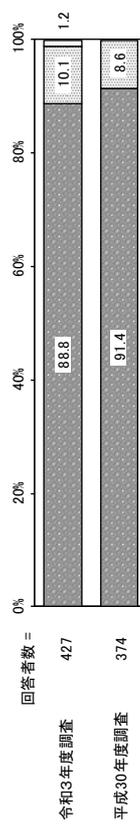
【親別】



【貧困層別】



【前回比較】

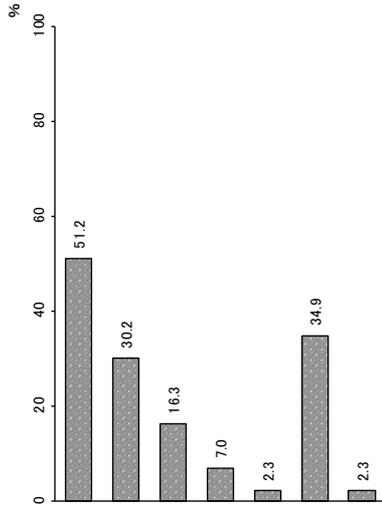


地域のスポーツクラブや文化クラブ、また学校の部活動などに参加している子どもは、88.8%となっています。前回より2.6ポイント低下しています。親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層で2倍参加していないと答えた割合が高くなっています。

(9) 参加していない理由

参加していない理由を聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】



回答者数 = 43

【親別】【貧困層別】

区分	回答者数(件)	活動がたいから、部	い塾や習い事が忙しい	費用がかかるから	話家の事情(家族の世話など)があるから	一緒にいる友達が	その他	無回答
ふたり親	26	50.0	42.3	15.4	3.8	—	30.8	—
ひとり親	17	52.9	11.8	17.6	11.8	5.9	41.2	5.9
生活困窮層	12	58.3	8.3	25.0	16.7	8.3	33.3	8.3
非生活困窮層	25	40.0	44.0	12.0	—	—	40.0	—

単位：%

最も多い理由は、「入りたいクラブ、部活動がないから」(51.2%)という結果となりました。次に「塾や習い事が忙しいから」(30.2%)、「費用がかかるから」(16.3%)、「家の事情(家族の世話、家事など)があるから」(7.0%)と続きます。

「家の事情(家族の世話、家事など)があるから」の理由についての親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層でより高くなっています。また、「費用がかかるから」という理由を親別と貧困層別で見ると、生活困窮層(25.0%)でより高い割合になっています。

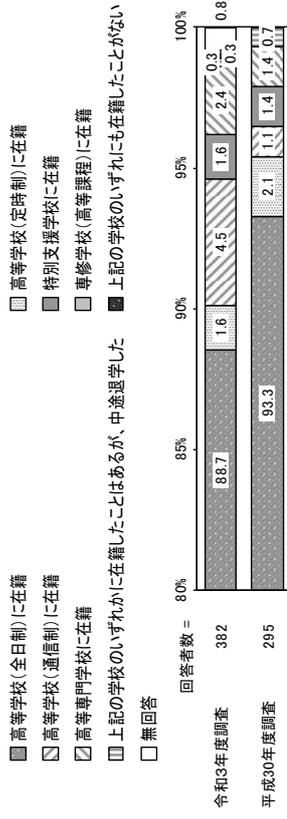
3. 学校生活の状況 (16-17 歳)

16-17 歳で就学している子どものものの状況を見ていきましょう。

(1) 在籍学校

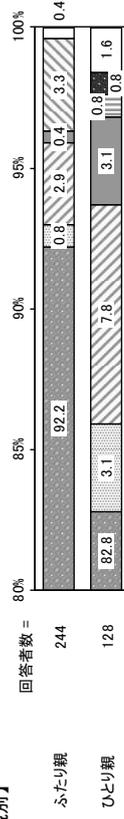
学校に在籍しているかの有無に聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】【前回比較】



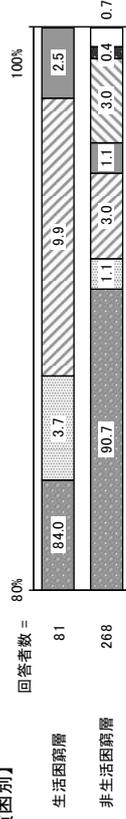
※メモリの最小値を80%にしています。

【親別】



※メモリの最小値を80%にしています。

【貧困別】



※メモリの最小値を80%にしています。

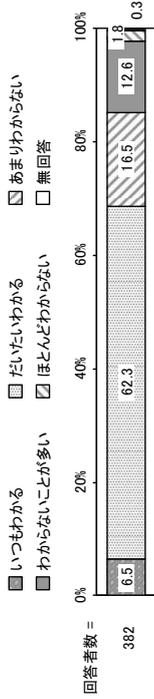
回答した16-17歳382人のうち、中退1名(0.3%)、無回答3名(0.8%)を除き、高校に在籍しています。88.7%が全日制高等学校に在籍しています。その他定時制高等学校が1.6%、通信制高等学校が4.5%、特別支援学校が1.6%、高等専門学校が2.4%となっています。

前回と比較した場合、高等学校(全日制)に在籍している子どもの割合が下がっており、高等学校(通信制)に在籍している子どもの割合が増えました。この傾向はひとり親や生活困窮層でとくにみられます。

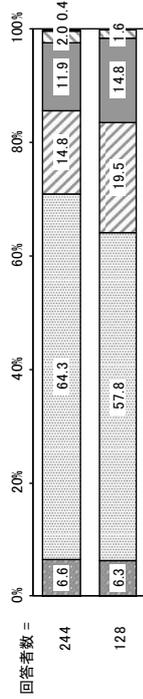
(2) 授業の理解度

学校の理解度について聞きました。結果は以下の通りです。

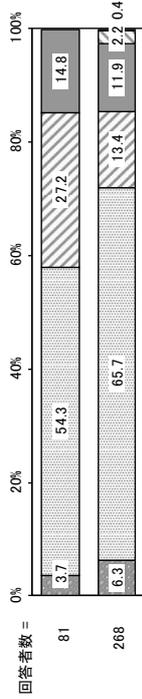
【全体】



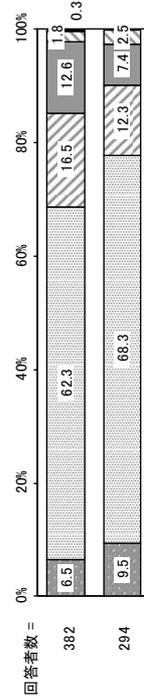
【親別】



【貧困層別】



【前回比較】

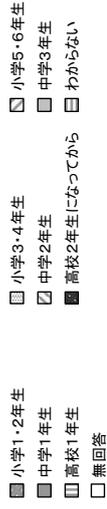


全体で見ると、「あまりわからない」、「わからない」、「ほとんどわからない」と答えた子どもを合計すると30.9%になります。

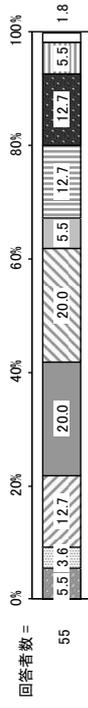
この合計を親別で見ると、ひとり親(35.9%)がより高くなっています。貧困層別では生活困窮世帯(42.0%)がより高くなっています。

(3) 授業が理解できなくなった時期

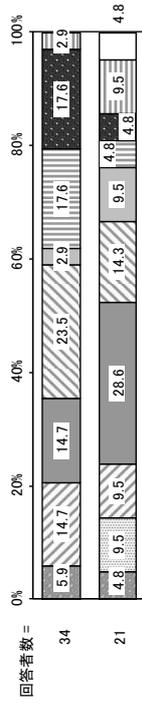
授業がわからなくなった時期について聞きました。結果は以下の通りです。



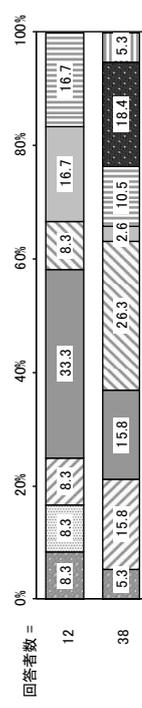
【全体】



【親別】



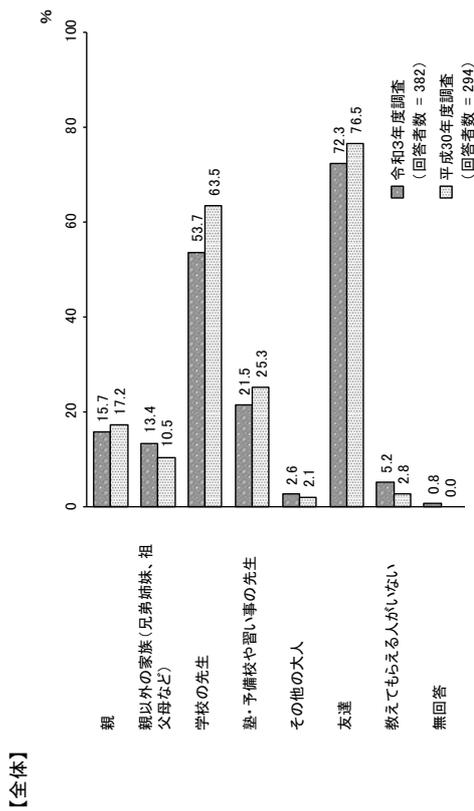
【貧困層別】



授業が分からなくなったと答えた子どものうち、その時期を小学校からと答えた子どもは21.8%、中学校と答えた子どもは45.5%、高校と答えた子どもは25.4%となっています。親別と貧困層別で見ると、ふたり親と生活困窮層ではわからなくなった時期が早い傾向があります。

(4) 勉強を誰に教えてもらうか、もらっていたか

勉強がわからないうちに教えてもらう人(もらった人)について聞きました。結果は以下のようです。



【親別】【貧困層別】

区分	回答者数(件)	親	姉妹、外の家族、祖父母など	学校の先生	塾・予備校や習い事	その他の大人	友達	教えてもらえない人	無回答
ふたり親	244	16.8	13.9	56.1	25.4	2.0	75.4	3.7	0.4
ひとり親	128	12.5	13.3	48.4	13.3	3.9	67.2	8.6	1.6
生活困窮層	81	9.9	9.9	48.1	12.3	3.7	64.2	12.3	1.2
非生活困窮層	268	17.2	14.9	54.5	23.5	2.6	75.7	2.6	0.4

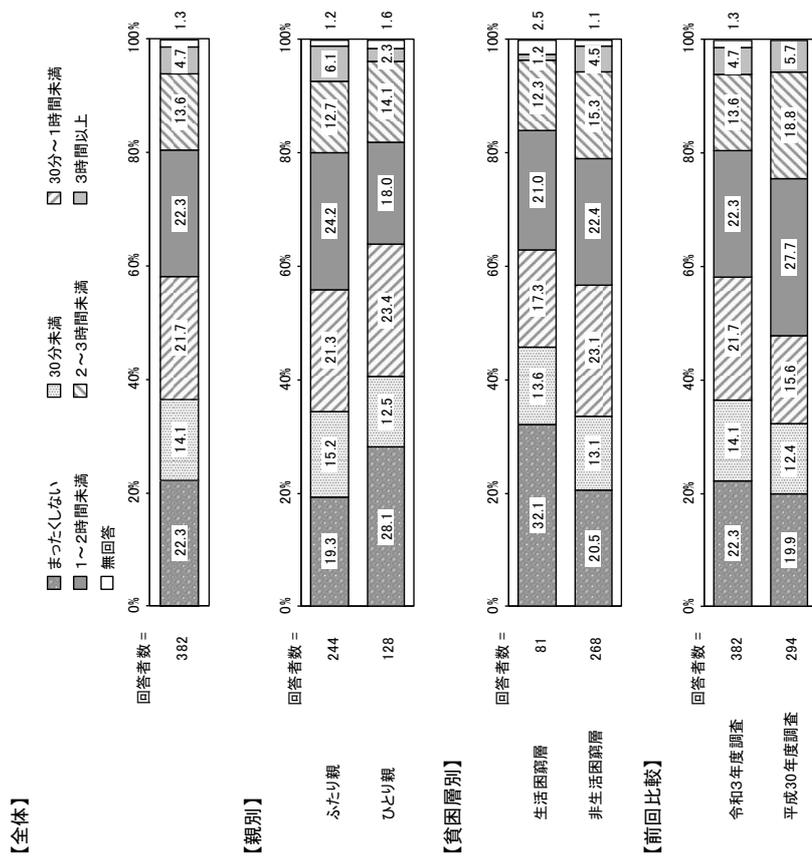
単位：%

勉強がわからないうちに教えてもらう人(もらった人)で最も多いのが、「友達」(72.3%)、次いで「学校の先生」(53.7%)となっています。両方の項目とも、前回調査と比較して割合は低くなっています。その代わりに「親以外の家族(兄弟姉妹、祖父母など)」や「教えてもらえない人がいない」と答えた子どもの割合が増えています。

親別で見ると、ひとり親は、「塾・予備校や習い事の先生」「友達」の割合が低く、他方で「教えてもらえない人がいない」が高くなっています。貧困層別で見ると、生活困窮層は「親」「親以外の家族」「塾・予備校や習い事の先生」「友達」の割合が低く、他方で「教えてもらえない人がいない」が特に高くなっています。

(5) 授業以外の勉強時間

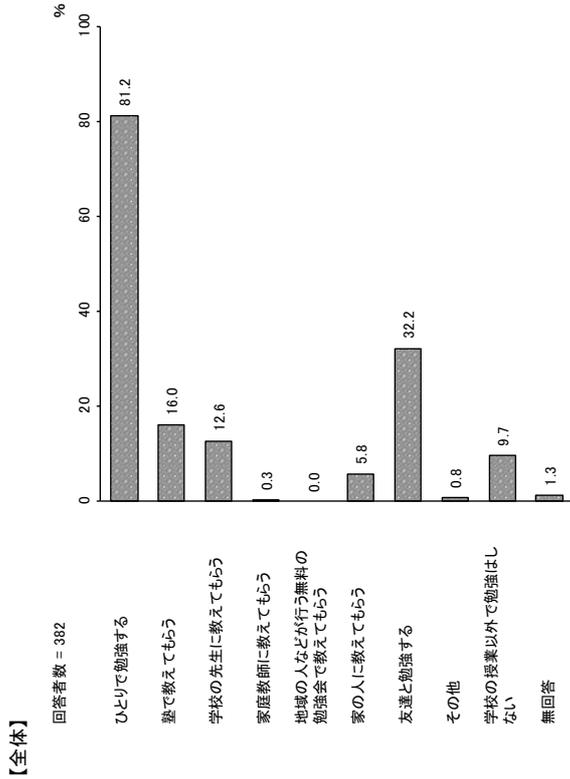
平日(月～金曜日)、学校の授業以外にどれくらいの時間勉強をするか聞きました。結果は以下の通りです(塾の時間含む)。



親別でみた場合、ひとり親の子どもは「全くしない」の割合がふたり親よりも8.8ポイント高くなり、全体的に短い学習時間になっています。貧困層別でみた場合に、生活困窮層のほうが高くなっています。前回調査に比べて、勉強時間が短くなっているといえます。「全くしない」「30分未満」「30分～1時間未満」といった短時間の学習者の割合は前回調査から増えているのに対し(47.9%→58.1%)、「1～2時間未満」「2～3時間未満」「3時間以上」の比較的長く勉強する学習者の割合が減っています(52.2%→40.6%)。

(6) 授業以外の勉強を見てもらう人

学校の授業以外の時間帯にどのような勉強をしているか聞きました。結果は以下の通りです。



【親別】【貧困層別】

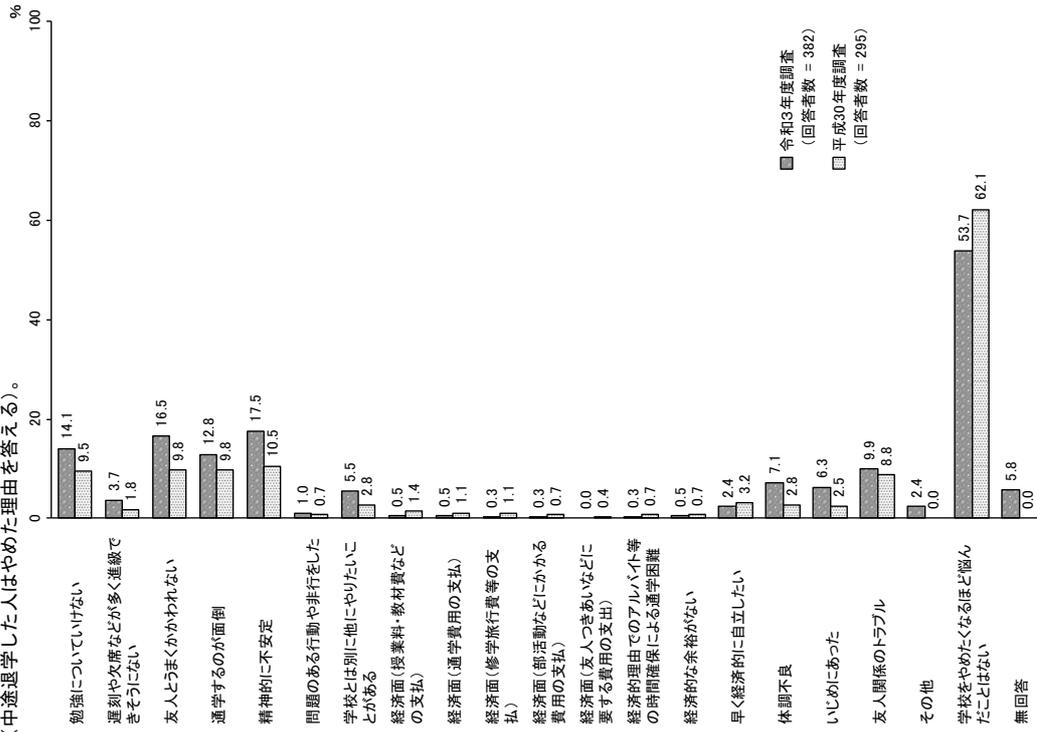
区分	回答者数 (件)	ひとりで勉強する	塾で教えてもらう	学校の先生に教えてもらう	家庭教師に教えてもらう	地域の人が行う無料の勉強会で教えてもらう	家に人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校以外の授業以外で勉強はしない	無回答
ふたり親	244	84.0	18.9	12.7	0.4	—	6.6	32.8	0.4	7.0	1.2
ひとり親	128	76.6	9.4	13.3	—	—	4.7	32.8	1.6	14.1	1.6
生活困窮層	81	77.8	9.9	12.3	—	—	1.2	30.9	1.2	13.6	1.2
非生活困窮層	268	84.0	17.2	13.4	0.4	—	7.5	31.3	0.7	7.8	1.1

単位：%

「ひとりで勉強する」子ども (81.2%) が最も多くなっています。親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層の子どもは「塾で教えてもらう」の割合が低く、他方で「学校の授業以外で勉強はしない」の割合が高くなります。

(7) 学校をやめた・やめたいほど悩んだ理由

学校をやめたいほど悩んだことがあるか、またその理由について聞きました。結果は以下の通りです (中途退学した人はやめた理由を答える)。



「学校をやめたいほど悩んだことはない」という回答が多い (53.7%) もの、「精神的に不安定」 (17.5%) 「友人とうまくかかわれない」 (16.5%) 「勉強についていけない」 (14.1%) 「通学するのが面倒」 (12.8%) 「友人関係のトラブル」 (9.9%)、「体調不良」 (7.1%)、「いじめにあった」 (6.3%) と少なくない子どもが学校生活の苦しみを受けています。前回と比較して、「勉強についていけない」「友人とうまくかかわれない」「精神的に不安定」「通学するのが面倒」「体調不良」「いじめにあった」の項目において増加がみられます。

【親別】

区分	回答者数(件)	勉強についていけない	進級できそうにない	友人とうまくかわれない	通学するのが面倒	精神的に不安定	問題のある行動や非行をした	学校とは別に他にやりたいことがある	経済面(授業料、教材費などの支出)	私経済面(通学費用の支出)	経済面(修学旅行費等)
ふたり親	244	13.5	2.5	17.2	11.9	19.3	—	6.1	0.4	—	—
ひとり親	128	15.6	6.3	16.4	14.8	15.6	3.1	4.7	0.8	1.6	0.8

区分	費用の支出(経済面(部活動などにかかる支出))	経済面(友人つきあいなどに要する費用の支出)	経済的理由でのアルバイト等の時間確保による通学困難	経済的な余裕がない	早く経済的に自立したい	体調不良	いじめにあった	友人関係のトラブル	その他	学校をやめたくなくなるほど悩んだことはない	無回答
ふたり親	—	—	0.4	—	2.0	5.3	4.9	9.8	2.9	54.5	4.9
ひとり親	0.8	—	—	1.6	3.1	10.9	8.6	10.2	1.6	52.3	6.3

【貧困層別】

区分	回答者数(件)	勉強についていけない	進級できそうにない	友人とうまくかわれない	通学するのが面倒	精神的に不安定	問題のある行動や非行をした	学校とは別に他にやりたいことがある	経済面(授業料、教材費などの支出)	私経済面(通学費用の支出)	経済面(修学旅行費等)
生活困窮層	81	16.0	4.9	18.5	18.5	18.5	3.7	2.5	1.2	2.5	1.2
非生活困窮層	268	13.4	3.0	16.8	11.2	18.3	—	6.7	0.4	—	—

区分	費用の支出(経済面(部活動などにかかる支出))	経済面(友人つきあいなどに要する費用の支出)	経済的理由でのアルバイト等の時間確保による通学困難	経済的な余裕がない	早く経済的に自立したい	体調不良	いじめにあった	友人関係のトラブル	その他	学校をやめたくなくなるほど悩んだことはない	無回答
生活困窮層	1.2	—	—	2.5	2.5	12.3	13.6	8.6	—	43.2	7.4
非生活困窮層	—	—	0.4	—	2.6	5.6	4.9	10.8	3.4	56.0	4.9

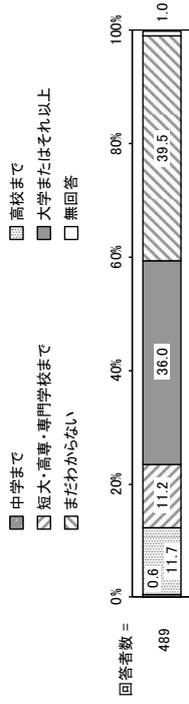
親別に見ると、ひとり親では、経済面で悩む子どもがいることがわかります。同時に、体調不調やいじめについてもふたり親より多く見られます。貧困層別で見ると、「学校をやめたくなくなるほど悩んだことはない」の割合が非生活困窮層(56.0%)より生活困窮層(43.2%)のほうが低くなり、生活困窮層の子どもはより悩みが多いことがわかります。とくに経済的な悩み、体調不良、いじめ、通学が面倒くさいという理由は非生活困窮層と比べて高くなっています。

4. 進学希望

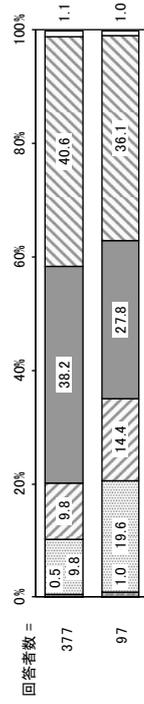
(1) 小学5年生の進学希望とその理由

小学5年生に、将来、どの段階まで進学したいか聞きました。結果は以下の通りです。

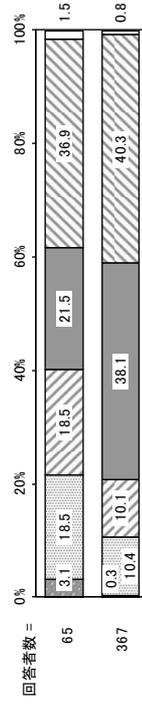
【全体】



【親別】



【貧困層別】

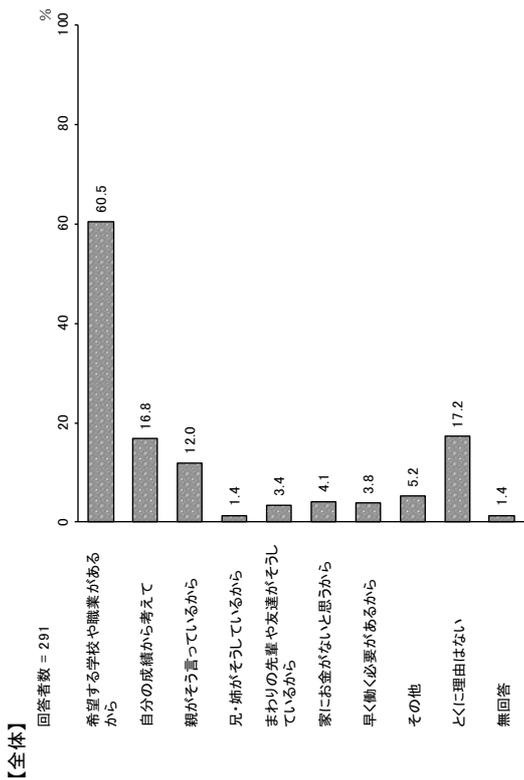


小学5年生は「まだわからない」(39.5%)と答える割合が高いですが、「短大・高専・専門学校」(11.2%)と「大学またはそれ以上」(36.0%)を合わせると、高校卒業後さらなる進学を希望している小学生は半数近くになります。

しかし、親別で見ると、ひとり親では「高校まで」(19.6%)と答える割合が高くなり、「大学またはそれ以上」(27.8%)を希望する子どもとの割合は少なくなります。貧困層別で見ると、非生活困窮層と比べて生活困窮層では「中卒まで」(3.1%)、「高校まで」(18.5%)、「短大・高専・専門学校」(18.5%)を希望する割合が高く、反対に「大学またはそれ以上」(21.5%)を希望する割合が極端に低くなります。

(2) 小学5年生の進学希望の理由

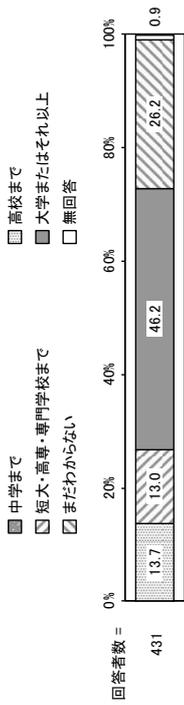
「中学まで」、「高校まで」、「短大・高専・専門学校まで」、「大学またはそれ以上」の進学を希望した人にその理由を聞きました。結果は以下の通りです。



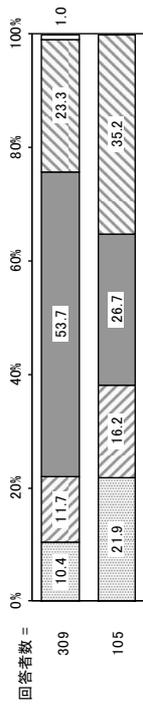
(3) 中学2年生の進学希望

中学2年生に、将来、どの段階まで進学したいか聞きました。結果は以下の通りです。

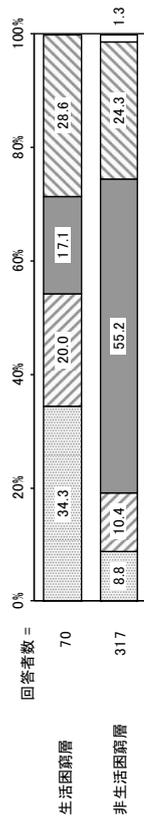
【全体】



【親別】



【貧困層別】



中学2年生になると、「まだわからない」(26.2%)と答える割合が低くなり、「大学またはそれ以上」(46.2%)が最も高い割合になります。「短大・高専・専門学校」(13.0%)と合わせると、高校卒業後さらなる進学を希望している中学生は6割近くになります。

しかし、親別で見ると、ひとり親では「高校まで」(21.9%)と答える割合が高くなり、「大学またはそれ以上」(26.7%)を希望する子どもたちの割合は少なくなります。貧困層別で見ると、非生活困窮層と比べて生活困窮層では「高校まで」(34.3%)、「短大・高専・専門学校」(20.0%)を希望する割合が高く、反対に「大学またはそれ以上」(17.1%)を希望する割合が極端に低くなります。

「自分のなりたい職業について教えてくれる時間や場所がほしいです。」(中学2年生)
 「ぼくは大工さんになりたいです。」(小5?中2?)

【親別】【貧困層別】

区分	回答者数 (件)	業希望があるから (%)	自分の成績から (%)	親がそう言っているから (%)	兄・姉がそうしているから (%)	かまわりかまわりの先輩や友達から (%)	家にお金がないと (%)	早く働く必要があるから (%)	その他 (%)	とくに理由はない (%)	無回答 (%)
ふたり親	220	63.2	16.4	10.9	0.9	3.2	2.7	4.1	5.5	16.8	1.8
ひとり親	61	49.2	21.3	14.8	3.3	3.3	9.8	3.3	4.9	18.0	—
生活困窮層	40	57.5	10.0	17.5	5.0	—	12.5	2.5	2.5	12.5	2.5
非生活困窮層	216	61.6	15.7	9.7	0.5	4.2	2.8	4.2	5.1	19.0	1.4

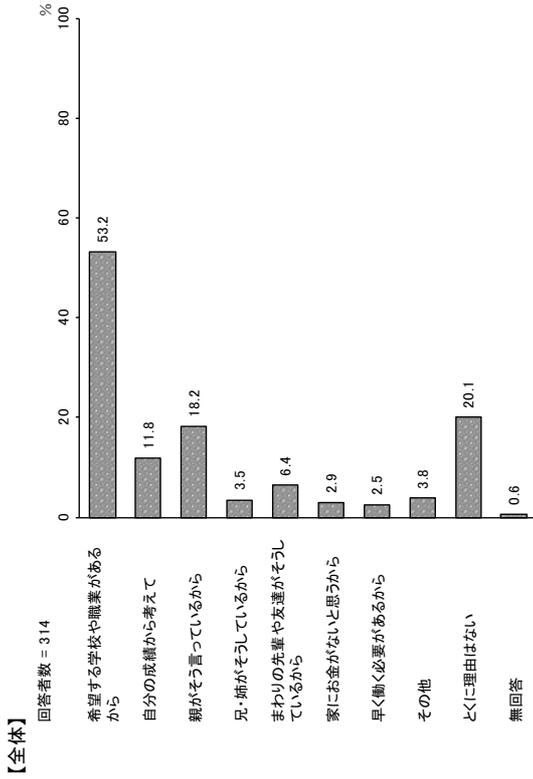
単位：%

進学の希望は「希望する学校や職業があるから」と自分の将来を見据えた回答が多数を占める一方で、「親がそう言うから」(4.1%)と世帯の経済状況によって進学が左右されている子どももいます。

親別で見るとひとり親は「希望する学校や職業があるから」の割合がふたり親よりも低くなっており、逆に「家にお金がないと思うから」と考える割合は高くなっています。貧困層別で見ると、生活困窮層では、「家にお金がないと思うから」の割合がとくに高くなっています。このように、小学生の段階ですら家庭の経済的な事情が子どもの将来への希望に影響を与えていることが明らかになりました。

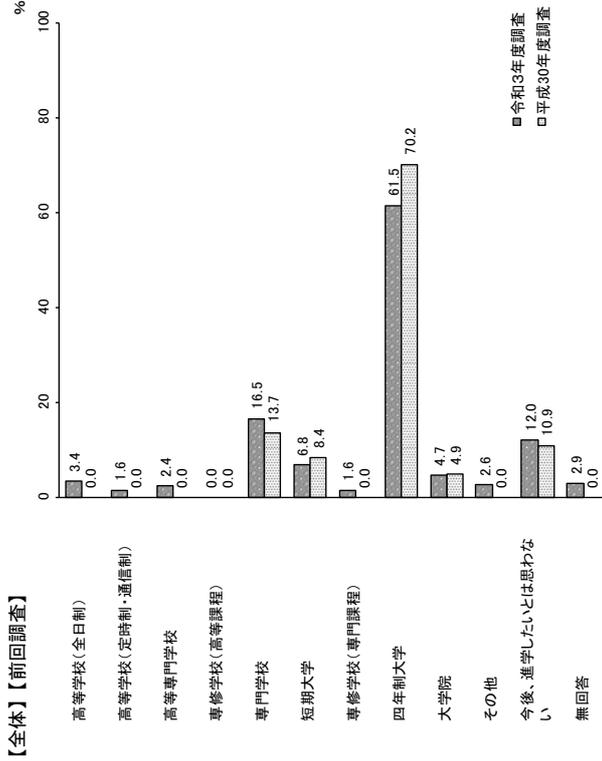
(4) 中学2年生の進学希望の理由

「中学まで」、「高校まで」、「短大・高専・専門学校まで」、「大学またはそれ以上」の進学を希望した人の理由は以下のようです。



(5) 16-17歳の進学希望

16-17歳に対して、今後、通いたいと希望する学校について聞きました。結果は以下の通りです。



【親別】【貧困層別】

区分	回答者数(件)	理由										その他	とくに理由はない	無回答
		親がそう言っているから	まわりの先輩や職業があるから	家にお金がないと思うから	早く働く必要があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩や友達もそうしているから	家にお金がないと思うから	早く働く必要があるから			
ふたり親	234	55.6	10.3	17.9	3.4	7.3	1.3	1.7	4.3	18.4	0.9			
ひとり親	68	45.6	16.2	19.1	4.4	2.9	8.8	5.9	2.9	25.0	—			
生活困窮層	50	34.0	20.0	10.0	4.0	4.0	12.0	8.0	6.0	32.0	—			
非生活困窮層	236	56.4	10.2	19.9	3.8	7.2	1.3	3.4	19.1	0.8				

進学の希望は「希望する学校や職業があるから」(53.2%)と自分の将来を見据えた回答が多数を占める一方で、「親がそう言っているから」(18.2%)「まわりの先輩や友達もそうしているから」(6.4%)など身近な人の影響も少なくないようです。また、多くはありますが「家にお金がないと思うから」(2.9%)と世帯の経済状況によって進学が左右されている子どももいます。

親別で見るとひとり親は「希望する学校や職業があるから」の割合は高く、貧困層別で見ると、生活困窮層逆に関係なく「希望する学校や職業があるから」の割合が極端に低くなる一方で、「家にお金がないと思うから」の割合がとくに高くなります。将来を描くなかで進学を決めていくことの困難さを抱える中学生がいることが明らかになりました。

区分	回答者数(件)	学校										その他	は思わない	は思わない	無回答
		高等学校(全日制)	高等学校(定時制・通信制)	高等専門学校	専修学校(高等課程)	専門学校	短期大学	専修学校(専門課程)	4年制大学	大学院					
ふたり親	244	3.3	1.6	0.8	—	12.7	6.1	1.6	69.3	4.5	2.9	9.0	2.0		
ひとり親	128	3.1	1.6	5.5	—	25.0	8.6	1.6	45.3	5.5	2.3	18.8	3.9		
生活困窮層	81	1.2	1.2	7.4	—	23.5	7.4	1.2	51.9	6.2	3.7	14.8	4.9		
非生活困窮層	268	3.4	1.5	1.1	—	14.9	6.7	1.9	64.6	4.5	2.6	11.2	1.9		

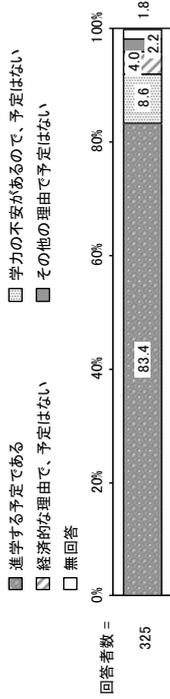
全体でみた場合、「4年制大学」を志望する割合が最も高くなってはいますが、前回調査より減っています(70.2%→61.5%)。前回より増えた進学希望先が、「高等学校(全日制・定時制・通信制)」、「高等専門学校」、「専門学校」となっています。「今後、進学したいと思わない」子どもの割合も若干増えていま

す。親別と貧困層別で見ると、ひとり親や生活困窮層で4年生大学の進学希望の割合が低くなっており、また高等専門学校や専門学校を希望する割合が高くなっています。

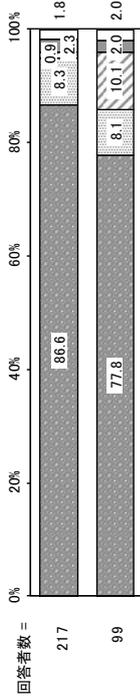
(6) 16-17歳の進学予定

16-17歳に進学予定を聞きました。結果は以下の通りです。

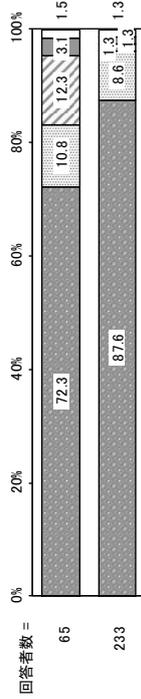
【全体】



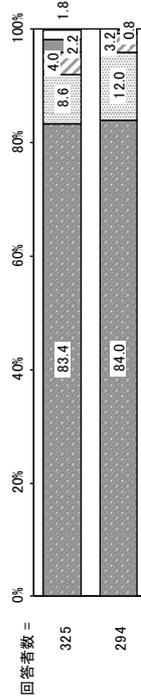
【親別】



【貧困層別】



【前回比較】



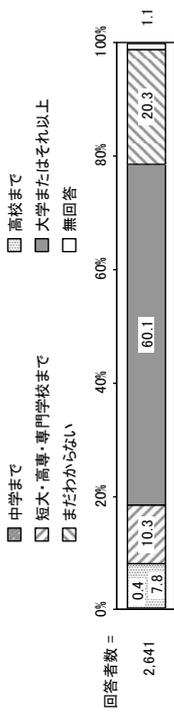
実際に進学が予定されている子どもは83.4%となっていますが、他方で「経済的な理由で進学の予定がない」と答えた子どもも4.0%います。

経済的な理由で進学予定がないと答えた子どもは、ふたり親よりひとり親で、また非生活困窮世帯よりも生活困窮世帯で割合が高くなっています。

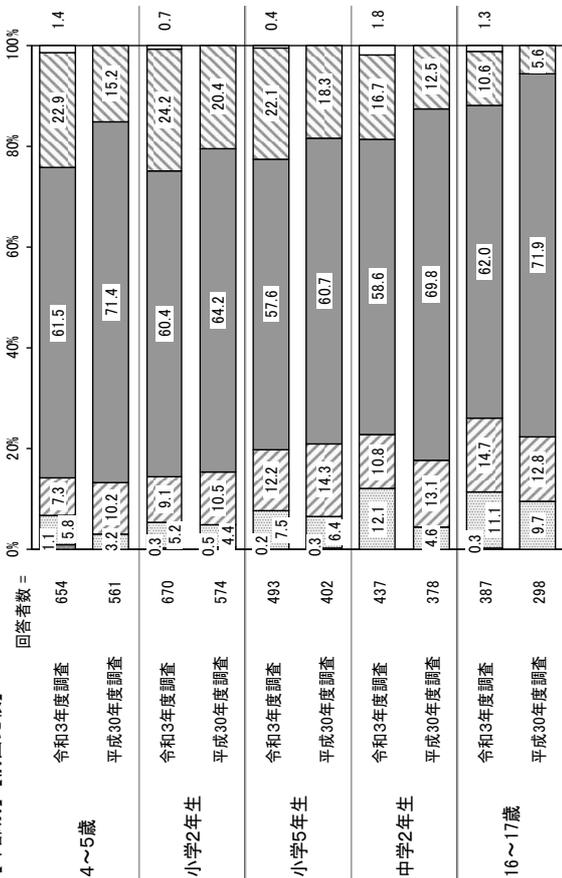
(7) 保護者はどの段階まで教育を受けさせたいと考えるか

どの段階までの教育を受けさせたいと考えているか聞きました。結果は以下の通りです。

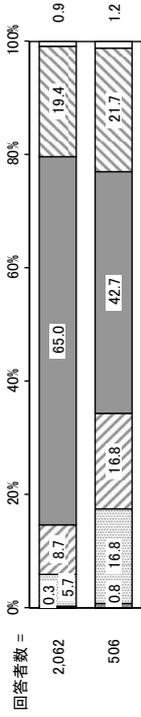
【全体】



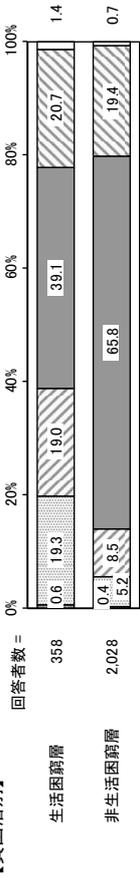
【年齢別】【前回比較】



【親別】



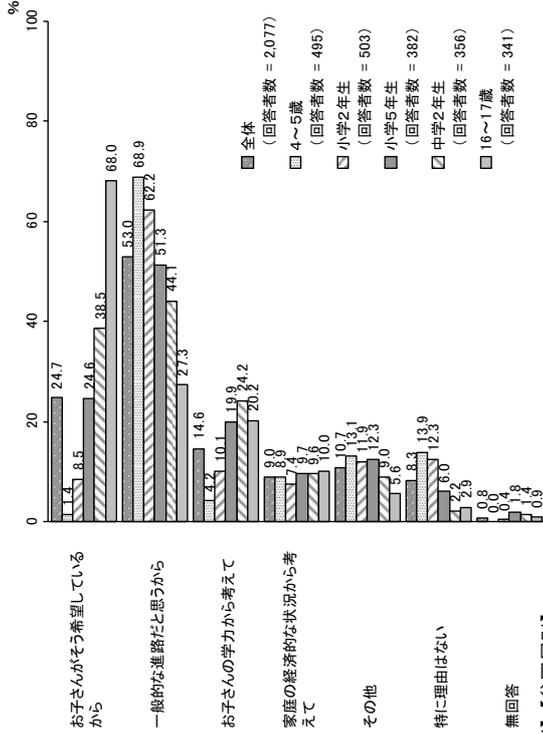
【貧困層別】



(8) 保護者がどの段階まで教育を受けさせてあげたいかの理由

「中学まで」、「高校まで」、「短大・高専・専門学校まで」、「大学またはそれ以上」と答えた保護者にその理由を聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】【年齢別】



【親別】【貧困層別】

区分	回答者数 (件)	希望しているから	お子さんが一般的な進路だと考えて	お子さんの学力から考えて	家庭の経済的な状況から考えて	その他	特に理由はない	無回答
ふたり親	1,644	21.4	56.3	14.6	7.2	10.8	8.9	0.7
ひとり親	390	39.0	39.2	14.6	16.2	10.8	5.4	1.3
生活困窮層	279	33.3	40.1	13.3	19.7	9.7	7.2	1.1
非生活困窮層	1,619	23.8	55.7	14.9	6.7	10.7	8.5	0.7

保護者全体で見ると、6割の保護者が「大学またはそれ以上」を望んでいることがわかります。年齢別でも大きな違いはありませんが、前回と比較すると、中学2年生と16-17歳の保護者が「大学またはそれ以上」を望む割合は低くなっています。

親別でみた場合には、子どもへの教育に対する思いの違いが表れてきます。ひとり親では「大学またはそれ以上」(42.7%)が大きく減り、逆に「高校まで」「短大・高専・専門学校まで」の割合が相対的に高くなります。この傾向は生活困窮層でも同じことが言えます。ひとり親や生活困窮層の親は「家庭の経済的な状況から考えて」子どもの進学を考える傾向が他の層よりも高くなっています。

子どもにとっても保護者にとっても保護者の経済的な事情が進学希望に大きく左右していることがわかります。

第6章 子どもの健康と医療

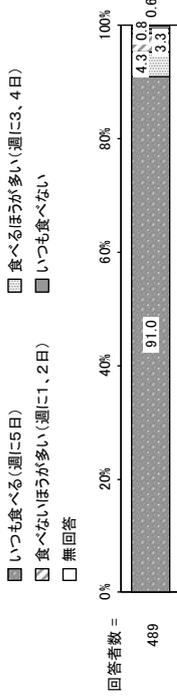
子どもの貧困と健康の関係は軽視できません。栄養不良の子どもの発育障害だけでなく、脳の発達や学習能力の低下の原因にもなります。また虫歯治療を含め、適切な医療受診は健全な心身の発達に必要不可欠な要素です。同様に子どもの不安やストレスなど子どもの心の健康状態も貧困と大きくかかわっているとされています。本章では健康にかかわる問題を貧困の観点から分析していき、食事支援、医療へのアクセスなど課題を析出するための基礎資料とします。

1. 健康状態と子どもの気持ち (小学5年生)

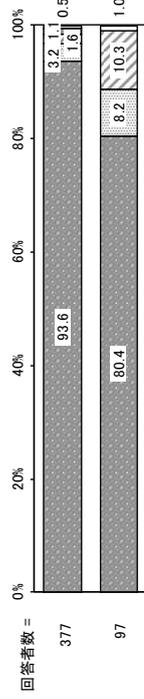
(1) 食事について

平日 (月から金曜日) に朝ご飯を食べるか聞きました。結果は以下のようです。

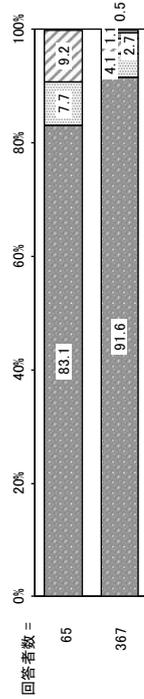
【全体】



【親別】



【貧困層別】

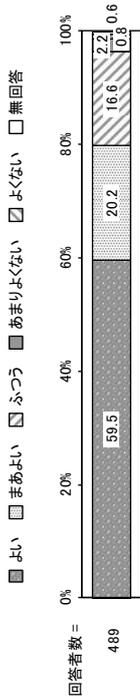


朝食を「食べない方が多い」、「いつも食べない」と答える割合を合計すると4.1%となります。親別と貧困層別で見ると、この割合がひとり親 (10.3%) と生活困窮層 (9.2%) では高くなります。

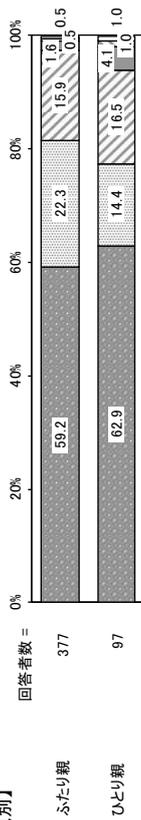
(2) 子どもの健康状態

現在の健康状態についてどう感じているか聞きました。結果は以下の通りです。

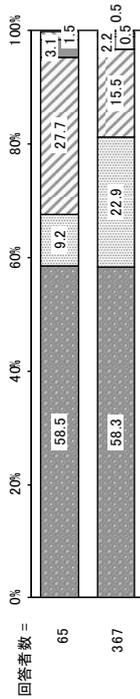
【全体】



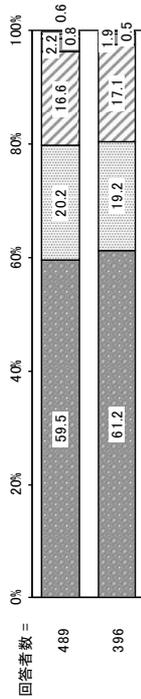
【親別】



【貧困層別】



【前回比較】

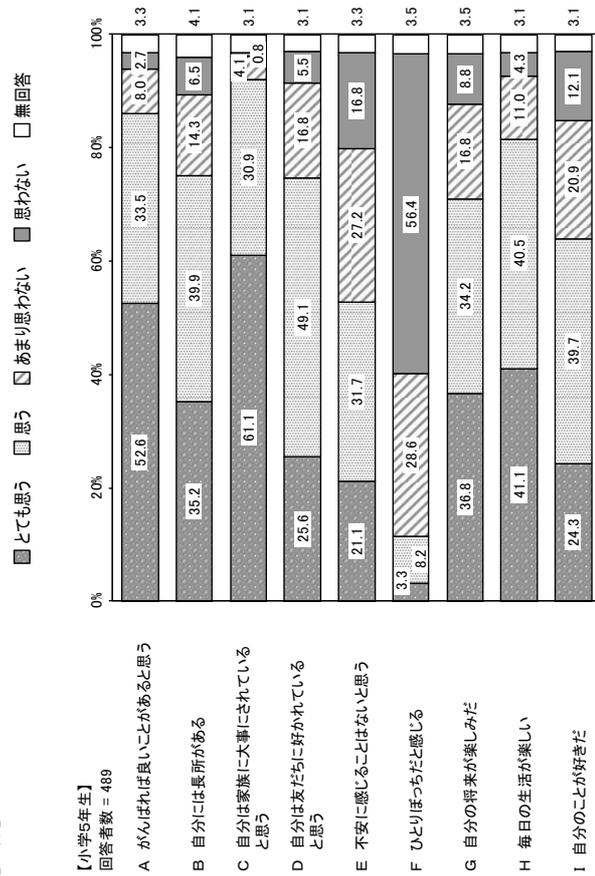


「あまりよくない」(2.2%)と「よくない」(0.8%)を合計すると3.0%となります。親別と貧困層別で見ると、この割合がひとり親(5.1%)と生活困窮層(4.6%)ではそれぞれ高くなります。前回と比較すると大きな差はありませんでした。

(3) 自己肯定感

子どもの思いや気持ちについて答えてもらいました。結果は以下の通りです。

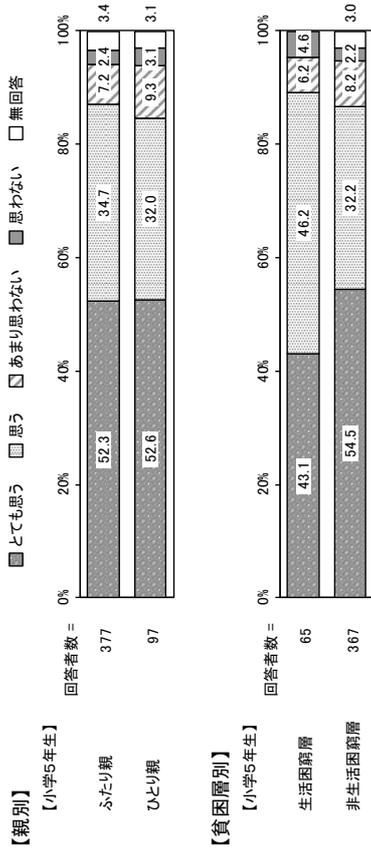
【全体】



多くの子どもがそれぞれの項目で自分のことを前向きにとらえている一方で、「不安に感じることはないと思う」に対しては「あまり思わない」と「思わない」を合計すると半数弱(44.0%)にのぼりました。「自分のことが好きだ」「自分の将来が楽しみだ」についても「あまり思わない」「思わない」の合計した割合が比較的高くなっています(それぞれ33.0%、25.6%)。

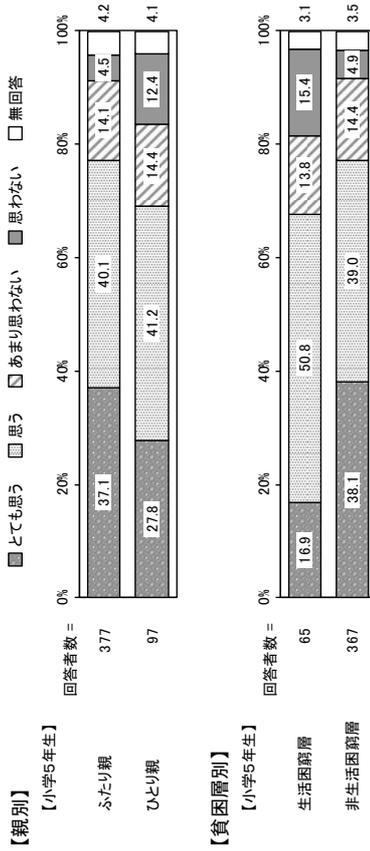
各項目について、親別と貧困層別でみた結果は以下の通りです。

A がんばれば良いことがあると思う



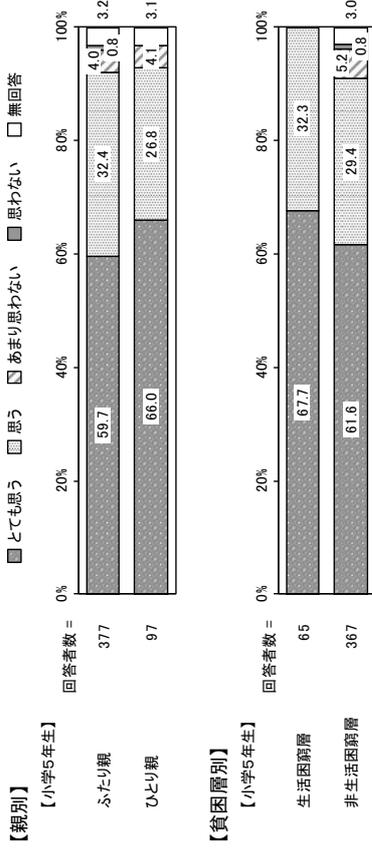
親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」の合計は若干高くなっています。

B 自分には長所がある



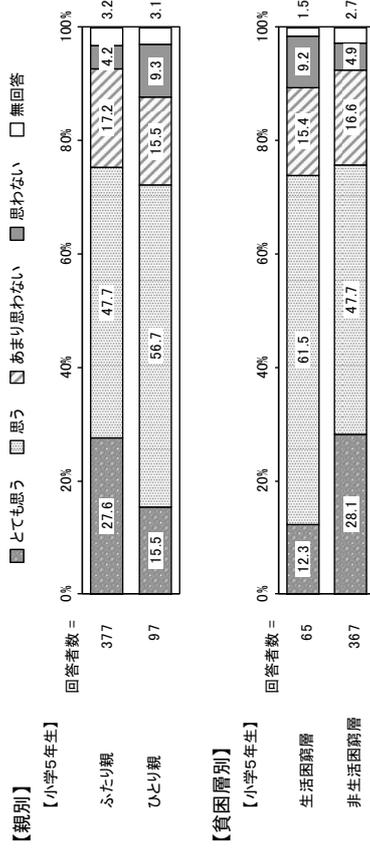
親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」の合計は高くなっています。

C 自分は家族に大事にされていると思う



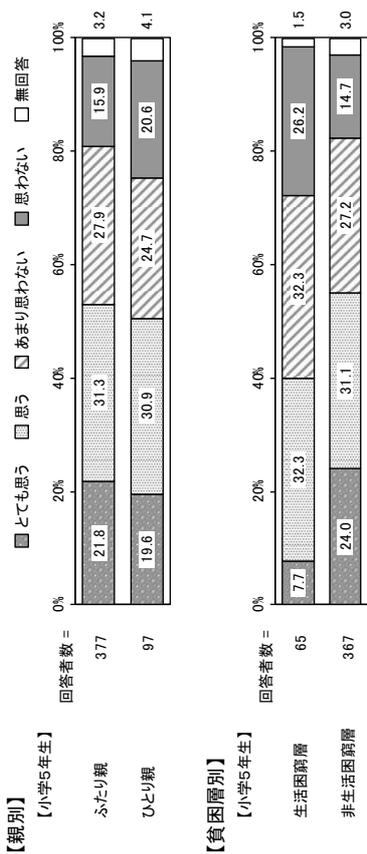
「あまり思わない」について親別で見た場合、大きな差はありませんでしたが、ひとり親で「思わない」と答えた人はいませんでした。貧困層別に見た場合、生活困窮層で「思わない」「あまり思わない」と回答する子どもはいませんでした。

D 自分は友達に好かれていると思う



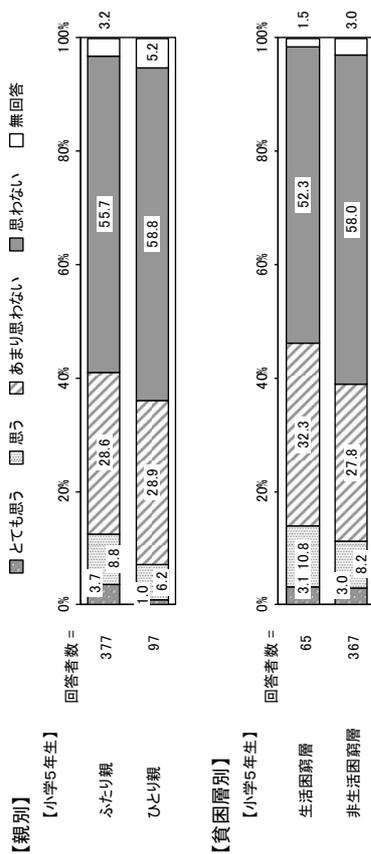
親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「思わない」の回答割合が高くなっています。

E 不安に感じることはないと思う



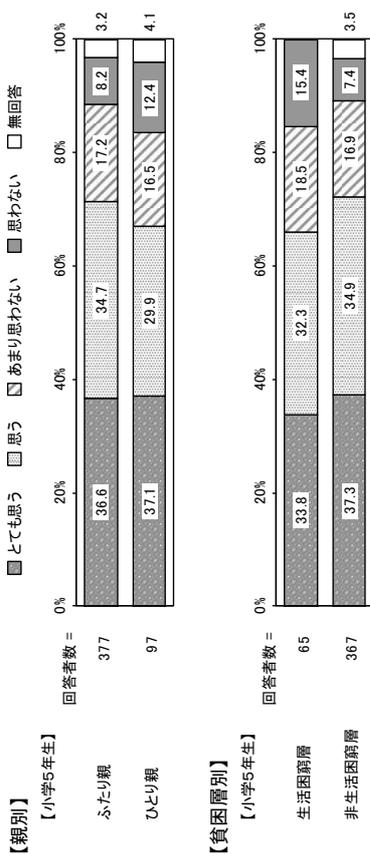
親別と貧困層別にみた場合、不安に感じることはないと「あまり思わない」「思わない」と答える割合は、生活困窮層でより高くなっています。ひとり親とふたり親では大きな差はありません。

F ひとりぼっちだと感じる



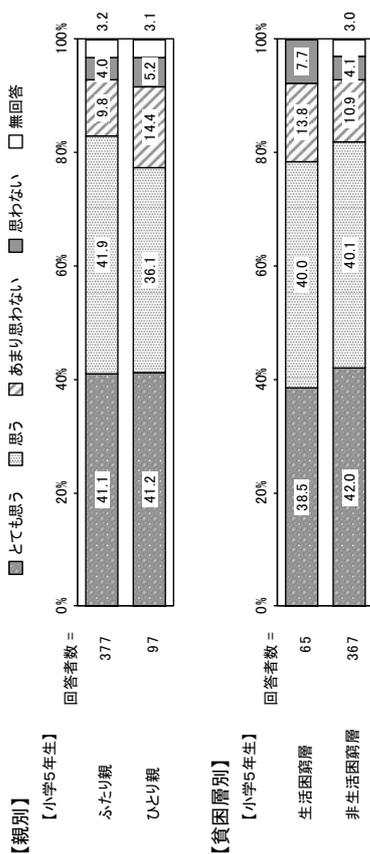
ひとりぼっちだと感じるのと「とても思う」「思う」と答える割合は、親別で見るとふたり親で高くなっています。貧困層別で見ると大きな差はみられません。

G 自分の将来が楽しみだ



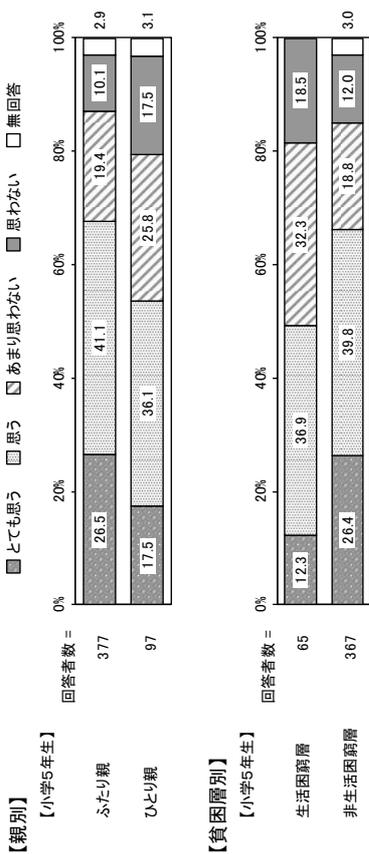
親別と貧困層別にみた場合、自分の将来が楽しみだと「あまり思わない」「思わない」割合は若干ひとり親と生活困窮層で高くなっています。

H 毎日の生活が楽しい



親別と貧困層別にみた場合、毎日の生活が楽しいと「あまり思わない」「思わない」と答える割合は若干ひとり親と生活困窮層で高くなっています。

I 自分のことが好きだ

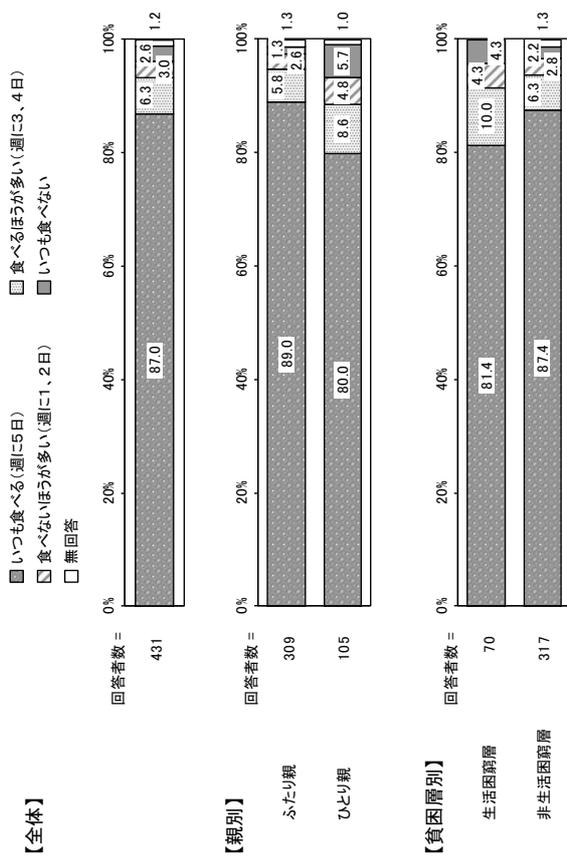


親別と貧困層別でみた場合、自分のことが好きだと「あまり思わない」「思わない」と答えたひとりと親と生活困窮層の割合は高くなっています。

2. 健康状態と子どもの気持ち (中学2年生)

(1) 食事について

平日 (月から金曜日) に朝ご飯を食べるか聞きました。結果は以下のようです。

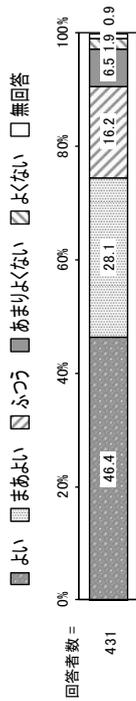


朝食を「食べない方が多い」、「いつも食べない」と答える割合を合計すると5.6%となります。親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層では食べる回数が少なくなり、また、「いつも食べない」の割合も高くなります。

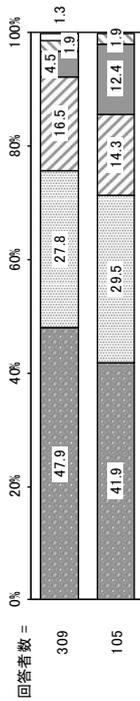
(2) 子どもの健康状態

現在の健康状態についてどう感じているか聞きました。結果は以下の通りです。

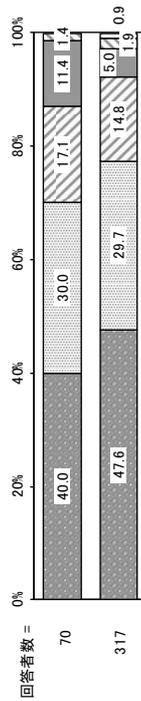
【全体】



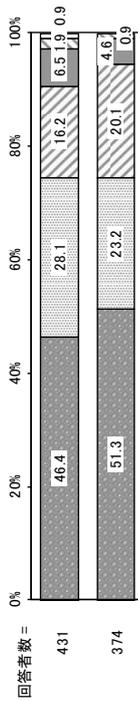
【親別】



【貧困層別】



【前回比較】



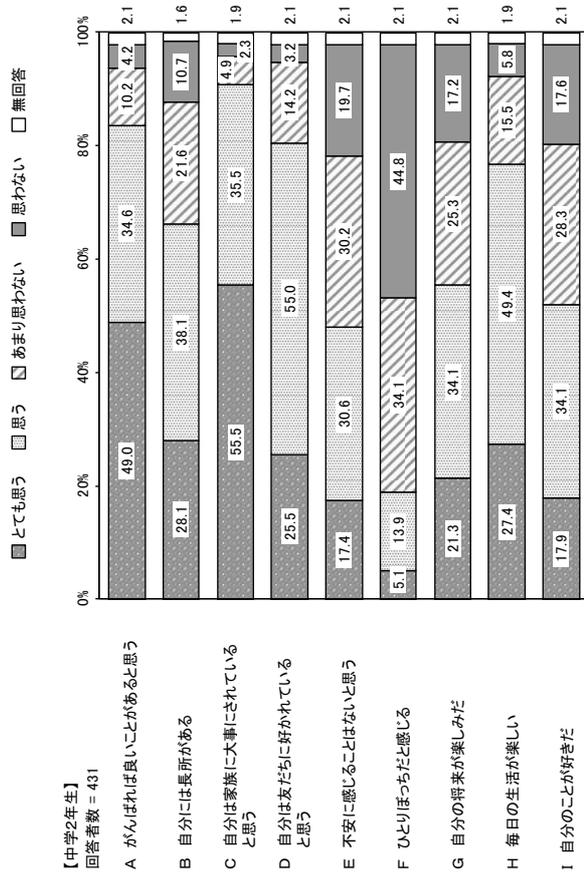
「あまりよくない」と「よくない」と答える割合は、全体で1割弱(8.4%)います。前回と比較すると「あまりよくない」と「よくない」と答える割合は若干増えました。

親別と貧困層別で見ると生活困窮層とひとり親では、「あまりよくない」と答える割合が非生活困窮層やふたり親よりも若干高くなっています。

(3) 自己肯定感

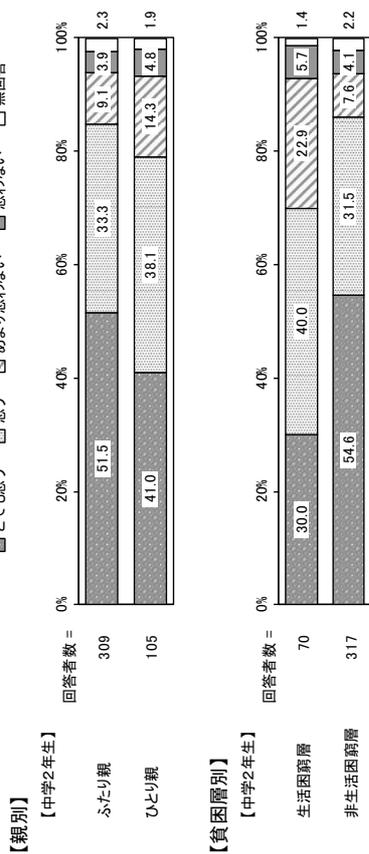
子どもの思いや気持ちについて答えてもらいました。結果は以下の通りです。

【全体】



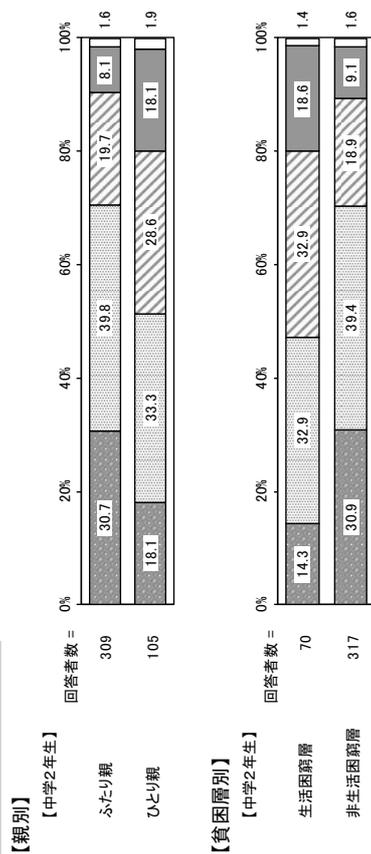
多くの子どもがそれぞれの項目で自分のことを前向きにとらえている一方で、「不安に感じることはないと思う」に対しては「あまり思わない」と「思わない」を合計すると半数(49.9%)にのびります。「自分のことが好きだ」「自分の将来が楽しみだ」についても「あまり思わない」「思わない」の合計した割合が比較的高くなっています(それぞれ45.9%、42.5%)。

A がんばれば良いことがあると思う



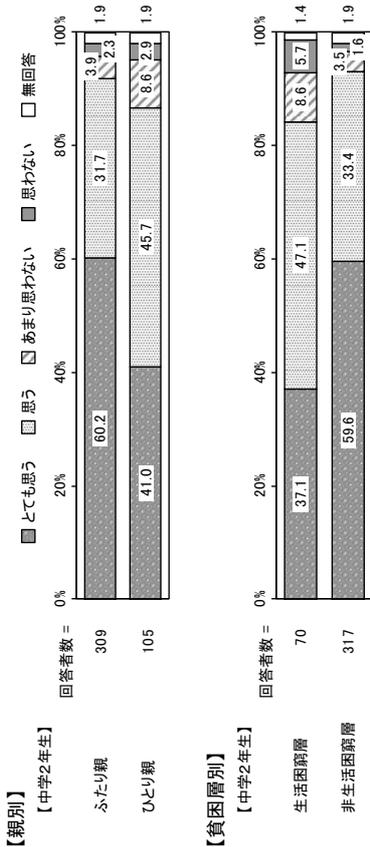
親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」が若干高くなっていますが、とくに生活困窮層において「あまり思わない」の割合が高くなっています。

B 自分には長所がある



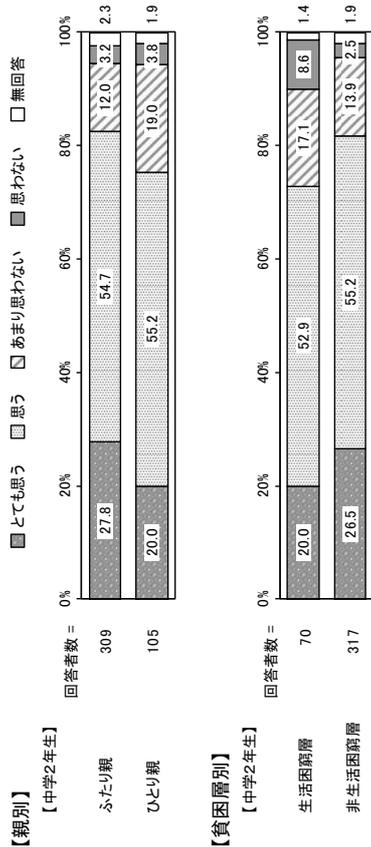
親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」が高くなっています。

C 自分は家族に大事にされていると思う



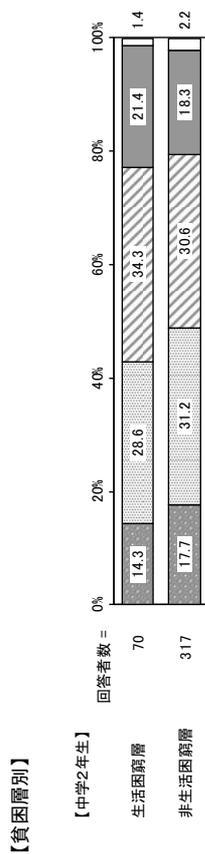
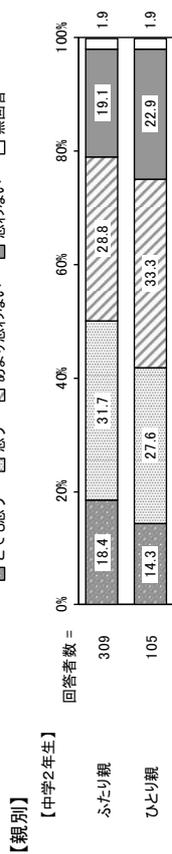
親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」が高くなっています。ふたり親と非生活困窮層が「とても思う」の割合が高いのに対してひとり親と生活困窮層は「思う」の割合が高くなっています。

D 自分は友達に好かれていると思う



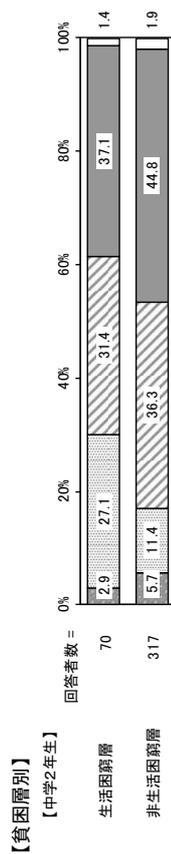
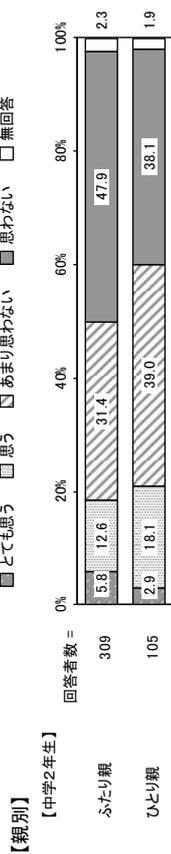
全体としてみた場合、「とても思う」よりも「思う」の方が高い割合となっています。親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」が高くなっています。

E 不安に感じることは少ないと思う



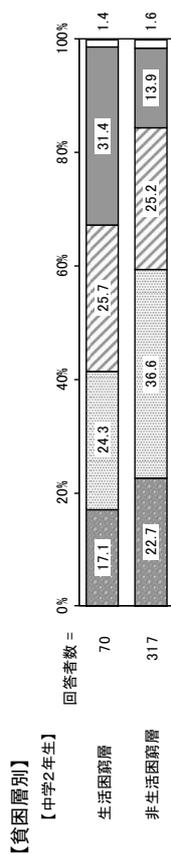
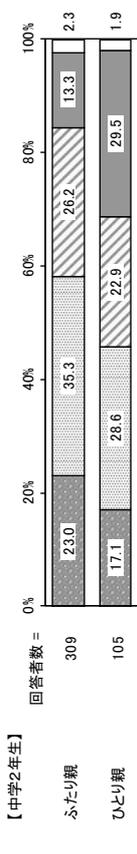
全体として「あまり思わない」「思わない」が高くなってきている項目です。親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」が若干高いと言えますが、大きな差はありません。

F ひとりぼっちだと感じる



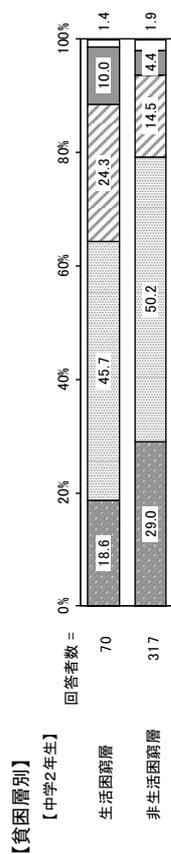
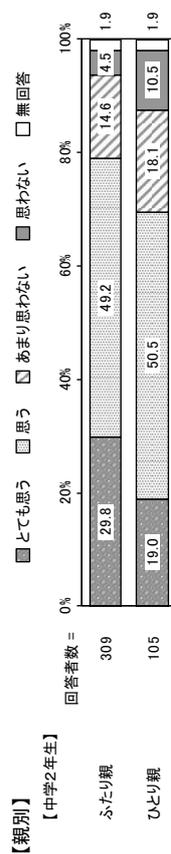
親別と貧困層別でみた場合、ひとりぼっちだと感じると「あまり思わない」「思わない」が生活困窮層で少なくなっています。ひとり親とふたり親に大きな差はみられませんが、「とても思う」についてふたり親がひとり親よりも高くなっています。

G 自分の将来が楽しみたい



全体として「あまり思わない」「思わない」と答える割合が高い項目です。親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」がより高くなっています。

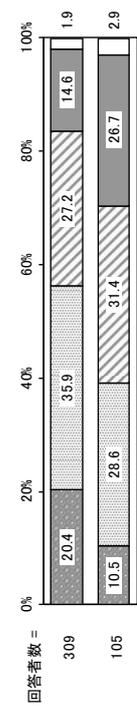
H 毎日の生活が楽しい



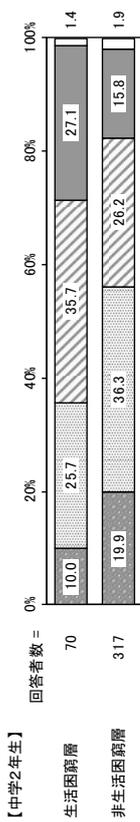
親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」が高くなっています。

I 自分のことが好きだ

【親別】



【貧困層別】



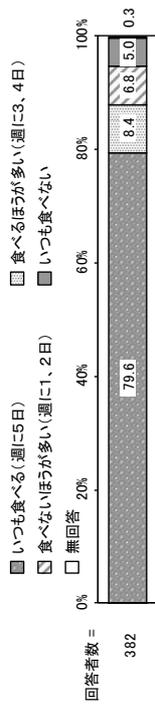
全体として「あまり思わない」「思わない」と答える割合が高い項目です。親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」が高くなっています。

3. 健康状態と子どもの気持ち（16-17歳）

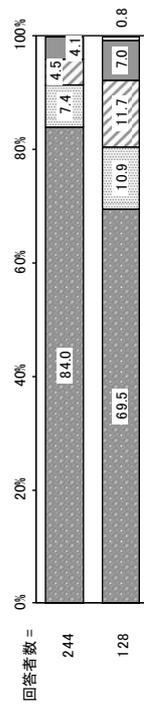
（1）食事について

平日（月曜日～金曜日）に1日3食食べるか聞きました。結果は以下の通りです。

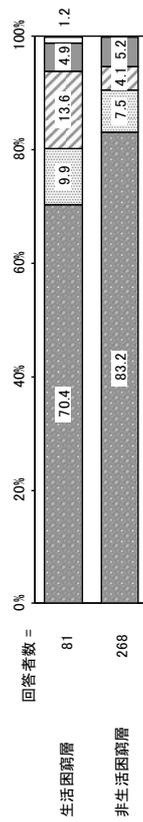
【全体】



【親別】



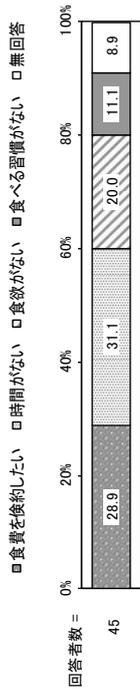
【貧困層別】



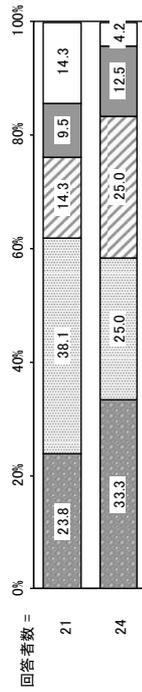
平日に1日3食「いつも食べる（週に5日）」と答えた子どもは8割と多いですが、1割強は「食べないほうが多い」（6.8%）、「いつも食べない」（5.0%）となっています。特に、ひとり親と生活困窮層では、「いつも食べる」の割合が10ポイント下がっています。

「食べないほうが多い(週に1、2日)」と「いつも食べない」を選択した人にその理由を聞きました。結果は以下の通りです。

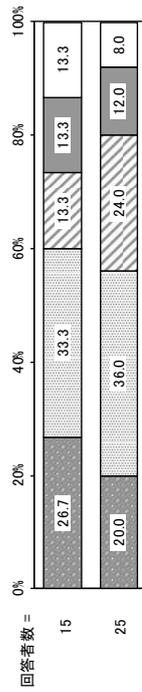
【全体】



【親別】



【貧困層別】



全体として、食べない理由として多い順に「時間が無い」(31.1%)、「食費を節約したい」(28.9%)、「食欲がない」(20.0%)、「食べる習慣がない」(11.1%)となっています。

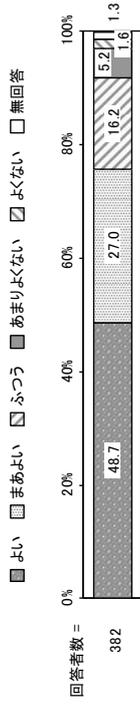
親別で見ると、ひとり親の場合で「食費を節約したい」(33.3%)という理由が最も高くなります。ふたり親と比べて「食費を節約したい」(33.3%)、「食欲がない」(25.0%)、「食べる習慣がない」(12.5%)の項目が多くなっています。

貧困層別で見ると、生活困窮層では、「時間が無い」(26.7%)という理由が最も高くなります。非生活困窮層と比べて「食費を節約したい」(26.7%)、「食べる習慣がない」(13.3%)の項目が多くなっています。

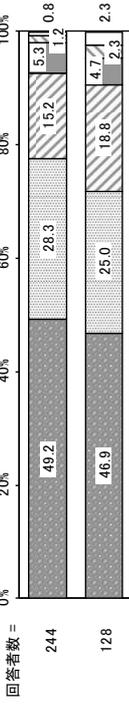
(2) 子どもの健康状態

現在の健康状態についてどう感じているか聞きました。結果は以下の通りです。

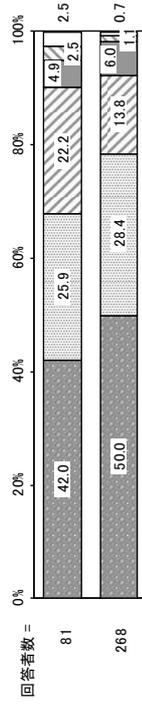
【全体】



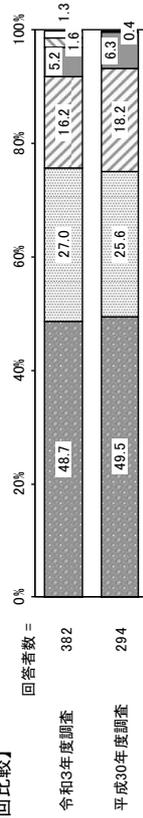
【親別】



【貧困層別】



【前回比較】

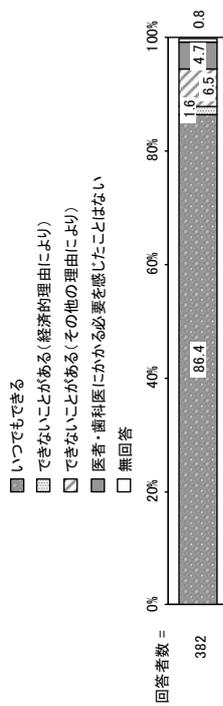


「あまりよくない」と「よくない」を合計すると6.8%になります。親別と貧困層別で大きな差はみられません。また、前回と比較して大きな差はありませんでした。

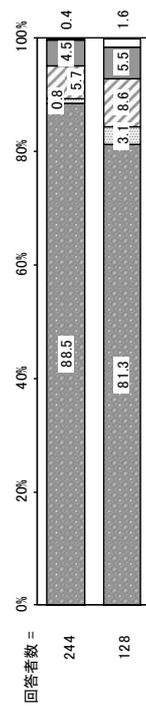
(3) 必要な時に医者にかかれるか

16-17歳の子どもに、自分が必要と思うときに、医者・歯科医にかかることができるか聞きました(健康も含む)。結果は以下の通りです。

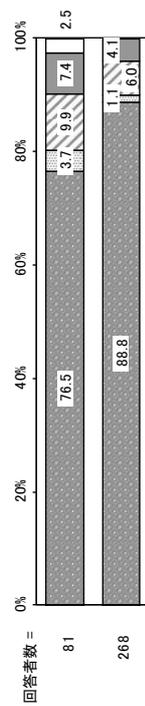
【全体】



【親別】



【貧困層別】

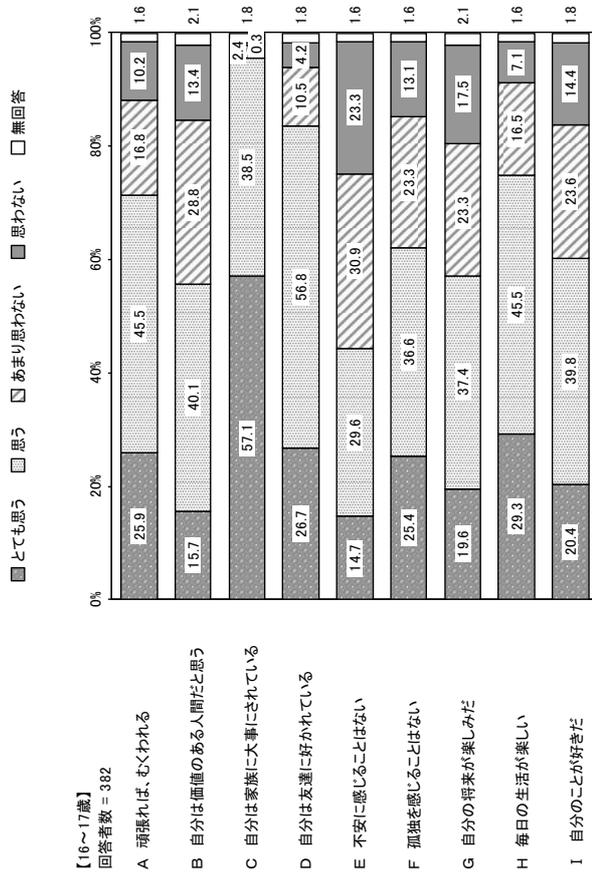


全体で見ると、8割を超える子どもが必要な時に医療の受診が「いつでもできる」と答えています。しかし、「経済的な理由でできないことがある(1.6%)」、「その他の理由によりできないことがある(6.5%)」を合わせると1割弱が医療への受診が抑制されています。両者の理由とも、ひとり親と生活困窮層に多く現れます。また、「その他の理由」とは一見貧困とかわりがないように見えますが、経済的理由とともにひとり親や生活困窮層で高くなっていることから、所得以外の貧困との関係性があるということができてでしょう。

(4) 自己肯定感

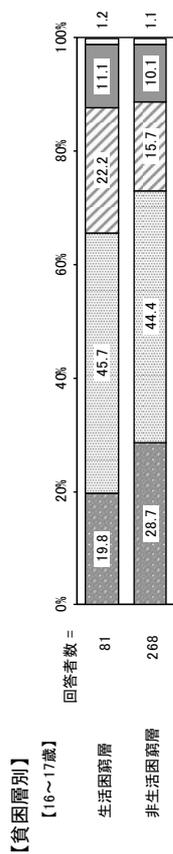
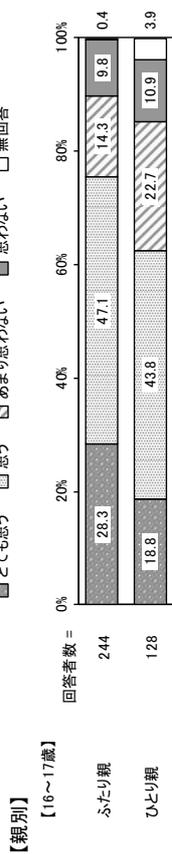
子どもの思いや気持ちについて答えてもらいました。結果は以下の通りです。

【全体】



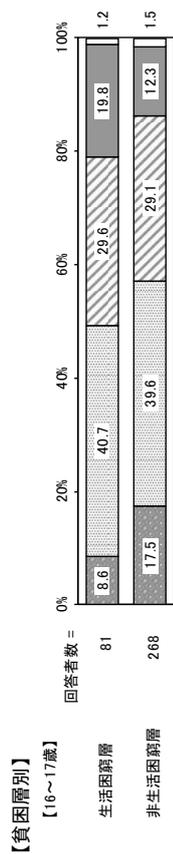
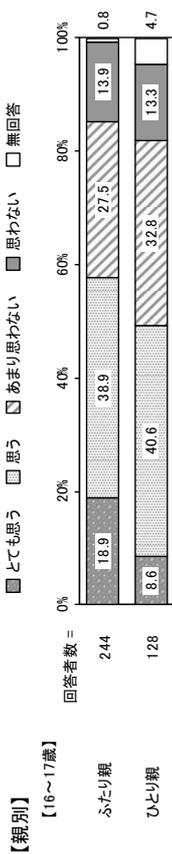
多くの子どもがそれぞれの項目で自分のことを前向きにとらえている一方で、「不安に感じることはないと思う」に対しては「あまり思わない」と「思わない」を合計すると半数強(54.2%)にのぼります。「自分は価値のある人間だと思う」「自分の将来が楽しみだ」「自分のことが好きだ」についても「あまり思わない」「思わない」の合計した割合が比較的高くなっています(それぞれ42.2%、40.8%、38.0%)。

A 頑張れば、むくわれる



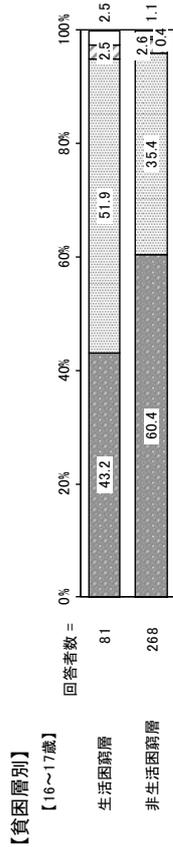
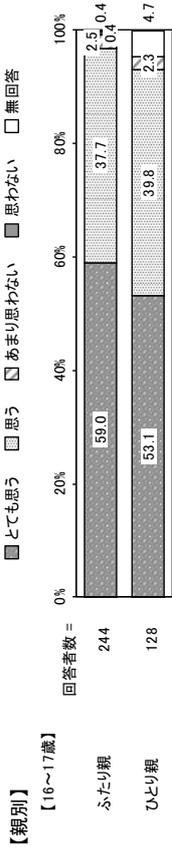
親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」が高く なっています。

B 自分は価値のある人間だと思う



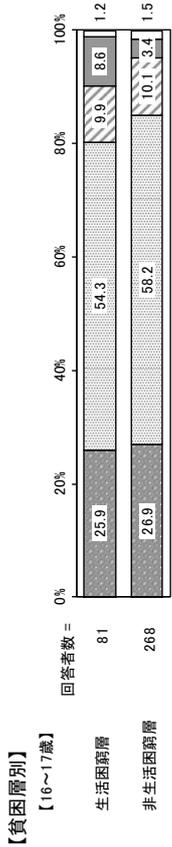
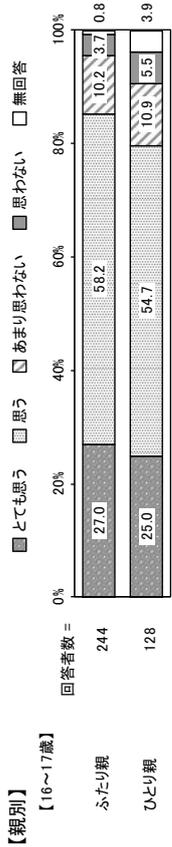
全体としてみた場合、「あまり思わない」「思わない」の割合が高い項目になっています。親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」がより高くなっています。

C 自分は家族に大事にされている



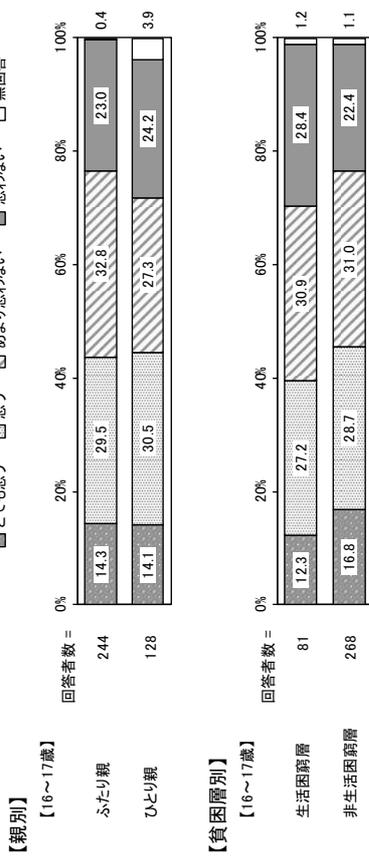
ふたり親と非生活困窮層が「とても思う」の割合が高いのに対して、ひとり親と生活困窮層は「思う」の割合が高くなっています。

D 自分は友達に好かれている



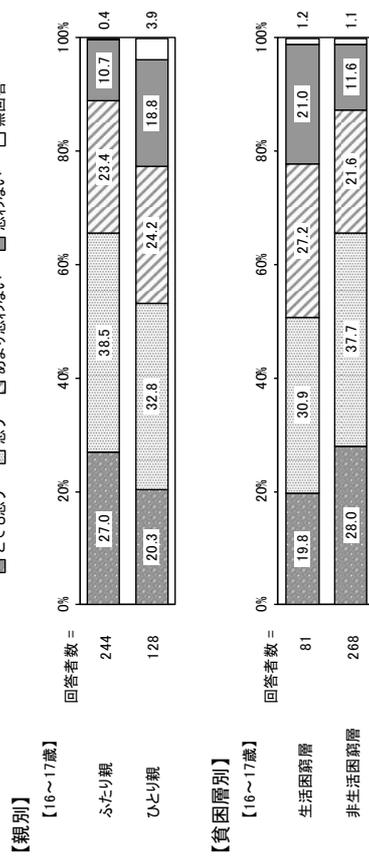
全体としてみた場合、「とても思う」よりも「思う」の方が高い割合となっています。親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」が若干高くなっています。

E 不安に感じることはない



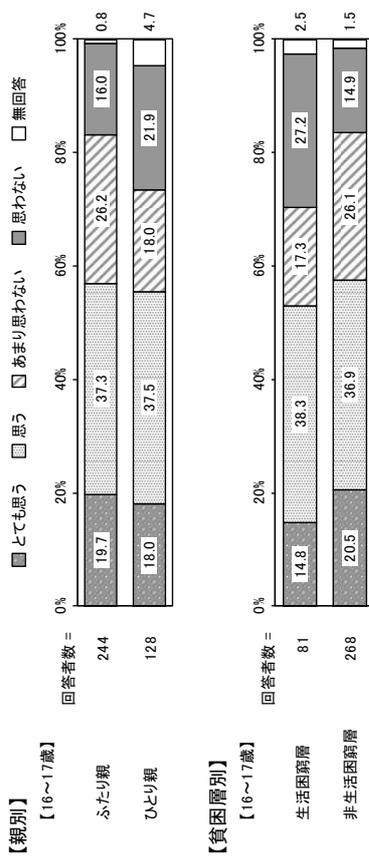
全体として「あまり思わない」「思わない」が高くなってきている項目です。親別でみた場合には差はありますが貧困層別でみた場合、「あまり思わない」「思わない」が若干高くなっています。

F 孤独を感じることはない



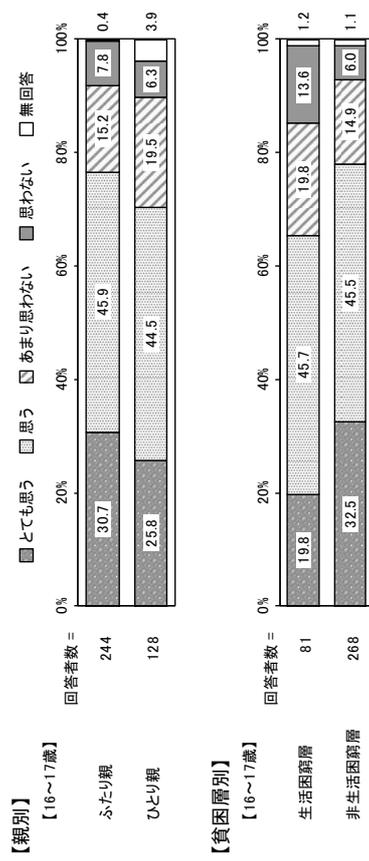
親別と貧困層別でみた場合、ひとり親、とくに生活困窮層において、孤独を感じることはない、「あまり思わない」「思わない」と答える割合が高くなっています。

G 自分の将来が楽しみだ



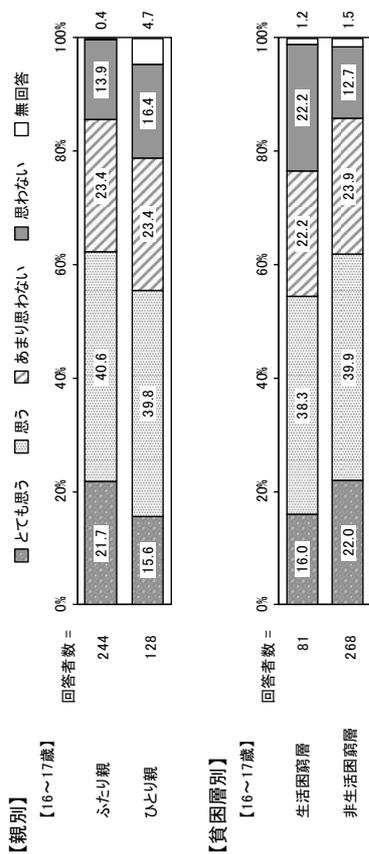
全体として「あまり思わない」「思わない」と答える割合が高い項目です。親別と貧困層別でみた場合、大きな差はありませんが、ひとり親と生活困窮層では「あまり思わない」よりも「思わない」の割合が高くなります。

H 毎日の生活が楽しい



親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」が高くなっています。とくに生活困窮層では「あまり思わない」よりも「思わない」の割合が高くなっています。

I 自分のことが好きだ

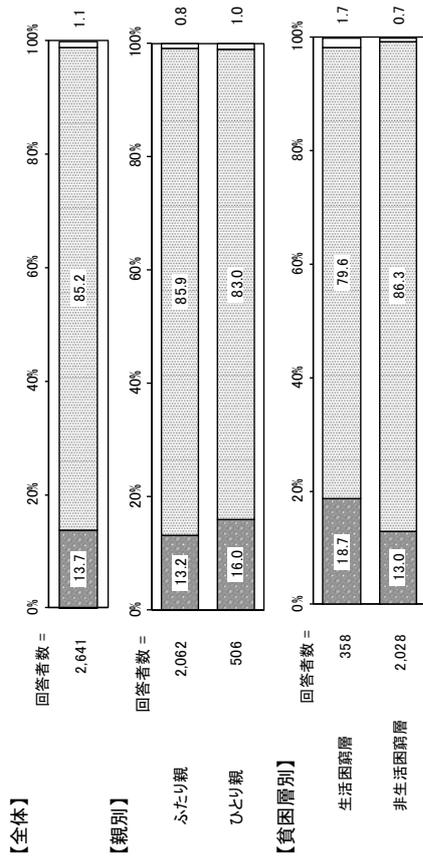


全体として「あまり思わない」「思わない」と答える割合が高い項目です。親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層において、「あまり思わない」「思わない」が高くなっています。

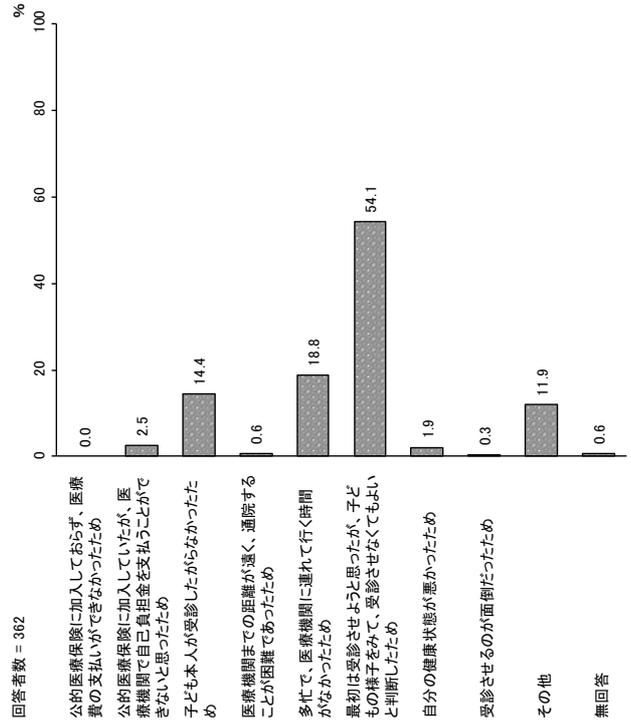
4. 医療へのアクセス

(1) 子どもの医療未受診とその理由 (全保護者)

過去1年間に、子どもを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあったか聞きました。結果は以下の通りです。



受診させなかったことが「あった」と答えた保護者にその理由を聞きました。結果は以下の通りです。



受診させなかった理由を親別と貧困層別でみた結果は以下の通りです。

【親別】【貧困層別】

単位：％

区分	回答者数 (件)	公的医療機関に加入してはいるが、医療費の支払いがきかなかつたため	公的医療機関に加入しているが、自己負担を支払うことができないと思つたため	子ども本人が受診しなかつたため	医療機関までの距離が遠く、通院することが困難であつたため	多忙で、医療機関に連れて行く時間になかつたため	最初もよほど様子を見て、受診させなくてよほど判断したため	自分の健康状態が悪かつたため	受診させるのが面倒だつたため	その他	無回答
ふたり親	82	—	2.4	1.2	1.2	14.6	65.9	—	—	15.9	—
ひとり親	15	—	—	—	—	40.0	60.0	—	—	—	—
生活困窮層	14	—	—	7.1	—	35.7	42.9	—	—	14.3	—
非生活困窮層	78	—	2.6	—	1.3	16.7	66.7	—	—	14.1	—

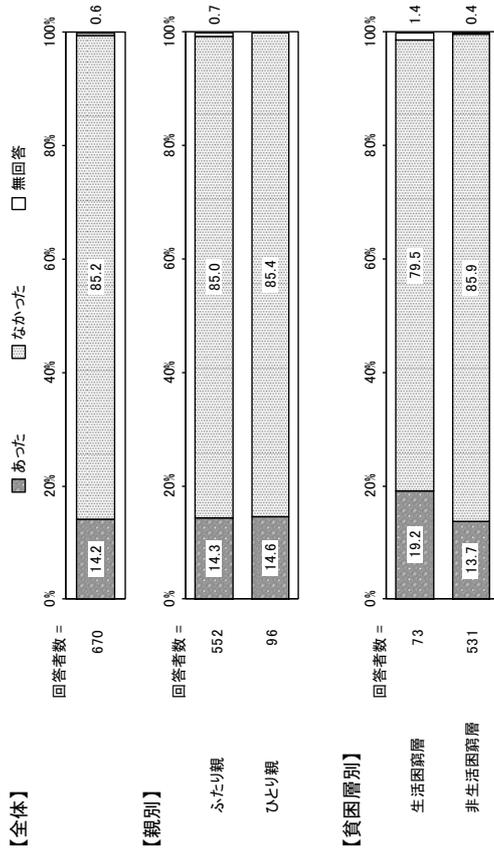
4-5歳の保護者で、子どもを医療機関で受診させた方がよいと思つたが、実際には受診させなかったことがあつた保護者の割合は15.1%でした。

親別で見ると、ひとり親(20.3%)がふたり親(14.4%)よりも高い未受診率となりました。親別の未受診理由を見ると、ひとり親は「多忙で、医療機関に連れていく時間になかつた」(40.0%)と答える割合がふたり親の3倍以上になります。また、「公的医療機関に加入していたが、医療機関で自己負担を支払うことができないと思つた」回答するふたり親も2.4%見られます。

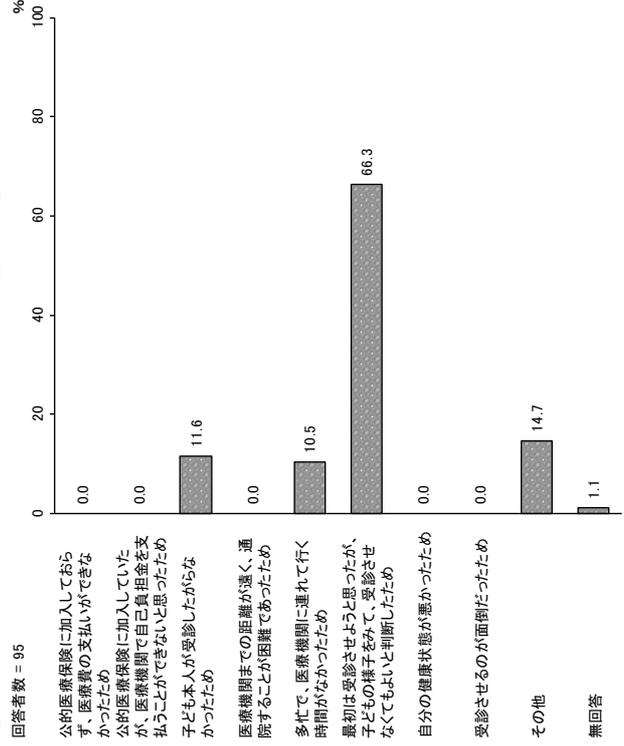
貧困層別で見ると、生活困窮層の未受診率が20.9%と非生活困窮層(14.7%)と比べて高くなつていいます。貧困層別の未受診理由をみると、生活困窮層で「多忙で、医療機関に連れていく時間になかつた」(35.7%)と回答する割合が非生活困窮層よりも2倍強高くなつています。また、「公的医療機関に加入していたが、医療機関で自己負担を支払うことができないと思つた」回答する非生活困窮層も2.6%見られます。

(3) 子どもの医療未受診とその理由(小学2年生の保護者)

過去1年間に、子どもを医療機関で受診させた方がよいと思つたが、実際には受診させなかつたことがあつたか聞きました。結果は以下の通りです。



受診させなかつたことが「あつた」と答えた保護者にその理由を聞きました。結果は以下のようです。



受診させなかった理由を親別と貧困層別でみた結果は以下の通りです。

【親別】【貧困層別】

区分	回答者数 (件)	理由							無回答		
		公的医療機関に加入しておらず、医療費の支払いができなかったため	公的医療機関に加入してはいるが、自己負担金を支払うことができないと思ったため	子ども本人が受診しなかったため	医療機関までの距離が遠く、通院することが困難であったため	間多忙で、医療機関に連れて行く時間になかったため	最初もよほど様子を見て、受診させなくてよほど判断したため	自分の健康状態が悪かったため		受診させるのが面倒だったため	その他
ふたり親	79	-	-	10.1	-	6.3	72.2	-	-	13.9	-
ひとり親	14	-	-	14.3	-	35.7	35.7	-	-	21.4	7.1
生活困窮層	14	-	-	28.6	-	7.1	42.9	-	-	28.6	-
非生活困窮層	73	-	-	9.6	-	8.2	71.2	-	-	13.7	1.4

単位：%

小学2年生の保護者で、子どもを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあった保護者の割合は、14.2%でした。

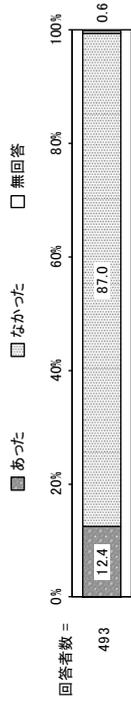
親別で見ると、ひとり親とふたり親の未受診率に大きな差はありませんでした。親別の未受診理由を見ると、ひとり親は「多忙で、医療機関に連れていく時間がなかった」(35.7%)と答える割合がふたり親の6倍になります。

貧困層別で見ると、生活困窮層の未受診率が19.2%と非生活困窮層(13.7%)と比べて高くなっています。貧困層別の未受診理由をみると、生活困窮層で「子ども本人が受診しなかった」(28.6%)と回答する割合が非生活困窮層の3倍に高くなっています。

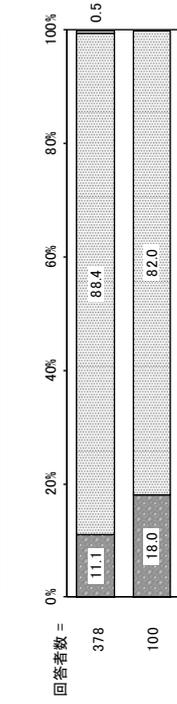
(4) 子どもの医療未受診とその理由 (小学5年生の保護者)

過去1年間に、子どもを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあったか聞きました。結果は以下の通りです。

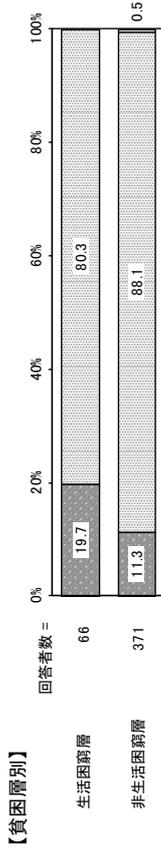
【全体】



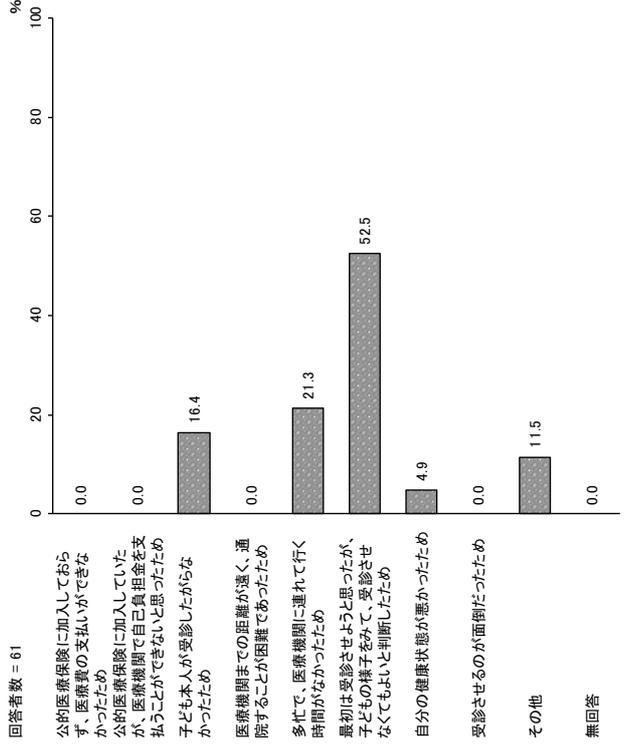
【親別】



【貧困層別】



受診させなかったことが「あった」と答えた保護者にその理由を聞きました。結果は以下の通りです。



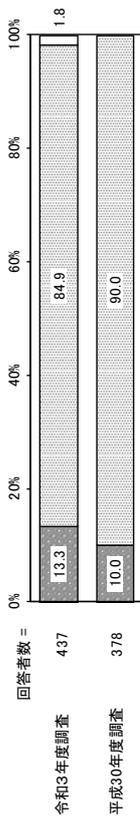
受診させなかった理由を親別と貧困層別でみた結果は以下の通りです。

【親別】【貧困層別】

単位：％

区分	回答者数 (件)	公的医療保険に加入しておらず、医療費の支払いができなかったため	公的医療保険に加入していたが、自己負担金を支払うことができないと思ったため	子ども本人が受診しなかったため	受診することが困難であったため	関係がなかったため	多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため	最初の子をみて受診させようと思ったが、よく判断したため	自分の健康状態が悪かったため	受診させるのが面倒だったため	その他	無回答
ふたり親	36	—	2.8	30.6	—	22.2	33.3	33.3	2.8	2.8	5.6	2.8
ひとり親	21	—	4.8	23.8	—	33.3	33.3	4.8	4.8	—	4.8	—
生活困窮層	14	—	7.1	14.3	—	35.7	35.7	7.1	—	—	7.1	—
非生活困窮層	36	—	—	27.8	—	22.2	41.7	—	—	2.8	5.6	2.8

【前回比較】



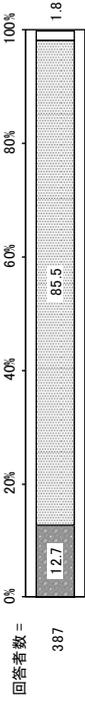
中学2年生の保護者で、子どもを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあった保護者の割合は13.3%でした。未受診率は前回(10.0%)よりも若干上がっています。親別で見ると、ひとり親(19.8%)がふたり親(11.4%)よりも高い未受診率となりました。親別の未受診理由を見ると、ひとり親は「多忙で、医療機関に連れていく時間がなかった」、「公的医療保険に加入していたが、医療機関で自己負担を支払うことができないと思った」、「自分の健康状態が悪かったため」と回答する割合がふたり親より多くなっています。

貧困層別で見ると、生活困窮層の未受診率が20.0%と非生活困窮層(11.2%)と比べて高くなっています。貧困層別の未受診理由をみてみると、生活困窮層で「多忙で、医療機関に連れていく時間がなかった」、「公的医療保険に加入していたが、医療機関で自己負担を支払うことができないと思った」、「自分の健康状態が悪かったため」と回答する割合が高くなります。

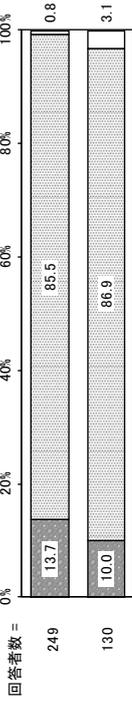
(6) 子どもの医療未受診とその理由 (16-17歳の保護者)

過去1年間に、子どもを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあったか聞きました。結果は以下の通りです。

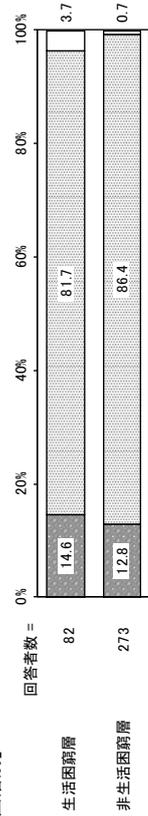
【全体】



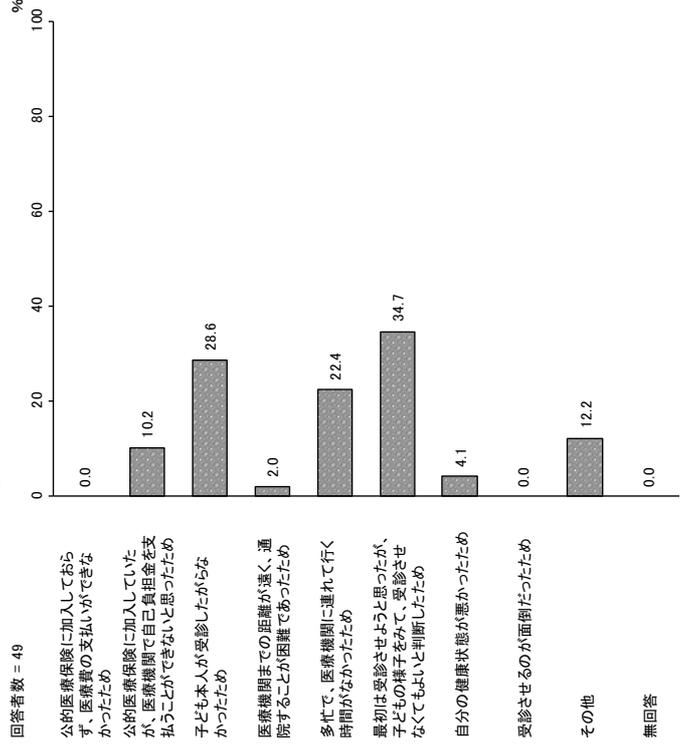
【親別】



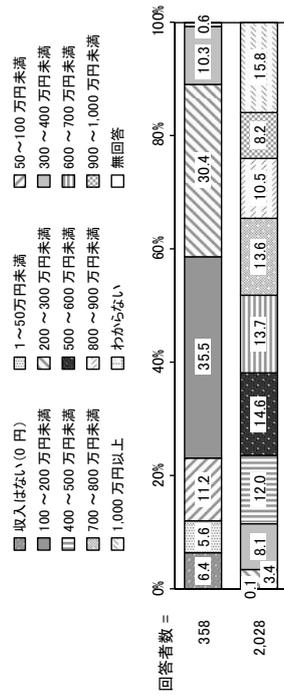
【貧困層別】



受診させなかったことが「あった」と答えた保護者にその理由を聞きました。結果は以下のようです。

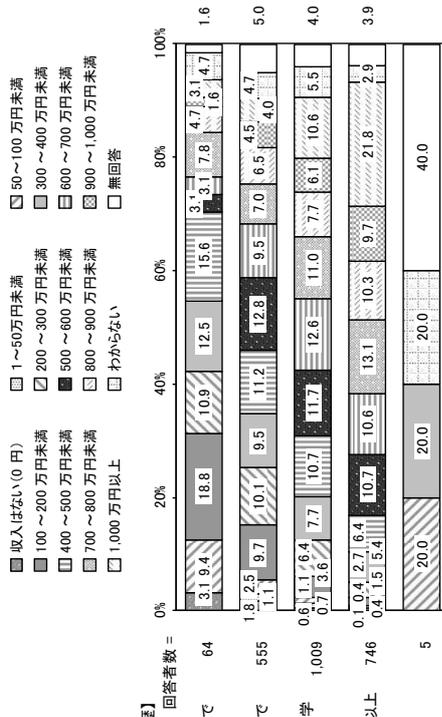


【貧困層別】



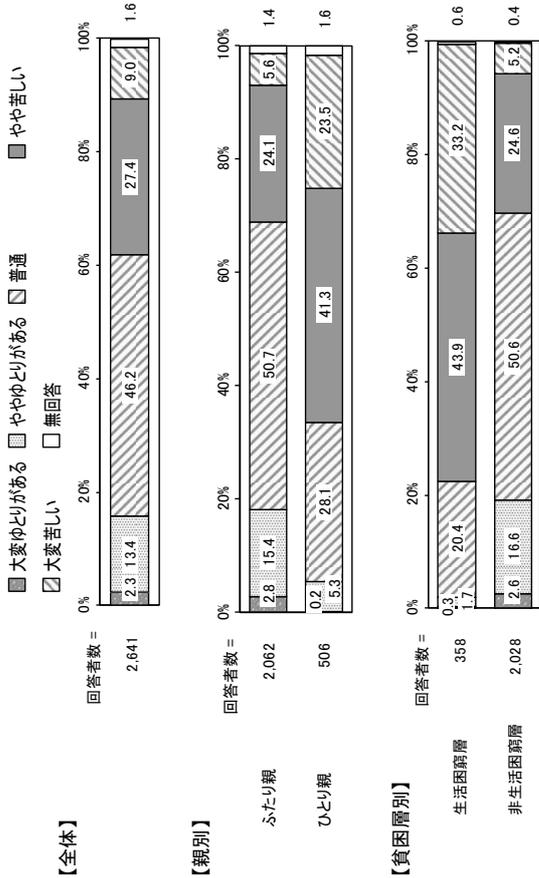
貧困層別で見ると、生活困窮層では200万円未満が58.7%と6割近くを占めます。300万円未満で9割を占めます。

【最終学歴別】

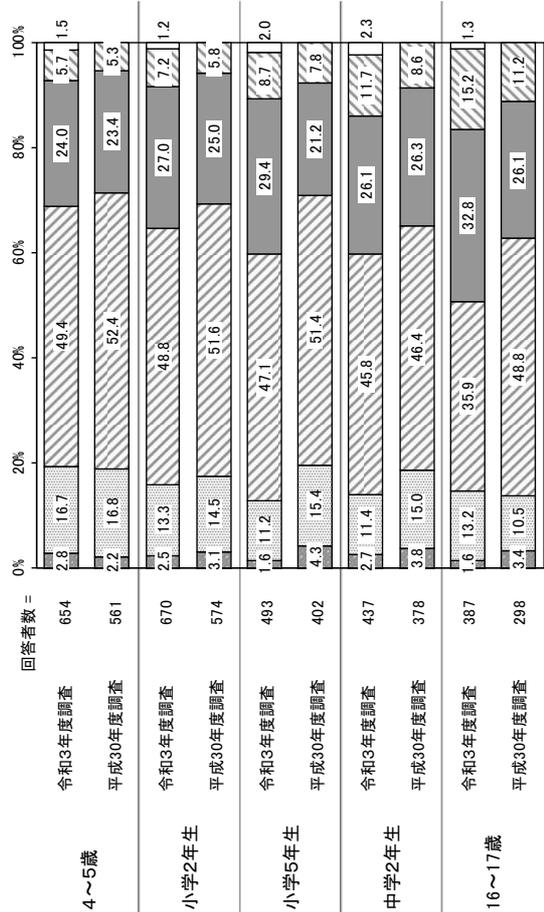


(2) 暮らし向き

現在の暮らしについて聞きました。結果は以下の通りです。

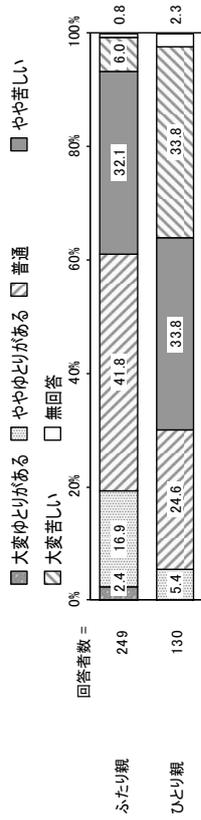


【年齢別】【前回比較】

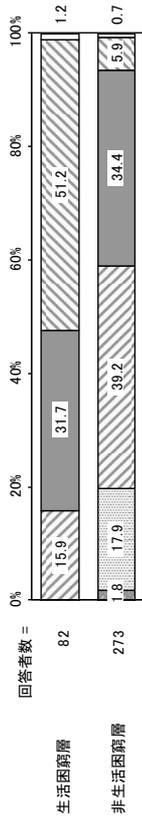


男女とも、学歴が低いほど、収入も低くなる傾向を示します。ただ、「高校まで」「中学まで」の学歴については、収入分布の男女差が出てきます。つまり、中卒や高卒の同じ学歴でも女性の場合には男性より収入が低くなっています。

【16-17歳の親別】



【16-17歳の貧困層別】



全体で見ると、「やや苦しい」と「大変苦しい」を合計すると36.4%の世帯が暮らし向きは苦しいと回答しています。親別で見ると、ひとり親は「やや苦しい」と「大変苦しい」の合計が64.8%に高くなります。貧困層別で見ると、さらにこの割合は高くなり、77.1%となります。

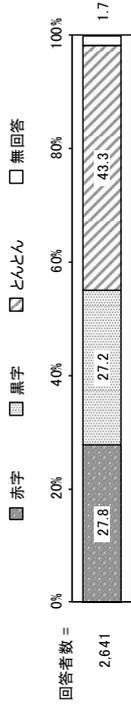
年齢別と前回比較で見ると、どの年齢でも「やや苦しい」「大変苦しい」の割合が増えています。が、16-17歳と小学5年生でより増えています。

とくに暮らし向きが苦しいと答えた16-17歳についてみてみましょう。親別でみた場合、ひとり親の「やや苦しい」と「大変苦しい」を合計すると67.6%となります。貧困層別でみた場合、生活困窮層の「やや苦しい」と「大変苦しい」を合計した割合は82.9%とさらに高くなります。

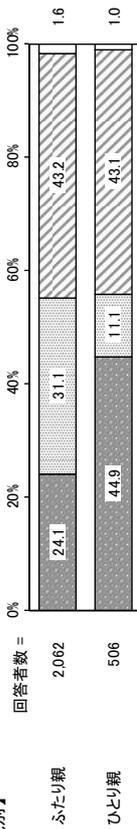
(3) 月々の収支

月々の収支について聞きました。結果は以下の通りです。

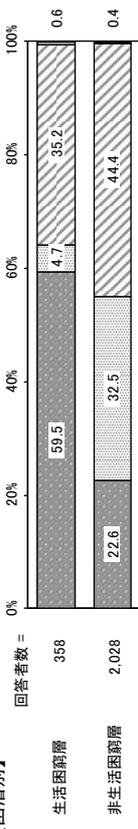
【全体】



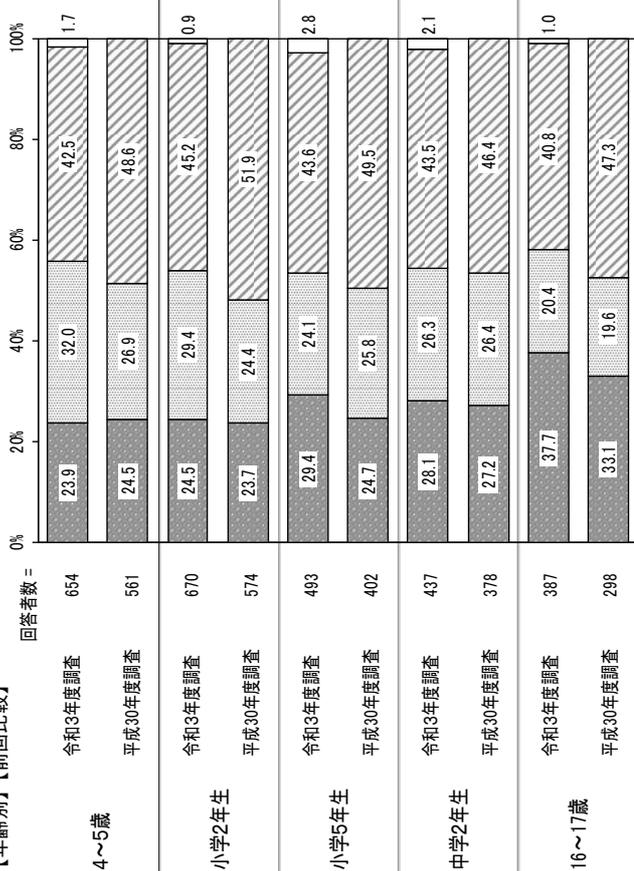
【親別】



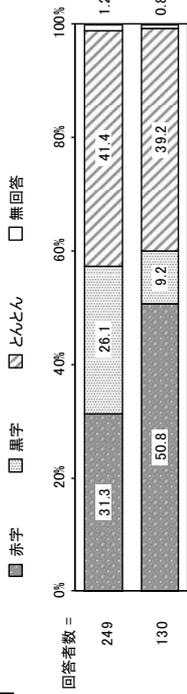
【貧困層別】



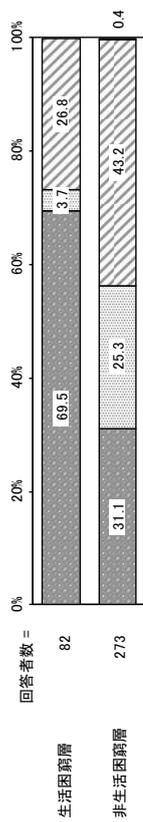
【年齢別】【前回比較】



【16-17歳の親別】



【16-17歳の貧困層別】



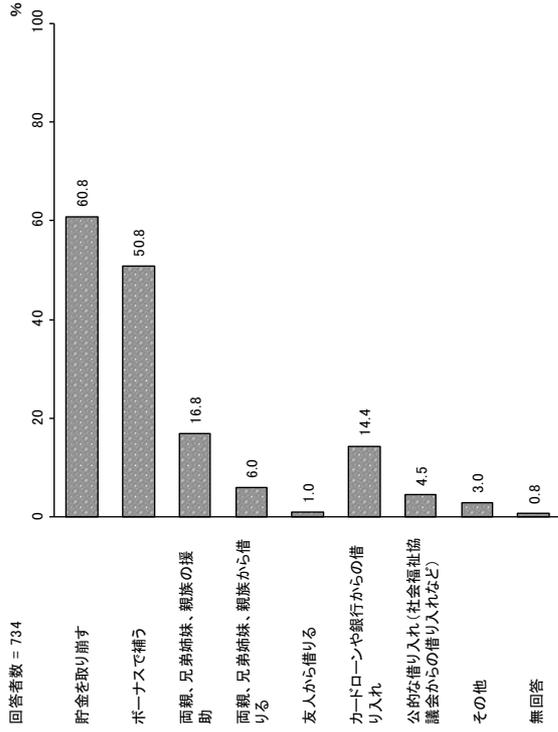
全体で見ると、「赤字」と答えた世帯は27.8%です。親別で見るとひとり親は44.9%で、生活困窮層は59.5%とその割合は高くなります。

年齢別と前回比較で見ると、どの年齢でも「やや苦しい」「大変苦しい」の割合が増えています。16-17歳と小学5年生でより増えています。

とくに赤字の割合が高いと答えた16-17歳についてみてみましょう。親別でみた場合、「赤字」と答えたひとり親は50.8%となります。貧困層別でみた場合、「赤字」と答えた生活困窮層は割合69.5%とさらに高くなります。

(4) 赤字の補填方法

赤字の補填について聞きました。結果は以下の通りです。



【親別】【貧困層別】

単位：%

区分	回答者数 (件)	貯金を取り崩す	ボーナスで補う	両親、兄弟姉妹、親族の援助	両親、兄弟姉妹、親族から借りる	友人から借りる	銀行からの借り入れ	カードローンや銀行からの借り入れ	公的な借り入れ(社会福祉協議会からの借り入れなど)	その他	無回答
ふたり親	497	60.8	64.0	15.1	4.0	0.6	11.7	2.2	2.2	1.8	0.4
ひとり親	227	61.7	21.1	20.3	10.1	1.8	20.3	8.8	5.3	1.8	1.8
生活困窮層	213	63.4	16.0	23.5	12.7	1.4	22.1	11.7	4.7	0.5	0.5
非生活困窮層	459	58.4	67.1	13.5	3.5	0.9	12.0	1.5	2.4	0.7	0.7

赤字の補填方法は、全体でみた場合には「貯金を取り崩す」(60.8%)、「ボーナスで補う」(50.8%)、「両親、兄弟姉妹、親族の援助」(16.8%)、「カードローンや銀行からの借り入れ」(14.4%)の順に多くなっています。

親別でみた場合、ひとり親とふたり親と比較すると、ひとり親はボーナスで補う割合が低くなっており、代わりに「公的な借り入れ」「両親、兄弟姉妹、親族から借りる」、「カードローンや銀行からの借り入れ」の割合が高くなっています。貧困層別でみた場合には、同じような傾向があります。

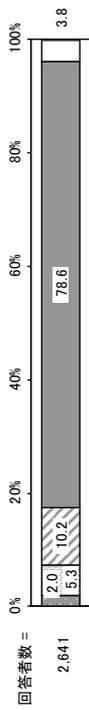
2. 経済的貧困の影響

(1) 食料・衣料が買えない経験

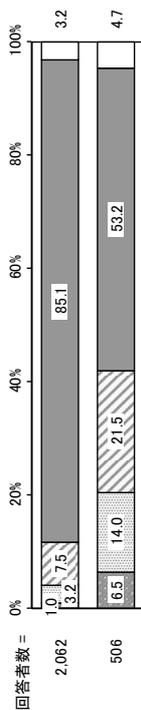
過去1年間の間に、お金が足りなくなって、家族が必要とする食料・衣料を買えないことの有無について聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】

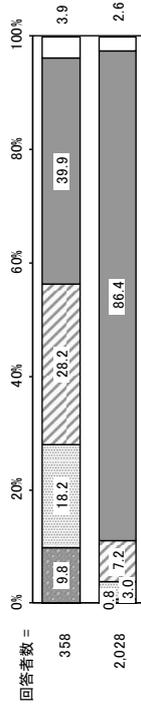
■ よくあった □ ときどきあった ▨ まれにあった ■ まったくなかった □ 無回答



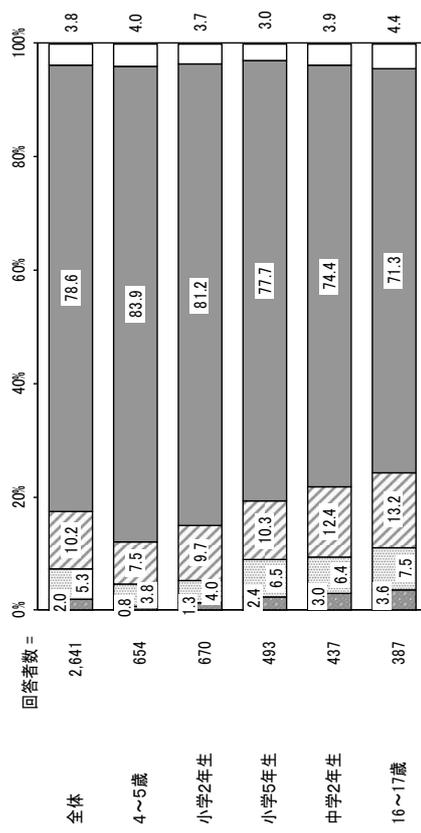
【親別】



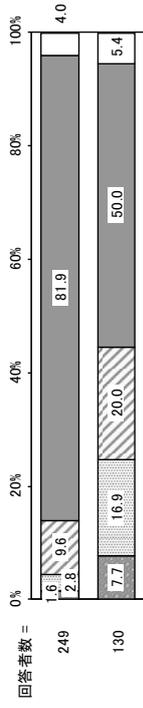
【貧困層別】



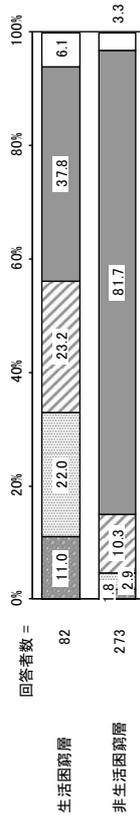
【年齢別】



【16-17歳の親別】



【16-17歳の貧困層別】



全体で見ると、食料・衣料が買えない経験をした世帯は「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」を合計すると17.5%になります。

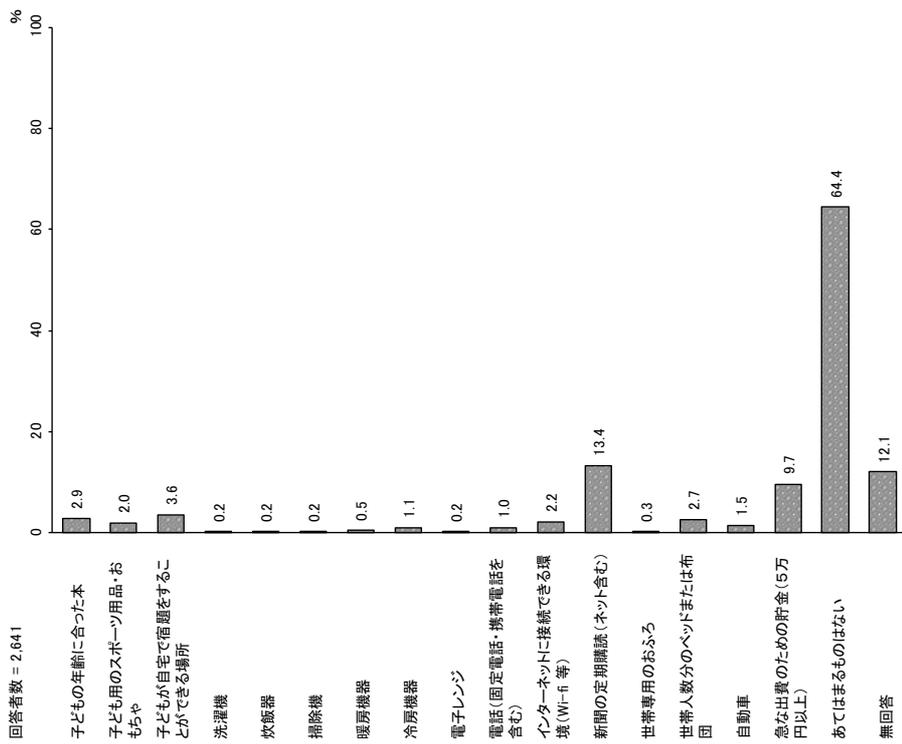
親別で見ると、ひとり親では「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」を合計すると42%と高くなります。貧困層別でこの割合を見ると生活困窮層で56.2%とさらに高くなります。

年齢別で見ると、年齢が上がることにこの合計割合は高くなります。最も割合の高い16-17歳の状況を親別と貧困層別でみると、ひとり親(44.6%)と生活困窮層(56.2%)で高くなります。

(2) 経済的に世帯で持てないもの

経済的理由のために所有できないものについて聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】



「当てはまるものがない」と答えた保護者が多かった一方で、「新聞の定期購読」(13.4)、「急な出費のための貯金」(9.7%)、「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」(3.6%)、「子どもの年齢にあった本」(2.9%) がもてないなど剥奪を経験している世帯がみられます。

【親別】【貧困層別】

単位：%

区分	回答者数(件)	子どもの年齢に合った本	子ども用のスポーツ用品・おもちゃ	子どもが自宅で宿題をすることができる場所	洗濯機	炊飯器	掃除機	暖房機器	冷房機器	電子レンジ	電話(固定電話・携帯電話を含む)	インターネットに接続できる環境(Wi-fi等)	新聞の定期購読(ネット含む)	世帯専用のおふろ	世帯人数分のベッドまたは布団	自動車	急な出費のための貯金(5万円以上)	あてはまるものはない	無回答
ふたり親	2,062	1.5	0.9	1.8	0.2	0.1	0.1	0.2	0.5	0.1	0.6	1.1	9.8	0.2	1.6	0.4	6.2	71.0	12.4
ひとり親	506	9.1	6.7	10.9	0.2	0.2	0.4	1.4	3.8	0.4	2.8	7.3	28.5	1.0	6.9	6.3	23.9	37.5	9.7
生活困窮層	358	13.1	8.4	14.2	0.3	—	0.3	1.4	3.4	0.3	3.1	6.4	33.5	1.1	9.5	7.8	31.6	30.4	7.5
非生活困窮層	2,028	1.0	0.9	1.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.7	0.2	0.7	1.3	10.4	0.2	1.5	0.4	5.7	71.5	11.9
全体	2,641	2.9	2.0	3.6	0.2	0.2	0.2	0.5	1.1	0.2	1.0	2.2	13.4	0.3	2.7	1.5	9.7	64.4	12.1

物質的剥奪の状況について、親別と貧困層別でみた場合に、非生活困窮層では物質的剥奪が少ない状況になっていますが、それでも、新聞の定期購読をしていない世帯が1割、また、急な出費のための貯金ができない世帯が5.7%みられます。また、物質的剥奪が特に顕著に現れるのがひとり親や生活困窮層だということもわかります。とくに新聞の定期購読や急な出費のための貯金がないについてはおよそ3割の世帯が該当しています。

【ひとり親と生活困窮層の剥奪の順位】

	ひとり親	生活困窮層
1位	新聞の定期購読(28.5%)	新聞の定期購読(33.5%)
2位	急な出費のための貯金(23.9%)	急な出費のための貯金(31.6%)
3位	子どもが自宅で宿題をすることができる場所(10.9%)	子どもが自宅で宿題をすることができる場所(14.2%)
4位	子どもの年齢に合った本(9.1%)	子どもの年齢に合った本(13.1%)
5位	世帯人数分のベッドまたは布団(6.9%)	世帯人数分のベッドまたは布団(9.5%)
6位	子ども用のスポーツ用品・おもちゃ(6.7%)	子ども用のスポーツ用品・おもちゃ(8.4%)

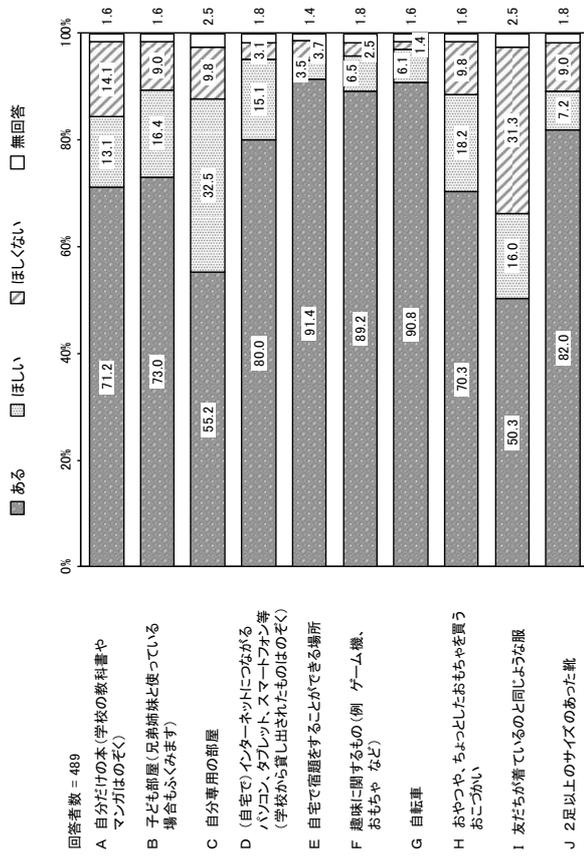
上記の表は、ひとり親と生活困窮層の経済的に持てないものの割合が多い順に6位まで示しました。生活に困難するとまず上位に位置する項目から削られているとすることができます。

両者とも住環境に関するところ、本や落ち着いて勉強できる場所、遊びに関するものの欠知がみられ、子どもの健全な発達や教育への影響が懸念されます。なお、ひとり親も生活困窮層も項目や順位は同じですが、生活困窮層の方が各項目の割合が高くなっていますので、物質的剥奪は後者の方がより深刻に現れると言いうことができます。

(3) 欲しいのに持っていないもの (小学5年生)

小学5年生が持たたいが持っていないものについて聞きました。結果は以下の通りです。

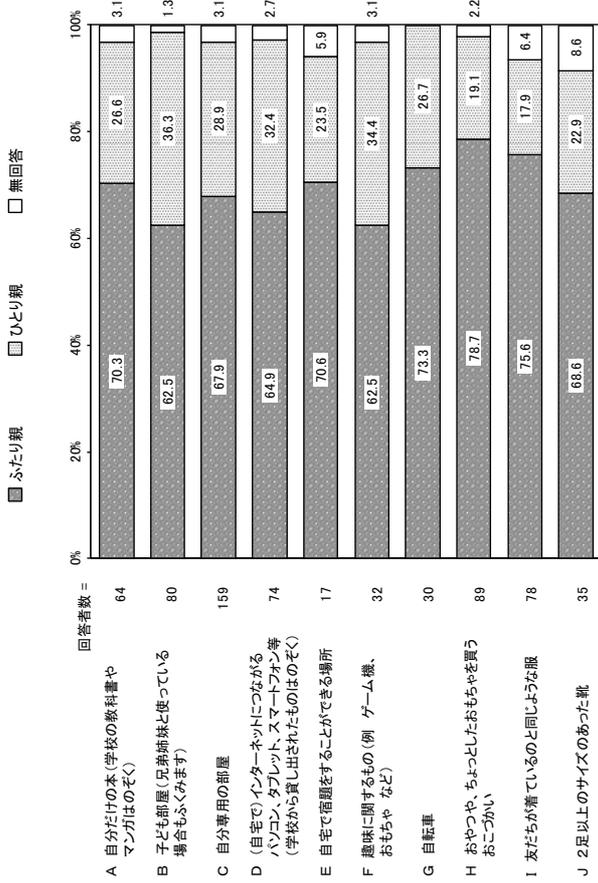
【全体】



持たたいが持っていないもので多いのが、順に「自分専用の部屋」(32.5%)、「おやつや、ちょっとしたおもちゃを買うおこづかい」(18.2%)、「子ども部屋」(16.4%)、「友だちが着ているのと同じような服」(16.0%) となっています。

「ほしい」と回答した人を親別と貧困層別でみた結果は以下の通りです。

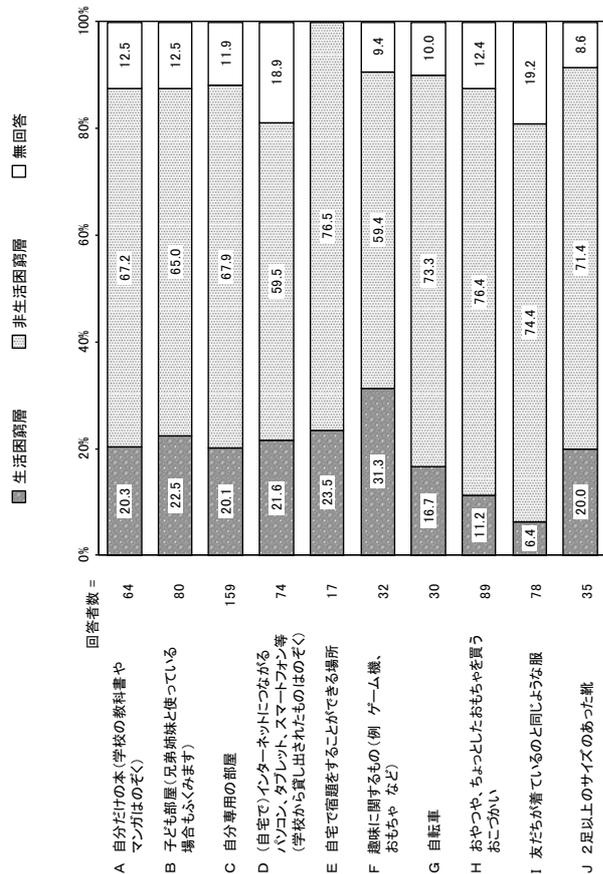
【親別】



それぞれの項目で「ほしい」と回答した子どもを親別で見ると、すべての項目で、ふたり親の子どもの方が多く占めています。

それぞれの項目ごとにひとり親が持たたいと思っているものは、割合の多い順に、「子ども部屋」(36.3%)、「趣味に関するもの」(34.4%)、「インターネットにつながるパソコン、タブレット、スマートフォン等」(32.4%) となっています。

【貧困層別】

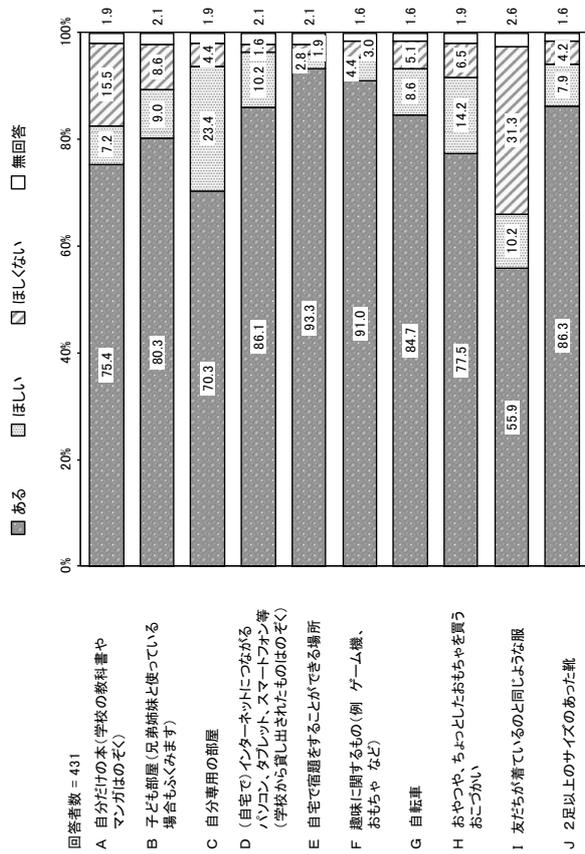


それぞれの項目で「ほしい」と回答した子どもを貧困層別で見ると、すべての項目で生活困窮層より非生活困窮層の方が割合としては多くなりました。生活困窮層の子どもが持ちたいと思っている項目で最も割合の高いものは「趣味に関するもの」(31.3%)となっています。

(4) 欲しいのに持っていないもの(中学2年生)

中学2年生が欲しいのに持っていないものについて聞きました。結果は以下の通りです。

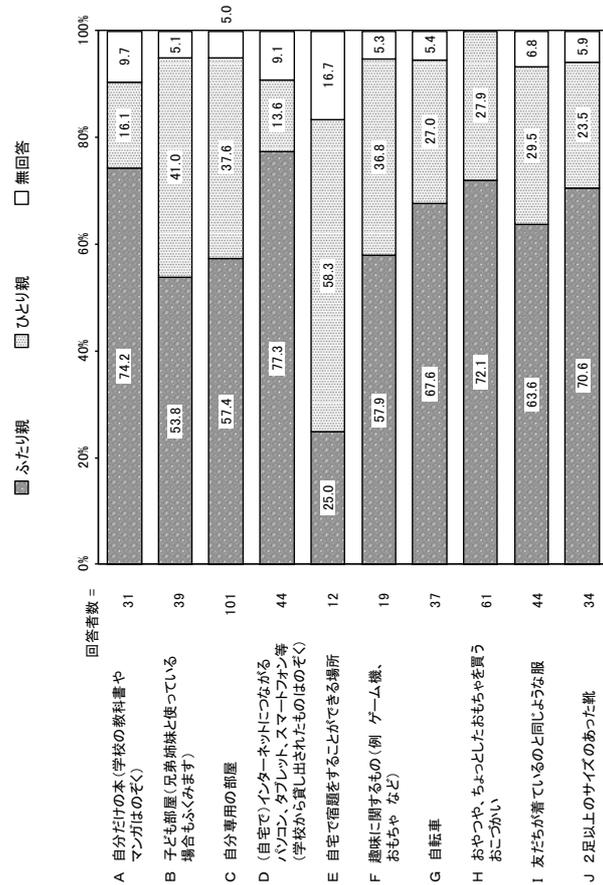
【全体】



持ちたいが持っていないもので最も多いのが、順に「自分専用の部屋」(23.4%)、「おやつや、ちよつとしたおもちゃを買うおこづかい」(14.2%)、「友だちが着ているのと同じような服」(10.2%)、「子ども部屋」(9.0%)となっています。

「ほしい」と回答した人を親別でみた結果は以下の通りです。

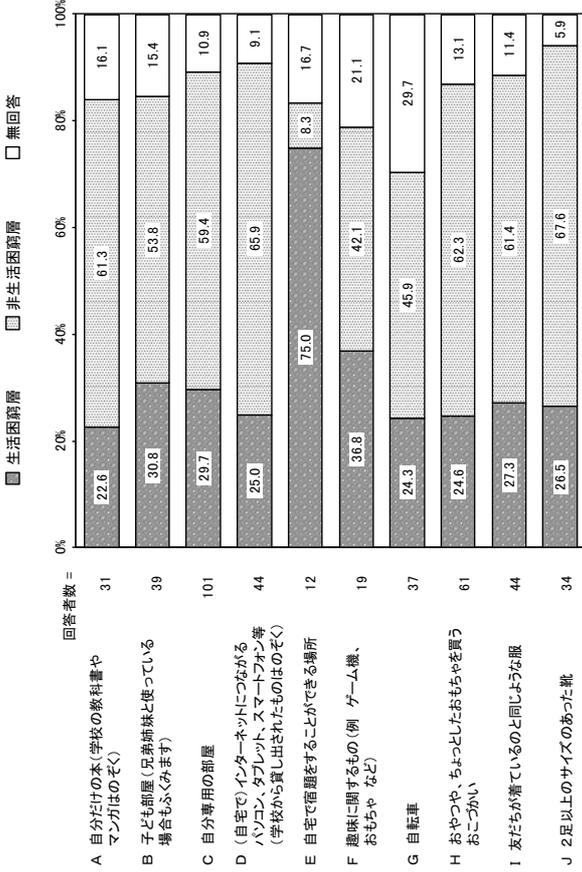
【親別】



それぞれの項目で「ほしい」と回答した子どもを、親別で見ると、「自宅で宿題をすることができる場所」(58.3%)について、ひとり親の割合が高くなりました。

「ほしい」と回答した人を貧困層別でみた結果は以下の通りです。

【貧困層別】

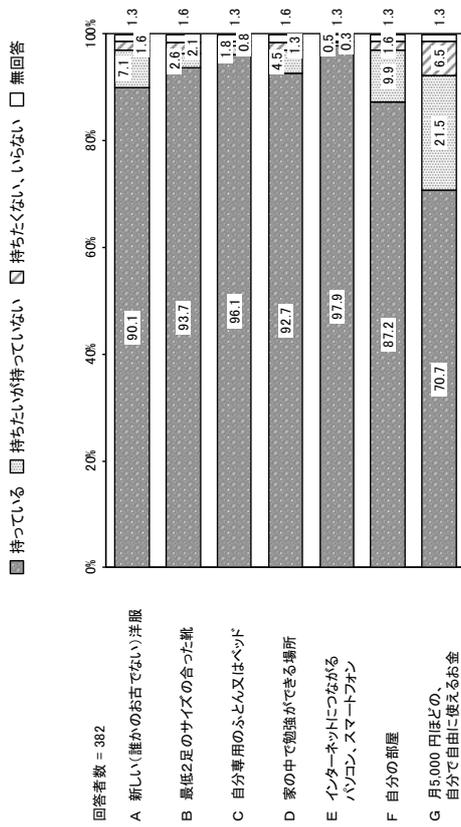


それぞれの項目で「ほしい」と回答した子どもを、貧困層別で見ると、「自宅で宿題をすることができる場所」(75.0%)について、非生活困窮層より生活困窮層が「ほしい」と思っています。

(5) 欲しいのもっていないもの (16-17歳)

子どもが持たないものに持っていないものについて聞きました。結果は以下の通りです。

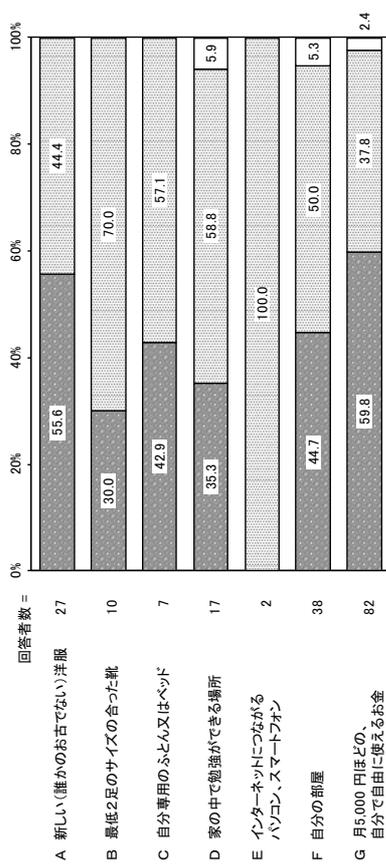
【全体】



持たないが持っている順に「月5,000円ほどの、自分で自由に使えるお金」(21.5%)、「自分の部屋」(9.9%)、「新しい洋服」(7.1%)、「家の中で勉強ができる場所」(4.5%)となっています。

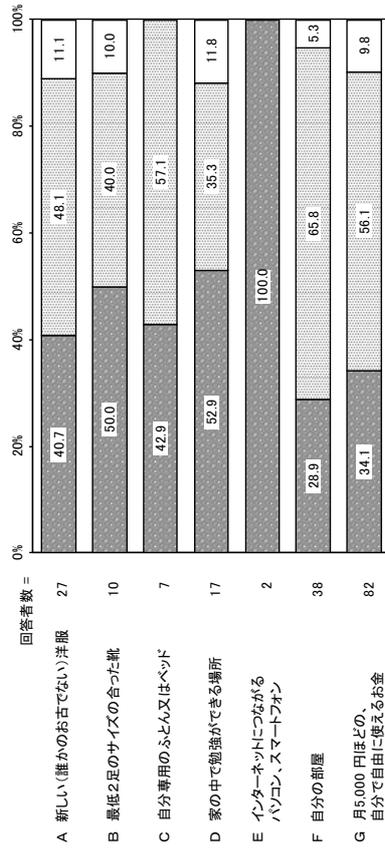
《「持たないがもっていない」と回答した人》

【親別】



「持たないが持っている」と回答した子どもを、親別で見ると、「インターネットにつながるパソコン、スマートフォン」(100%)、「最低2足のサイズの合った靴」(70%)、「家の中で勉強ができる場所」(58.8%)、「自分専用のふとん又はベッド」(57.1%)の項目について、ふたり親の子どもよりひとり親の子どもが多く望んでいるものとなりました。なお、小中学生と比べて、剥奪の経験で親別の影響が大きくなるのは16-17歳層ということができています。

【貧困層別】



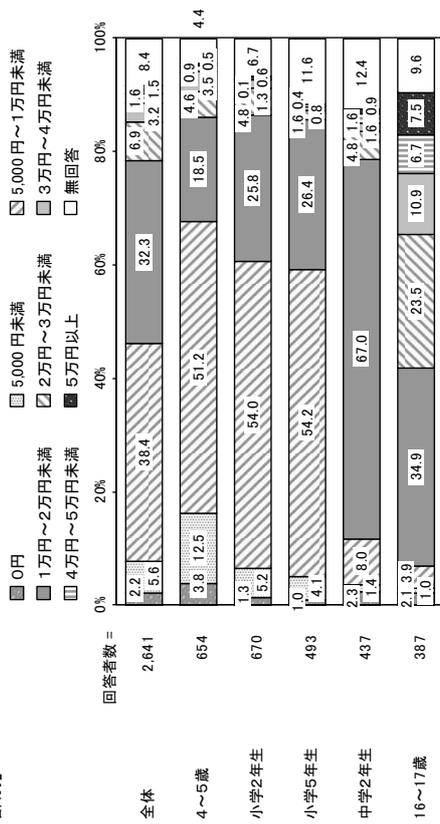
「持たないが持っている」と回答した子どもを、貧困層別で見ると、「インターネットにつながるパソコン、スマートフォン」(100%)、「家の中で勉強ができる場所」(52.9%)、「最低2足のサイズの合った靴」(50.0%)について、生活困窮層の子どもが非生活困窮層よりも望んでいる割合が高くなります。

(6) 子育てにかかる費用

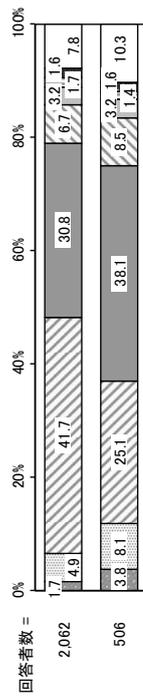
子育てにかかる費用(生活費や学費)について、月の平均金額を聞きました。結果は以下の通りです。

A 保育料・授業料・学校納付金

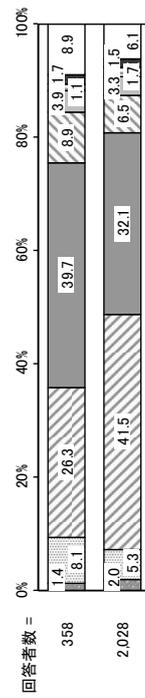
【年齢別】



【親別】



【貧困層別】

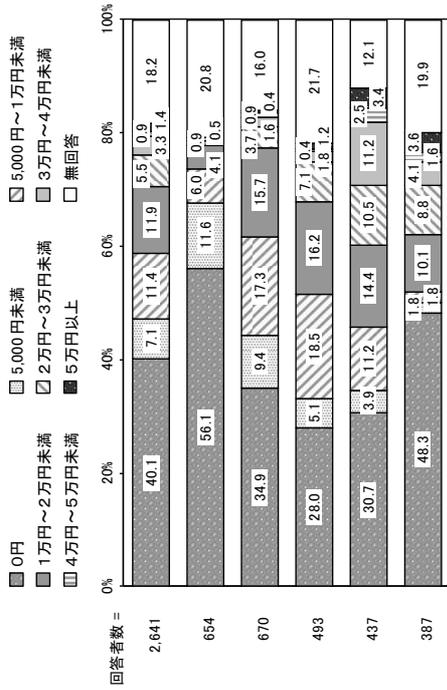


「保育料・授業料・学校納付金」について、月の平均金額は全体で見ると5,000円～1万円未満(38.4%)が最も多くなっています。年齢別に見ると、最も多い平均金額は、4～5歳で5,000円～1万円未満(51.2%)、小学2年生で5,000円～1万円未満(54.0%)、小学5年生で5,000円～1万円未満(54.2%)、中学生になると、月1万円～2万円未満(67.0%)、16～17歳で月1万円～2万円未満(34.9%)となります。ただ、16～17歳は月2万円以上支払っている世帯も半数を占めており、義務教育を過ぎると授業料や学校納付金の負担は増えていることがわかります。

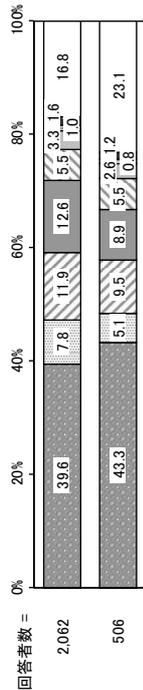
親別で見ると、ひとり親の平均金額で最も多い割合は1万～2万円未満ですが、ふたり親は5,000～1万円未満となっています。貧困層別では、非生活困窮層の平均金額で最も多い割合は5,000～1万円未満ですが生活困窮層では1万～2万円未満となっています。

B 塾など、学校外でかかる教育費

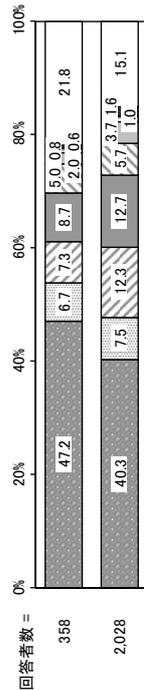
【年齢別】



【親別】



【貧困層別】

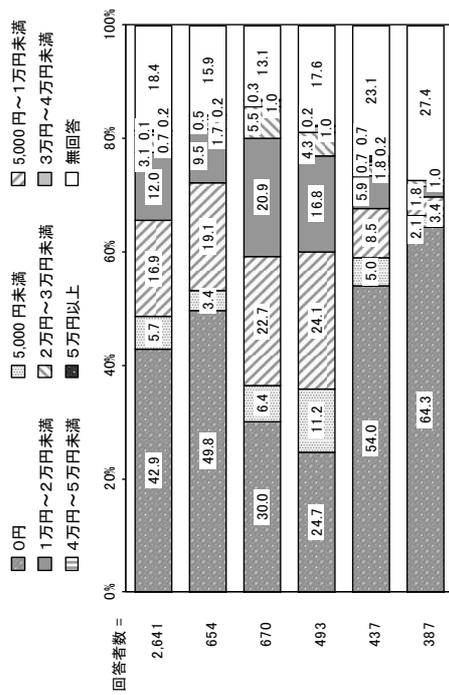


「塾など、学校外でかかる教育費」について、月の平均金額は全体で見ると0円(40.1%)が最も多くなっています。年齢別に見ると、「塾など、学校外でかかる教育費」に最も支出しているのは小学2年生になります。

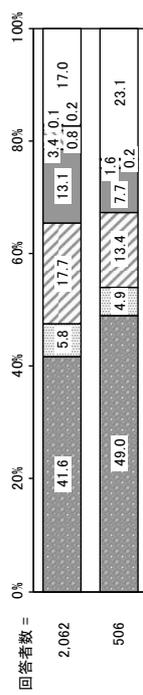
親別や貧困層別で見ると、ふたり親と非生活困窮層では「塾など、学校外でかかる教育費」により多く支出しています。

C 習い事（スポーツクラブなど以外）

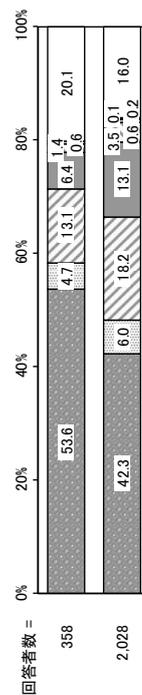
【年齢別】



【親別】



【貧困層別】

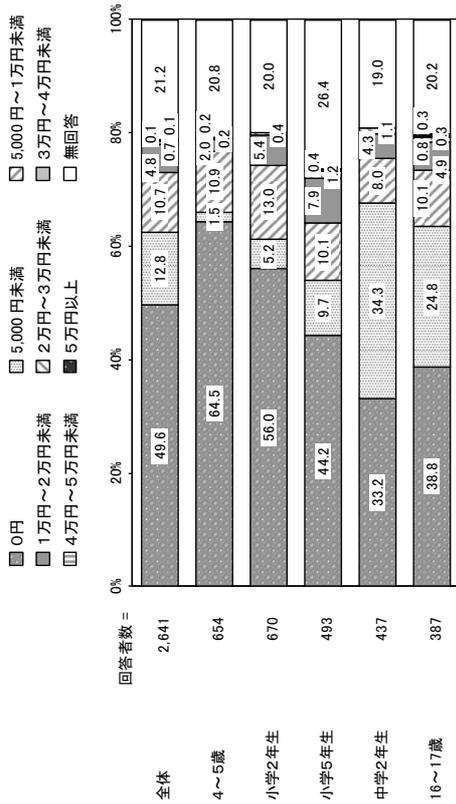


「習い事（スポーツクラブなど以外）」について、月の平均金額は全体で見ると0円（42.9%）が最も多くなっています。年齢別に見ると、「習い事（スポーツクラブなど以外）」に最も支出しているのは、小学2年生と5年生になります。

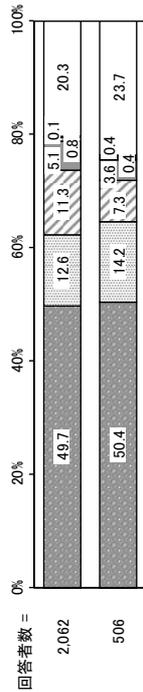
親別や貧困層別で見ると、「習い事（スポーツクラブなど以外）」にふたり親と非生活困窮層でより多く支出しています。

D スポーツクラブ・部活

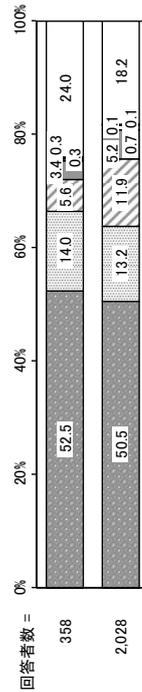
【年齢別】



【親別】



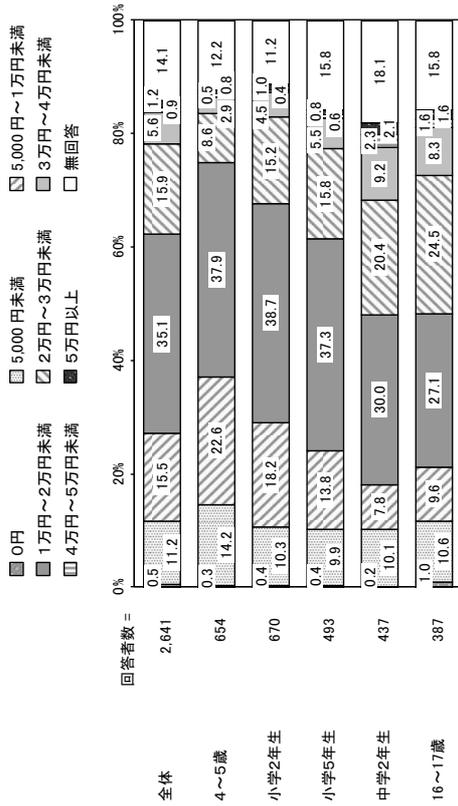
【貧困層別】



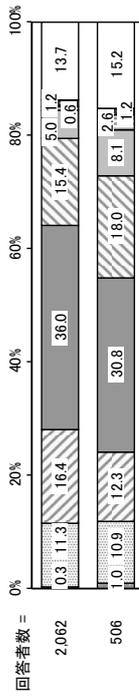
「スポーツクラブ・部活」について、月の平均金額は全体で見ると0円（49.6%）が最も多くなっています。年齢別に見ると、「スポーツクラブ・部活」に最も支出しているのは、中学2年生になります。親別や貧困層別で見ると、半数の親が金額にかかわらず支出をしている点では差がありません。

E 子どもの食事代、おやつ代（外食含む）

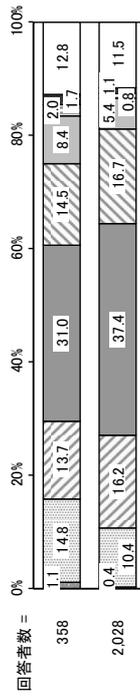
【年齢別】



【親別】



【貧困層別】

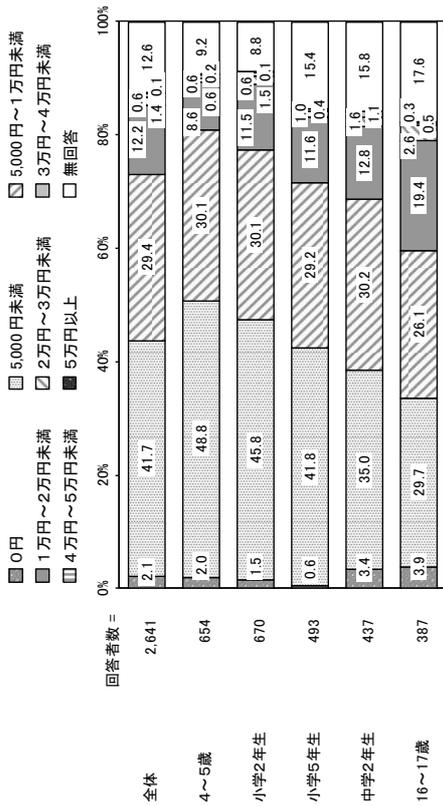


「子どもの食事代、おやつ代（外食含む）」について、月の平均金額は全体で見ると、1万円~2万円未満（35.1%）と最も多くなっています。年齢別で見ると、年齢が上がると、金額が大きくなっていきます。年齢別で見ると、年齢が上がると、金額が大きくなっていきます。

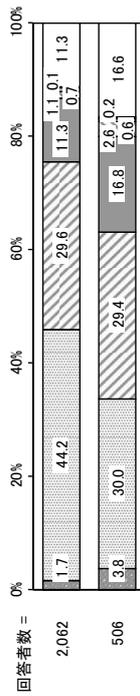
親別で見ると、ひとり親のほうが支出する金額が若干多くなっています。貧困層別で見ると、値段のばらつきがあります。2万円以上支出する割合は生活困窮層（26.6%）と非生活困窮層（24.0%）と比べると、生活困窮層の方が若干高くなっています。

F 子どもの服・靴

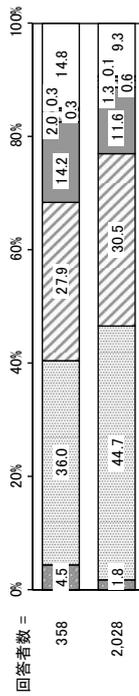
【年齢別】



【親別】



【貧困層別】

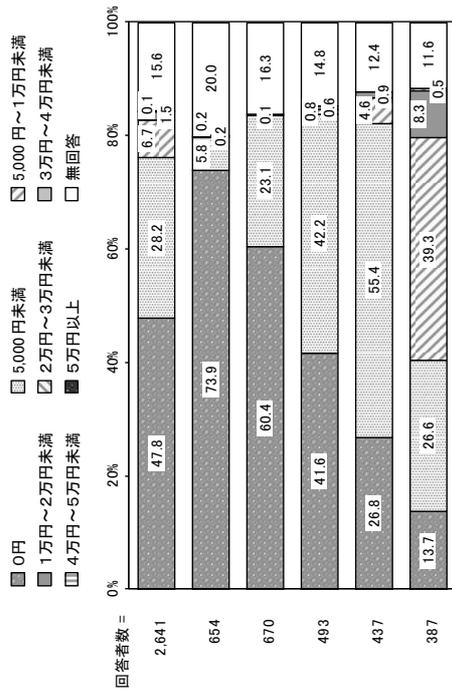


「子どもの服・靴」に対する支出では、月の平均金額は5,000円未満が最も多いですが、年齢が上がるごとに支出する平均金額が上がっていきます。16-17歳になると1万円~2万円未満も2割ほどいます。

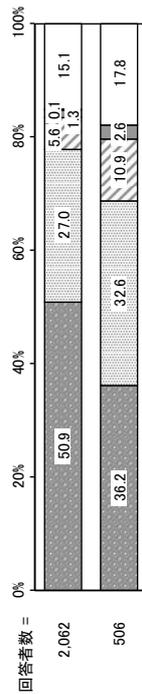
親別と貧困層別でみた場合、0円の割合がひとり親と生活困窮層で多くくなります。

G お小遣い

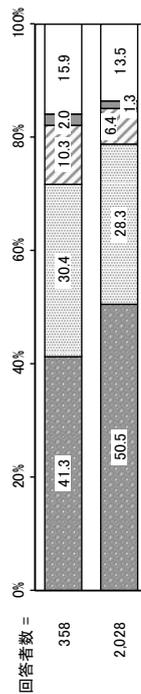
【年齢別】



【親別】



【貧困層別】

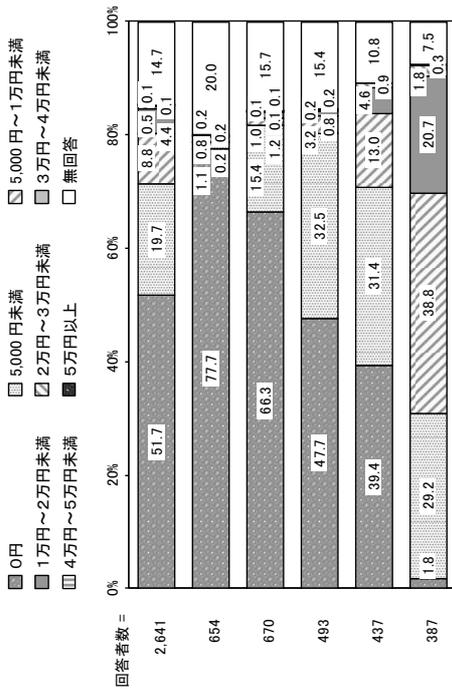


お小遣いへの支出は、年齢があがるごとに、0円の割合が減り金額は上がってきます。小学5年生では4割が5,000円未満、中学2年生では55.4%が5,000円未満もなっています。16-17歳では5,000円~1万円（4割）が最も割合が多くなります。

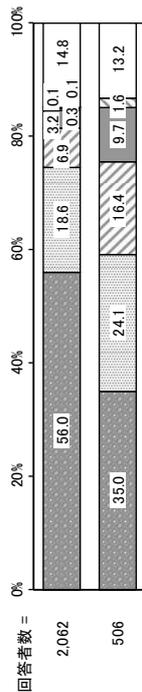
親別と貧困層別でみた場合、0円の割合が多いのがふたり親と非生活困窮層になります。

H 携帯・スマートフォンの代金

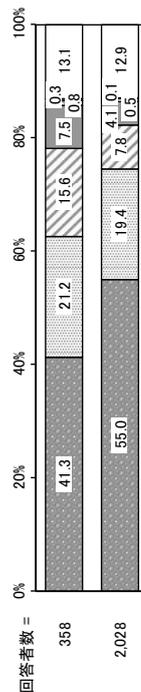
【年齢別】



【親別】



【貧困層別】



「携帯・スマートフォンの代金」は、年齢があがるごとに、0円の割合が減り金額は上がってきます。16-17歳ではほとんどの保護者が支出する項目となっています。

親別でみた場合、ひとり親の方が支出する金額が多くなっています。貧困層別でみた場合、生活困窮層の方が支出する金額が多くなっています。

第8章 保護者の状況

本章では、保護者の状況を見ていきます。子どもの貧困とは、大人の貧困がもたらす側面は少なくありません。保護者の状況を見ることは、子どもの貧困対策を考えるうえで1つの重要な視点となります。保護者の健康状態、就労状況といった貧困世帯の親の状況やその下での親子のかかわりを把握することで、親も含めた支援課題を把握します。

1. 食事について

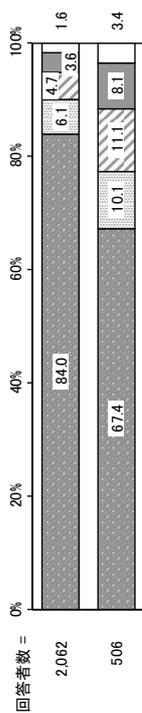
(1) 平日朝ご飯

平日（お子さんが学校や仕事に行く日）に朝ご飯を食べるか聞きました。結果は以下の通りです。

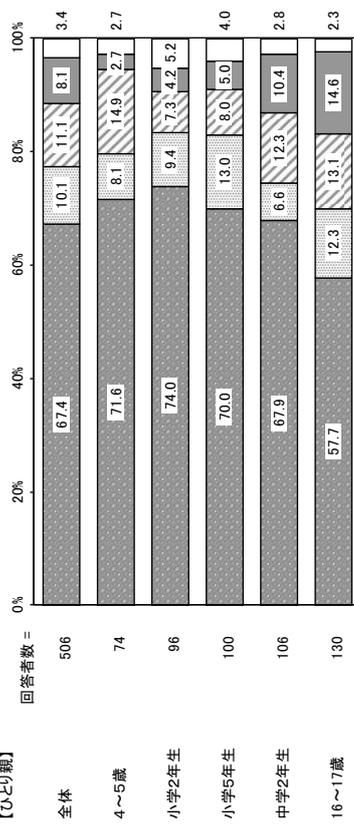
【全体】



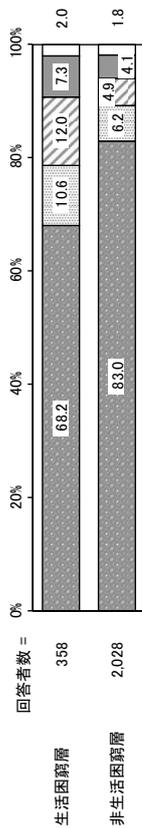
【親別】



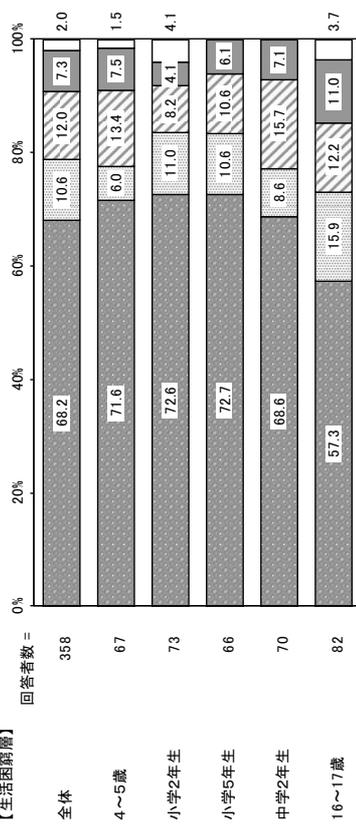
【ひとり親】



【貧困層別】



【生活困窮層】



8割の保護者が「いつも食べる(週に5日)」と多数となっていますが、「食べないほうが多い」保護者(5.9%)や「ひとり親に比べ、ふたり親で「いつも食べる(週に5日)」の割合が高くなります。一方、ふたり親に比べ、ひとり親で「食べないほうが多い(週に1, 2日)」の割合が高くなっています。親別をさらに年齢別と合わせて見てみると、ひとり親でも子どもの年齢が高くなるほど、「いつも食べる(週に5日)」の割合が低下します。

貧困層別で見ると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「いつも食べる(週に5日)」の割合が低くなっています。生活困窮層をさらに年齢別でみて見ると、子どもの年齢が高くなるにつれて「いつも食べる(週に5日)」の割合が低下します。

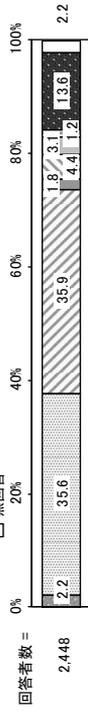
2. 就労状況

(1) 母親の就労状況

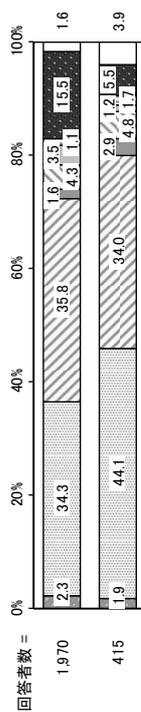
母親の就労状況は以下の通りです。

【全体】

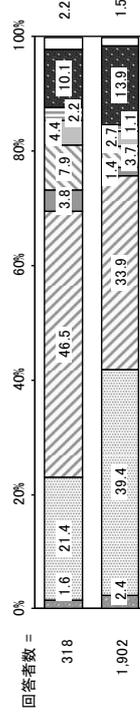
- 経営者、役員(会社組織の)
- 常時雇用されている一般従業員
- 臨時雇用、契約社員、パート・アルバイト
- 派遣社員
- 自営業主、自由業者(会社組織でないもの)
- 家族従業者/内職
- その他
- 働いていない
- 無回答



【親別】



【貧困層別】



母親の就労率は、全体で見ると84.2%（無回答は非就労とみなす）と高く、さらにひとり親の就労率は90.6%（同）とふたり親よりも高くなっています。また、生活困窮層における就労率も87.8%と高い点の特徴です。女性の場合、働かないことで貧困に陥いているというよりは、働いても貧困（ワーキングプア）であると言えます。

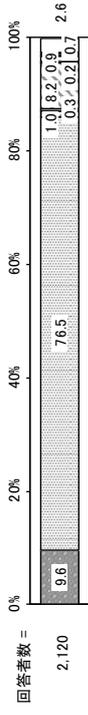
生活困窮層に該当する人の働き方で多いのは、非正規雇用（臨時雇用、派遣社員、パート・アルバイト）となっていますが、常時雇用されている一般従業員であっても貧困である割合（21.4%）も少なくありません。ひとり親は、ふたり親よりも「常用雇用」が多く、また「働いていない」割合も低く、就労意欲も高く実際に就労しているのが実態です。

(2) 父親の就労状況

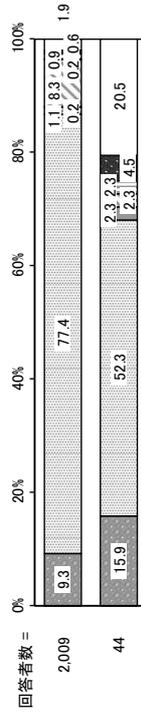
父親の就労状況は以下の通りです。

【全体】

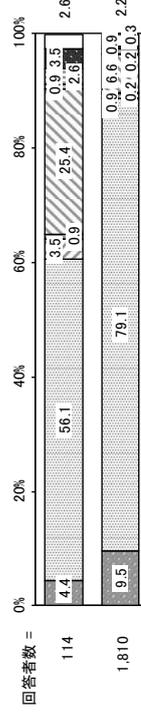
- 経営者、役員(会社組織の)
- 常時雇用されている一般従業員
- 臨時雇用、契約社員、パート・アルバイト
- 派遣社員
- 自営業主、自由業者(会社組織でないもの)
- 家族従業者/内職
- その他
- 働いていない
- 無回答



【親別】



【貧困層別】

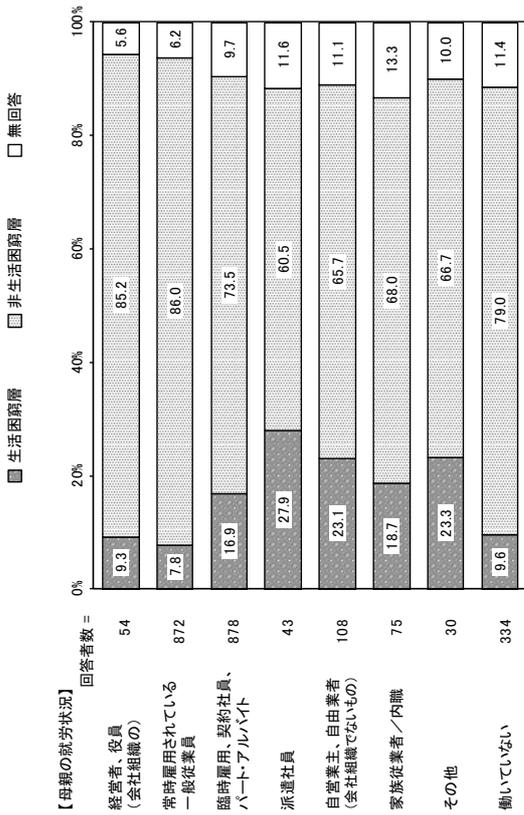


男性の就労率は、全体で見ると96.7%（無回答は非就労とみなす）と高くなっています。男性の就労率を親別と貧困層別でみた場合に、父子世帯と生活困窮層の就労率が低くなり、母子世帯とは異なる傾向が浮かび上がります。

生活困窮に陥る男性の働き方で多いのは「常時雇用されている一般従業員」（58.1%）となっていますが、自営業主、自由業者（25.4%）も高くなっています。非正規の割合が最も高い女性とは異なった傾向となります。

(3) 生活困窮層の働き方

働き方と生活困窮との関係を表したグラフです。

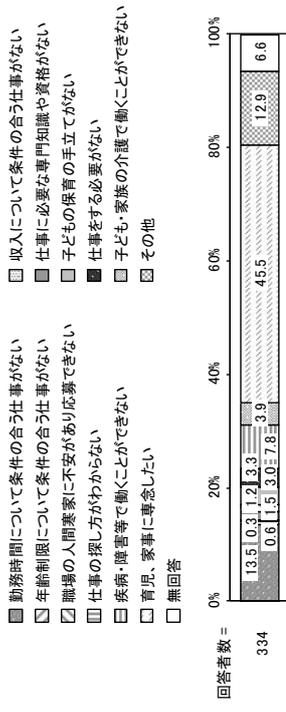


(4) 働いていない理由

母親の働いていない理由や、働いていない母親の子どもの年齢分布は以下の通りです。

a) 母親

【全体】

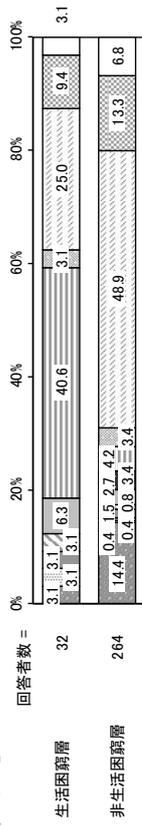


【親別】

ふたり親

ひとり親

【貧困層別】



【年齢別】

年齢	小学2年生	小学5年生	中学2年生	16～17歳	合計
生活困窮層	3.1	3.1	6.3	3.1	25.0
非生活困窮層	14.4	0.4	1.5	2.7	4.2
合計	106	89	58	39	334
	(31.7%)	(26.6%)	(17.4%)	(11.7%)	(100.0%)

女性の場合、働いていない理由で最も多いのが「育児、介護に専念したい」(45.5%)という理由で、仕事をしないことを積極的に選ぶ人が半数程度いる一方で、「勤務時間についての条件の合う仕事がない」(13.5%)という理由で働くことを希望していても働けない人もいます。

働いていない理由を親別で見ると、ふたり親の半数(47.4%)は「育児、介護に専念したい」という理由で働かないことを積極的に選択しているのに対して、ひとり親の半数(52.2%)が「疾病・障害等で働くことができない」という理由で就労していないことがわかりました。同じようなことは貧困層別にみてもいえます。すなわち、生活困窮層の4割は「疾病・障害等で働くことができない」のに対して、非生活困窮層の半数は「育児、介護に専念したい」ということで働いていません。

また、働いていない保護者(母親)の子どもの年齢構成をみると、子どもの年齢が低いほど働いていない母親が多いことがわかります。

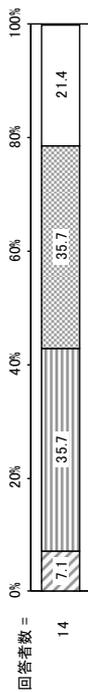
どのような働き方が困窮と関連が強いのでしょうか。母親の場合には、「派遣」(27.9%)、「自営業主、自由業者」(23.1%)、「家族従業員/内職」(18.7%)、「非正規雇用」(16.9%)の順となっています(その他を除く)。女性の場合には、「働いていない」ことよりも働き方が貧困へ影響を及ぼすことが考えられます。男性の場合には、むしろ「働いていない」(28.6%)ことが貧困に直結する可能性がより高いことがわかります。

父親の働いていない理由や、働いていない父親の子どもの年齢分布は以下の通りです。

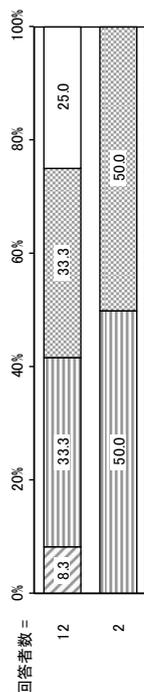
b) 父親

【全体】

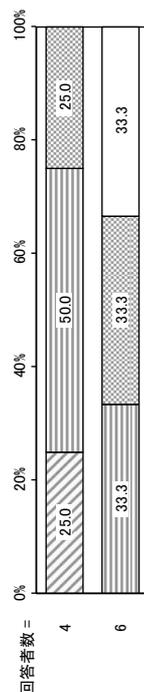
- 勤務時間について条件の合う仕事がない
- 収入について条件の合う仕事がない
- 年齢制限について条件の合う仕事がない
- 職場の人間関係に不安があり応募できない
- 子どもの探し方がわからない
- 勤務・障害等で働くことができない
- 育児・家事に専念したい
- 無回答
- 子どもの保育の手立てがない
- 仕事をする必要がない
- 子ども、家族の介護で働くことができない
- その他



【親別】



【貧困層別】



【年齢別】

年齢	小学2年生	小学5年生	中学2年生	16~17歳	合計
4~5歳	89 (31.7%)	58 (17.4%)	42 (12.6%)	39 (11.7%)	334 (100.0%)
0 (-)	2 (14.3%)	2 (14.3%)	7 (50.0%)	3 (21.4%)	14 (100.0%)
無回答	0	0	0	0	0

男性の場合、働いていない理由で最も多いのが、「疾病・障害等で働くことができない」と「子ども・家族の介護で働くことができない」(35.7%)となっています。女性のよう積極的に子育てや介護をしているのではないようです。

男性の場合には、「疾病・障害等で働くことができない」、「子ども・家族の介護で働くことができない」、「年齢制限について条件の合う仕事がない」の3つが働いていない主な要因となっています。

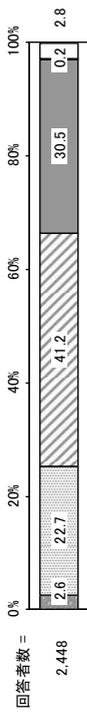
3. 最終学歴

親の最終学歴について聞きました。結果は以下の通りです。

a) 母親

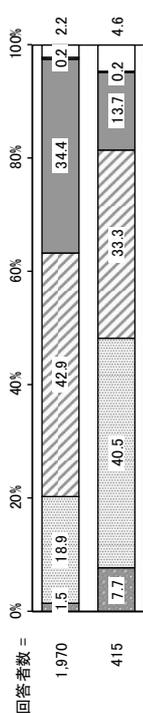
【全体】

- 中学(中学部)まで
- 短大・高専・専門学校(専攻科)まで
- 高校(高等部)まで
- 大学またはそれ以上
- 無回答
- わからない

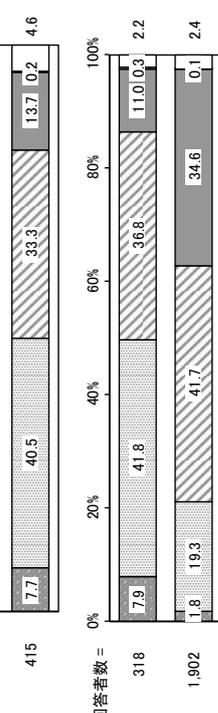


【親別】

ふたり親

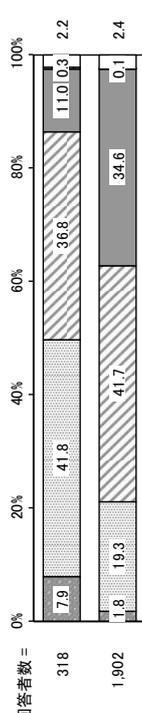


ひとり親



【貧困層別】

生活困窮層

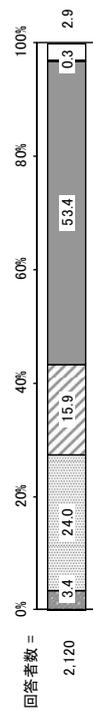


非生活困窮層



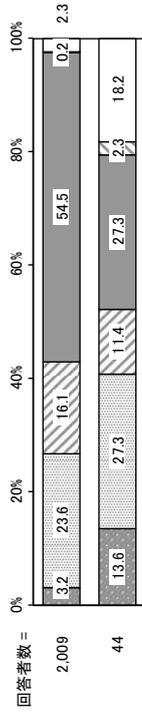
b) 父親

【全体】



【親別】

ふたり親

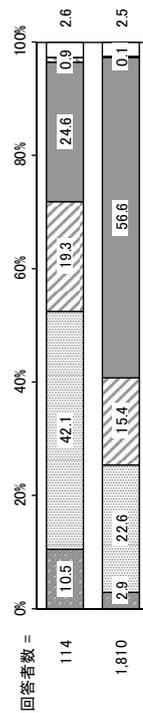


ひとり親



【貧困層別】

生活困窮層



非生活困窮層



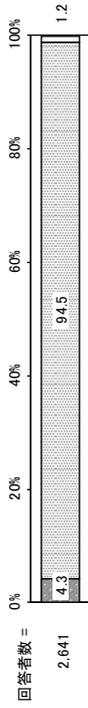
男女別で全体を比較して見ると、母親の学歴は短大・高専・専門学校が最も多く(41.2%)、父親は大学またはそれ以上(53.4%)が多くなっています。親別と貧困層別でみた場合、ひとり親と生活困窮層で男女とも「大学またはそれ以上」の割合がそれぞれ相対的に低くなっています。

4. 子育て世帯の介護

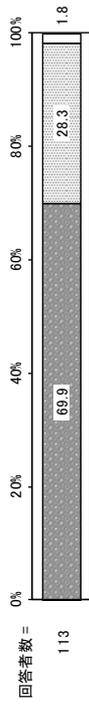
家族のなかに、病気や障害等があった介護が必要な方（入院中を含む）の有無と介護の担い手について聞きました。結果は以下の通りです。

(1) 家族のなかに介護が必要な方の有無

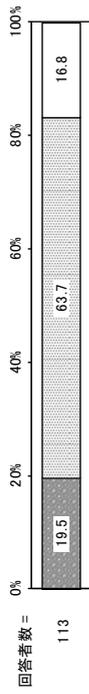
【全体】



【「いる」の113世帯の親別】

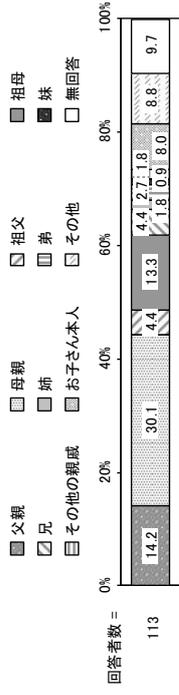


【「いる」の113世帯の貧困層別】

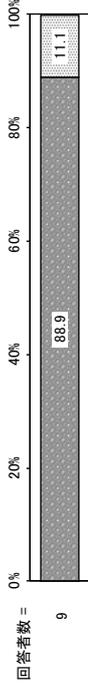


子育てをしながら介護もしている世帯は、世帯全体のうち113世帯(4.3%)になります。113世帯のうち、親別と貧困層別で見ると、ひとり親(3割弱)と生活困窮世帯(2割弱)が含まれていますが、介護二一ズの有無と困窮には差はみられません。

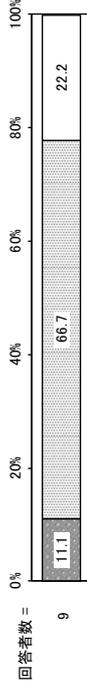
(2) 家族の中で誰が介護しているか



【「お子さん本人」の親別】



【「お子さん本人」の貧困層別】



介護の担い手は保護者や親せきが担っている割合が高いですが、他方で「お子さん本人」、つまり子どもが介護を担っているケース(9世帯、8.0%)も見られました。

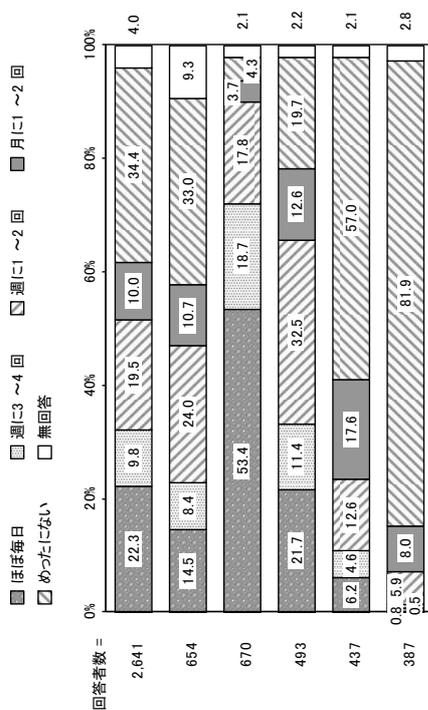
介護を担っている子どもは親別で見ると、9割がふたり親(ひとり親は1割)で、貧困層別に見ると、非生活困窮層が6割強(生活困窮層が1割)となっています。介護二一ズへの対応は、ひとり親や生活困窮層では時間的にも金銭的にも金銭的な負担感はより重く感じられるでしょう。

5. 子どもと過ごす時間

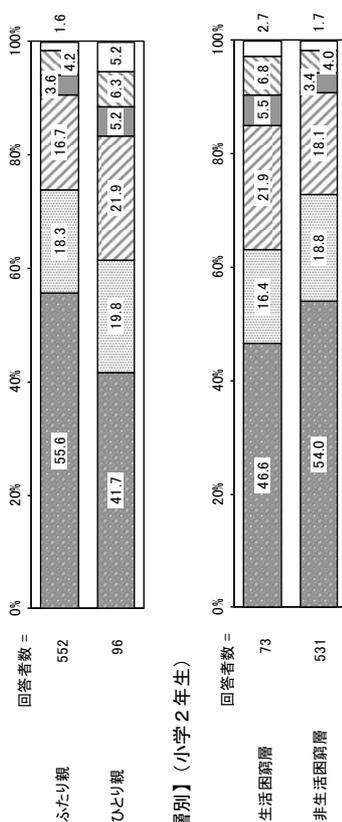
子どもと一緒にしていることについて聞きました。それぞれの項目について、年齢別、性別、貧困層別に見た結果は以下の通りです。

A お子さんの勉強をみる

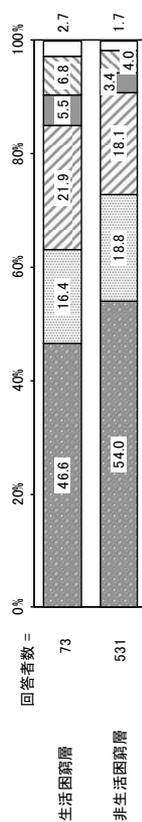
【全体】【年齢別】



【親別】(小学2年生)



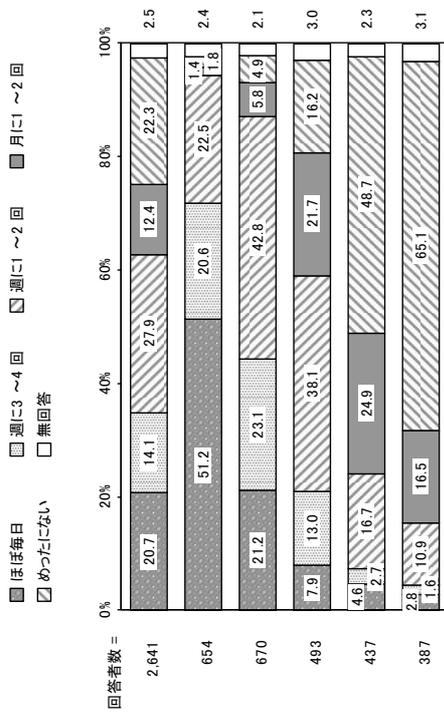
【貧困層別】(小学2年生)



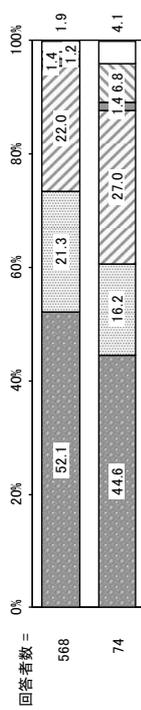
年齢別で見ると、お子さんの勉強を「ほぼ毎日」みている割合が高いのは小学2年生の保護者(53.4%)となっています。

B お子さんといっしょに遊ぶ(運動、ゲームなど)

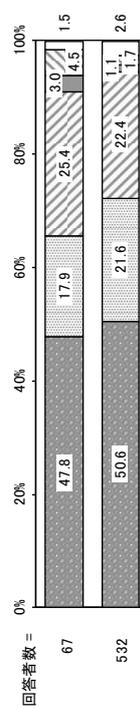
【全体】【年齢別】



【親別】(4~5歳)



【貧困層別】(4~5歳)

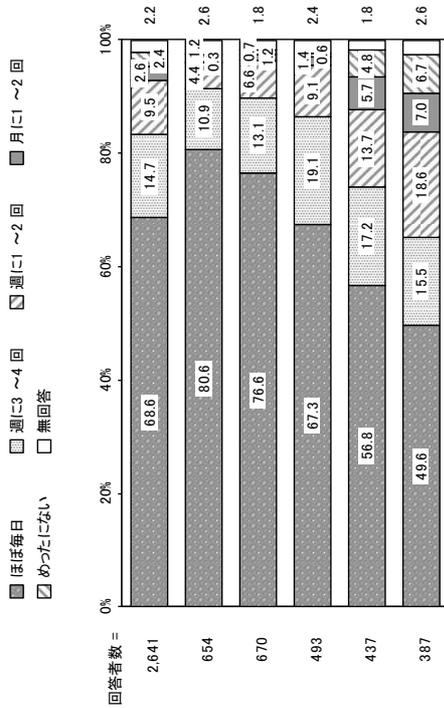


年齢別で見ると、おさんと一緒に遊ぶことを「ほぼ毎日」しているのは4~5歳の保護者(51.2%)が最も多くなっています。

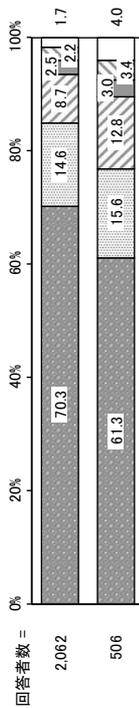
親別で見ると、ふたり親のほうが「ほぼ毎日」おさんといっしょに遊ぶことができる割合が高くなっています。貧困層別で見ると、非生活困窮層の方が「ほぼ毎日」おさんといっしょに遊ぶ割合が高くなっています。

C お子さんと学校生活や友人の話を

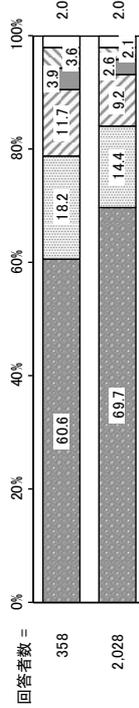
【全体】【年齢別】



【親別】



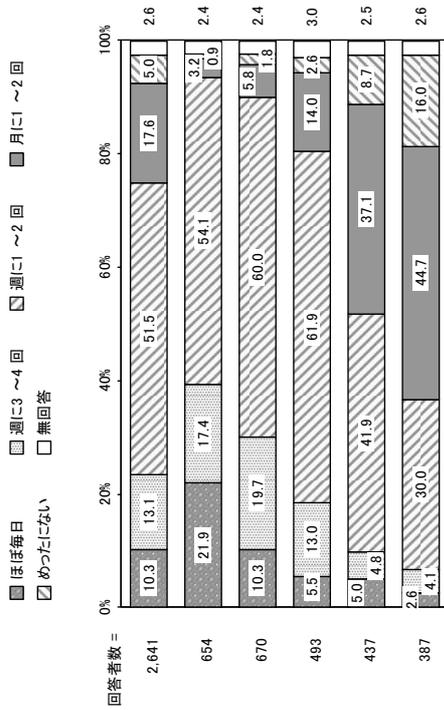
【貧困層別】



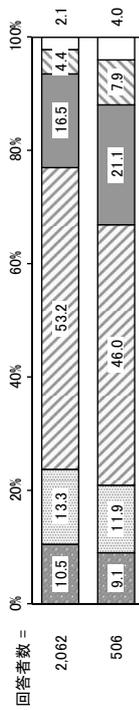
お子さんと学校生活や友人の話を「ほぼ毎日」する割合はどの年齢層でも高くなっていますが、親別と貧困層別でみた場合には、ひとり親と生活困窮層ではその割合は低くなっています。

D お子さんと一緒に外出をする

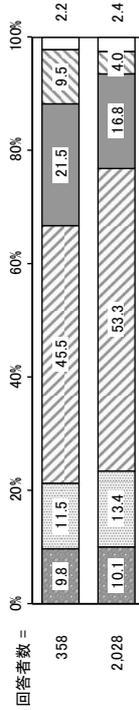
【全体】【年齢別】



【親別】



【貧困層別】



子どもと一緒に外出する割合で最も多いのが「週に1~2回」(51.5%)となっています。16~17歳を除くどの年齢層でも「週1~2回」が多くなっています。週に1~2回外出する割合を親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層でより短くなっています。

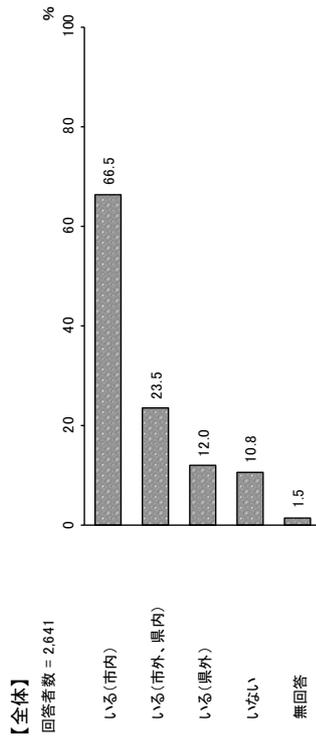
第9章 周囲の人や支援者とのかわり

生活に困難を抱えた世帯が困ったときに誰にどのように相談をしているのか、地域社会とのつながり
の様子について実態と課題を把握することで、望ましい相談支援体制のあり方を考えます。

1. 話し相手や頼れる人

(1) 子どものことで頼れる親族や友人がいるか

子どもが病気の時や、保護者の用事の時などに頼れる親族や友人などの有無について聞きました。結
果は以下の通りです。

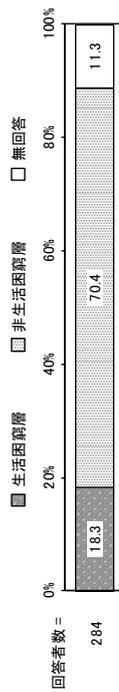


《「いない」と回答した人》

【親別】



【貧困層別】



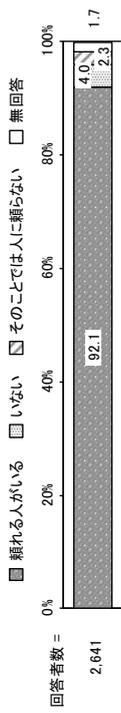
頼れる人が「いない」割合は保護者全体の284世帯(10.8%)となっています。そのうち、4分の3が
ふたり親で4分の1がひとり親となっています。また貧困層別に見ると、生活困窮層が約2割、非生活
困窮層が7割となっています。

(2) 子育て、相談、お金の援助で頼れる人

子育て、相談、お金の援助で頼れる人の有無と具体的な頼れる人について聞きました。結果は以下の
通りです。

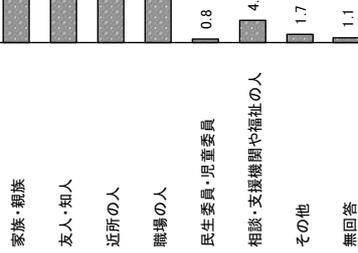
A 子育てに関する相談

【全体】



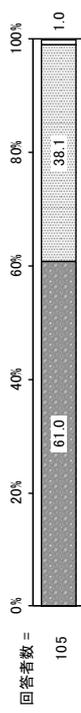
【頼れる人別】

回答者数 = 2,432

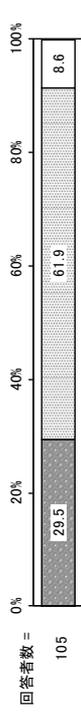


《「いない」と回答した人》

【親別】



【貧困層別】

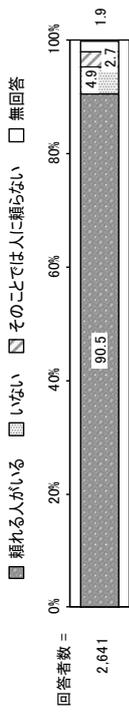


多くの子育て世帯は、子育てに関する相談で「頼れる人がいる」(92.1%)と答えています。頼れる人
は「家族・親族」や「友人・知人」が多くなっています。

子育てに関する相談で、頼れる人が「いない」と回答した保護者が4.0%(105人)います。そのう
ち、親別で見るとふたり親は6割、ひとり親は4割弱となっています。貧困層別で見ると、生活困窮層
が3割、非生活困窮層は6割強となっています。

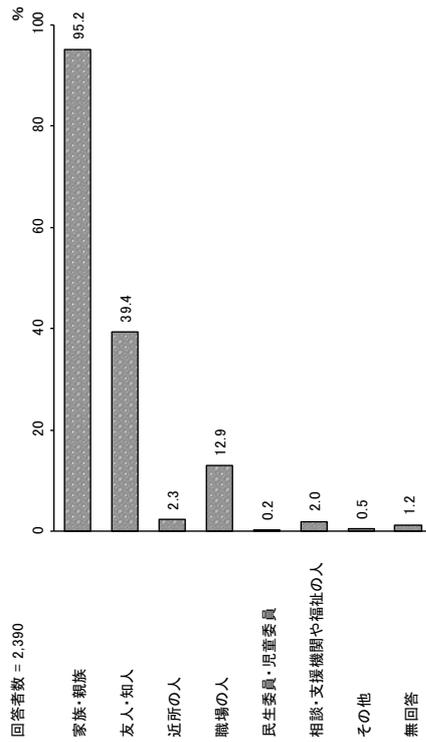
B 重要な事柄の相談

【全体】



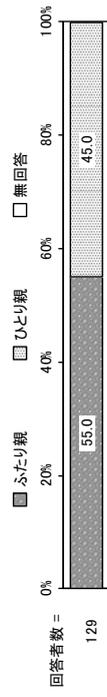
【頼れる人】

回答者数 = 2,390

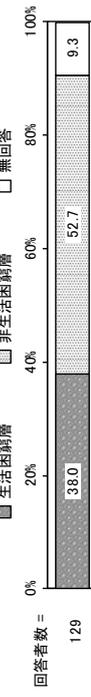


《「いない」と回答した人》

【親別】



【貧困層別】



多くの子育て世帯には「重要な事柄の相談」で「頼れる人がいる」(90.5%)と答えています。頼れる人は「家族・親族」や「友人・知人」がいます。

重要な事柄の相談で頼れる人が「いない」と回答した保護者は4.9%(129人)います。そのうち、親別で見ると、ふたり親は55.0%、ひとり親は45.0%となっています。貧困層別で見ると、生活困窮層が38.0%、非生活困窮層は52.7%となっています。

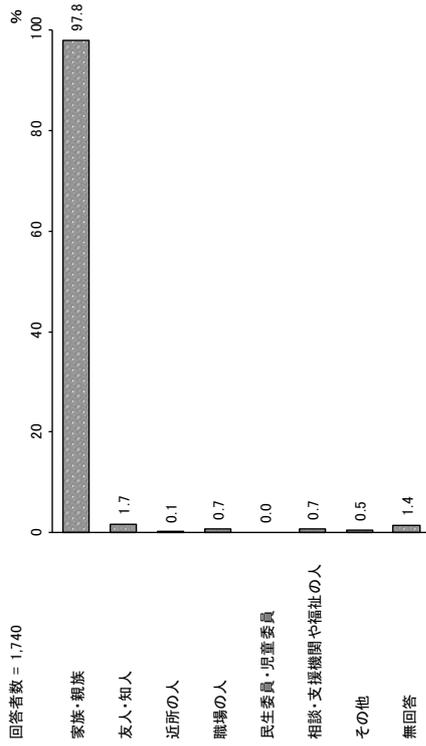
C いざという時のお金の援助

【全体】



【頼れる人】

回答者数 = 1,740

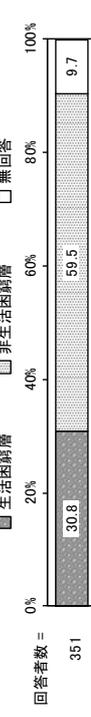


《「いない」と回答した人》

【親別】



【貧困層別】



65.9%の子育て世帯は「いざというときのお金の援助」で「頼れる人がいる」と答えています。頼れる人はもっぱら「家族・親族」となっています。

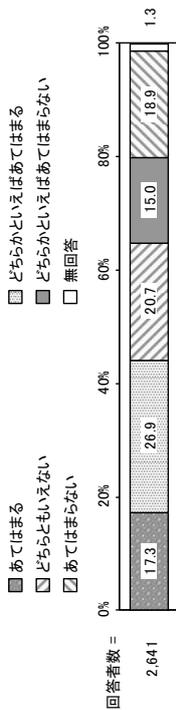
いざというときのお金の援助について頼れる人が「いない」と回答した人が13.3%(351人)います。そのうち、親別で見ると、ふたり親は6割、ひとり親は4割弱となっています。貧困層別で見ると、生活困窮層が3割、非生活困窮層は6割となっています。

2. 地域とのかかわり

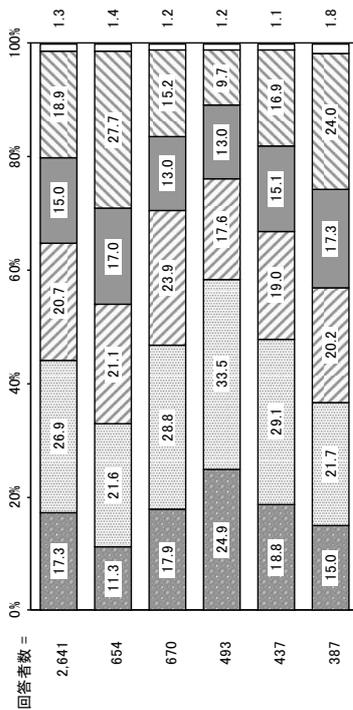
(1) 町内会への参加

町会の行事への参加について聞きました。結果は以下の通りです。

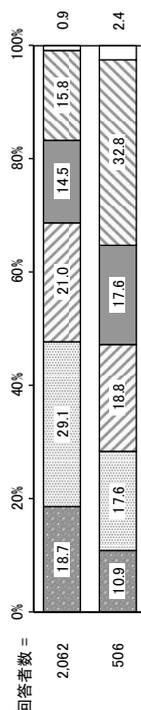
【全体】



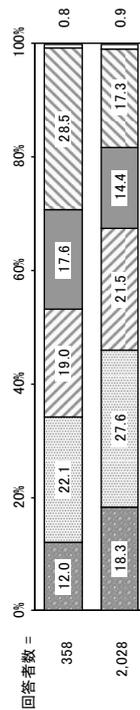
【年齢別】



【親別】



【貧困層別】

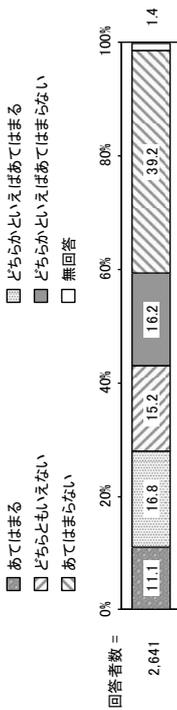


町会への行事への参加は「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」を合わせると子育て世帯の4割強となりますが、「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」の層も3割強います。年齢別で見ると4~5歳と16~17歳の保護者の参加が他年齢よりも少なくなっています。親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層の半数は参加が難しい状況であることがわかります。

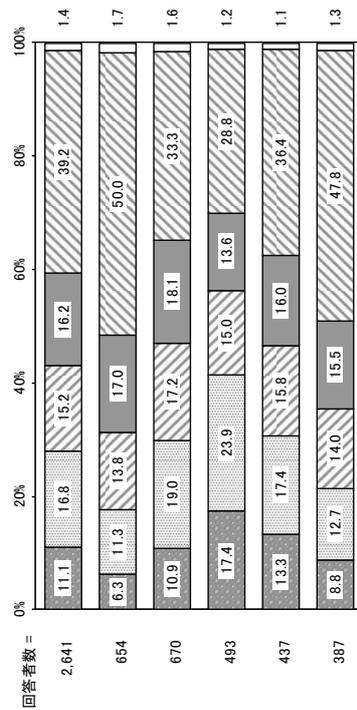
(2) 町内会以外の地域の活動への参加

町会以外の、地域のなかで活動している組織（婦人会、子ども会、趣味のサークル、ボランティア団体など）への参加について聞きました。結果は以下の通りです。

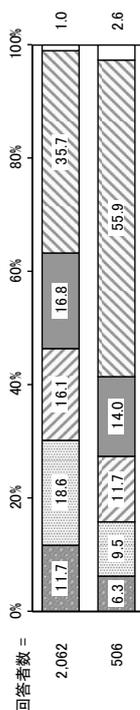
【全体】



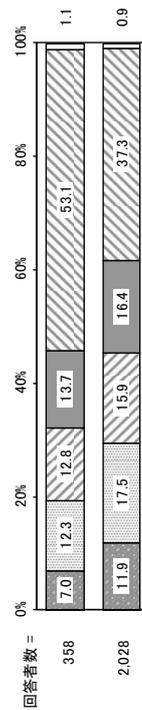
【年齢別】



【親別】



【貧困層別】



地域の中で活動している組織への参加は、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合計すると子育て世帯の3割強となっています。「あてはまらない」や「どちらかといえばあてはまらない」の合計割合は半数以上となっています。年齢別で見ると、4~5歳と16~17歳の保護者の参加が他年齢よりも少なくなっています。親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層の7割は参加が難しい状況であることがわかります。

第10章 制度利用、支援への要望

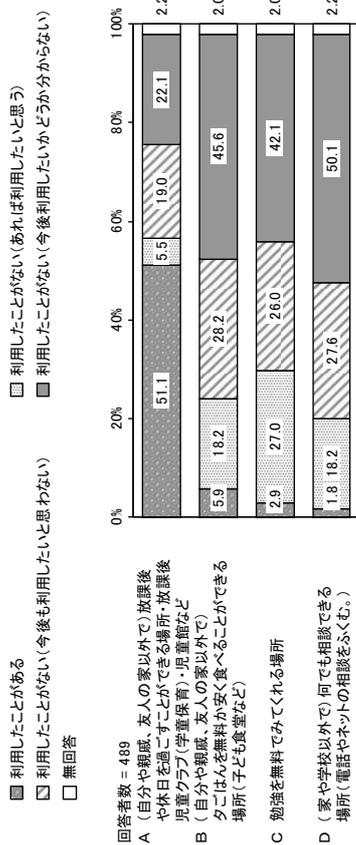
子どもの貧困対策で求められる支援を具体化するために、子どもと保護者がどのような制度を利用し、また支援を希望しているのかについて明らかにすることが必要です。本章では子どもの立場と保護者の立場それぞれから、制度利用と支援の要望を明らかにし、支援体制のあり方を検討するための材料とします。

1. 子どもの立場から

(1) 場所の利用状況と利用意思（小学5年生）

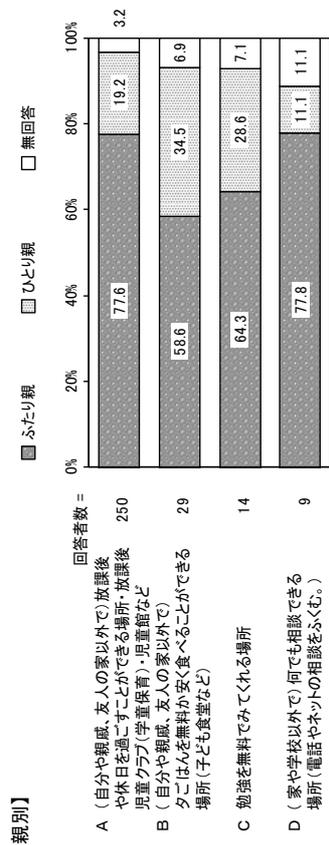
場所の利用状況と利用意思について聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】

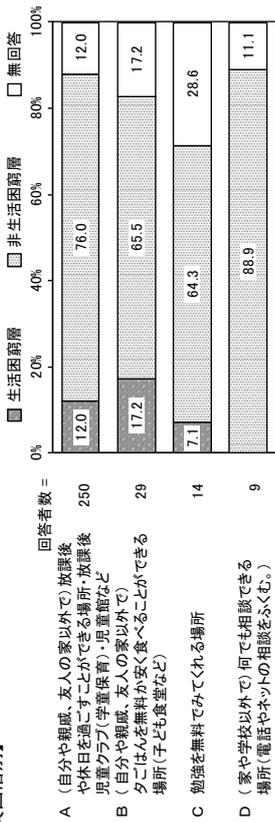


《「利用したことがある」と回答した人》

【親別】

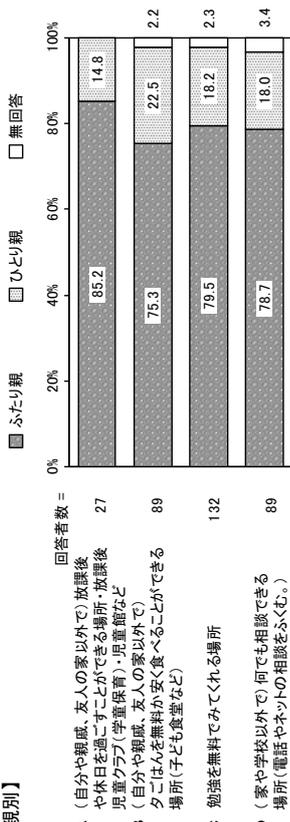


【貧困層別】

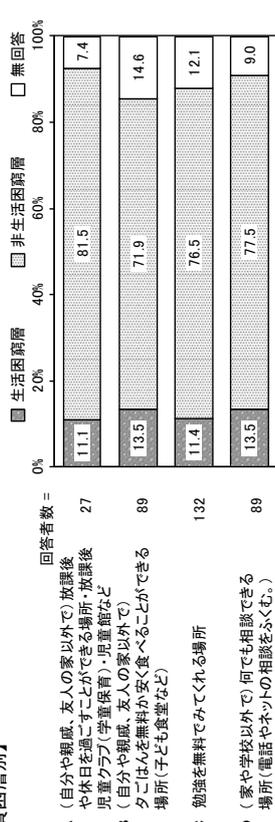


《「利用したことがない(あれば利用したいと思う)」と回答した人》

【親別】



【貧困層別】



全体で見ると、放課後や休日を通すことができる場所・放課後児童クラブ・児童館などの利用(51.1%)が最も高くなっています。

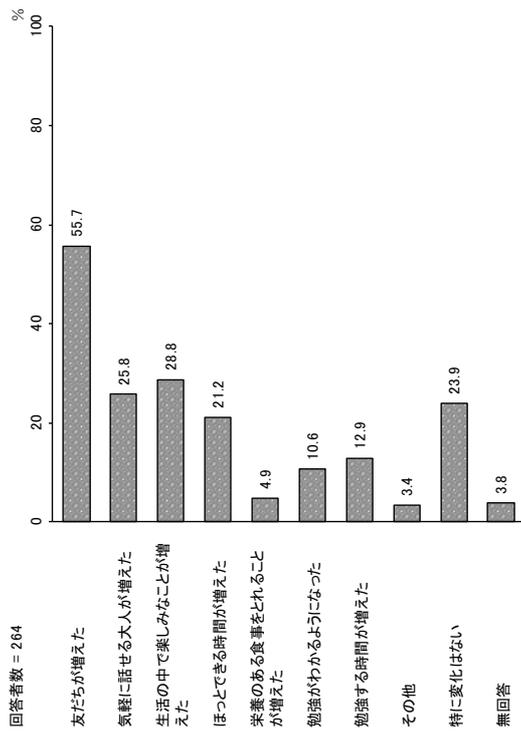
「利用したことがある」と回答した子どものなかで、ひとり親や生活困窮層の利用が最も多いのが「タごはんを無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)」となっています。

利用したことがない(あれば利用したいと思う)と回答した子どもの中で、ひとり親の利用希望が最も多いのが「タごはんを無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)」となっています。生活困窮層の利用希望が最も多いのが「タごはんを無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)」となっており、「(家や学校以外)何でも相談できる場所(電話やネットの相談をふくむ)」となっています。

(2) 場所の利用効果 (小学5年生)

場所の利用効果について聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】



【親別】【貧困層別】

区分	回答者数 (件)	友だちが増えた	気軽に話せる大人が増えた	生活の中で楽しむことが増えた	栄養のある食事をとれることが増えた	勉強がわかるようになった	勉強する時間が増えた	その他	特に変化はない	無回答
ふたり親	201	54.7	25.4	27.4	20.9	2.5	10.9	4.0	22.9	4.0
ひとり親	55	56.4	23.6	30.9	12.7	6.1	9.1	3.0	27.3	3.6
生活困窮層	33	57.6	24.2	24.2	12.1	6.1	9.1	3.0	21.2	3.0
非生活困窮層	197	57.9	26.9	30.5	22.3	5.1	10.7	3.6	22.8	4.1

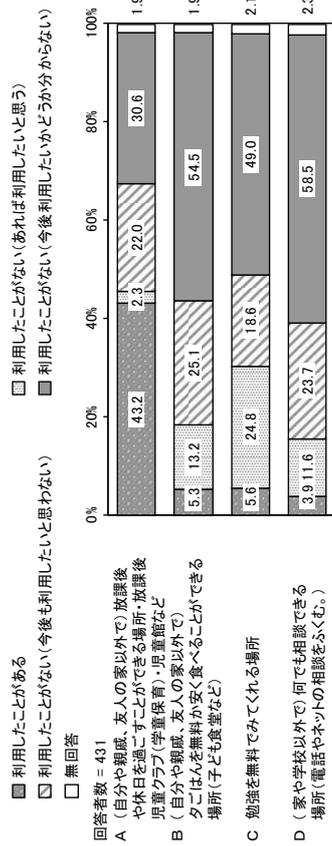
単位：%

全体でみた場合、利用効果で最も多かったのは「友達が増えた」(55.7%) となっています。親別で見ると、ひとり親の子どもは「栄養のある食事をとれることが増えた」と答える割合がふたり親より多くなっています。貧困層別で見ると、非生活困窮層との違いで積極的な効果はみられず、むしろ「ほっとできる時間が増えた」では相対的に低くなっています。「勉強する時間が増えた」と回答する生活困窮層も相対的に少ない結果でした。居場所としての役割を期待しているのかもしれない。

(3) 場所の利用状況と利用意思 (中学2年生)

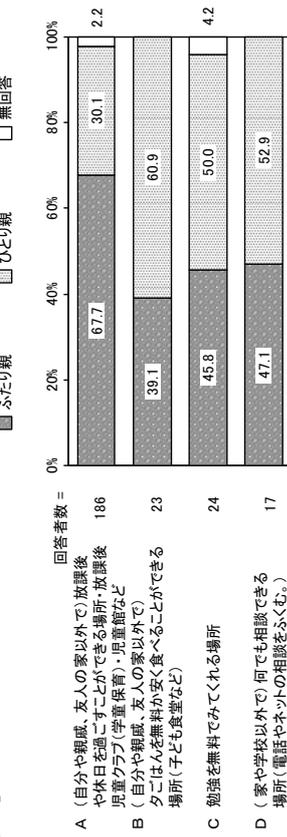
場所の利用状況と利用意思について聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】

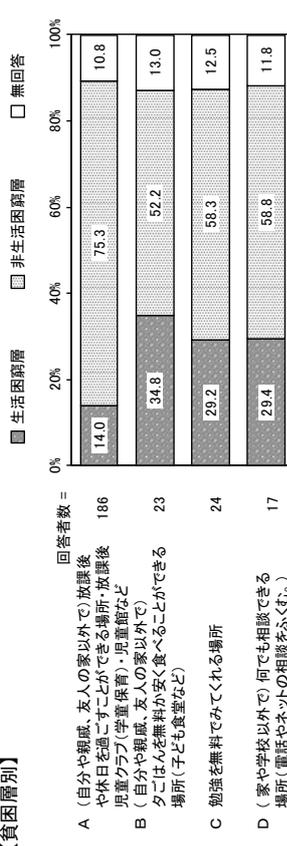


《「利用したことがある」と回答した人》

【親別】

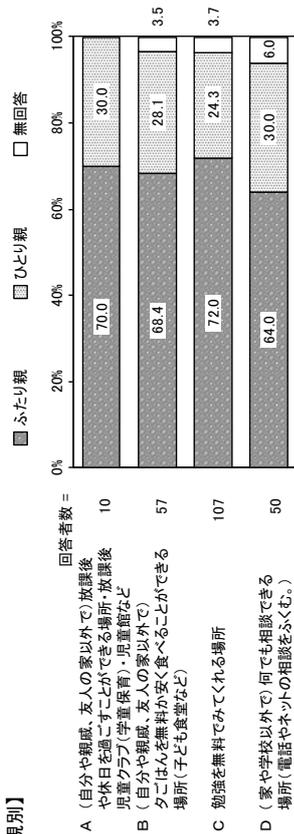


【貧困層別】

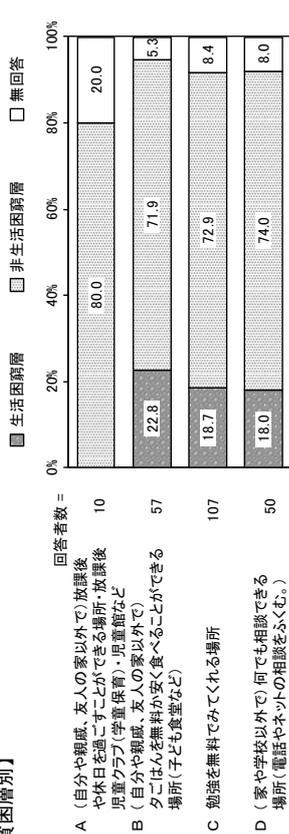


《「利用したことがない（あれば利用したいと思う）」と回答した人》

【親別】



【貧困層別】



全体で見ると、「放課後や休日を通過ごすことができる場所・放課後児童クラブ・児童館」などの利用(43.2%)が最も高くなっています。

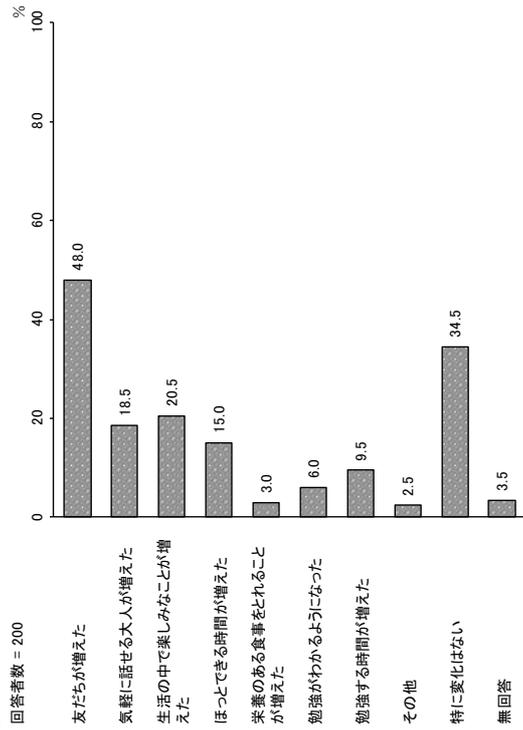
「利用したことがある」と回答した子どものなかで、ひとり親や生活困窮層の利用が最も多いのが「夕ごはんを無料で安く食べることができる場所(子ども食堂など)」となっています。

利用したことがない(あれば利用したいと思う)と回答した子どもの中で、ひとり親の利用希望が最も多いのが「放課後や休日を通過ごすことができる場所・放課後児童クラブ・児童館」と(家や学校以外で)なんでも相談できる場所(電話やネットの相談をふくむ)となっています。生活困窮層の利用希望が最も多いのが「夕ごはんを無料で安く食べることができる場所(子ども食堂など)」となっています。

(4) 場所の利用効果 (中学2年生)

場所の利用効果について聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】



【親別】【貧困層別】

区分	回答者数(件)	友だちが増えた	気軽に話せる大人が増えた	生活の中で楽しみが増えた	ほっとできる時間が増えた	栄養のある食事をとれることが増えた	勉強がわかるようになった	勉強する時間が増えた	その他	特に変化はない	無回答
ふたり親	134	49.3	18.7	20.1	17.2	3.0	6.7	7.5	3.0	33.6	3.0
ひとり親	61	45.9	18.0	23.0	11.5	3.3	4.9	14.8	1.6	37.7	1.6
生活困窮層	30	53.3	16.7	26.7	16.7	10.0	6.7	13.3	—	26.7	—
非生活困窮層	149	48.3	20.1	19.5	14.8	1.3	6.0	9.4	3.4	35.6	2.7

単位: %

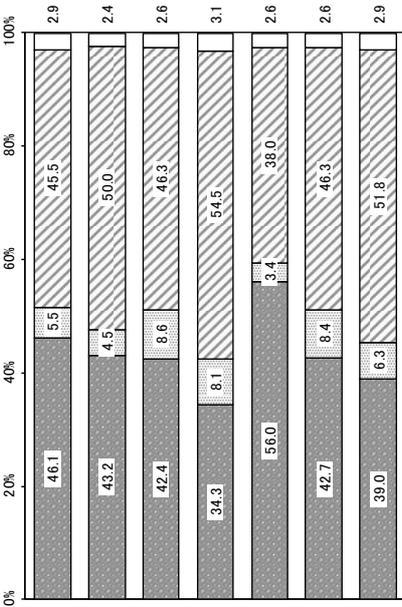
全体で見ると、利用効果で最も多いのが「友達が増えた」(48.0%)となっています。

親別でみた場合、ひとり親ではふたり親より「勉強する時間が増えた」(14.8%)と回答しています。貧困層別で見ると、生活困窮層では非生活困窮層よりも「勉強する時間が増えた」(13.3%)、「栄養のある食事をとれることが増えた」(10.0%)と回答しています。

(5) つかってみたいサービスや場所 (16-17歳)

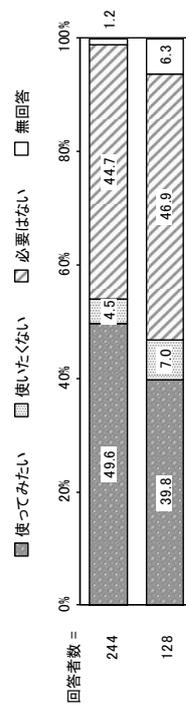
つかってみたい場所やサービスについて聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】

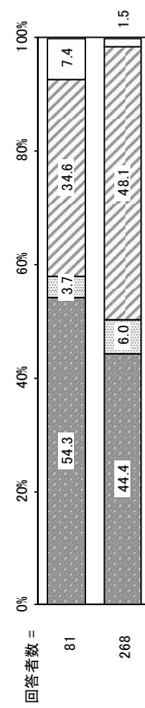


A (家以外) 平日の放課後に夜までいることができる場所

【親別】

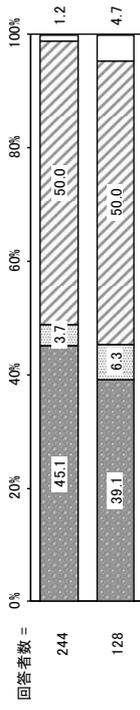


【貧困層別】

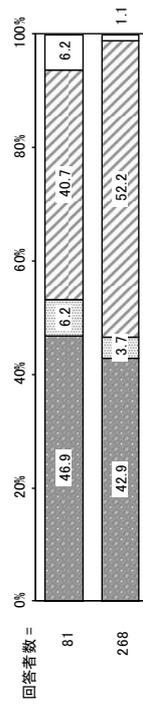


B (家以外) 休日にいることができる場所

【親別】

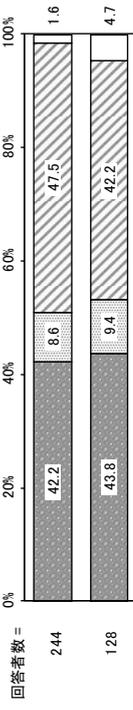


【貧困層別】

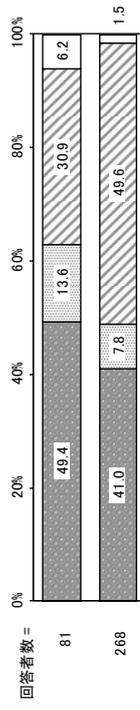


C 学校における給食サービス

【親別】

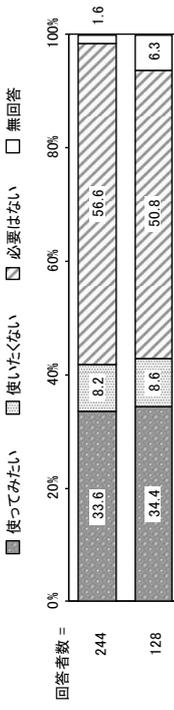


【貧困層別】

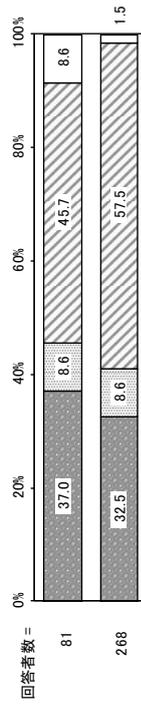


D (家以外) 家の人がいない時、低額・無料でごはんを他の人と食べることができる場所

【親別】

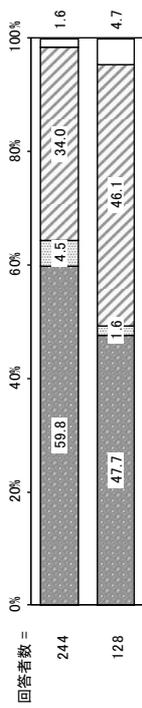


【貧困層別】

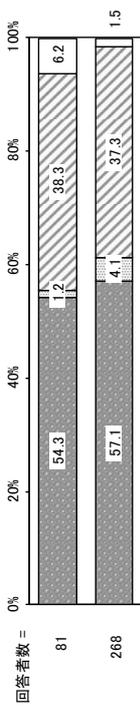


E 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所

【親別】

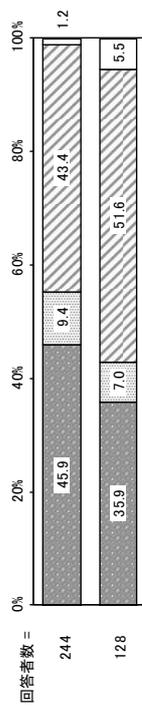


【貧困層別】

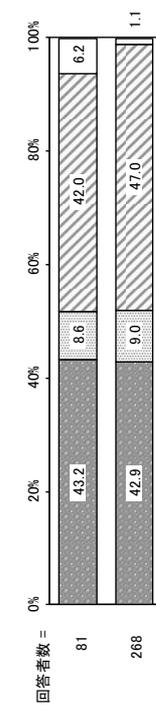


F 大学生のボランティアなどが、勉強を無料でみてくれる場所

【親別】

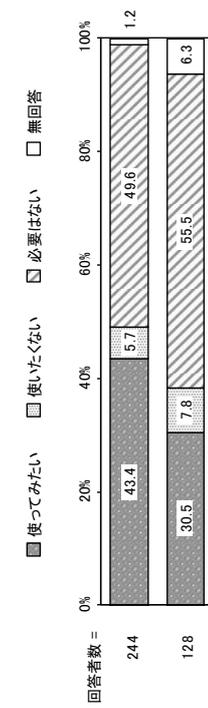


【貧困層別】

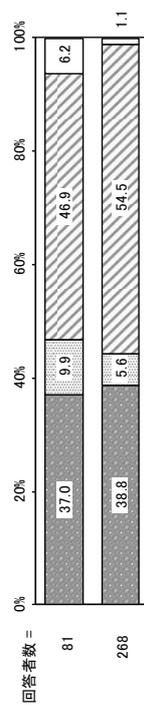


G (学校以外で) 進路や勉強、家族のことなどなんでも相談できる場所

【親別】



【貧困層別】



全体で見ると、ほとんどの項目で使ってみてみたいという希望が4~5割程度存在します。

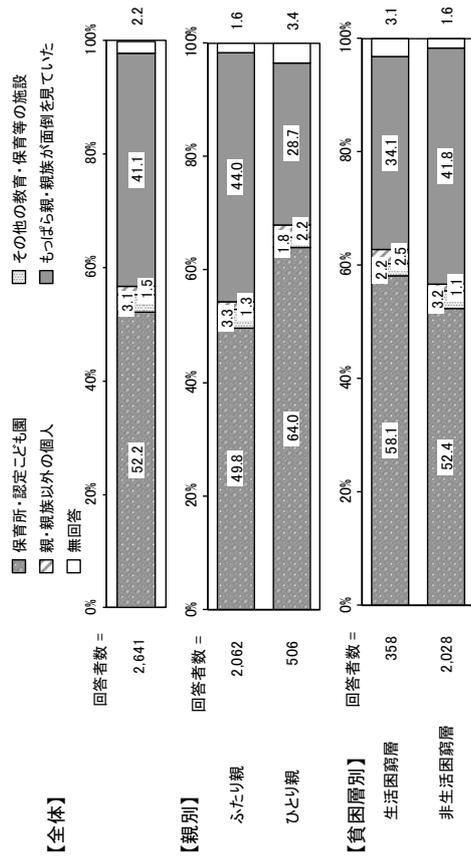
親別の状況に注目すると、「学校における給食サーブिस」と「(家以外で) 家の人がいない時、低額・無料でごはんを他の人と食べることができる場所」、すなわち“食”に関すること以外、支援を使ってみてみたいと思っている人の割合は「ふたり親の方」が多くなっており、親別で利用したい気持ちに偏りがみられます。

他方で、貧困層別に注目すると、生活困窮層が非生活困窮層に比べて使ってみてみたいと思うのは、“居場所”や“食”に関する利用に限られていることがうかがえます。すなわち、「(家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所」、「(家以外で) 休日にいることができる場所」、「学校における給食サーブिस」、「(家以外で) 家の人がいない時、低額・無料でごはんを他の人と食べることができる場所」の4項目については、非生活困窮層よりも使ってみてみたいと答える割合が高いですが、他の支援項目は逆転しているか同等程度となっています。

2. 保護者の立場から（全年齢層が回答）

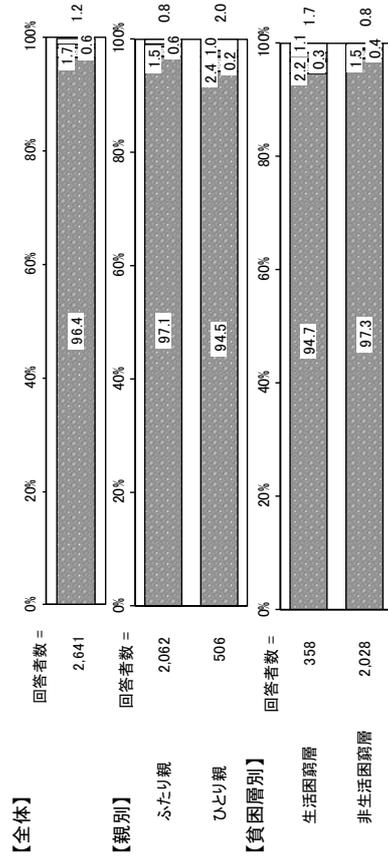
子どもの施設の利用について聞きました。結果は以下の通りです。

（1）子どもが0-2歳の時の施設利用



子どもが0-2歳のときに通っていた教育・保育施設で主なものは、全体で見ると半数が保育所・認定こども園で、4割が親や親族が面倒を見ています。ひとり親や生活困窮層ではその傾向が強くみられます。

（2）子どもが3-5歳の時の施設利用

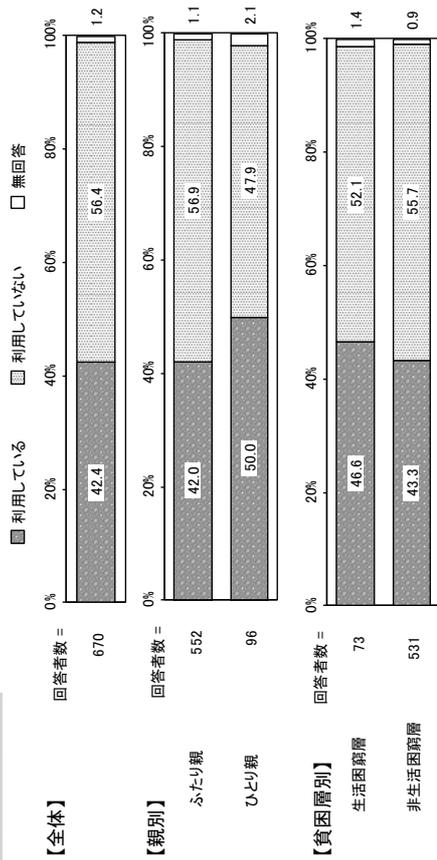


子どもが3-5歳のときに通っていた教育・保育施設で主なものは、ほとんどが保育所・認定こども園となり、親別や貧困層別の違いはほとんどありません。

（3）放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブ（学童保育）の利用について聞きました。結果は以下の通りです。

小学2年生の保護者



■ 利用している

□ 利用していない

□ 無回答

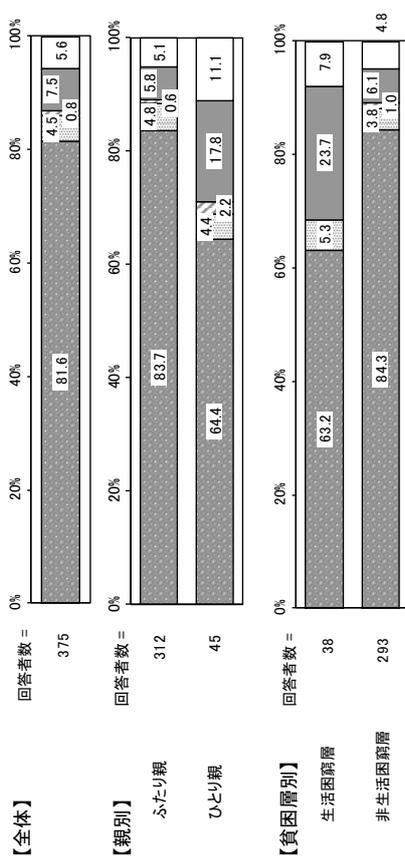
■ 利用する必要がある

□ 利用したいが、定員のため入れなかった

□ 利用したいが、学年による制限のため入れなかった

□ 利用したいが、利用料が高額のため

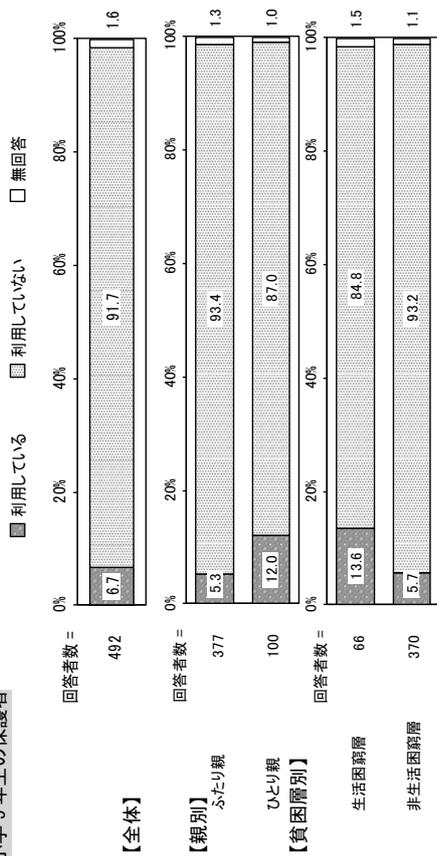
□ 無回答



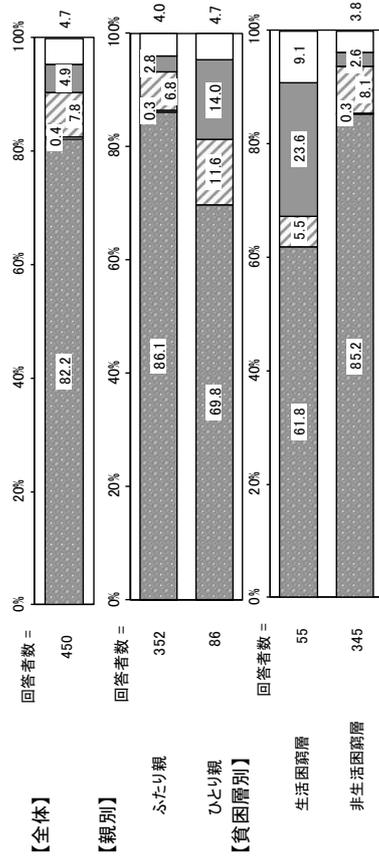
小学2年生で放課後児童クラブを利用している子どもは42.4%であり、ひとり親や生活困窮層の方の利用割合が高くなっています。

また、利用していない子ども理由は、定員の制限や利用料が高額なためというケースもあります。とくに、利用料が高額による利用制約は親別で見るとひとり親に、貧困層別で見ると生活困窮層においてより顕著にみられる傾向にあります。

小学5年生の保護者



- 利用している
- 利用していない
- 無回答

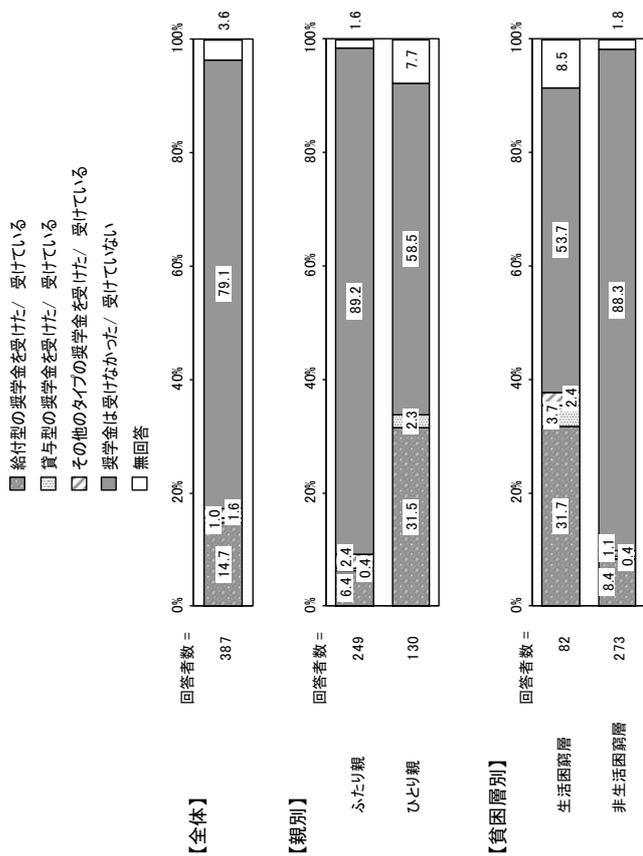


小学5年生になると放課後児童クラブの利用は少なくなっており、利用率は6.7%となっています。ひとり親と生活困窮層では利用割合が高くなっています（それぞれ12.0%、13.6%）。

利用できない理由のなかで「利用する必要がない」を除くと、小学2年生と異なり、学年による制限で利用できない層が最も多くなっています。この傾向はひとり親でより強く表れています。他にも利用料が高額で利用を諦める人も4.9%おり、これはひとり親や生活困窮層でより顕著にあらわれています（それぞれ14.0%、23.6%）。

(4) 奨学金

奨学金の利用の有無について聞きました。結果は以下の通りです（高校生の保護者のみ）。



高校に通う子どもたち、奨学金を利用しているのは17.3%となっています。そのうちの大半が給付型の奨学金となっています。親別と貧困層別で見ると、奨学金の利用率に大きな差がみられます。ひとり親はふたり親より3.7倍多く奨学金を利用しており、生活困窮層は非生活困窮層よりも3.8倍多く奨学金を利用しています。

(5) 制度の利用の有無

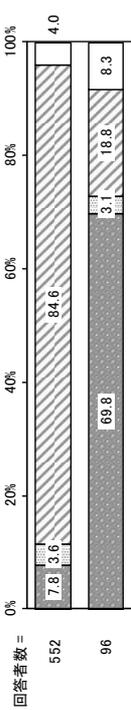
「就学援助」、「生活保護」、「生活困窮者の自立支援窓口」、「児童扶養手当」、「ひとり親家庭に関する公的支援」の各種支援制度の利用について聞きました。結果は以下の通りです。

就学援助（小学2年生） 二れまでの利用経験

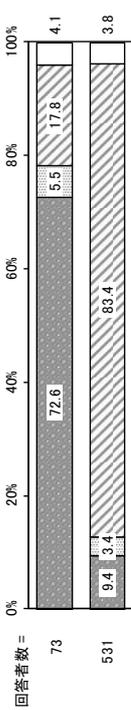
【全体】



【親別】

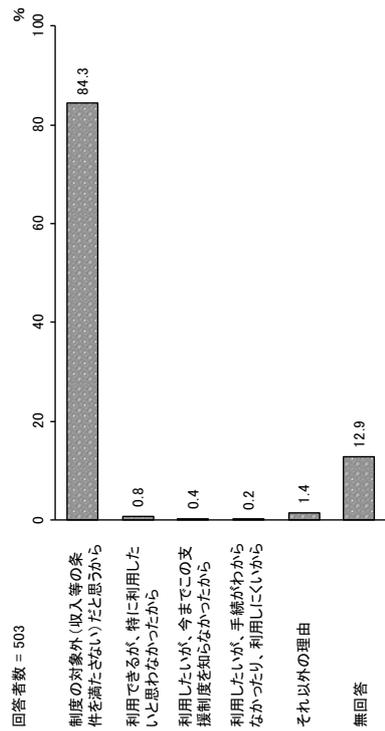


【貧困層別】



利用したことがない理由

【全体】



【親別】【貧困層別】

単位：%

区分	回答者数 (件)	うたがさの制 かさない 条件外 だと思 満収	ら思 わな か し た い が と 特	た ま ら 知 ら な か つ 制	く つ 利 用 し た が わ か ら な か つ 手	そ れ 以 外 の 理 由	無 回 答
ふたり親	467	85.9	0.6	—	0.2	1.1	12.2
ひとり親	18	66.7	—	11.1	—	5.6	16.7
生活困窮層	13	69.2	7.7	7.7	—	7.7	7.7
非生活困窮層	443	86.7	0.7	—	—	1.4	11.3

小学2年生の保護者で就学援助を現在利用している割合は16.7%、過去に利用していた経験をふまえると2割程度の人が就学援助の利用経験があります。親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層が「現在利用している」（7割程度）と答えています。

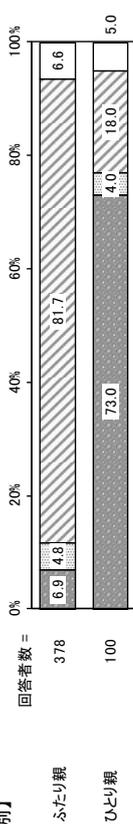
利用したことがないと答えた人の理由は「制度の対象外だと思うから」が最も多くなっていますが、親別と貧困層別で見ると、「利用したいが、今までの支援制度を知らなかったから」と答えるひとり親や生活困窮層の割合が高くなります。また、生活困窮層のなかには、「制度を利用できるが特に利用したいと思わなかった」と答える割合が高くなっています。

就学援助（小学5年生）
これまでの利用経験

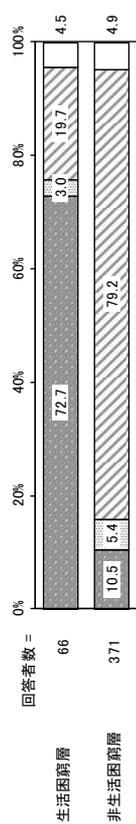
【全体】



【親別】

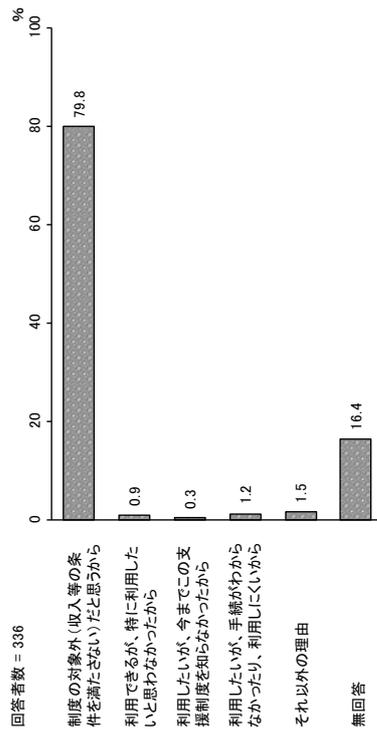


【貧困層別】



利用したことのない理由

【全体】



【親別】【貧困層別】

単位：%

区分	回答者数(件)	うたがわれない対象者割合(%)	思ったより利用できなかった理由(%)	利用したいが、手続がわからなかったり、利用しにくいから(%)	利用できるが、特に利用したいと思わなかったから(%)	制度の対象外(収入等の条件を満たさない)と思うから(%)	それ以外の理由(%)	無回答(%)
ふたり親	309	81.9	0.3	0.3	1.0	0.3	0.6	15.9
ひとり親	18	44.4	11.1	5.6	11.1	—	11.1	27.8
生活困窮層	13	46.2	7.7	7.7	15.4	—	15.4	23.1
非生活困窮層	294	83.0	0.3	0.7	0.7	—	0.7	15.3

小学5年生の保護者が就学援助を現在利用している割合は20.7%、過去に利用していた経験をふまえると25.4%の保護者が就学援助の利用経験があります。親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層が「現在利用している」(7割強)と答えています。

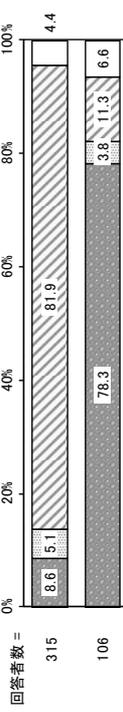
利用したことのないと答えた人の理由は「制度の対象外だと思うから」が最も多く、「利用しにくいから」「利用できるが、特に利用したいと思わなかったから」と答えるひとりが生活困窮層の割合が高くなります。

【**就学援助（中学2年生）**
これまでの利用経験

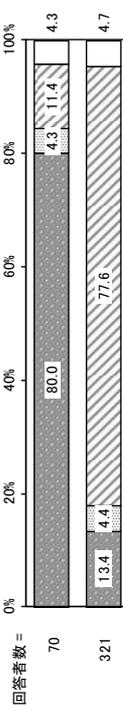
【**全体**】



【**親別**】

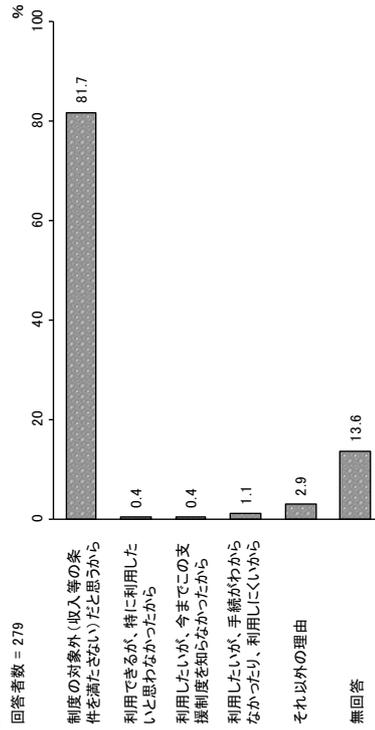


【**貧困層別**】



【**利用したことがない理由**】

【**全体**】



【**親別**】【**貧困層別**】

単位：%

区分	回答者数(件)	等制ない条件対象外と意識から	な利用できなかったから	利用できるが、特	知で利用したか支援がなかったか	利用したいが、手続がわからなかったり、利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
ふたり親	258	81.8	0.4	0.4	0.4	1.2	2.3	14.0
ひとり親	12	75.0	—	—	—	—	16.7	8.3
生活困窮層	8	62.5	—	—	—	—	—	37.5
非生活困窮層	249	83.9	0.4	0.4	0.4	1.2	3.2	10.8

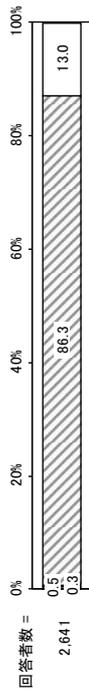
中学2年生の保護者で就学援助を現在利用している割合は25.4%、過去に利用していた経験をふまえると3割の保護者が就学援助の利用経験があります。親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層が「現在利用している」(8割程度)と答えています。

利用したことがないと答えた人の理由は「制度の対象外だと思うから」が最も多くなっていますが、親別と貧困層別で見ると、制度の対象外とは思っていないことがわかりますが、「それ以外の理由」や「無回答」が多くなっており、正確な理由がつかめませんでした。

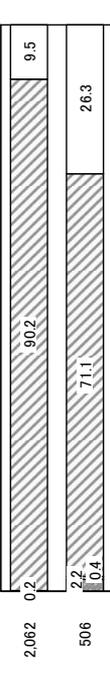
生活保護

これまでの利用経験

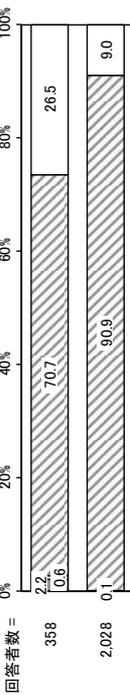
【全体】 現在利用している 現在利用していないが、以前利用したことがある 利用したことがない 無回答



【親別】



【貧困層別】



利用したことがない理由

区分	回答者数 (件)	制度の対象外(収入等)と思うから	利用できるが、思ったより	利用したいが、今の支度から	利用したいが、手続きが	それ以外の理由	無回答
ふたり親	1860	82.8	0.3	0.1	0.1	2.2	14.6
ひとり親	360	61.4	1.7	1.1	2.5	6.4	27.2
生活困窮層	253	58.5	1.2	0.8	3.2	7.5	29.2
非生活困窮層	1843	83.4	0.3	0.1	0.1	2.1	14.1

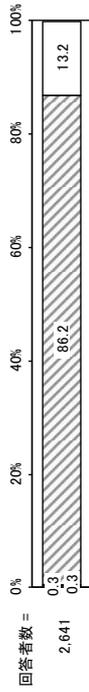
生活保護の利用は、「現在利用している」と「以前利用したことがある」と回答した人を含めても0.8%とその利用率は非常に低くなっています。親別でみた場合の利用率は、ひとり親で2.6%、貧困層別で見ると生活困窮層で2.8%となっており、やはり利用率は低くなっています。

利用したことがない理由のうち、「利用したいという意思がありながらも手続きがわからない」と回答した保護者は、ひとり親や生活困窮層に相対的に多くみられます。また、制度を利用できることを知りながら「利用したいと思わない」「それ以外の理由」「無回答」と回答するひとり親や生活困窮層が相対的に多くみられます。貧困に陥りやすい人にとって生活保護制度が利用しやすいものとなっているとはいいたがたい状況です。

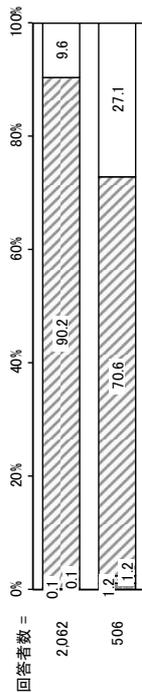
生活困窮者の自立支援窓口 (自立生活サポートセンターなど)

これまでの利用経験

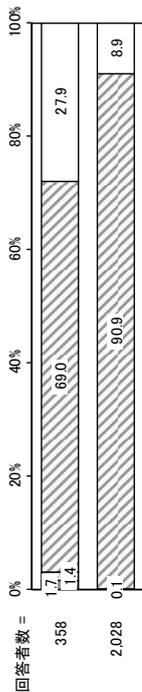
【全体】 現在利用している 現在利用していないが、以前利用したことがある 利用したことがない 無回答



【親別】



【貧困層別】



利用したことがない理由

区分	回答者数 (件)	制度の対象外(収入等)と思うから	利用できるが、思ったより	利用したいが、今の支度から	利用したいが、手続きが	それ以外の理由	無回答
ふたり親	1860	82.0	0.5	0.2	—	2.5	14.8
ひとり親	357	44.5	6.2	3.4	4.5	12.9	28.9
生活困窮層	247	47.0	2.8	3.6	5.3	10.1	31.6
非生活困窮層	1843	81.2	1.2	0.3	0.1	3.0	14.3

生活困窮者自立支援窓口の利用は、現在の利用と以前の利用を含めて0.6%と低くなっていますが、親別でみた場合にはひとり親(2.4%)で、また貧困層で見ると生活困窮層(3.1%)の利用率が高くなっています。

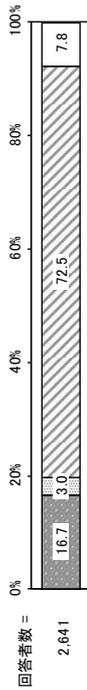
ひとり親と生活困窮層では、「制度の対象外」と思う人の割合は、ふたり親と非生活困窮層よりも低いのですが、「利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから」や「利用したいが、今までの支援制度を知らなかった」ことを背景に利用に至っていないようです。「利用できるが、特に利用したいと思わない」と考えるひとり親や生活困窮層も相対的に多くいます。

児童扶養手当

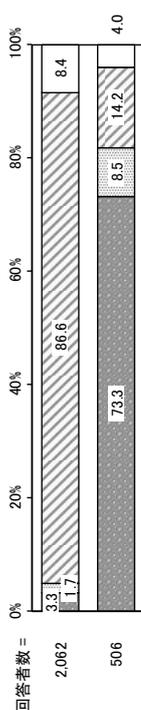
これまでの利用経験

【全体】

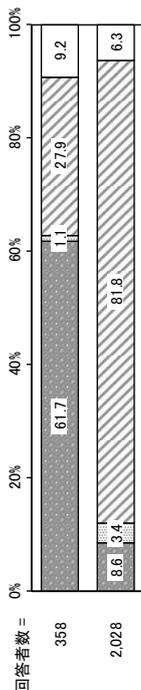
■ 現在利用している □ 現在利用していないが、以前利用したことがある ▨ 利用したことがない □ 無回答



【親別】



【貧困層別】



利用したことがない理由

区分	回答者数 (件)	かさ入制 らな 等度の ない家 対だ 象と を満 うた った	わに利 な利用 でき なかつ たが か らと 思	ら 知 らな か つ 援 が か 度 今	いた 結 利 か り わ し 利 用 し な か く つ 手	そ れ 以 外 の 理 由	無 回 答
ふたり親	1785	82.8	0.3	0.2	0.1	2.2	14.4
ひとり親	72	65.3	—	2.8	—	12.5	19.4
生活困窮層	100	69.0	—	3.0	1.0	8.0	19.0
非生活困窮層	1658	84.0	0.3	0.1	0.1	2.2	13.4

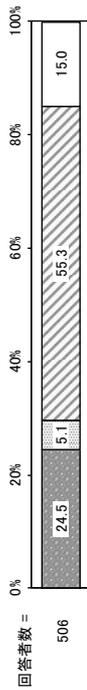
児童扶養手当の利用は現在と以前の利用を合わせると 2 割ほどが利用の経験があるとなつてい
ます。親別でみた場合にはひとり親で、貧困層別でみた場合には生活困窮層での利用が相対的に多
くなつています。利用したことがない理由については、「利用したいが、今までの支援制度を知ら
なかつたから」、「それ以外の理由」、「無回答」と答えるひとり親や生活困窮層で相対的に多くな
つています。

ひとり親家庭に関する公的支援

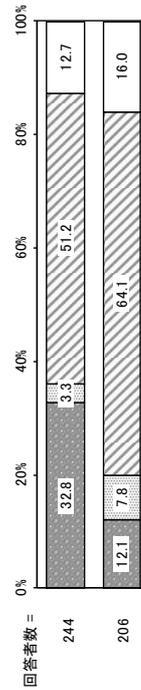
これまでの利用経験

【全体】

■ 現在利用している □ 現在利用していないが、以前利用したことがある ▨ 利用したことがない □ 無回答



【貧困層別】



利用したことがない理由

【貧困層別】

区分	回答者数 (件)	うた さ 入 制 ら な 等 度 の 家 対 だ 象 と を 満 う た っ た	わ に 利 な 利 用 で き な か つ た が か ら と 思	ら 知 ら な か つ 援 が か 度 今	いた 結 利 か り わ し 利 用 し な か く つ 手	そ れ 以 外 の 理 由	無 回 答
生活困窮層	125	19.2	14.4	10.4	14.4	12.8	28.8
非生活困窮層	132	44.7	12.1	3.8	7.6	11.4	20.5

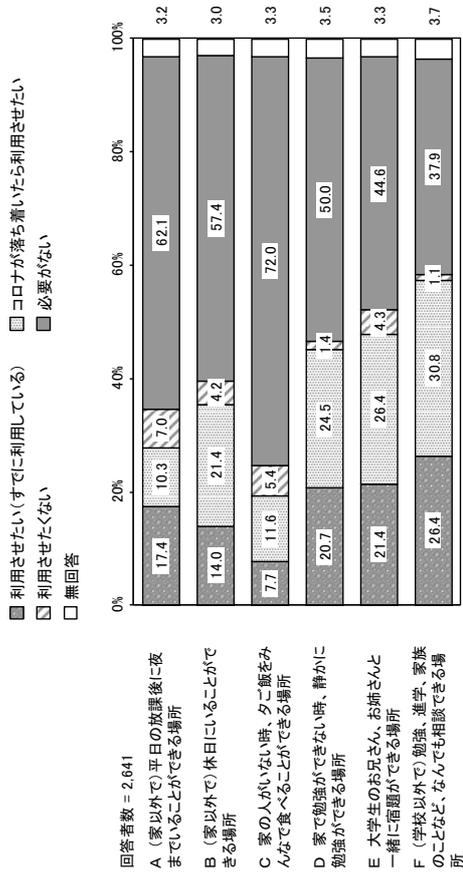
ひとり親家庭における支援を受けている子育て世帯は 24.5%で、過去の経験も含めると 3 割の
世帯が利用を経験しています。

貧困層別で見ると、生活困窮層で利用の割合が高くなつています。

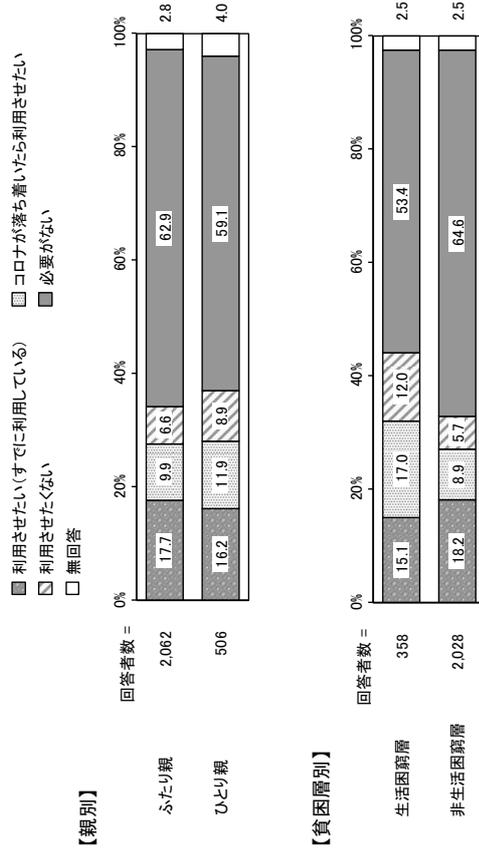
利用したことがない理由については、「制度の対象外だと思つたから」と考える生活困窮層は少な
く、むしろ「利用したいが、今までの支援制度を知らなかつたから」や「利用したいが、手続き
がわからなかつたり、利用しにくいから」が非生活困窮層よりも多くなつています。

(6) 子どもに利用させたい場所

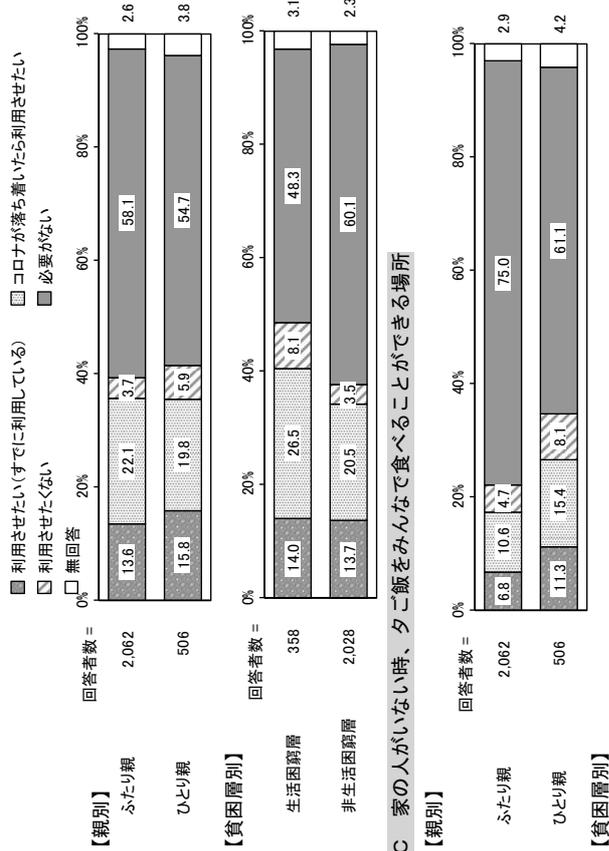
保護者が子どもに利用させたい場所について聞きました。結果は以下の通りです。



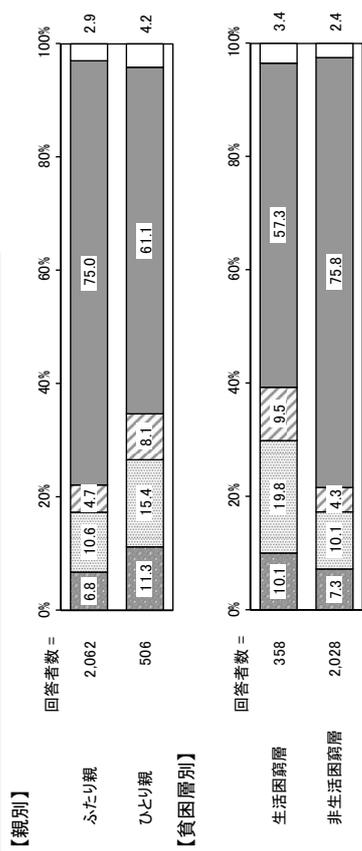
A (家以外) 平日の放課後に夜まで利用できる場所



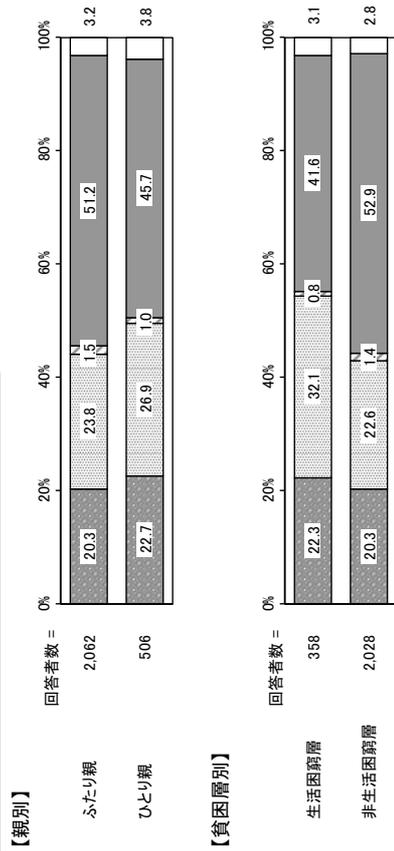
B (家以外) 休日にいることができる場所



C 家の人がいない時、夕ご飯をみんなで食べることができる場所

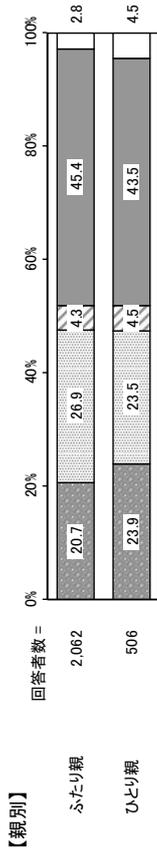


D 家で勉強ができない時、静かに勉強ができる場所

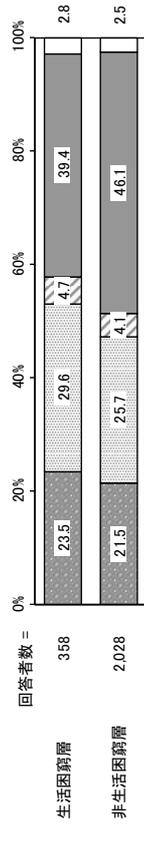


E 大学生のお兄さん、お姉さんと一緒に宿題ができる場所

■ 利用させたい(すでに利用している) □ コロナが落ち着いたら利用させたい
 □ 利用させたくない □ 必要がない
 □ 無回答

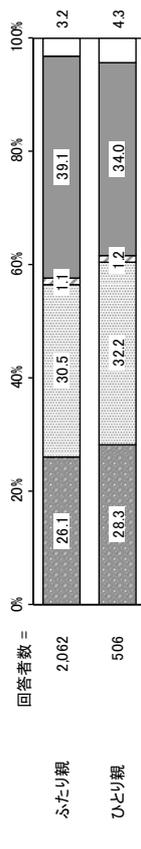


【貧困層別】

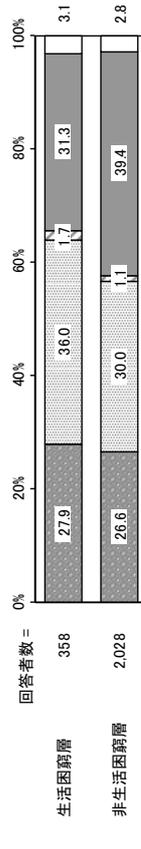


F (学校以外で) 勉強、進学、家族のことなど、なんでも相談できる場所

【親別】



【貧困層別】



全体で見ると、保護者が子どもにも利用させたいと思っている場所として、相談場所(F)、勉強場所(E、D)、居場所(A、B)、食事ができる場所(C)の順に利用ニーズが見られました。

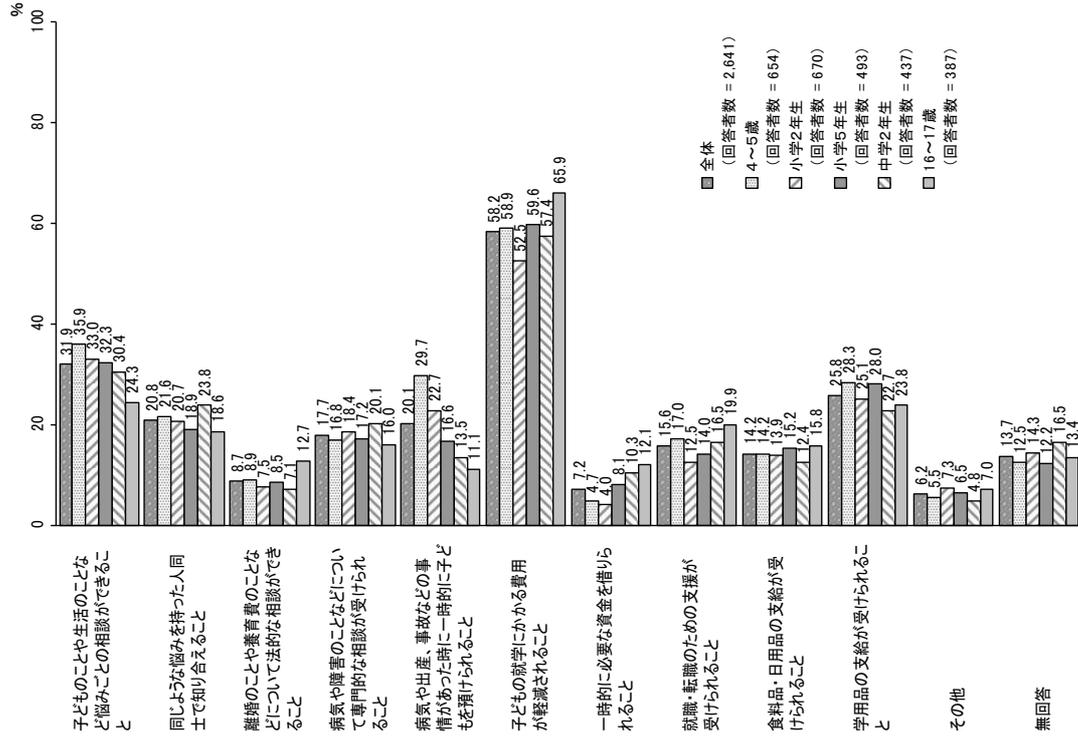
親別でみた場合に、ひとり親とふたり親の保護者で利用ニーズに違いがより出ている項目は、「家の人がいないとき、夕ご飯をみんなで食べることができる場所」で、ひとり親の保護者は食事できる場所

についてのニーズが相対的に高いことがわかります。貧困層別でみた場合に、どの項目についても生活困窮層の方が非生活困窮層よりもニーズが高いことがわかりますが、その違いは若干にとどまっています。

(7) 重要だと思いう支援

重要だと思いう支援について聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】【年齢別】



重要だと思いう支援では、どの年齢層でも「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」(58.2%)を挙げています。とくに年齢層で見ると16~17歳の保護者(65.9%)が最も多く重要な項目として指摘しています。その他も就学に関する事で「学用品の支給が受けられること」を挙げています。

【親別】【貧困層別】

区分	回答者数 (件)	子どもの相談ができること	同じような悩みを持った人同士で知り合えること	離婚したことや養育費のことなどについて法的な相談ができること	相談が受けられることなどについて専門的な相談が受けられること	病気や出産事故などの事情があった時に一時的に子どもを預けられること	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	一時的に必要な資金を借りられること	就職・転職のための支援が受けられること	食料品・日用品の支給が受けられること	学用品の支給が受けられること	その他	無回答
ふたり親	2,062	33.0	21.5	6.7	18.7	20.6	55.3	5.1	14.1	10.4	21.7	6.0	14.9
ひとり親	506	24.9	16.6	16.6	14.0	18.8	71.3	15.8	22.9	30.2	43.1	7.7	8.9
生活困窮層	358	29.6	19.8	15.6	19.0	20.9	75.7	20.1	27.9	37.4	51.7	9.2	5.6
非生活困窮層	2,028	32.7	20.6	7.7	17.3	20.3	55.9	4.8	13.5	9.9	21.0	6.1	14.1

単位：%

親別でみた場合、ひとり親もふたり親も高い割合で重要な支援に挙げているのが、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」についてです。その他、ひとり親は「学用品の支給が受けられること」「食料品・日用品の支給が受けられること」「就職・転職のための支援が受けられること」「一時的に必要な資金を借りられること」について、ふたり親よりも相対的に多く重要だと考えています。

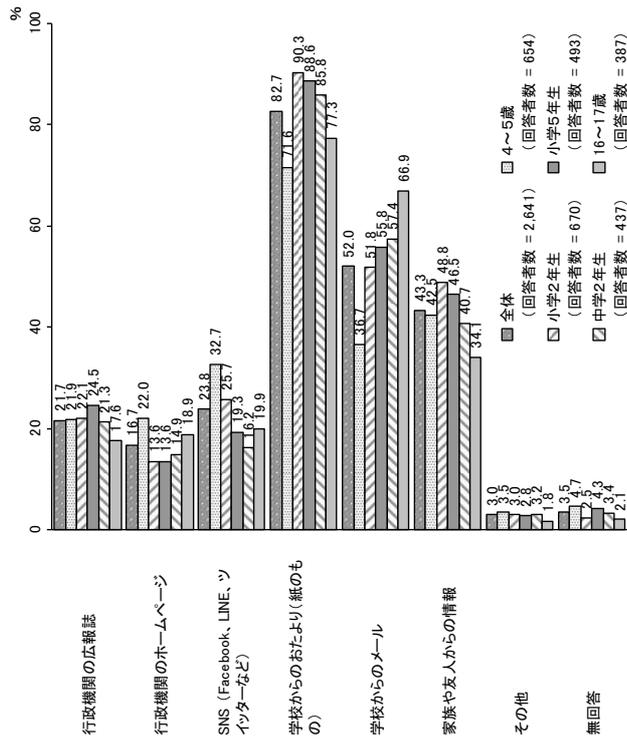
貧困層別で見ると、親別と同じように、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」については、生活困窮層も非生活困窮層も多くの保護者が重要な支援と考えています。その他、生活困窮層は「学用品の支給が受けられること」、「食料品・日用品の支給が受けられること」、「就職・転職のための支援が受けられること」、「一時的に必要な資金を借りられること」について、非生活困窮層より生活困窮層がより重要だと考えています。

3. 情報の受取り方・希望

子どもに関する施策等の情報の受け取り方法と今後どのように受けとりたいかについて聞きました。結果は以下の通りです。

現在の受け取り方法

【全体】【年齢別】

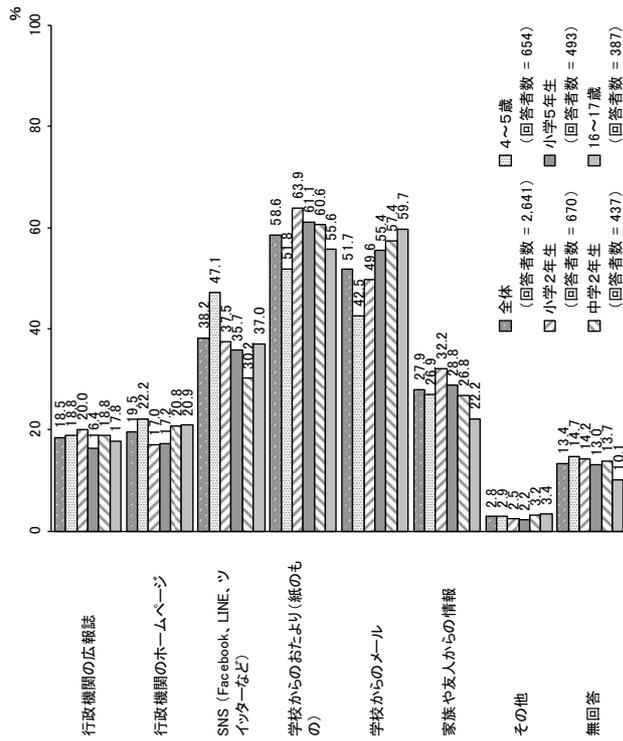


単位：%

【親別】【貧困層別】

区分	回答者数 (件)	行政機関の広報誌	行政機関のホームページ	SNS (Facebook、LINE、ツイッターなど)	学校からの紙のもののおたより	学校からのメール	家族や友人からの情報	その他	無回答
ふたり親	2,062	23.9	16.4	24.9	84.9	52.6	44.5	3.0	2.8
ひとり親	506	12.5	17.6	20.2	74.3	49.0	37.5	2.8	5.7
生活困窮層	358	13.1	13.1	22.1	76.0	52.5	40.5	2.8	3.4
非生活困窮層	2,028	24.3	17.9	24.0	84.6	52.3	44.0	3.1	2.6

今後、受け取りたい方法
【全体】【年齢別】



【親別】【貧困層別】

区分	回答者数(件)	行政機関の広報誌	行政機関のホームページ	SNS (Facebook、LINE、ツイッターなど)	学校からのおたより(紙のもの)	学校からのメール	家族や友人からの情報	その他	無回答
ふたり親	2062	19.9	19.4	38.9	60.0	52.5	29.1	2.6	12.4
ひとり親	506	12.6	19.6	36.6	53.2	47.4	22.1	3.6	17.0
生活困窮層	358	14.2	18.2	39.1	57.3	52.5	24.9	5.0	13.4
非生活困窮層	2028	20.2	20.6	39.0	59.4	52.8	28.8	2.4	12.0

情報の受け取り方で多い順に「学校からのおたより(紙のもの)」、「学校からのメール」、「SNS」、「家族や友人からの情報」となっています。年齢別でみた場合や、親別や貧困層別でみた場合に、大きな違いはありません。

第11章 ひとり親家庭の状況

ひとり親の回答者は506世帯で、そのうち父子世帯は37世帯、母子世帯は456世帯です(13世帯は「その他」と「回答者不明・無回答」)。ひとり親に至った背景ごとに見ると、「離婚」435世帯、「未婚・非婚」41世帯、「死別」30世帯となっています。

本章では、養育費、面会交流、転職の観点からひとり親の実態をみることでひとり親家庭の課題を検討します。

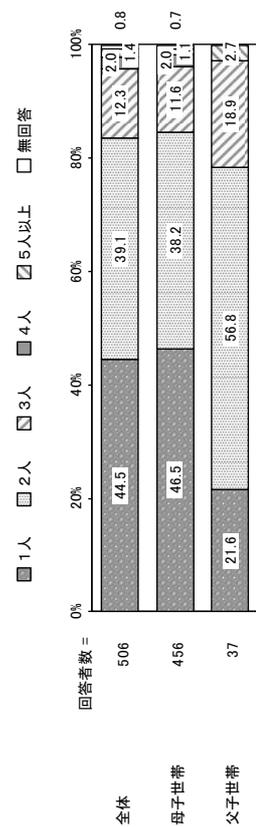
1. ひとり親の回答者の属性

(1) 世帯区分

区分	件数	構成比
単独母子世帯	351	69.4%
同居母子世帯	105	20.8%
単独父子世帯	27	5.3%
同居父子世帯	10	2.0%
その他	7	1.4%
回答者不明・無回答等	6	1.2%
合計	506	100.0%

ひとり親の世帯区分を見ると、多くは単独母子となっています。同居しているひとり親は2割程度となります。

(2) 同居の子どもの人数



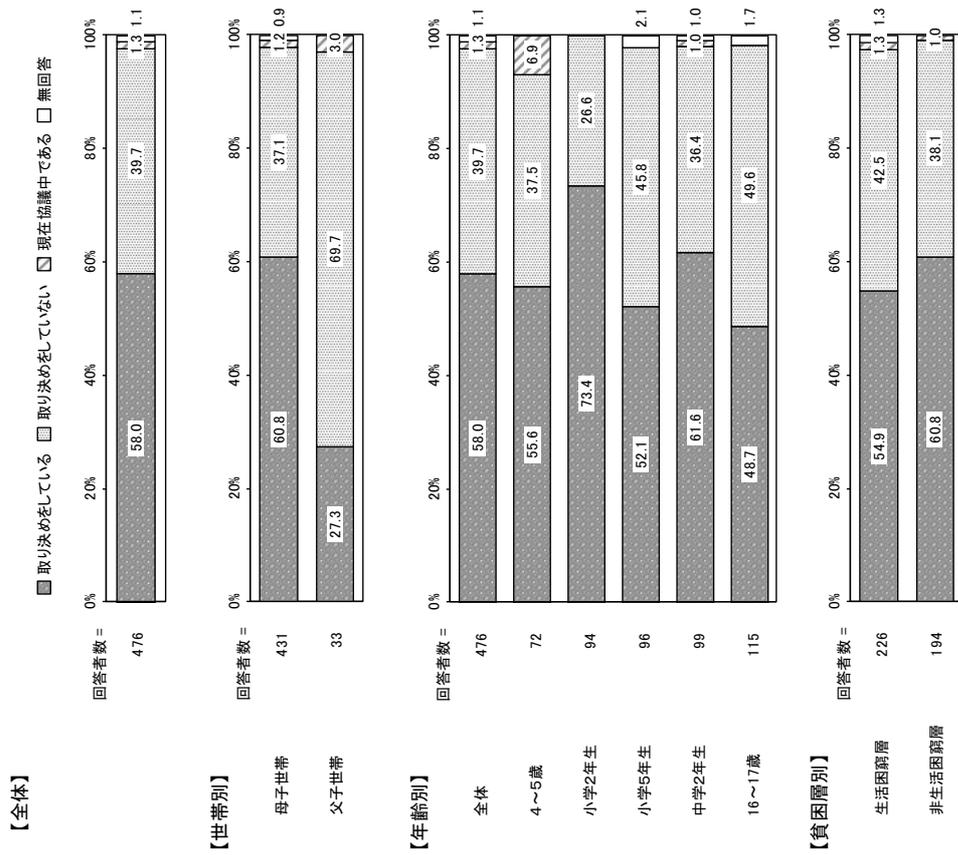
ひとり親の子どもの人数は、母子世帯では1人が最も多いですが、父子世帯では2人が最も多くなっています。

2. 養育費と面会交流

離婚、未婚、非婚を経験した人の養育費と面会交流について聞きました。結果は以下の通りです。

(1) 養育費のとりきめ

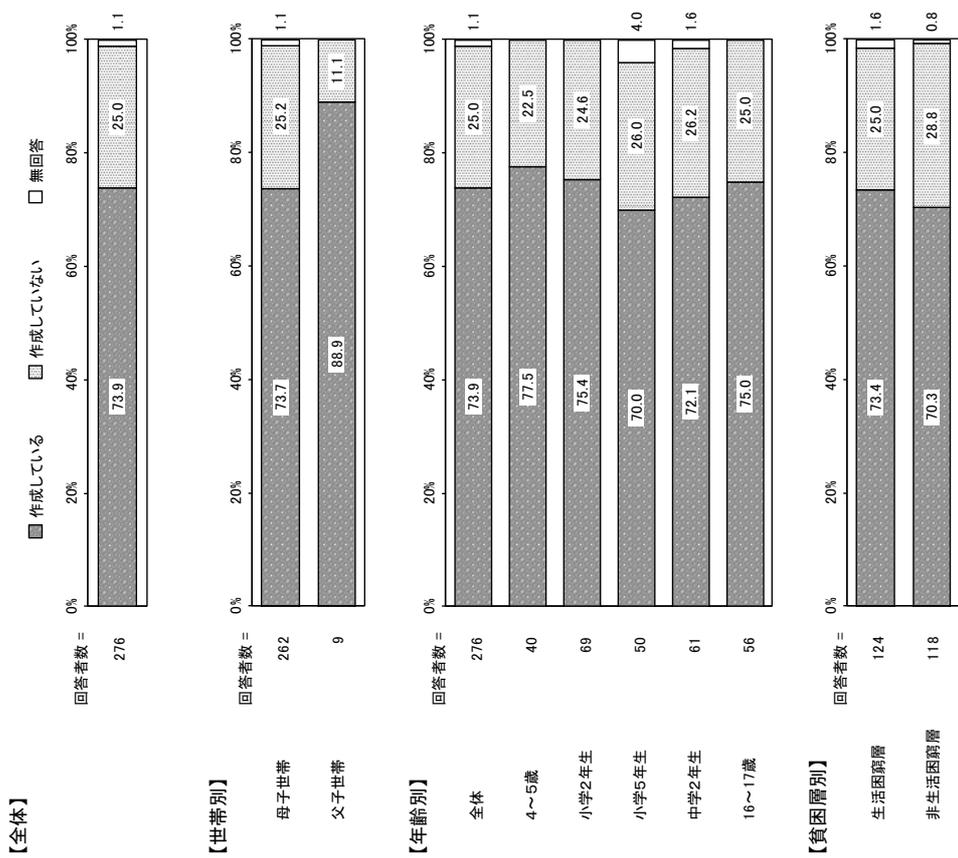
養育費の取り決めについて聞きました。結果は以下の通りです。



養育費の取り決めをしている世帯は全体で見ると6割弱ですが、父子世帯(27.3%)では取り決めしている割合が低くなります。年齢別で見ると小学校2年生で取り決め率が高くなっています。貧困層別で見ると、生活困窮層のほうが取り決めをしていない割合が若干高くなります。

(2) 取り決め内容の書面化

取り決め内容について、書面を作成しているかどうかについて聞きました。結果は以下の通りです。



取り決めの内容について書面を作成している人は204人で、回答者の73.9%を超えます(ひとり親世帯506世帯に対する割合は40.3%)。世帯別で見ると、取り決めをしている割合は父子世帯が多くなっています。父子世帯はそもそも養育費の取り決めをしている割合は低いですが、取り決めをした場合にはきちんと書面化するまで手続きをしています。

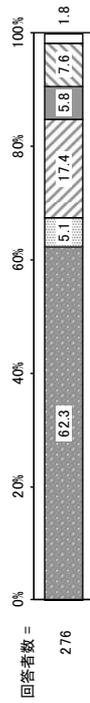
取り決めの書面化については、年齢別や貧困層別でみても大きな差はありませんでした。

(3) 養育費の支払い

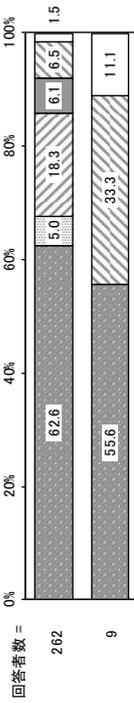
養育費の支払い状況について聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】

- 毎月または定期的に受け取っている
- 定期的ではないが受け取っている
- 以前は支払われていたが、現在は支払ってもらえない
- 取り決めたが、一度も支払ってもらえない
- その他
- 無回答

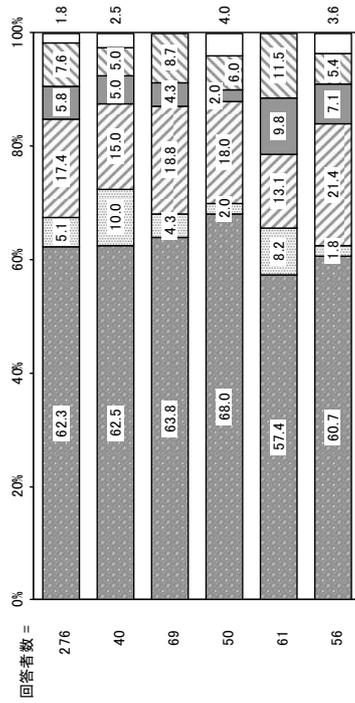


【世帯別】

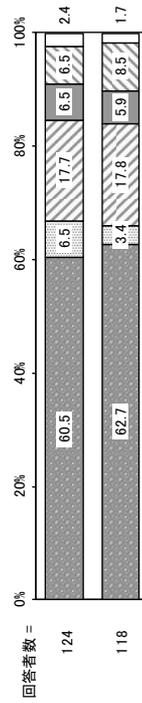


176

【年齢別】



【貧困層別】

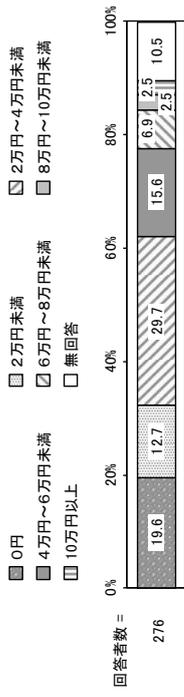


養育費を実際に「毎月または定期的に受け取っている」とり親世帯は回答者のうち172名(62.3%)となります(ひとり親全体に対する割合は34.0%)。母子世帯は「以前は支払われていたが、現在は支払ってもらえない」とする割合が一定数(18.3%)います。継続的な養育費の支払いが課題といえるでしょう。

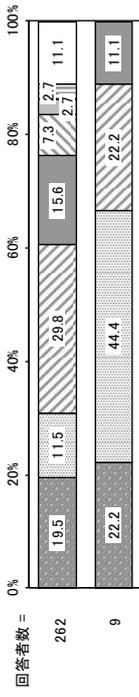
(4) 養育費の平均金額

現在受け取っている養育費の平均額について聞きました。結果は以下の通りです。

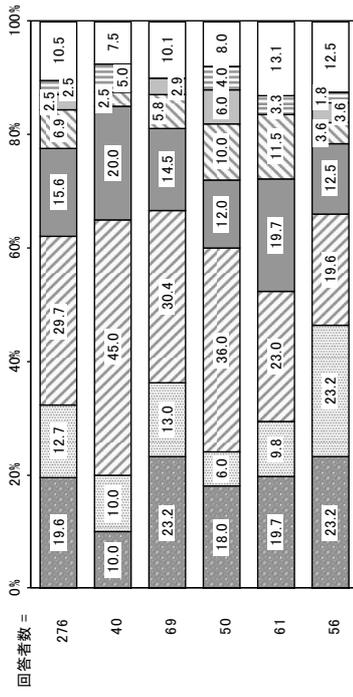
【全体】



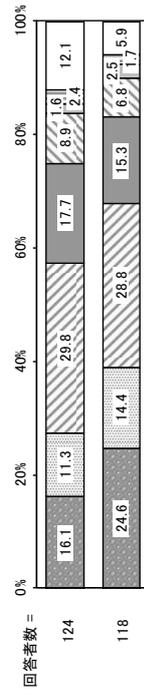
【世帯別】



【年齢別】



【貧困層別】

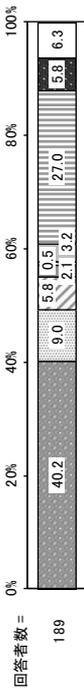
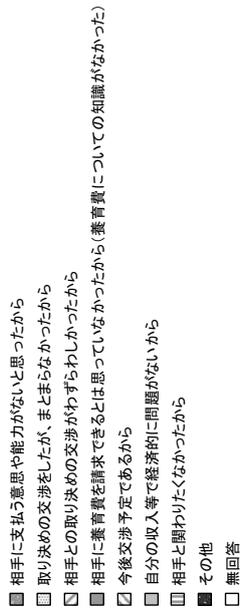


養育費の平均額は2万円～4万円未満が3割と最も多くなっています。世帯別で見ると、父子世帯の方が受け取る平均金額が少なくなっています。

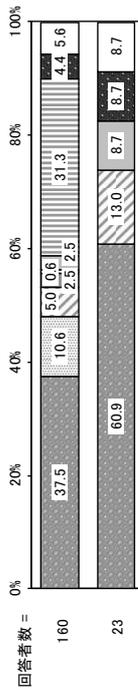
(5) 取り決めをしなかった理由

取り決めをしていない、または取り決めをできなかった理由について聞きました。結果は以下の通りです。

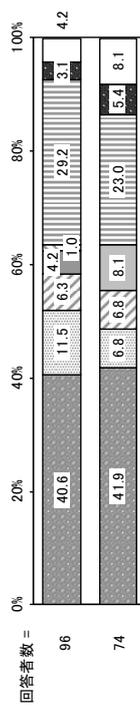
【全体】



【世帯別】



【貧困層別】



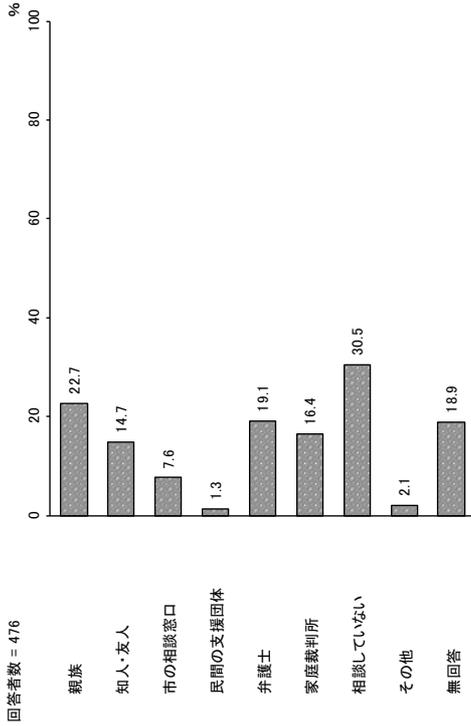
養育費の取り決めをしなかった理由でもっとも多いのは、「相手に支払う意思や能力がない」と思っただけで、4割と最も多くなっています。次いで、「相手とかわりたくなかったから」も3割弱と多くなっています。

世帯別で見ると、「相手とかわりたくなかったから」とする理由が父子世帯よりも母子世帯で多くなっています。父子世帯では「相手に支払う意思や能力がない」と思っただけから」と考える人が6割を占めています。

(6) 養育費の相談

養育費の相談状況について聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】



【貧困層別】【世帯別】

区分	回答者数 (件)	親族	知人・友人	市の相談窓口	民間の支援団体	弁護士	家庭裁判所	相談していない	その他	無回答
母子世帯	431	23.9	16.2	8.4	1.4	20.0	17.2	29.2	1.9	17.9
父子世帯	33	3.0	—	—	—	12.1	3.0	48.5	3.0	33.3
生活困窮層	226	23.5	14.2	10.2	1.3	16.4	15.9	31.0	2.2	19.0
非生活困窮層	194	21.6	16.0	6.2	1.5	22.7	15.5	33.0	1.5	15.5

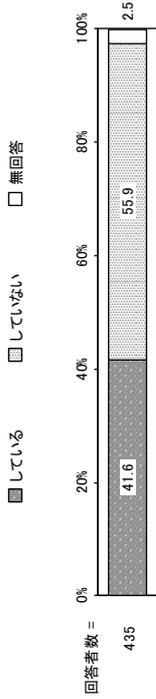
養育費について「相談していない」(30.5%)が最も多くなっています。とくに相談しないのは父子世帯(48.5%)です。

相談相手として割合の高い順に「親族」(22.7%)、「弁護士」(19.1%)、「家庭裁判所」(16.4%)、「知人・友人」(14.7%)となっています。なお、生活困窮層は非生活困窮層と比べて「市の相談窓口」に比べて「相談していない」(30.5%)が最も多くなっています。

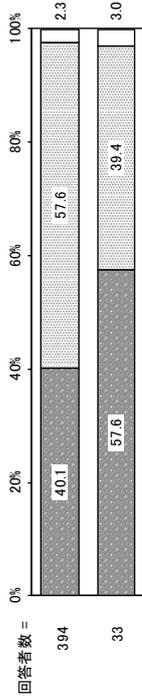
(7) 面会交流

離婚によってひとり親になった回答者に対して面会交流について聞きました。結果は以下の通りです。

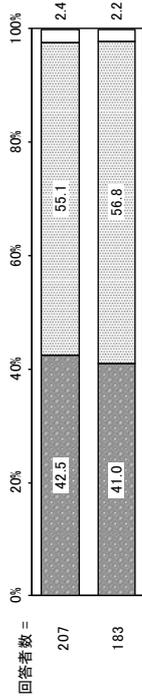
【全体】



【世帯別】



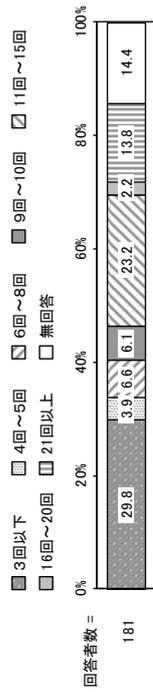
【貧困層別】



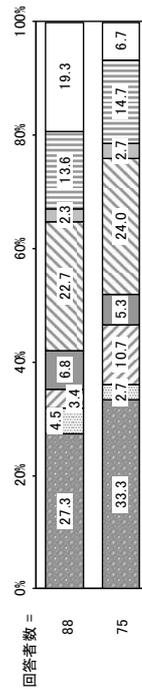
面会交流をしている世帯は181世帯で、回答者の4割程度となります(ひとり親世帯の35.7%)。面会交流している世帯を世帯別で見ると父子世帯の方がその割合は高くなっています。

年あたり面会交流の回数は以下になりました。

【全体】



【貧困層別】



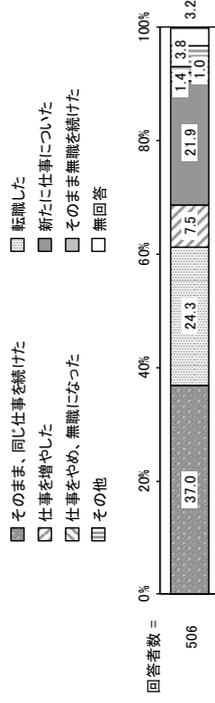
面会の回数は年あたり、割合の多い順に3回以下(29.8%)、6-8回(23.2%)、21回以上(13.8%)となっています。

3. 仕事上の変化について

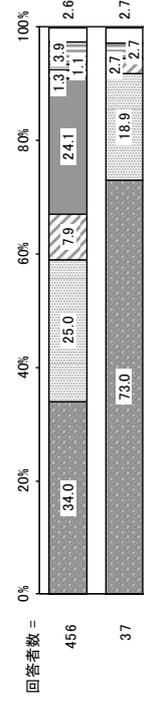
(1) 離婚前後での仕事の変化

ひとり親家庭になる前となった後で、仕事上どのような変化があったかについて聞きました。結果は以下の通りです。

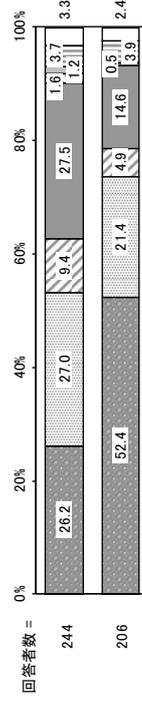
【全体】



【世帯別】



【貧困層別】



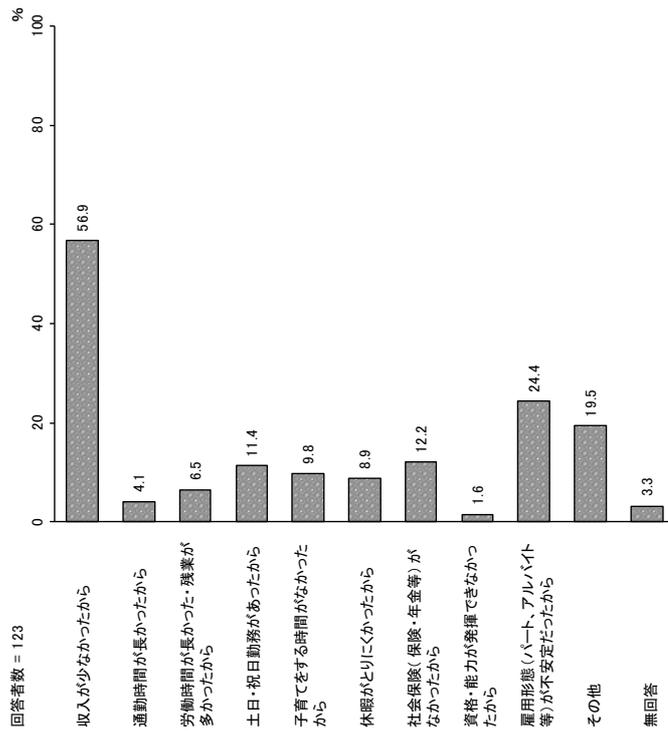
ひとり親になった前後で仕事上に変化があったのは主に母子世帯であり、「転職した」(25.0%)、「仕事を増やした」(7.9%)、「新たに仕事について」(24.1%)など対応しています。「そのまま、同じ仕事をつづけた」のは34.0%のみです。他方、父子世帯の73.0%が「そのまま、同じ仕事をつづけた」としており、母子世帯とは大きく異なります。

貧困層別に見た場合、生活困窮層の方が仕事上の変化が大きく表れていることがわかります。

(2) 転職した理由は何ですか

転職したと回答した人に転職した理由を聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】



第12章 新型コロナウイルス感染症の影響

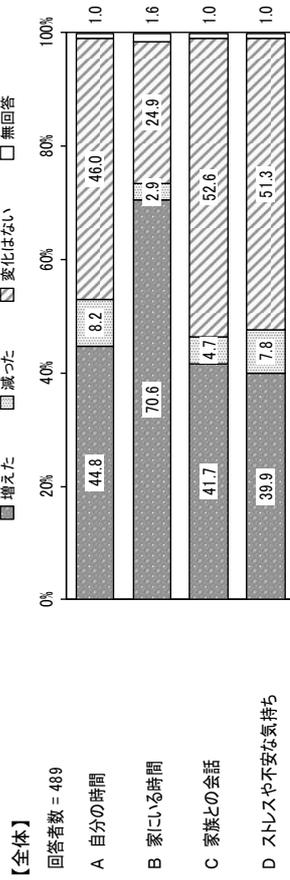
新型コロナウイルス感染症は子育て世帯に大きな影響を与えました。特に緊急事態宣言や休校・休園措置によって保護者も子どもも困難な生活を強いられることになりました。とくに生活困窮世帯やひとり親世帯への影響にも着目しながら実態を明らかにし、課題を検討していきます。

1. 子どもへの影響

子どもへの影響について、結果は以下の通りです。

(1) 生活全般への影響について (小学5年生)

新型コロナウイルス感染症の影響について、自分の時間、家にいる時間、家族との会話、ストレスや不安な気持ちについて聞きました。結果は以下の通りです。



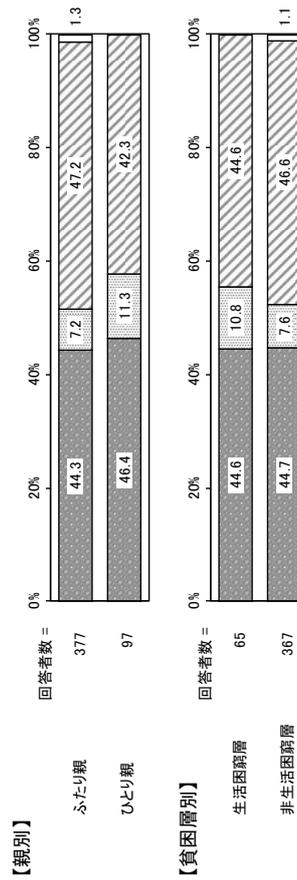
A 自分の時間

【貧困層別】

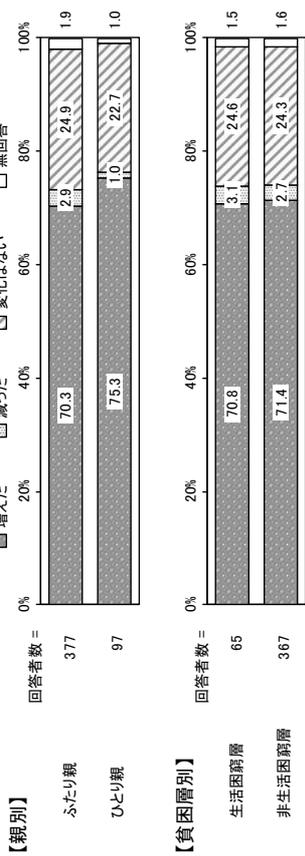
区分	回答者数 (件)	収入が少なかったから	通勤時間が長かったから	労働時間が長かった・残業が多かったから	土日・祝日勤務があったから	子育てをする時間がなかったから	休暇がとりにくかったから	社会保険(保険・年金等)がなかったから	資格・能力が発揮できなかったから	雇用形態(パート、アルバイト等)が不安定だったから	その他	無回答
生活困窮層	66	54.5	3.0	9.1	12.1	13.6	10.6	10.6	—	21.2	19.7	4.5
非生活困窮層	44	61.4	6.8	4.5	6.8	6.8	9.1	11.4	4.5	31.8	15.9	2.3

単位：%

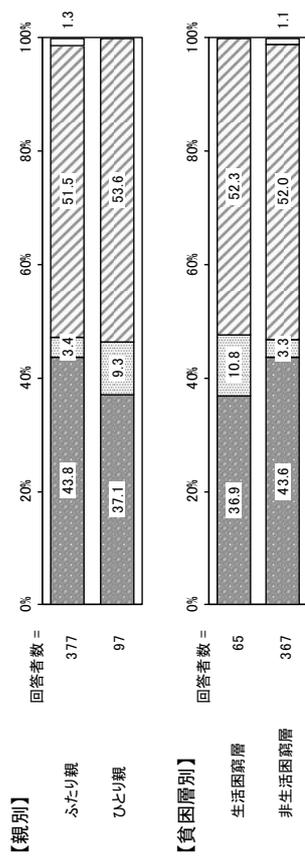
ひとり親になったときに転職をした理由は、「収入が少なかったから」(56.9%)、「雇用形態が不安定だったから」(24.4%)が多くなっていますが、貧困層別で見ると、「労働時間が長かった・残業が多かったから」「土日・祝日勤務があったから」「子育てをする時間がなかったから」など仕事と子育ての両方を理由として転職していることがわかります。



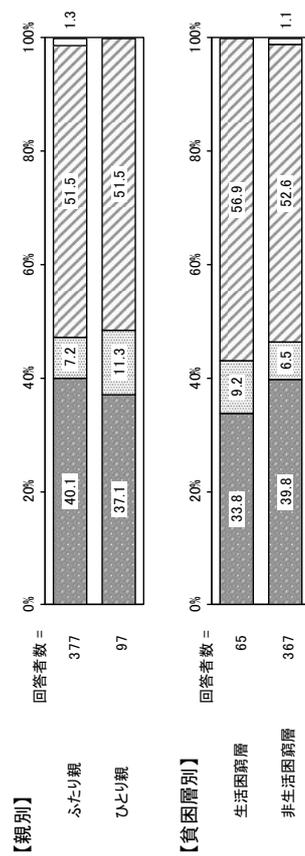
B 家にいる時間



C 家族との会話



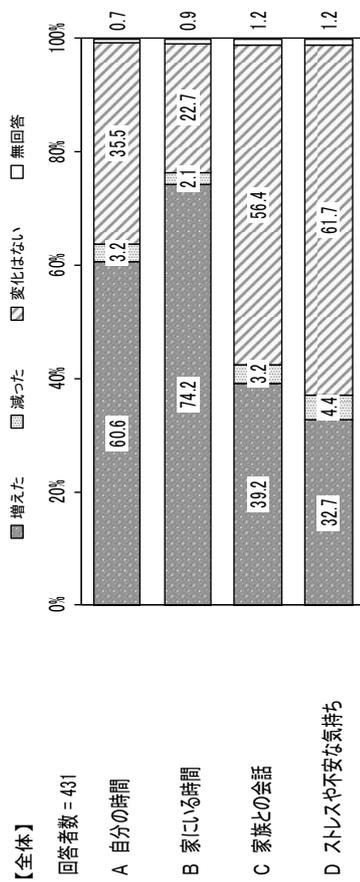
D ストレスや不安な気持ち



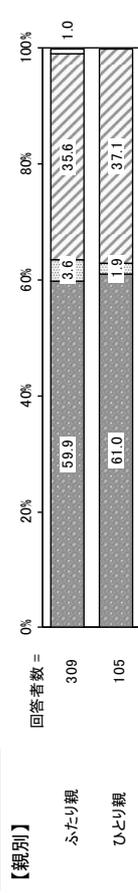
いずれの項目についても、生活への影響は「減った」よりも「増えた」と答えています。親別と貧困層別にみても異なる増減を示した項目は、「家族との会話」で、ひとり親と生活困窮層においては「減った」と答える割合が多くなっています。

(2) 生活全般への影響について (中学2年生)

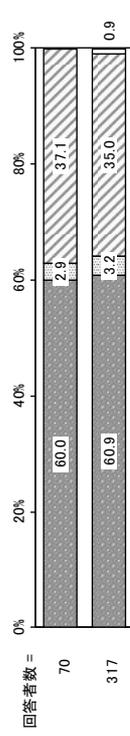
新型コロナウイルス感染症の影響について、自分の時間、家にいる時間、家族との会話、ストレスや不安な気持ちについて聞きました。結果は以下の通りです。



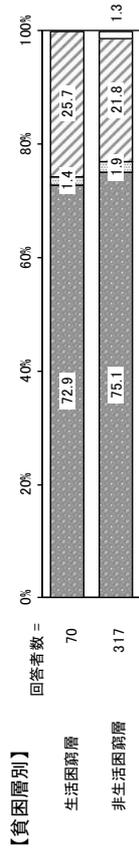
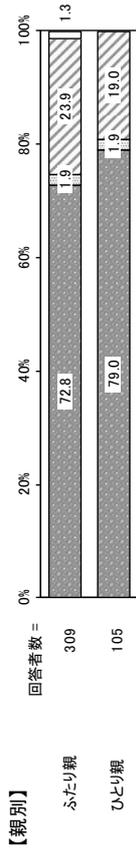
A 自分の時間



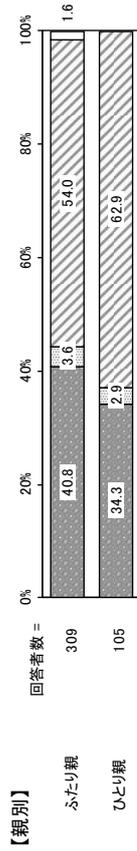
【貧困層別】



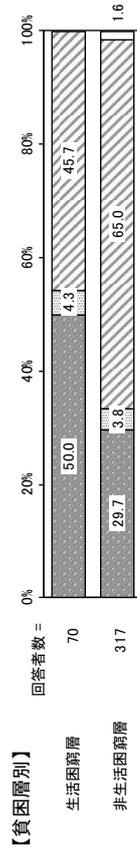
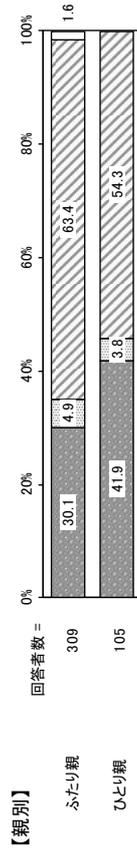
B 家にいる時間



C 家族との会話



D ストレスや不安な気持ち

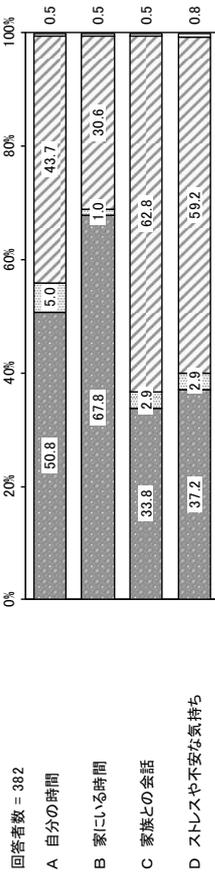


いずれの項目についても、生活への影響は「減った」よりも「増えた」と答えています。「ストレスや不安な気持ち」については、親別と貧困層別に見ると、ひとり親と生活困窮層においては「増えた」と答える割合が多くなっています。

(3) 生活全般への影響について (16-17歳)

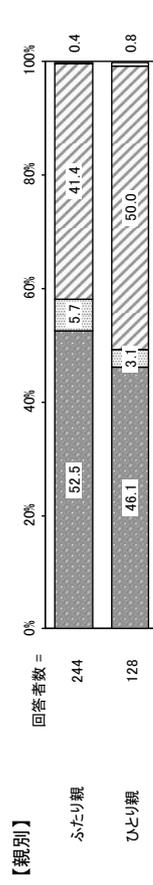
新型コロナウイルス感染症の影響について、自分の時間、家にいる時間、家にある時間、家族との会話、ストレスや不安な気持ちについて聞きました。結果は以下の通りです。

【全体】

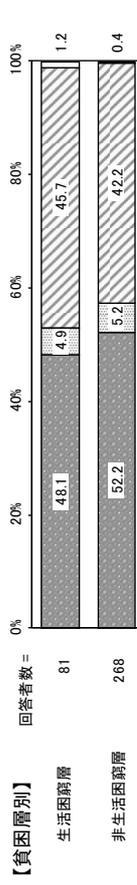


AからDの各項目を親別、貧困層別にみた結果は以下となりました。

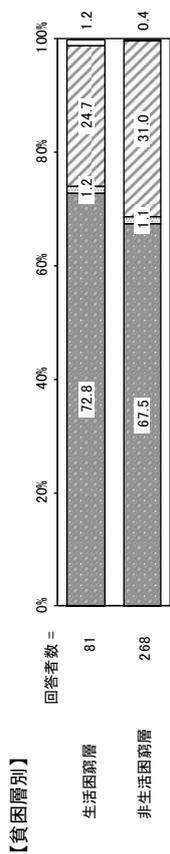
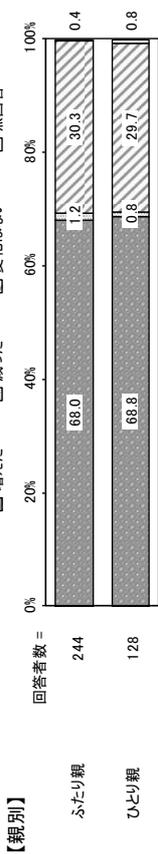
A 自分の時間



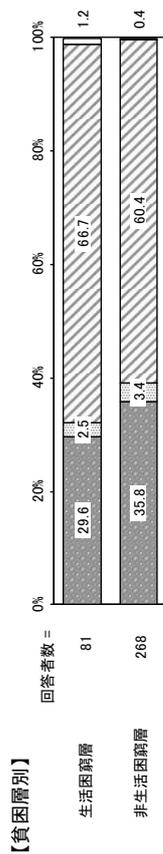
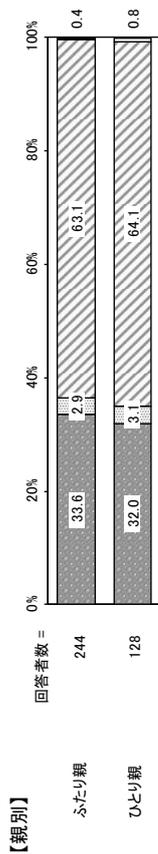
【貧困層別】



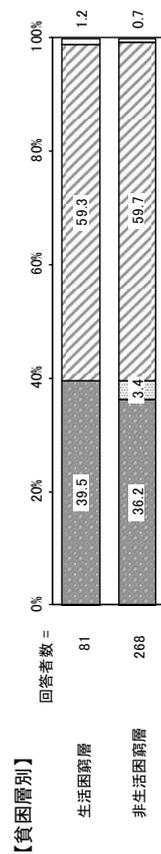
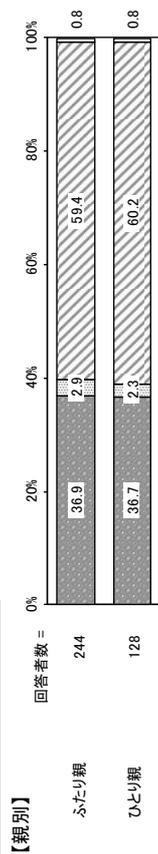
B 家にいる時間



C 家族との会話



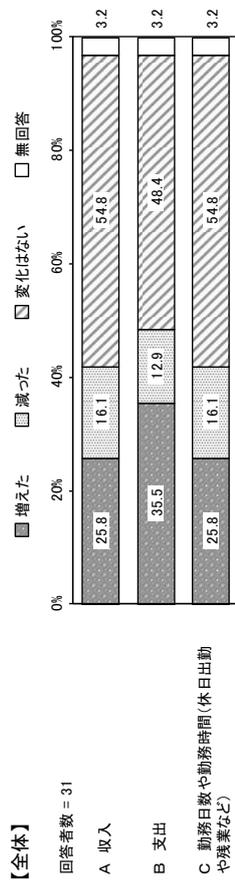
D ストレスや不安な気持ち



いずれの項目についても、生活への影響は「減った」よりも「増えた」と答えています。各項目について親別でみた場合、「自分の時間が減った」と回答する割合がひとり親よりも若干多くなっています。

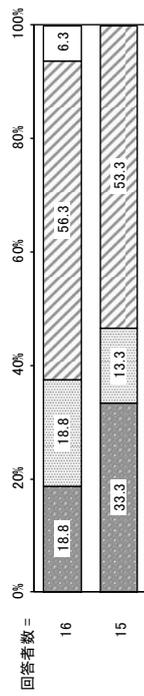
(4) 就労状況の変化 (16-17歳)

16-17歳の子どもで現在働いている方(アルバイトなどをふくみます)に、新型コロナウイルス感染症の拡大による就労状況の変化について聞きました。結果は以下の通りです。

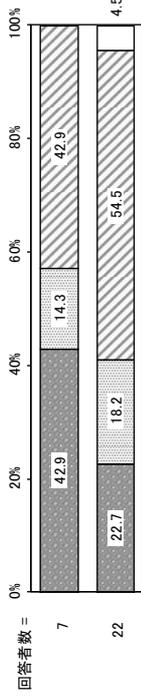


A 収入

【親別】

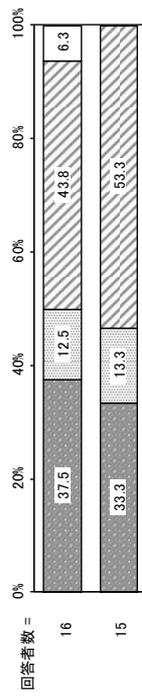


【貧困層別】

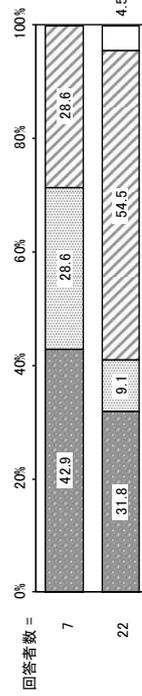


B 支出

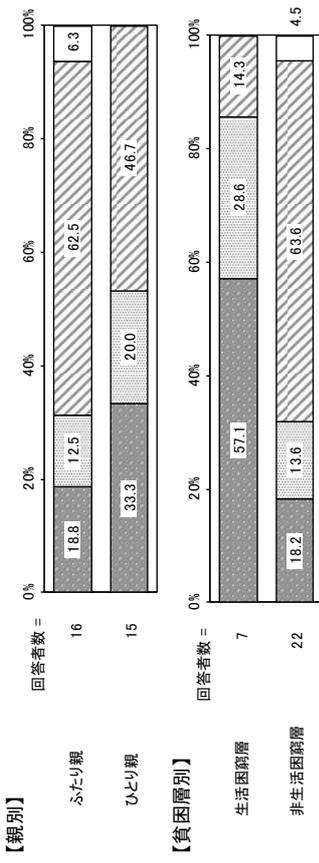
【親別】



【貧困層別】



C 勤務日数や勤務時間（休日出勤や残業など）



16-17歳で働いている31人に就労の変化について聞いたところ、まず、収入については、全体で「増えた」(25.8%)、「減った」(16.1%)、「変化はない」(54.8%)でしたが、親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層は、収入が増えた割合が多く(それぞれ33.3%、42.9%)、また収入が減った割合は全体より低くなっている(それぞれ13.3%、14.3%)という違いがありました。

支出については、全体で「増えた」(35.5%)、「減った」(12.9%)、「変化はない」(48.4%)という結果になりました。親別と貧困層別で見ると、ふたり親と生活困窮層で支出が増えた割合が高くなっています(それぞれ37.5%、42.9%)。

勤務日数や勤務時間については、全体で「増えた」(25.8%)、減った(16.1%)、「変化はない」(54.8%)と収入と同じ動向を示しています。親別と貧困層別で見ると、ひとり親と生活困窮層でその割合がより高くなっています(それぞれ33.3%、57.1%)。

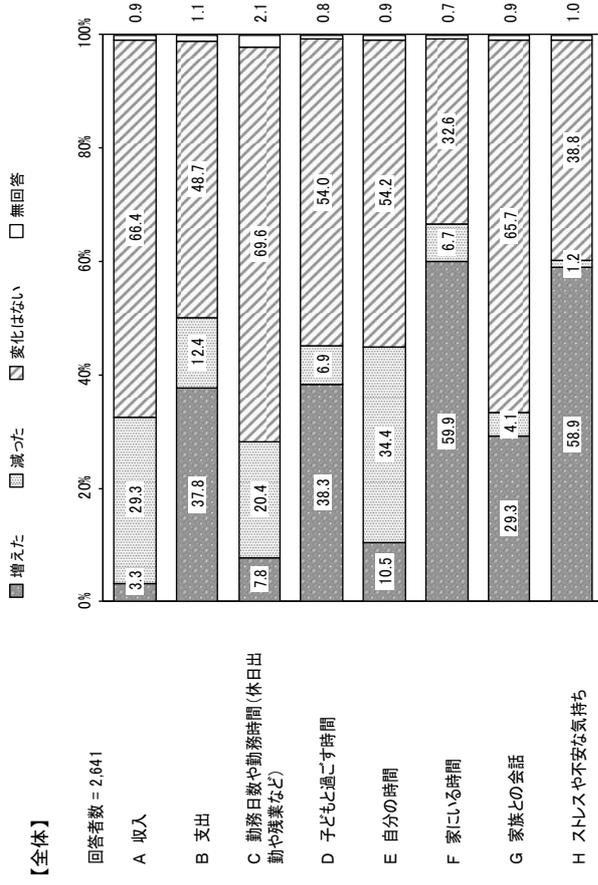
以上のように、勤務日数や勤務時間として収入が増えたのは主にひとり親や生活困窮層の子どもであり、コロナ禍においても働かざるを得ない事情をもつ子どもが就労を継続している様子がうかがえます。

2. 保護者への影響

保護者への影響について、結果は以下の通りです。

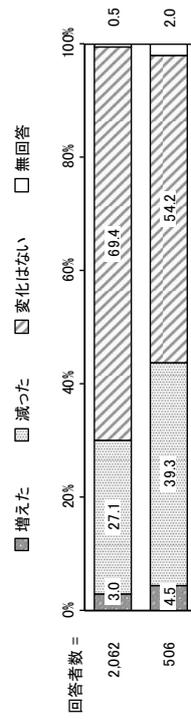
(1) 影響について

新型コロナウイルス感染症の影響について、自分の時間、家にいる時間、家にいる時間、家族との会話、ストレスや不安な気持ちについて聞きました。結果は以下の通りです。

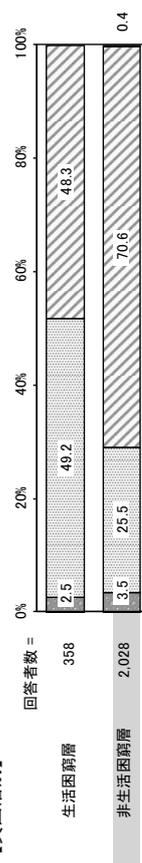


収入

【親別】

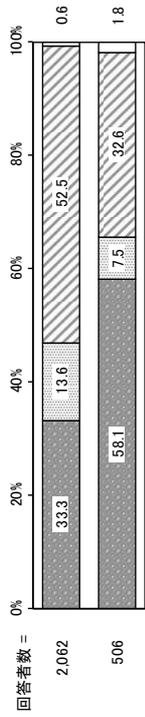


【貧困層別】

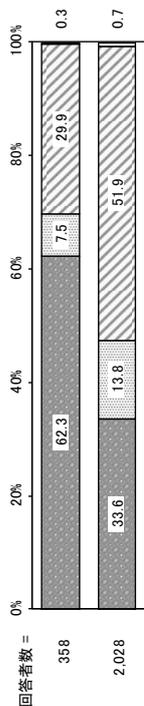


支出

【親別】

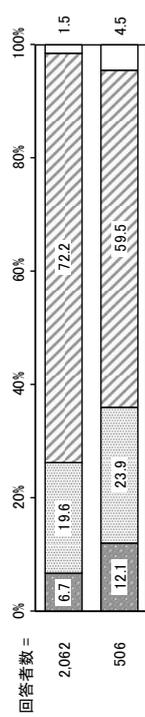


【貧困層別】

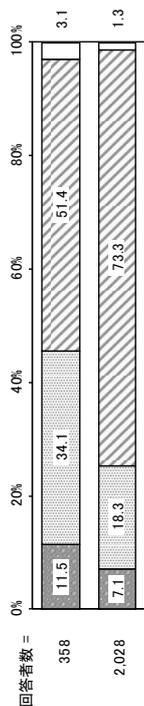


勤務日数や勤務時間

【親別】

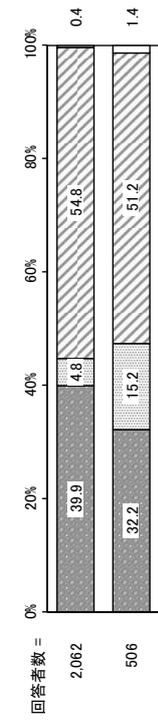


【貧困層別】

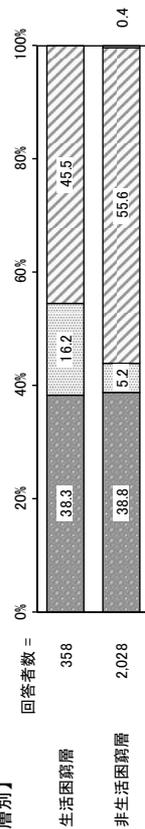


子どもと過ごす時間

【親別】

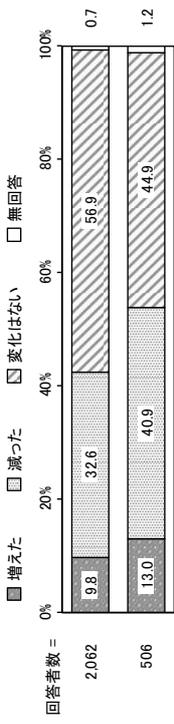


【貧困層別】

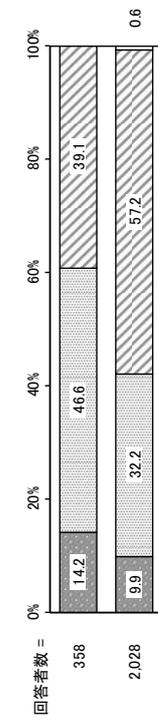


自分の時間

【親別】

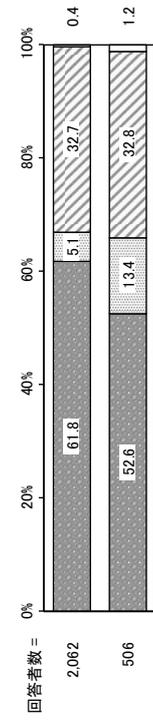


【貧困層別】

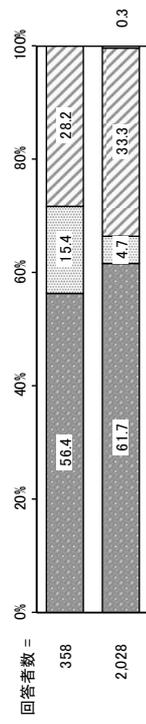


家にいる時間

【親別】

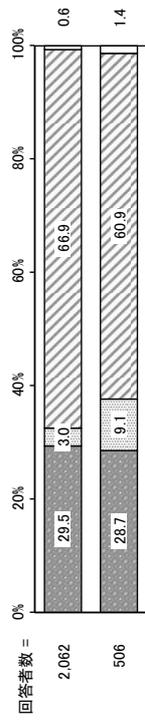


【貧困層別】

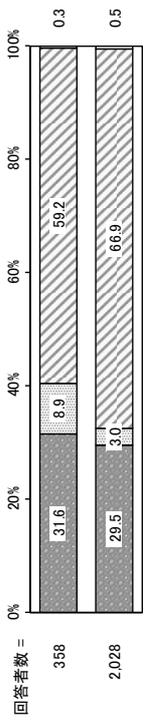


家族との会話

【親別】

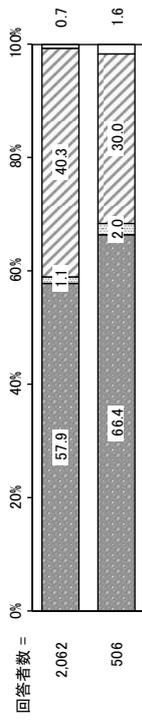


【貧困層別】

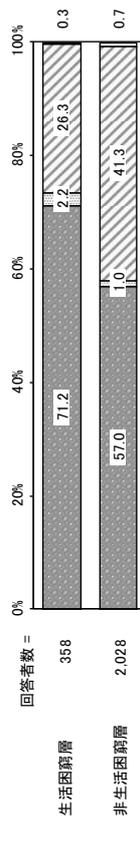


ストレスや不安な気持ち

【親別】



【貧困層別】



新型コロナウイルス感染症による保護者への影響を全体でみた場合、主なものは、「勤務日数・時間」や「収入」が減る一方で「支出」が増えた世帯が3割前後に上りました。また、「家にいる時間」や「子どもと過ごす時間」や「家族との会話」は増えたものの、他方で「ストレスや不安な気持ち」も増える結果となりました。

親別で見ると、ひとり親はふたり親よりも、収入の減少、支出の増大、子どもと過ごす時間の減少、自分の時間の減少、家にいる時間の減少、家族との会話の減少、ストレスや不安な気持ちの増大の割合が高く見られ、どの項目においてもひとり親にはより困難な影響がみられました。

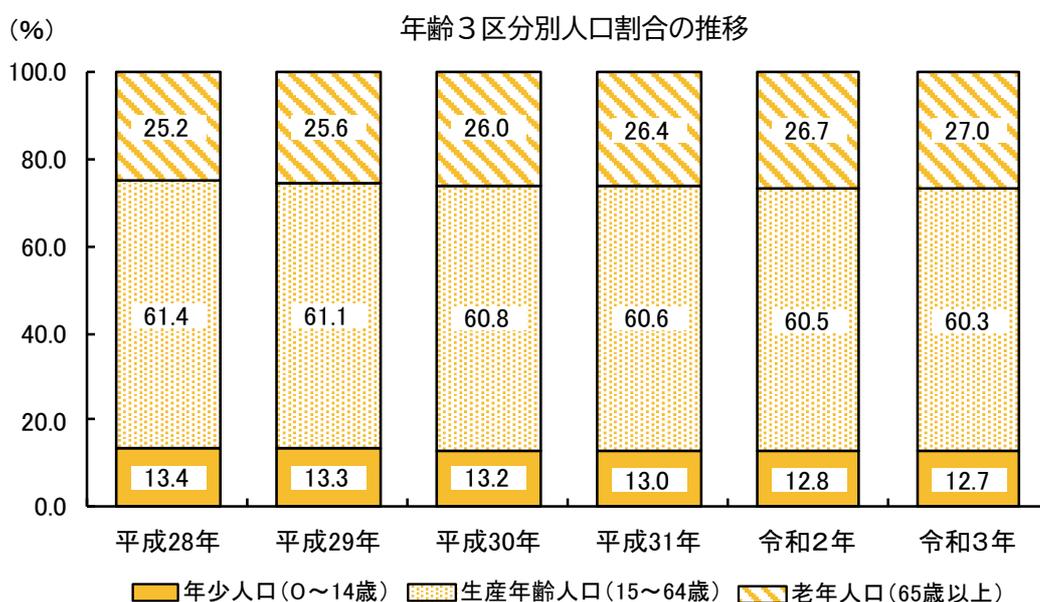
貧困層別でみた場合も同様の傾向があり、収入の減少、支出の増大、子どもと過ごす時間の減少、自分の時間の減少、家にいる時間の減少、家族との会話の減少、ストレスや不安な気持ちの増大の割合が高くみられ、非生活困窮層よりもより困難な影響がみられました。

2 統計からみる本市の現状

(1) 人口

① 年齢3区分別人口割合の推移

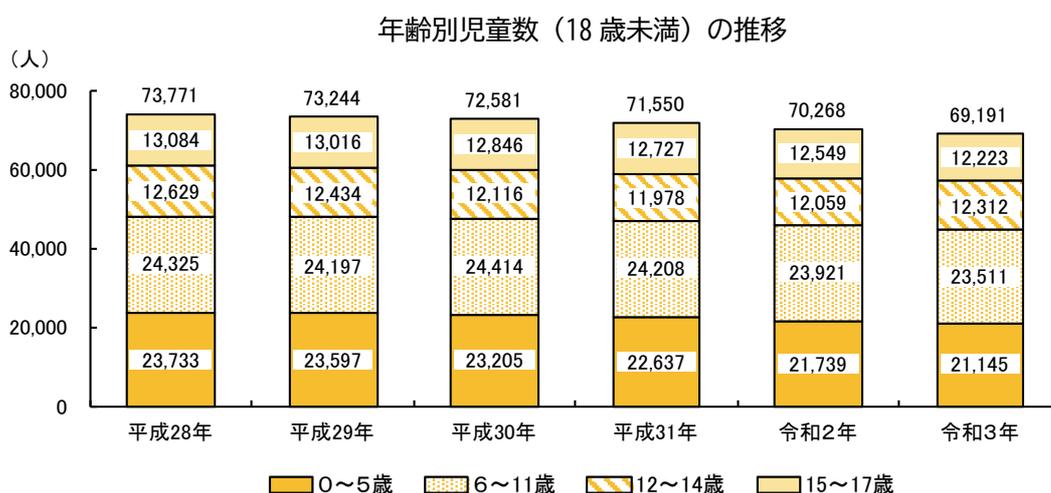
年齢3区分別人口割合は、平成28年と比較すると、令和3年の年少人口（0～14歳）は12.7%で0.7ポイント減少しています。また、生産年齢人口（15～64歳）も年々減少しており、令和3年では60.3%となっています。



資料：金沢市「住民基本台帳（各年4月1日現在）」

② 年齢別児童数（18歳未満）の推移

年齢別児童数（18歳未満）は、令和3年では69,191人で、平成28年から4,580人減少しています。特に0～5歳児の減少が顕著になっており、少子化が着実に進んでいることがうかがえます。

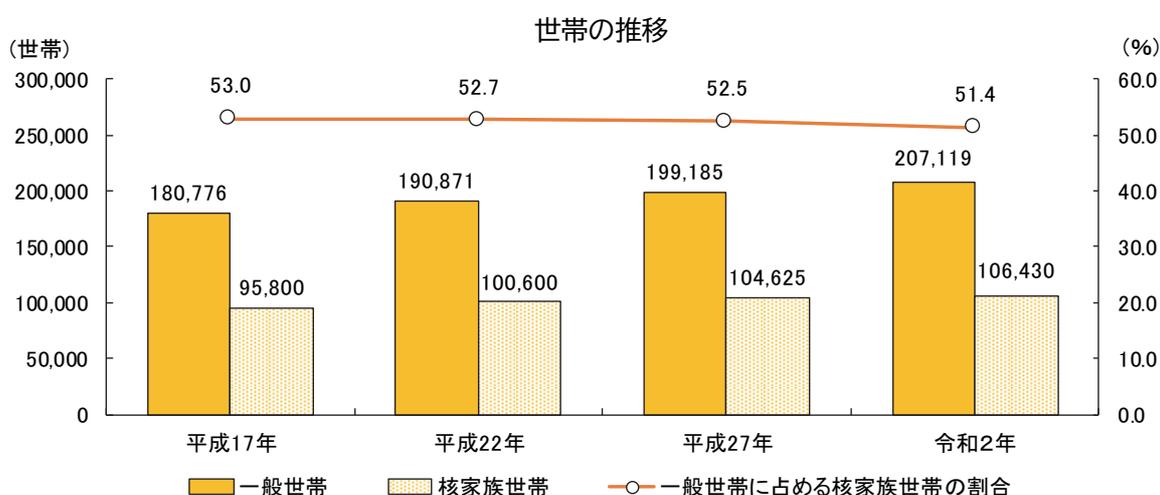


資料：金沢市「住民基本台帳（各年4月1日現在）」

(2) 世帯

① 世帯の推移

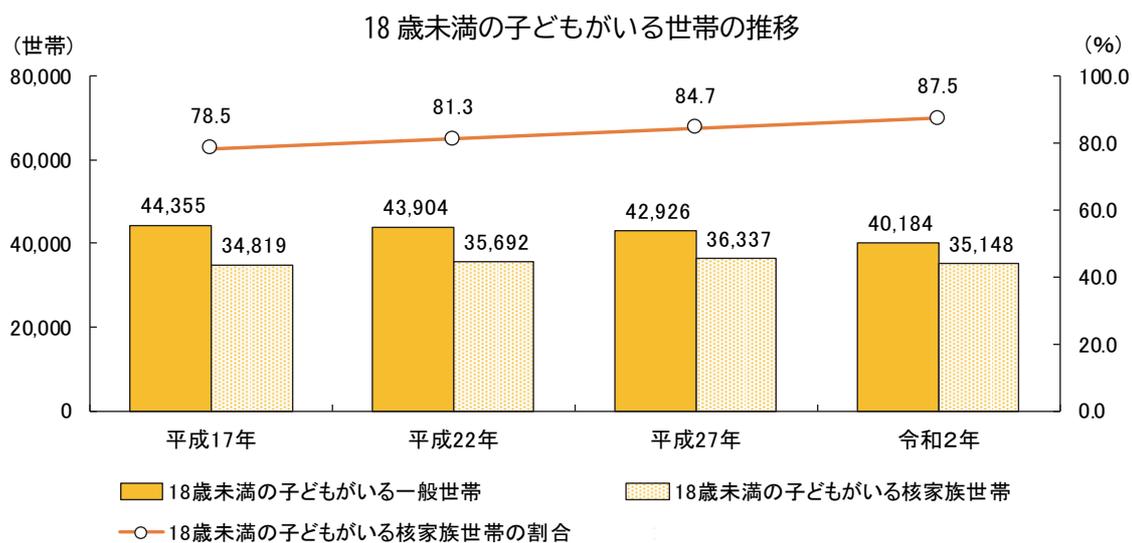
一般世帯と核家族世帯は、令和2年では一般世帯が207,119世帯、核家族世帯が106,430世帯、一般世帯に占める核家族世帯の割合は51.4%となっています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

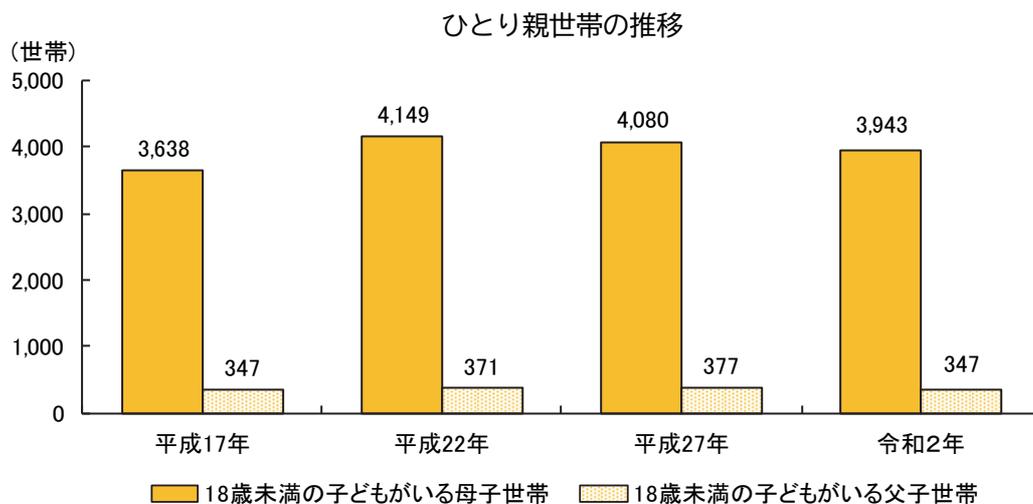
18歳未満の子どもがいる一般世帯は減少していますが、18歳未満の子どもがいる核家族世帯は、平成17年と比較すると329世帯増加し、令和2年では35,148世帯、核家族世帯の割合は87.5%と上昇しています。



資料：国勢調査

③ ひとり親世帯の推移

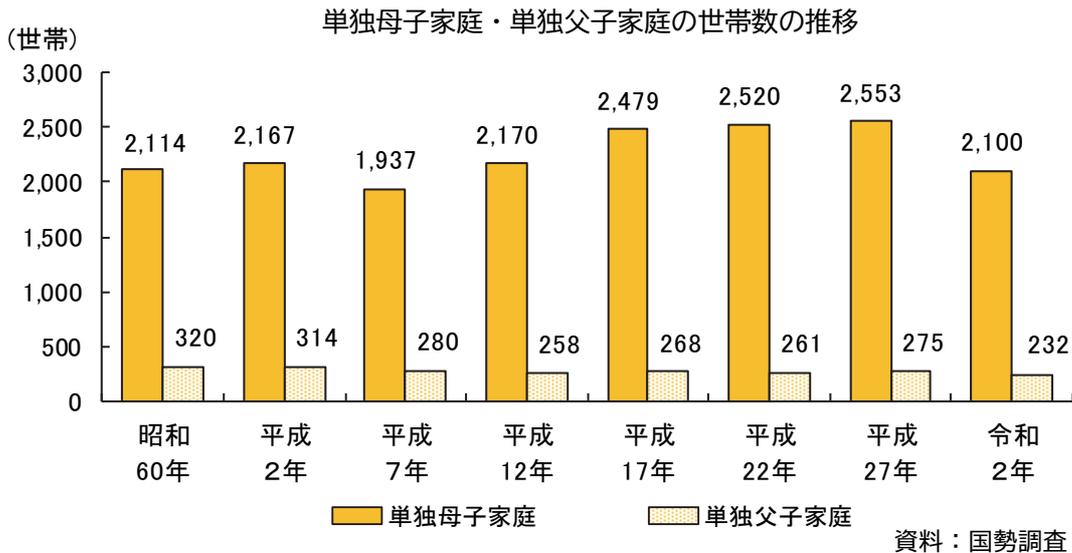
18歳未満の子どもがいる母子世帯は、令和2年では3,943世帯、18歳未満の子どもがいる父子世帯は、令和2年では347世帯となっています。



資料：国勢調査

④ 単独母子家庭・単独父子家庭の世帯数の推移

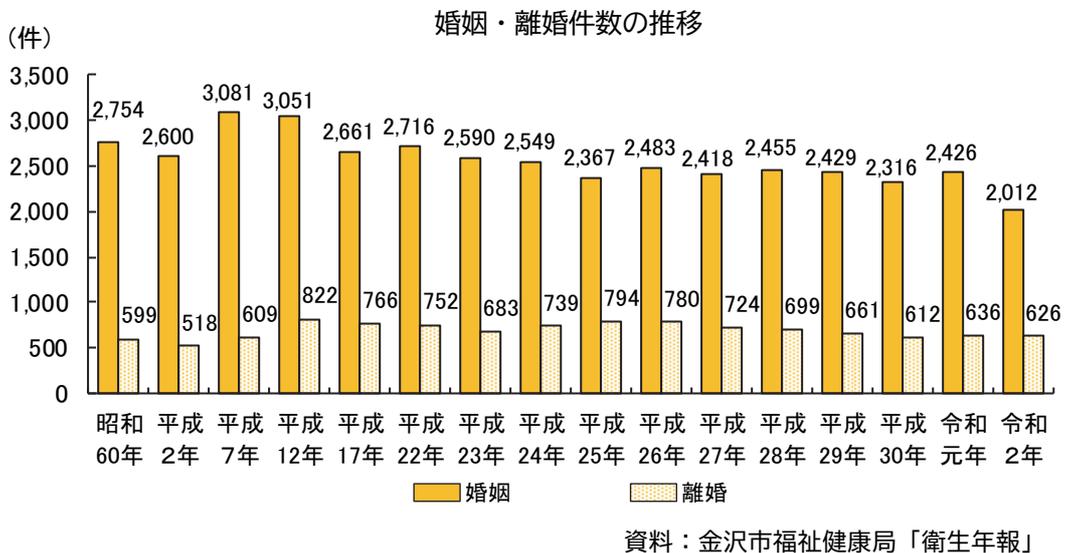
単独母子家庭・単独父子家庭の世帯数の推移をみると、単独母子家庭の世帯数は平成7年以降、増加しており平成27年で、2,553世帯となっていました。令和2年で2,100世帯に減少しています。単独父子家庭の世帯数は減少傾向にあり、令和2年で232世帯となっています。



(3) 婚姻

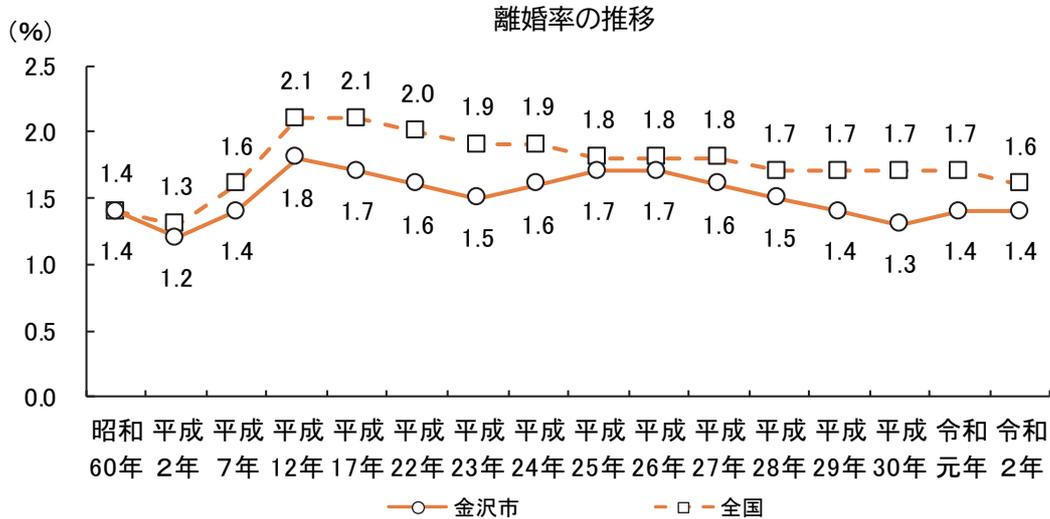
① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、離婚件数は平成12年をピークにその後は増減を繰り返し、令和2年では626件となっています。



② 離婚率の推移

本市の離婚率は、全国より低い値で推移しており、平成26年以降は減少傾向となっています。



資料：全国＝厚生労働省「人口動態統計（各年12月31日現在）」
 金沢市＝金沢市福祉健康局「衛生年報（各年10月1日現在）」

(4) 児童扶養手当

① 児童扶養手当受給世帯数の推移

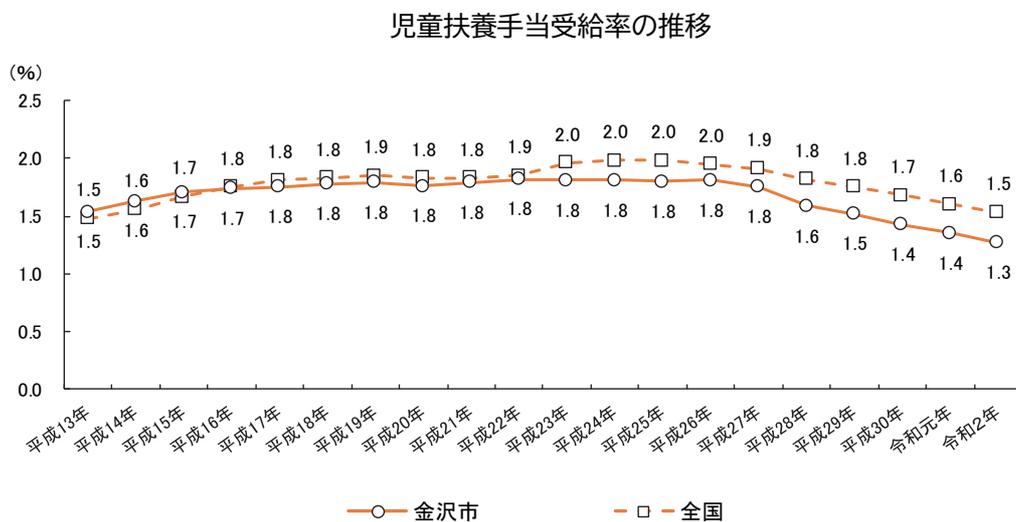
児童扶養手当受給世帯数は、平成25年以降減少し、令和2年では2,635世帯となっています。



資料：昭和46年～令和2年＝金沢市「金沢の福祉と保健（各年3月末現在）」

② 児童扶養手当受給率の推移

本市の児童扶養手当受給率は、令和2年で1.3%と全国よりも低く、また、平成27年以降受給率は低下しています。



資料：全国＝厚生労働省「福祉行政報告例（各年3月末現在）」
 平成13年～令和2年＝金沢市「金沢の福祉と保健（各年3月末現在）」

③ 母子家庭・父子家庭になった理由別の児童扶養手当受給世帯の推移

母子家庭・父子家庭になった理由別の児童扶養手当受給世帯は、「離婚」が最も多く、平成13年以降は92.0%前後で推移しています。

単位：世帯・%

		離婚	死別	未婚	障害 (1)	遺棄 (2)	保護命令 (3)	その他	計
		昭和46年	世帯数	220	53	45	42	73	0
	割合	48.6	11.7	9.9	9.3	16.1	0.0	4.4	100.00
昭和56年	世帯数	1,225	96	156	95	136	—	17	1,725
	割合	71.0	5.6	9.0	5.5	7.9	—	1.0	100.00
平成3年	世帯数	2,099	47	119	31	86	0	40	2,422
	割合	86.7	1.9	4.9	1.3	3.6	0.0	1.6	100.00
平成13年	世帯数	2,391	17	185	6	14	0	10	2,623
	割合	91.2	0.6	7.1	0.2	0.5	0.0	0.4	100.00
平成23年	世帯数	3,168	33	152	15	2	0	79	3,449
	割合	91.9	1.0	4.4	0.4	0.1	0.0	2.3	100.10
平成24年	世帯数	3,229	35	159	14	2	0	80	3,519
	割合	91.8	1.0	4.5	0.4	0.1	0.0	2.3	100.10
平成25年	世帯数	3,283	32	154	17	0	3	78	3,567
	割合	92.0	0.9	4.3	0.5	0.0	0.1	2.2	100.00
平成26年	世帯数	3,324	40	151	18	1	3	68	3,605
	割合	92.2	1.1	4.2	0.5	0.0	0.1	1.9	100.00
平成27年	世帯数	2,948	38	138	14	1	6	62	3,207
	割合	91.9	1.2	4.3	0.4	0.0	0.2	1.9	100.00
平成28年	世帯数	2,854	37	130	16	1	1	59	3,098
	割合	92.1	1.2	4.2	0.5	0.0	0.0	2.0	100.00
平成29年	世帯数	2,700	37	111	11	1	2	60	2,922
	割合	92.4	1.3	3.8	0.4	0.0	0.0	2.1	100.00
平成30年	世帯数	2,581	31	102	11	1	1	59	2,786
	割合	92.6	0.8	4.0	0.5	0.0	0.0	2.1	100.00
令和元年	世帯数	2,448	32	93	10	0	2	61	2,646
	割合	92.5	1.2	3.5	0.4	0.0	0.1	2.3	100.00
令和2年	世帯数	2,424	30	98	15	0	4	64	2,635
	割合	92.0	1.2	3.7	0.6	0.0	0.1	2.4	100.00

資料：昭和46年～令和2年＝金沢市「金沢の福祉と保健（各年3月末現在）」

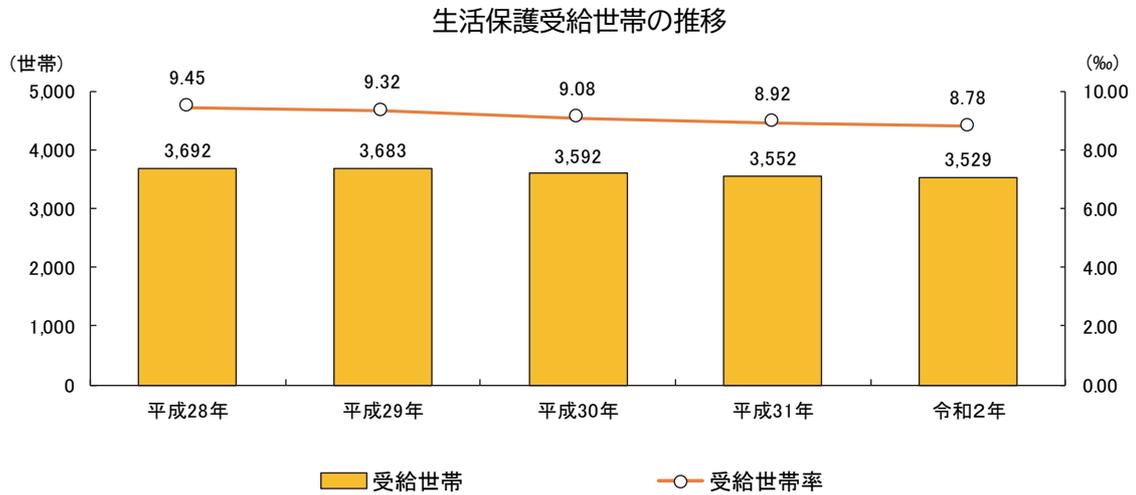
(1) 障害…父（母）が一定の障害の状態にある場合

(2) 遺棄…父（母）に1年以上遺棄されている場合

(3) 保護命令…父（母）が裁判所からDV保護命令を受けた場合

④ 生活保護受給世帯の推移

生活保護受給世帯、受給世帯率はともに減少しており、令和2年では3,529世帯、8.78%となっています。



資料：金沢市生活支援課

3 子どもの貧困対策の推進に関する法律

制定 平成二十五年法律第六十四号
改正 令和元年六月一九日法律第四一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計

画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和元年六月一九日法律第四一号）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年成立、議員立法）に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
 - 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

目的

現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- 生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- 地方公共団体の計画策定等支援
- 子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用

出典：内閣府資料

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実
など

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
・家庭への復帰支援、退所後の相談支援
- 支援体制の強化

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率
など、39の指標

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

<施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

出典：内閣府資料

5 金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 本市は、ひとり親家庭の自立支援及び子どもの貧困対策に関する基本方針及び今後の方向性を示す計画を策定するに当たり必要な事項を審議するため、金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1)子どもの生活実態調査の内容に関する事項
- (2)金沢市子ども生活応援プラン（仮称）に記載する内容に関する事項
- (3)前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、福祉又は教育に関し識見を有する者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、こども未来局子育て支援課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

6 金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定委員会委員名簿

	氏名	所属等	選出区分
○	1 後出 建司	金沢市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	地域福祉関係全般
	2 小澤 裕香	金沢大学人間社会研究域 経済学経営学系准教授	学識経験者
	3 押野 正憲	金沢市立小学校長会会長	教育関係者
	4 北 篤司	金沢市社会福祉協議会保育部会 部会長	保育関係者
	5 北川 茂樹	児童養護施設享誠塾塾長	社会的養護関係者
	6 駒井 清美	金沢市児童館厚生員会副会長	児童館関係者
	7 堂下 伸彦	公募委員	公募
	8 中村 幸子	金沢市母子寡婦福祉連合会会長	ひとり親家庭への 支援を行う団体
	9 羽岡 清美	金沢市立中学校長会副会長	教育関係者
	10 疋島 信也	金沢公共職業安定所業務第二次長	就労・自立支援
	11 堀 義明	石川県高等学校協会副会長	教育関係者
	12 水島 栄美子	NPO法人子育て支援はぐはぐ そのままでいいよ理事長	子どもの生活を支 援する活動を行う 団体
	13 南口 政人 (北 淳子)	MCハイツ平和施設長	母子生活支援施設
	14 山崎 さやか	公募委員	公募
	15 吉本 隆史	金沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会会長	地域の児童福祉の 担い手
◎	16 米川 祥子	金城大学短期大学部幼児教育学科教授	学識経験者

(50音順)

◎は委員長、○は副委員長

委嘱期間 令和3年4月23日～令和4年3月31日

(北淳子委員 令和3年4月23日～令和3年8月31日

→南口政人委員 令和3年9月1日～令和4年3月31日)

7 金沢市子どもの貧困対策チーム設置要領

(目的)

第1条 本市は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるよう、関係局の連携により子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、金沢市子どもの貧困対策チーム（以下「対策チーム」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 対策チームは、次に掲げる事項についての課題を処理するための作業を実施するものとする。

- (1)金沢市子どもの貧困対策基本計画の具現化に関する事項
- (2)関係局の連携による個別ケースの対応に関する事項
- (3)その他子どもの貧困対策を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 対策チームは、別表に掲げる課所の職員で組織する。

2 対策チームの座長は、児童家庭相談室長とする。

(会議)

第4条 対策チームの会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、議事に関する課所等の職員を会議に加えることができる。

(庶務)

第5条 対策チームの庶務は、児童家庭相談室において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年5月18日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

税務課、市民税課、労働政策課、ダイバーシティ人権政策課、市民課、福祉政策課、生活支援課、障害福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、こども相談センター、幼児教育センター、健康政策課、福祉健康センター、医療保険課、市営住宅課、教育総務課、学校指導課、生涯学習課、学校教育センター、料金センター

8 金沢市子ども生活応援プランの策定経過

年月日	事項
令和3年4月1日	○金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定委員会設置
5月27日	○金沢市子どもの貧困対策チーム 第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・金沢市子どもの貧困対策チームの概要について ・令和2年度児童家庭相談室の相談実績について ・チームによる庁内連携の推進について ・金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定について（プラン策定ワーキング）
5月31日	○第1回 金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「金沢市子ども生活応援プラン（仮称）」の策定について ・策定委員会の予定 ・ひとり親家庭等の自立促進及び子どもの貧困対策の取組について ・金沢市子どもの生活実態調査の概要について
7月2日～ 7月30日	○金沢市子どもの生活実態調査
7月14日～ 8月6日	○関係団体等ヒアリング 保育所・認定こども園等、小学校、中学校、高等学校、社会福祉協議会、児童養護施設、放課後児童クラブ、ひとり親家庭への支援を行う団体、地域で子どもを支援する団体・グループ 計12か所の代表者、管理者、職員等
10月29日	○第2回 金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活実態調査の結果について ・関係団体等ヒアリング調査の結果について ・今回調査における本市の子どもの貧困の現状と課題 ・金沢市子ども生活応援プラン（仮称）の体系について
11月17日	○金沢市子どもの貧困対策チーム 第2回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定ワーキング ・子どもの生活実態調査の結果について ・関係団体等ヒアリング調査の結果について ・今回調査における本市の子どもの貧困の現状と課題について ・金沢市子ども生活応援プラン（仮称）の体系について
12月2日	○第3回 金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・金沢市子ども生活応援プラン（仮称）骨子案について
12月21日～ 令和4年1月19日	○パブリックコメントの実施
3月11日	○第4回 金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・金沢市子ども生活応援プラン（仮称）（案）について ・計画の名称について

金沢市子どもの貧困対策基本計画
金沢市ひとり親家庭等自立促進計画

金沢市子ども生活応援プラン

令和4年（2022年）3月

発行／金沢市

編集／金沢市 こども未来局 子育て支援課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話 (076)220-2285 FAX (076)220-2360

E-mail kosodate@city.kanazawa.lg.jp